阿見 町議会会議録

平成26年第1回定例会 (平成26年3月3日~3月18日)

阿見町議会

平成26年第1回阿見町議会定例会会議録目次

◎招集告示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
◎会期日程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
◎第1号(3月3日) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	5
〇出席,欠席議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
○出席説明員及び会議書記・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
○議事日程第1号・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
○開 会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 0
・会議録署名議員の指名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 0
• 会期の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 0
• 諸般の報告	1 1
・総務常任委員会及び議会活性化特別委員会の委員長,副委員長の互選結果報告 …	1 2
常任委員会所管事務調查報告 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1 2
・議案第1号から議案第7号(上程,説明,質疑,討論,採決)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 9
• 議案第8号(上程,説明,質疑,委員会付託) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2 6
・議案第9号から議案第21号(上程,説明,質疑,委員会付託)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
・議案第22号から議案第28号(上程,説明,質疑,委員会付託)・・・・・・・・・・	4 1
・議案第29号から議案第36号(上程,説明,質疑,委員会付託)・・・・・・・・・・	5 0
・阿見町予算特別委員会の委員長、副委員長の互選結果報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 5
・議案第37号から議案第38号(上程,説明,質疑,委員会付託)・・・・・・・・・・	7 6
請願第1号(上程,委員会付託) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	7 7
請願第2号(上程,委員会付託) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	7 7
請願第3号(上程,委員会付託) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	7 8
○散 会	7 8
	7.0
◎第2号(3月4日) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	7 9
○出席,欠席議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 9
○出席説明員及び会議書記・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 9
○議事日程第2号・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 1
○一般質問通告事項一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 2
○開 議······	8.3

• —	般質問	[8	3
	平岡	博	 		8	3
	藤平	竜也 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	 		8	8
	海野	隆·····	 		9	1
	永井	義一	 	1	1	5
	柴原	成一 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	 	1	2	7
○散	会		 	1	3	0
◎第3	号(3	月 5 日) · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	 	1	3	1
〇出席	5,欠席	議員 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	 	1	3	1
〇出席	話期員	及び会議書記・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 	1	3	1
○議事	日程第	33号	 	1	3	3
〇一般	質問通	告事項一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 	1	3	4
○開	議		 	1	3	5
• —	般質問	J	 	1	3	5
	浅野	栄子・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 	1	3	5
	紙井	和美・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 	1	5	5
	川畑	秀慈 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	 	1	7	0
	難波	千香子・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 	1	8	6
	飯野	良治・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 	2	0	7
• 休	会の件		 	2	2	2
○散	会		 	2	2	2
◎第4	号(3	月18日)	 	2	2	5
○出席	5,欠席	議員 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	 	2	2	5
○出席	話明員	及び会議書記・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 	2	2	5
○議事	日程第	54号	 	2	2	7
○開	議…		 	2	2	9
• 薜	詳孝幸	議員の議員辞職勧告決議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 	2	2	9
• 講	義案第8	号(委員長報告, 討論, 採決)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 	2	3	5
• 講	義案第9	号から議案第21号(委員長報告, 討論, 採決)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 	2	3	7
• 講	義案第2	2号から議案第28号(委員長報告, 討論, 採決)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 	2	4	6

・議案第29号から議案第36号(委員長報告,討論,採決)・・・・・・・・・・ 250
・議案第37号から議案第38号(委員長報告,討論,採決)・・・・・・・・・ 255
請願第1号(委員長報告,討論,採決) · · · · · · · · · · · · · · · · · 256
請願第2号(委員長報告,討論,採決)····································
請願第3号(委員長報告,討論,採決)
意見書案第1号(上程,説明,討論,採決)
・議会運営委員会及び常任委員会の閉会中における所管事務調査・・・・・・・ 2 6 3
○閉 会

第1回定例会

阿見町告示第23号

平成26年第1回阿見町議会定例会を次のとおり招集する。

平成26年2月10日

阿見町長 天田 富司男

1 期 日 平成26年3月3日

2 場 所 阿見町議会議場

平成26年第1回阿見町議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内容
第1日	3月3日	(月)	午前10時	本会議	・開会・議案上程・提案理由の説明・質疑・委員会付託
第2日	3月4日	(火)	午前10時	本会議	• 一般質問 (5名)
第3日	3月5日	(水)	午前10時	本会議	一般質問(5名)
第4日	3月6日	(木)	午前10時	委員会	• 予算特別委員会(総務所管分)
第5日	3月7日	(金)	午前10時	委員会	· 予算特別委員会(民生教育所管 分)
第6日	3月8日	(土)	休	会	• 議案調査
第7日	3月9日	(日)	休	会	• 議案調査
第8日	3月10日	(月)	午前10時	委員会	・予算特別委員会(産業建設所管 分)
第9日	3月11日	(火)	午前10時	委員会	総 務(議案審査)
1 27 3 LI	ЭЛПН		午後2時	委員会	・民生教育(議案審査)

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内容
第10日	3月12日	(水)	午後2時	委員会	・産業建設(議案審査)
第11日	3月13日	(木)	休	会	• 議案調査
第12日	3月14日	(金)	休	会	• 議案調査
第13日	3月15日	(土)	休	会	• 議案調査
第14日	3月16日	(目)	休	会	• 議案調査
第15日	3月17日	(月)	休	会	• 議案調査
第16日	3月18日	(火)	午前10時	本会議	・委員長報告・討論・採決・閉会

平成26年第1回阿見町議会定例会会議録(第1号)

平成26年3月3日(第1日)

○出席議員

1番 倉 持 松 雄 君 2番 藤 平 竜 也 君 3番 野 口雅弘君 4番 永 井 義 一 君 5番 野 海 隆 君 6番 飯野良治 君 8番 久保谷 充 君 9番 川畑秀慈 君 10番 難 波 千香子 君 11番 紙 井 和 美 君 12番 柴 原 成 一 君 浅 野 栄 子 君 13番 14番 藤井孝幸君 16番 吉 田 憲市君 17番 佐 藤 幸明君 実 君 18番 諏訪原

○欠席議員

7番 平 岡 博 君

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町 長 天 田 富司男 君 教 育 長 青 山 壽々子 君 部 坪 田 匡 弘 君 総 務 長 町 民 部 長 篠 原尚彦君 保健福祉部長 横 田 健 一 君 生活產業部長 篠 﨑慎一君 都市整備部長 横田充新君 教育委員会教育次長 竿 留 美 君 防 長 川村忠 男 君 会計管理者兼 本 寛 宮 則 君 숲 計 課 長 生活產業部次長 大 野 利 明 君 総 務 課 長 飯 野 利 明 君 企画財政課長 原 君 湯 幸 徳 児童福祉課長 岡 田 稔 君 商工観光課長 鹿志村 浩 行 君 廃棄物対策課長 野 口 恭 男 君 都市施設管理課長 生 典 昭 君 柳 下 水 道 課 長 菊 池 彰 君 水 道 課 君 長 坪 田 博 学校教育課長 黒 井 寛 君 生涯学習課長兼 佐藤吉一君 中央公民館長 農業委員会事務局長 大 塚 康 夫 君 消防本部予防課長 糠賀利明君

○議会事務局出席者

 事 務 局 長 青 山 公 雄

 書 記 大 竹 久

平成26年第1回阿見町議会定例会

議事日程第1号

平成26年3月3日 午前10時開会・開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 総務常任委員会及び議会活性化特別委員会の委員長,副委員長の互選結果報告について

日程第5 常任委員会所管事務調査報告

日程第6 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(損害賠償の額を定めることについて)

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて(損害賠償の額を定めることについて)

議案第3号 専決処分の承認を求めることについて(損害賠償の額を定めることについて)

議案第4号 専決処分の承認を求めることについて(損害賠償の額を定めることについて)

議案第5号 専決処分の承認を求めることについて(損害賠償の額を定めることについて)

議案第6号 専決処分の承認を求めることについて(損害賠償の額を定めることについて)

議案第7号 専決処分の承認を求めることについて(損害賠償の額を定めることについて)

日程第7 議案第8号 阿見吉原地区企業誘致条例の制定について

日程第8 議案第9号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について

議案第10号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第11号 阿見町工場誘致条例の一部改正について

議案第12号 阿見町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例の一部改正について

	議案第13号	阿見町下水道事業審議会条例の一部改正について
	議案第14号	阿見町水道事業給水条例の一部改正について
	議案第15号	阿見町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
	議案第16号	阿見町社会教育委員に関する条例の一部改正について
	議案第17号	阿見町青少年問題協議会設置条例の一部改正について
	議案第18号	阿見町火災予防条例の一部改正について
	議案第19号	阿見町手数料徴収条例の一部改正について
	議案第20号	阿見町学校施設耐震化基金条例の廃止について
	議案第21号	阿見町震災復興まちづくり基金条例の廃止について
日程第9	議案第22号	平成25年度阿見町一般会計補正予算(第4号)
	議案第23号	平成25年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
	議案第24号	平成25年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算(第4
		号)
	議案第25号	平成25年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算(第2
		号)
	議案第26号	平成25年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4
		号)
	議案第27号	平成25年度阿見町介護保険特別会計補正予算(第3号)
	議案第28号	平成25年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3
		号)
日程第10	議案第29号	平成26年度阿見町一般会計予算
	議案第30号	平成26年度阿見町国民健康保険特別会計予算
	議案第31号	平成26年度阿見町公共下水道事業特別会計予算
	議案第32号	平成26年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算
	議案第33号	平成26年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算
	議案第34号	平成26年度阿見町介護保険特別会計予算
	議案第35号	平成26年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算
	議案第36号	平成26年度阿見町水道事業会計予算
日程第11	議案第37号	町道路線の廃止について
	議案第38号	町道路線の認定について
日程第12	請願第1号	「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進す
		るための法律の制定を求める意見書」の採択を求める請願

日程第13 請願第2号 要支援者を介護予防給付から切り離すことに反対の請願

日程第14 請願第3号 オーケストラと歌おうin Amiの存続を求める請願

午前10時00分開会

○議長(倉持松雄君) おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから平成26年 第1回阿見町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御 了承願います。

これより議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長(倉持松雄君) 日程第1,会議録署名議員の指名について,本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって,

11番 紙井和美君

12番 柴原成一君

を指名いたします。

会期の決定について

○議長(倉持松雄君) 次に、日程第2、会期の決定についてを議題にします。

本件については、去る2月24日、議会運営委員会が開かれ協議されましたので、その結果について議会運営委員会委員長より報告を求めます。

議会運営委員会委員長佐藤幸明君、登壇願います。

〔議会運営委員会委員長佐藤幸明君登壇〕

○議会運営委員会委員長(佐藤幸明君) 皆さん、おはようございます。

まず,天田町長におかれまして,2期目の当選おめでとうございます。お祝いを申し上げます。

去る2月24日,議会運営委員会を開催いたしました。まず初めに、委員長が不在となっておりましたので、委員長の互選を行い、その結果、指名推選により議会運営委員会委員長に、私、佐藤幸明、副委員長に紙井和美君が選任されました。

それでは、会期の決定の件について御報告申し上げます。

平成26年第1回定例会の会期は本日から3月18日までの16日間で、日程につきましては、本

日本会議, 議案上程, 提案理由の説明, 質疑, 委員会付託。

2日目, 3月4日は午前10時から本会議で一般質問, 5名。

3日目、3月5日は午前10時から本会議で一般質問、5名。

4日目、3月6日は午前10時から予算特別委員会総務所管分でございます。

5日目、3月7日は委員会で午前10時から予算特別委員会民生教育所管分です。

6日目から7日目までは休会で議案調査。

8日目、3月10日は委員会で、午前10時から予算特別委員会産業建設所管分。

9日目,3月11日は委員会で,午前10時から総務常任委員会,午後2時から民生教育常任委員会。

10日目, 3月12日は委員会で,午後2時から産業建設常任委員会。

11日から15日目までは休会で議案調査。

16日目, 3月18日は最終日となりますが,午前10時から本会議で委員長報告,討論,採決, 閉会。

議会運営委員会といたしましては、以上のような会期日程を作成いたしました。各議員の御協力をよろしくお願いいたしまして、報告といたします。

○議長(倉持松雄君) お諮りいたします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告どおり、本日から3月18日までの16日間といたしたいと思います。

御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(倉持松雄君) 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月18日までの16日間と決定しました。

諸般の報告

○議長(倉持松雄君) 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

議長より報告いたします。

今定例会に提出された案件は、町長提出議案第1号から議案第38号のほか、「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の採択を求める請願、要支援者を介護予防給付から切り離すことに反対の請願、オーケストラと歌おうinAmiの存続を求める請願、以上41件であります。

次に、本日までに受理された陳情等は、これからの勤労青年教育のあり方に関する要望書、 要支援者への予防給付を市町村事業とすることについての意見書提出に関する要望書の2件で す。内容はお手元に配付した参考資料のとおりです。

次に、監査委員から平成25年11月分から平成26年1月分に関する例月出納検査結果について 報告がありましたので、報告いたします。

次に、本定例会に説明員として地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者は、 お手元に配付いたしました名簿のとおりです。

次に、閉会中における委員会、協議会等の活動状況は、お手元に配付しました参考資料のと おりです。

次に、平成25年度普通建設等事業進捗状況・契約状況報告について、2月28日付で町長から報告がありました。内容はお手元に配付いたしました参考資料のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

総務常任委員会及び議会活性化特別委員会の委員長、副委員長の互選結果報告

○議長(倉持松雄君) 次に、日程第4、総務常任委員会及び議会活性化特別委員会の委員長、 副委員長の互選結果報告を行います。

委員長が不在となっておりましたので、総務常任委員会及び議会活性化特別委員会において 正副委員長の互選が行われ、その結果について報告がありましたので、御報告いたします。

総務常任委員会委員長に吉田憲市君,副委員長に浅野栄子君,議会活性化特別委員会委員長に佐藤幸明君,副委員長に柴原成一君,以上の方が選出されました。

以上で総務常任委員会及び議会活性化特別委員会の委員長、副委員長の互選結果報告を終わります。

常任委員会所管事務調査報告

○議長(倉持松雄君) 次に、日程第5、常任委員会所管事務調査報告を行います。

民生教育常任委員会では、閉会中における事務調査を実施しました。

ここで,委員長より調査結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長諏訪原実君、登壇願います。

[民生教育常任委員会委員長諏訪原実君登壇]

○民生教育常任委員会委員長(諏訪原実君) 皆さん、おはようございます。

それでは、命によりまして、民生教育常任委員会所管事務調査について御報告を申し上げます。

当委員会は、去る2月5日、常陸大宮市、ひたち野うしく小学校に視察研修してまいりました。

出席議員は6名で、議会事務局より1名、執行部より竿留教育次長、黒井学校教育課長、小 倉学校教育課長補佐の出席をいただきました。

今回の視察は、学校再編をテーマとして、県内で先進的に行っている常陸大宮市と、新設小学校の見学ということで、ひたち野うしく小学校で研修してまいりました。

午前10時から、常陸大宮市役所におきまして、岡﨑議長、上久保教育長、皆川教育部長を初めとする関係職員の皆様に御出席をいただき、1時間半にわたり研修を行いました。

最初に、児童生徒についての質問で、環境の変化に対応するための対策はどんなものですか、 また、統合後の状況はどうですか、新たな友人関係、学習、運動、通学など。

この質問については、宿泊学習や社会科見学会等の合同実施など、統合前から頻繁に学校間等の交流会を実施している。また、統合した学校のクラス編成について配慮している。さらに、閉校になる学校から新しい統合先の学校について、教職員の人事配置についても考慮している。中学校については、統合前から、休日の部活動の合同練習等を実施している。

また、統合後の状況については、アンケートで児童と保護者から御意見をいただいており、 どうしても、保護者のほうは子供は慣れるのか、順応できるのかといった心配があるが、子供 としては、慣れるのは早いので心配事などは時間を重ねるに当たって解消されておりますとの ことでした。

次に、地域住民についての質問で、地域住民に理解していただくため、どのようなことをしましたか。また、これまでの学校を中心としたコミュニティーを継続させるための支援策はありますか。統合小学校との新たなかかわり合いはできていますか。

これについて、地域の皆さんに対しては、丁寧に根気強く子供のことを第一に考えて進めているとのことを説明している。また、統合小学校との新たなかかわりというもので、これは、地域のイベント等についても、閉校になった学校と同じように、統合後の学校から参加するような形をとっているとのことでした。

3つ目の質問として、保護者については、PTA活動は円滑に行われていますか。また、学校行事に積極的に参加していますか。

これについては、統合前からPTA役員による調整会議を開催している。そこでは、規約の 設定、役員の配分等について、具体的な内容について協議をいただいております。また、学校 行事に積極的に参加するかということについては、統合前から統合する学校の学校見学会や授 業見学等を実施しておりますとのことでした。

4つ目の質問として、学校運営その他として、遠距離通学の支援策はありますか。また、廃

校施設の利活用はしていますか。統合を機に新たな特色ある取り組みや、統合したからこその 取り組みはありますか。統合直後と数年経過後で変化はありますか。これからの統合を検討し ている自治体へのアドバイスはありますか。

まず、遠距離通学の支援策については、スクールバスを運行しており、利用者の負担はないとのこと。

次に、廃校施設の利用状況については、市内に何校も廃校になったところがあるが、旧御前 山地域などは野口小学校が廃校になっているが、教育支援センターとして利用している。また、 山方地域の町村合併前に閉校になった長田小学校については、福祉関係のNPO団体が利用し ている。あとは、各地域で体協のいろんな大会等の実施や、体育館の開放等も実施している。 また、大宮地域などは、JAの施設の整備、枝物部会については、今計画を推進中です。

統合を機に新たな特色ある取り組みや、統合したからこその取り組みはありますかという質問については、統合時では、お互いの学校で独自に行ったよい授業を持ち寄って、新しい学校でも実施しています。

統合直後と数年経過後で変化はありますか。これから統合を検討している自治体へのアドバイスはありますかという質問については、統合直後、数年経過ということで、変化というものはない。やはり、子供は慣れるのが早いので、実際、何の問題もなく、学校経営は進んでいる。

アドバイスになるかわからないですが、まず、学校同士が、統合するに当たって、新しい学校を整備しての統合というものは問題が少ないと思う。あと、当市では一番問題なのだが、大規模校に小規模校が入っていくのには、大変皆さん不安な点とかそういうものを抱いているということで、我々も難しく感じている。それで、これを使ってはいけない言葉で、我々は全く使ってはないのだが、大きい学校に来ることを、「吸収」というふうに保護者の皆さんに意識づけがされてしまい、そういうものに皆さんは大変抵抗がありますので、我々もそういうことがイメージできるような言葉は絶対に使わないように注意して、説明に取り組みました。

また、統合年度については、最上級生や保護者の理解というものが一番大切になると思う。 先ほど申し上げましたが、粘り強く丁寧に、子供のメリットというものを一番に考えまして、 それを最重要な課題として、何回も説明するということが大切ではないかと思いますとのこと でした。

その後、活発な質疑応答があり、大変有意義な研修をすることができました。

続きまして、午後2時から、ひたち野うしく小学校におきまして、市川教育民生常任委員会委員長、中島校長、中澤牛久市教育委員会次長を初めとする関係職員の皆様に御出席をいただきまして、新設学校の見学ということで視察させていただきました。

初めに、ひたち野うしく小学校の設計に当たってのコンセプト等の説明を受け、その後、視

察させていただきました。普通教室や学校図書館、音楽室等、各所にとても広いスペースがあり、木材をふんだんに使った校舎で、子供たちとしてもにこやかな笑顔で心豊かに学んでいるとの様子がうかがえました。また、温水プールについては、地域住民の方々が利用されている姿も見られ、市民の生涯学習の場として有効に活躍していることがわかり、大変参考となる研修となりました。

質疑応答も活発に行われ、充実した研修を終了いたしました。

最後に、私たちのために貴重な時間を割いていただき、懇切丁寧に語っていただきました常 陸大宮市、ひたち野うしく小学校の関係職員の方々に心から感謝を申し上げまして、民生教育 常任委員会の視察研修の御報告とさせていただきます。

○議長(倉持松雄君) 以上で、常任委員会所管事務調査報告を終わります。

ここで、町長より発言を求められておりますので、これを許します。

町長天田富司男君, 壇願います。

[町長天田富司男君登壇]

○町長 (天田富司男君) 皆さん、おはようございます。

本日ここに平成26年第1回阿見町議会定例会を招集しましたところ、議員各位には公私とも 御多用にもかかわらず、御出席をいただきまして、開会できますことを深く感謝申し上げます。 まず初めに、大雪の被害について御報告申し上げます。

去る2月8日から9日にかけて降った大雪によりまして、阿見町においても交通機能が大幅に低下しました。道路については、2月7日から融雪や除雪等の対策を実施しております。

また、農業施設に大きな被害が発生しました。被害農家数は25件に上り、102棟、233アールの農業ハウスがほぼ全滅状態となりました。大半が水稲の生苗用ハウスですが、出荷前のホウレンソウ等も83アール程度被害を受けております。

被害に遭われた農家の皆様方には、心よりお見舞いを申し上げます。

現在, 町及び県では, 被災支援策のための被害状況の確認を行っているところであり, 被災 農業者の皆様の一刻も早い農業再会を支援してまいりたいと考えております。

次に、今回提出しております議案の審議に先立ちまして、今般の選挙によりまして、私の2期目の所信の一端を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様の深い御理解と御協力を賜りたいと存じます。

去る2月23日に執行された町長選挙におきまして、大変多くの町民の皆様の良識及び温かい 御支援、御協力を、御支持を賜りまして、引き続き町政を担わせていただくこととなりました。 心から感謝を申し上げます。

このたびの選挙では、くまなく町内を回り、町民の皆様の声を直接お聞きし、そして私の考

えを話す機会をたくさんいただきました。

阿見町は、圏央道、大学、工業団地、霞ヶ浦と自然豊かな里山、予科練平和記念館、アウトレットなど、極めて発展性の高いポテンシャルを持つとともに、4万8,000人の町民という有為な人材を有しております。これからの5年、10年の施策を着実に実行することで、大きく飛躍することのできる町であると私は確信をしております。

今日の阿見町の発展は、町を愛する多くの皆様の絶え間ない努力によって築かれたものであり、町民の皆様の思いをしっかりと受けとめながら、阿見町の更なる発展のために全力を尽くしてまいる所存であります。

また、平成26年度から向こう10年間のまちづくりの方向性を示す阿見町第6次総合計画が目指すものと、今回、私が掲げた公約は、基本的に同じ方向にあるものと考えております。町民の良識が町政の常識であるとの理念を町政運営の基本方針としまして、子供からお年寄りまで、日本一元気なまちをめざし、「笑顔のあふれるまちづくり」を進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

今後の4年間,私は2期目の公約として掲げた4つの柱を基本としたまちづくりを進めてまいります。

2期目のスタートに当たり、1期目に実施することができました施策の更なる進展を図ると ともに、新たな課題に対しましても、スピード感を持って積極的に取り組んでまいりたいと考 えております。

それでは、まちづくりの4つの柱、重点施策について申し上げます。

大きな柱の1つ目は、「人を育むまちづくり」であります。

まちづくりは、人づくりとも言われます。未来を担う子供たちの健全な育成と子育て世代の 負担軽減を図りながら、人を育むまちづくりを進めてまいります。

まず、人口増加の著しい本郷小学校の教育環境の整備を早急に進めていかなければなりません。

地域住民の皆様に安心して子育てをしていただけるよう,平成30年4月開校という目標年次 を定め,オルティエ本郷の小学校建設用地に新たに小学校を建設してまいります。

この新設小学校をまちづくりの中核拠点として位置づけ、荒川本郷地区の上下水道整備など、 土地利用を促進する政策を進め、若い世代の流入人口を増やし、定住化を推進してまいります。 また、学校建設時に際しましては、子供たちに木のぬくもりを感じてもらえる、温かみのあ る校舎づくりに取り組んでまいります。

次に、町立小・中学校校舎の耐震化工事も見通しがついたことから、今後はトイレ・エアコン等の施設整備を進め、教育環境の充実に取り組んでまいります。

また、ハード面だけでなく、学校教育のソフト面にも力を入れ、引き続き食の大切さを実感できる食育・食農教育に取り組むとともに、豊かな人間性を育む教育を進め、いじめのない学校づくりに推進してまいります。

次に、町内全ての小学校単位に開設した放課後児童クラブ・子供教室をさらに充実させると ともに、阿見小学校の敷地内に新たに地元産の木材を活用した児童クラブの建物を建設してま いります。

昨年、民間保育園として、さくら保育園が開園をいたしましたが、町では保育ママ制度の充 実など多様な保育ニーズに対応しながら、引き続き待機児童ゼロをめざし、保育施設の拡充を 進めてまいります。

また、子ども医療費無料化につきましては、子育ての環境日本一を目指し、中学3年生までの医療費無料化を継続して実施してまいります。

次に、一流スポーツ選手によるトップアスリート教室につきましては、大変好評を得ておりますので、引き続き実施し、子供たちに大きな夢を届けてまいります。

続きまして、大きな柱の2つ目は、「安心・安全のまちづくり」であります。

東日本大震災を教訓として、今後発生が予想される大規模災害に対応し、施策を推進すると ともに、自然環境を守り、保健医療を充実させ、安心・安全なまちづくりを進めてまいります。 具体的には、町内全域に防災行政無線を整備して災害警報などを迅速に発信し、町民の皆様 に安心・安全をお届けいたします。

また、行政区が管理している防犯灯を町の管理に切りかえるとともに、LED化を推進してまいります。行政区の電気料負担をなくすことで、地域の活性化を促進してまいります。

次に、地域医療体制の充実・強化につきましては、東京医科大学茨城医療センターとの連携を強化し、地域医療の確保を図るとともに、高齢化に対応した在宅医療の充実を進めてまいります。

また,新たに65歳以上の肺炎球菌ワクチンの予防接種に対する助成制度を設けるなど,予防 医学の施策を推進し、医療費の削減に取り組んでまいります。

次に、交通安全対策につきましては、牛久警察署との連携を強化し、反射材の普及や各種交通安全教室における啓発活動を進め、交通事故の根絶に向け、積極的に進めてまいります。

次に、環境政策につきましては、住宅用太陽光パネルの設置補助金を継続して実施するとと もに、公共施設を有効活用した太陽光発電を推進し、再生可能エネルギーの普及促進を図って まいります。

また,谷津と里山の自然環境を守り,緑豊かな地域資源を町の活性化に活かしてまいります。 次に,上水道の普及につきましては,町内全域への水道管敷設工事を推進し,町民の皆様に 安心で安全な水道水の提供に努めてまいります。

続きまして、大きな柱の3つ目、「活力のあるまちづくり」であります。

圏央道・大学・工業団地・アウトレットと町の農業・商業・工業などを有機的に結びつける ことで、産業の振興を図るとともに、都市と農村との交流を進め、活力のあるまちづくりを進 めてまいります。

そのためには、まず、道の駅を具体的な形で方向づけをし、実現に向けて進めてまいります。 また、農業後継者や商・工業の起業家を支援し、地産地消を推進するとともに、大学や企業、 行政との連携を強化し、農産物の6次産業化などによって、地域産業の活性化に取り組んでま いります。

さらに年間400万人のアウトレット来場者の方たちを、町の農業・商業や観光分野に誘導する施策を推進してまいります。

また, 茨城県が区画整理事業を施行しております阿見吉原地区の住宅用地を業務用地に用途を変更するなどの土地政策を進め, 圏央道の全線開通に対応したまちづくりを推進してまいります。

また,企業誘致を積極的に進め,税収を確保するとともに,若者の定住化を促進するため, 町民の雇用を生み出してまいります。

都市と農村との交流につきましては、既に東京都港区と住民レベルでの交流が進められておりますので、これをさらに発展させ、町の活性化につながるよう、都市との交流を推進してまいります。

周辺市町村との連携では、引き続き霞ヶ浦二橋の建設促進を茨城県に要望するとともに、町 民の通勤・通学等の利便性を高めるため、常磐線の1本でも多い東京駅乗り入れを推進してま いります。

また,消防本部の稲敷広域消防との広域化により消防力を強化するとともに,広域行政を推進し,行政運営の効率化によって生み出される財源を,町の活力を高める施策に充当してまいります。

次に、霞ヶ浦の水質浄化対策を積極的に推進するとともに、観光資源としての活用を図るため、国土交通省霞ヶ浦河川事務所と連携し、湖岸の親水施設整備・かわまちづくり事業を進めてまいります。

具体的には、サイクリングロードや島津小公園に記念樹・桜の木を植える、このようなものを整備し、結婚や子供の誕生記念など人生の節目に記念植樹をしていただくことで、潤いのあるまちづくりを進めてまいります。

続きまして、大きな柱の4つ目、「ふれあいのまちづくり」であります。

日本では、世界でも有数の長寿大国であり、誰もが健康で長生きをしたいと願っております。 生涯現役で、生きがいを持って暮らせる協働のまちづくりを推進するとともに、スポーツや音 楽、芸術などの振興を図り、文化の薫り高い、ふれあいのあるまちづくりを進めてまいります。 まず、シルバー世代が、これまで培った知識や経験を町のさまざまな分野で積極的に活用す ることで生き生きと輝き、日本一元気なシルバー世代がいる町を目指してまいります。

子供からシルバー世代まで、さまざまなスポーツを通して町民同士が触れ合う機会を充実させ、高齢者の運動機能維持など、介護予防にも積極的に取り組み、町民の健康寿命を延ばしてまいります。

次に、音楽で元気にするまちづくり事業につきましては、多くの方たちから元気をもらった という声をいただいております。さらに内容を充実させ、音楽を通して町を元気にしてまいり ます。

また、本年4月から、本郷ふれあいセンターは入場料金を徴収する演奏会等も利用できるようになりますので、民間活力による芸術文化事業の普及促進も図ってまいります。

次に、地域コミュニティーにつきましては、行政区や自治会、シルバークラブなどの活動を 積極的に支援するとともに、地域での活動が生きがいづくりになるような施策を進めてまいり ます。

茨城大学農学部、県立医療大学との連携事業をさらに充実させるとともに、認知症予防講座 や食育に関するシンポジウムなどにより、地域と大学がともに発展できるまちづくりを進めて まいります。

また, 高齢になっても, あるいは障害をお持ちの方でも, 住みなれた地域で安心して暮らす ことができる社会の実現を目指し, 町民との協働により, 地域で支え合うまちづくりを進めて まいります。

最後になりますが、これまで述べましたように発展性の高いポテンシャルを持つ阿見町は、 今後さらに大きく発展していくことができると思います。4万8,000の町民こそが大きな財産 であり、人の賑わいが活力の源であると考えております。幅広い年代の皆様にまちづくりに参 加していただいて、町民の英知を結集し、皆様とともに新しい阿見町をつくりあげてまいりた いと思います。

以上,所信の一端を申し上げましたが,議員各位並びに町民の皆様方には,力強い御支援と 御指導,御協力を賜りますよう,心からお願いを申し上げまして,2期目の所信表明とさせて いただきます。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(損害賠償の額を定めるこ

とについて)

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて(損害賠償の額を定めることについて)

議案第3号 専決処分の承認を求めることについて(損害賠償の額を定めることについて)

議案第4号 専決処分の承認を求めることについて(損害賠償の額を定めることについて)

議案第5号 専決処分の承認を求めることについて(損害賠償の額を定めることについて)

議案第6号 専決処分の承認を求めることについて(損害賠償の額を定めることについて)

議案第7号 専決処分の承認を求めることについて(損害賠償の額を定めることについて)

○議長(倉持松雄君) 次に、日程第6、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて (損害賠償の額を定めることについて)、議案第2号、専決処分の承認を求めることについて (損害賠償の額を定めることについて)、議案第3号、専決処分の承認を求めることについて (損害賠償の額を定めることについて)、議案第4号、専決処分の承認を求めることについて (損害賠償の額を定めることについて)、議案第5号、専決処分の承認を求めることについて (損害賠償の額を定めることについて)、議案第6号、専決処分の承認を求めることについて (損害賠償の額を定めることについて)、議案第7号、専決処分の承認を求めることについて (損害賠償の額を定めることについて)、議案第7号、専決処分の承認を求めることについて

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

[町長天田富司男君登壇]

○町長(天田富司男君) それでは、議案第1号から議案第7号まで7件の損害賠償の額を定める専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

本案は、平成25年10月28日午後6時ごろから午後8時30分ごろにかけて、阿見町大字実穀46番地8地先及び阿見町大字実穀505番地1地先の町道第1250号線を実穀方面から牛久市方面へ移動中、道路の路肩に穴があいており、自動車の車輪を破損する損害を与えたので、地方自治法96条第1項第13号の規定に基づき損害賠償の額を定め、同法179条第1項の規定により専決処分を行ったものでございます。同条第3項の規定に基づき報告するものであります。

以上、提案理由を申し上げました。慎重審議の上、承認をいただきますようお願いを申し上

げます。

○議長(倉持松雄君) 以上で提案理由の説明は終わりました。 これより質疑に入ります。質疑を許します。 海野降君。

○5番(海野隆君) 専決処分の質疑を行いたいと思います。

まず最初にですね、ちょっと直接関係ないんですけど、今先ほどですね、2期目に当たっての町長の施政方針を聞かせていただいたんですが、執行部の皆さんは、皆さんね、文章をお持ちになってて読んでいたようですけども、我々もね、長い文章でございますので、これ、できれば、議長ね、せっかくの2期目の施政方針ですから、議員にもですね、配付していただきたいということを要望しておきたいと思います。

質疑に入ります。

まずですね、今回のですね、専決処分、地方自治法第179条第1項ということで、専決処分を行ったっていう分ですけども、基本的になことについて伺いたいんですが、どの地方自治法第179条第1項のですね、どの規定に該当したのかお答えいただきたいと思います。

- ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。
- ○都市整備部長(横田充新君) はい。

申しわけありません。今、その179条、ちょっと手元にちょうどございません。

- ○議長(倉持松雄君) 5番海野隆君。
- ○5番(海野隆君) 179条はですね、このように書いてあります。

普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件において特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、または議会において議決すべき事件を議決しないとき、このときにはですね、専決処分ができるというようには書いてありますね。

提案理由を見るとですね、全部一緒なんですけれども、町の議会を招集する時間的余裕がないためっていうふうに書いてありますね。

ただね、その法ではですね、特に緊急を要するためと、このように前書きがあるんですね。 これ、地方自治法が改正になってから、専決処分については厳しく規制されたんですね。 で、今回の案件について、特に緊急を要するっていうのはどういう事情なんですか。

- ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。
- ○都市整備部長(横田充新君) はい、お答えいたします。

この道路の賠償につきましては、これまでもそうなんですが、相手方への損害賠償が絡むも

のでございます。まして、今回はタイヤのパンクと、それからホイール等の損傷ということで、 示談が成立した段階で、なるべく早目に、事故された方に損害賠償したいということで、これ までもそういう経緯で専決処分でさせていただいてきたということでございます。

- ○議長(倉持松雄君) 5番海野隆君。
- ○5番(海野隆君) だから、地方自治法が改正になって、特に緊急を要するためというのが 入ったと思うんですよね。

今,部長の説明ではですね,地方自治法が改正になる前の説明だと思います。ずうっとそのようにやってきたんでそういうふうにやってきたと。金額は,まあ少ない金額ですけれども,何のために地方自治法が改正になったのか。ここにね,専決処分書に,町議会を招集する時間的余裕がないため,法ではですね,特に緊急を要するためと書いてあります。

私はね,この専決処分ね,今,示談が成立したら速やかに払わなくちゃなんないと。でもこれ,3月にね,議決して,それでやってもね,おかしくはないと思います。

で、2つ目ね。まずこの賠償原資っていうのは、保険制度によるものですか、それとも一般財源ですか。

- ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。
- ○都市整備部長(横田充新君) はい、お答えいたします。

これは、道路につきましては、保険が入っておりますので、その保険のほうからの支払いということでございます。

- ○議長(倉持松雄君) 5番海野隆君。
- ○5番(海野隆君) わかりました。

それでね、実は先ほどね、町長はですね、午後6時30分ごろからと言ってるんですけども、このね、7件、一番最初にね、事故が起きたのがね、午前8時20分なんですよ、午前8時20分れ。で、最後ね、最後っていうか、同じ10月28日なんだけれども、最後に事故が起きたのが20時30分だったかな、20時30分ね、だったんですね。

そうするとね、私が考えるにですよ、8時20分、午前ですよ、これ月曜日、平日です。で、何らかね、その8時20分のときに、どんなことになったのかよくわからないけれども、まあ事故が起きたんだと思いますよね。穴があいてて、そこにぶつかっちゃって、車がだめになっちゃったと。

それからね、夕方、多分、これは帰宅時期だと思いますね。6時とか6時30分ですから。で、その間にですね、きちんとそれをキャッチして、そこに通行の注意とかそういうことができれば事故そのものが防げたし、事故って言うのかな、これ、事故って言うのかどうかわからないけど、防げたし、賠償する必要もなかったと思うんですけれども、これ、実際にはどういう経

過だったのか、もうちょっと詳細に教えてください。

- ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。
- ○都市整備部長(横田充新君) はい、お答えいたします。

まずですね,事故の経緯ということで,海野議員おっしゃるように,最初の事故は8時20分にその道路であったようでございます。

その中で、午前中はその辺で、あとはもう、ほとんど、町長答弁にありましたように帰宅時間だと思います。

ただ、町のほうに一応、最初に事件があったということが通報がありましたのが、28日の11時ごろですが、これはまだ、水のほうが完全にはけていなかったような状況で、ちょっと現場がなかなか確認できなかったというようなことでございます。

その後、夕方から結構ありまして、9時ごろに、町民の方からその事故があったというような報告がございまして、私もちょっと現場を見に行ったんですが、そのころは大分水が引いてきてましたんで、路肩のほうにちょっと崩れてるとこがありました。

その辺だろうということで、その道路を確認しまして、カラーコーン、それから注意看板等 を、その日の夜に設置してございます。

で、それも夜大分遅くなってからのことでございましたんで、次の日に業者のほうに委託しまして、とりあえず、砕石と常温合材で仮補修をしたと。で、その後、加熱合材できちんとした復旧をしているということでございます。

- ○議長(倉持松雄君) 5番海野隆君。
- ○5番(海野隆君) そうだろうと思うんですよね。第1報って11時なんですよ,多分ね。で, 2回目の事故が起きたのが午後6時だったかな。で,一番最後に起きたのが8時30分,午後の ね。

それまでに、言ってみると10時間ぐらいのね、時間があるんですよ。

確かにね、阿見町のね、全域の道路をね、全部パトロールするっていうわけにはいかないかもしれないけれども、11時に第1報があれば、もうちょっとね、対応があってもよかったんじゃないかなあと思います。

次なんですけれども、10月28日で、専決処分が1月21日から2月7日まで5回にわたってね、 されてますよね、専決処分ね。

実際にはですね、事故日が10月28日ですから、一番最初の専決処分、1月21日、示談が成立 したっていうことなのかもしれませんけど、3カ月後、3カ月間ぐらいかかってたんですけれ ども、実際にですね、車が穴に突っ込んで損傷したと。そこからですね、町がその賠償という ことに至るまでの手順というかね、実際はどういう手順で行われていたのか、ちょっと教えて ください。

○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市施設管理課長柳生典昭 君。

○都市施設管理課長(柳生典昭君) はい、お答えします。

まず手順なんですが、今回の場合は、一番最初、午前中にパンクされた方は、その日の午前中にお話がありました。それ以降の方ですね、夜間に被害に遭われたそのほか6件の方については、翌日に都市施設管理課のほうに連絡が入ってございます。

その後ですね、手順といたしまして、うちのほうのそれの担当者がですね、総務課のほうで 損害保険のほうに加入しておりますのでそちらのほうに報告をいたしまして、その後、保険会 社のほうに連絡をとりました。

その後ですね、被害に遭われた方の、それぞれ被害状況が違いますので、それごとに見積も り等を提出していただきまして、その後、保険会社のほうと費用割合ですね、を調整させてい ただきまして、その後、その費用割合について、被害に遭われた方と協議を行いました。

で、その後ですね、内容、それぞれ、これで示談しましょうっていうようなことになりましたので、その後書類をつくりまして、それを相手方に郵送なりしまして、両方捺印の上示談したと。

その後、示談後ですね、相手の指定された口座のほうに、これらの損害賠償金が支払われる というようなことになっております。

以上でございます。

○議長(倉持松雄君) 5番海野隆君。

○5番(海野隆君) 何でこんなこと言ってるかっていうとね,通常ね,通常,まあ一般的っていうかな,例えば私なんかでも,道路の路肩がね,ちょっと剥がれていて,そこに車を突っ込んじゃって損傷したと。で,そのことを町がね,保険に入っていて,道路の整備が不良という町の原因ですよね,管理上の,によれば,保険でその損害を補償してくれると。

こういうことってね、そんなに一般的ではないと思うんですよ。

だから、これはぜひともね、そういうことがあった場合には、町民の人がやっぱり町に連絡すると、そういう形にすると、これはいいかなというふうに思います。

で、これは最後の質問ですけれども、今回はね、たまたま舗装されている道路がですね、雨でなったのか自然になったのかわからないけれども、アスファルトの路肩が損傷していて、そこに突っ込んだっていう事例なんですけども、例えばですね、未舗装の町道で道路の凹凸、砂利が敷いてありますよね。で、凹凸があると。そこでね、転倒して負傷した場合、本条項による損害賠償請求の対象になるかどうか伺いたいです。

- ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市施設管理課長柳生典昭 君。
- ○都市施設管理課長(柳生典昭君) はい、お答えします。

未舗装の場合のお話かと思われますが、こちらにつきましては、その状況によって、保険金を支払えるか支払えないか、そのほかですね、その費用負担の割合だとかというのがそれぞれ違うかと思いますので、その都度ですね、そういうことがあれば保険会社のほうに連絡して、それが対象になるのかどうかというのを確認しながら交渉しているというようなことでございます。

- ○議長(倉持松雄君) 5番海野隆君。
- ○5番(海野隆君) まあ、一般的に聞いてるもんですから、個別でね、いろんな事例がある と思うんですよ。一般的に、未舗装の町道で道路の凹凸があってね、そのことが起因している と思われる転倒負傷した場合の事故、これについては損害賠償請求の対象になる可能性がある っていうことですね。
- ○議長(倉持松雄君) 都市施設管理課長柳生典昭君。
- ○都市施設管理課長(柳生典昭君) はい、お答えします。 可能性はあると思います、はい。
- ○議長(倉持松雄君) 5番海野隆君。
- ○5番(海野隆君) まあ、4つほどね、質問したんですけれども、最初のね、専決処分の要件というのは、地方自治法の改正でね、相当厳しくなったはずなんですよ。

特にね、今回の、既に車は損傷して、それは多分修理をしているはずですから、特に緊急を要するためというふうなね、ここに地方自治法の179条でね、専決処分が許されるものとして書かれているものとはちょっと異なるものではないかと指摘して、終わりにしたいと思います。 〇議長(倉持松雄君) ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(倉持松雄君) なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第1号から議案第7号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(倉持松雄君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。 これより討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(倉持松雄君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号から議案第7号については、原案どおり承認することに御異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(倉持松雄君) 御異議なしと認めます。

よって議案第1号から議案第7号については、原案どおり承認することに決しました。 それではここで暫時休憩いたします。会議の再開は午前11時5分といたします。

午前10時56分休憩

午前11時05分再開

○議長(倉持松雄君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第8号 阿見吉原地区企業誘致条例の制定について

○議長(倉持松雄君) 日程第7,議案第8号,阿見吉原地区企業誘致条例の制定についてを 議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

[町長天田富司男君登壇]

○町長(天田富司男君) 議案第8号の阿見吉原地区企業誘致条例の制定について申し上げます。

本案は、町の産業振興及び発展に寄与することを目的に、阿見吉原地区に事業所を新設する 企業に対し、奨励措置を講ずることにより、企業立地の促進を図るものであります。

奨励措置の内容につきましては、阿見吉原土地区画整理事業地内において茨城県が分譲する 業務用地に新設する企業に対し、土地の固定資産税相当額を3年間交付するものであります。 以上、提案理由を申し上げました。

○議長(倉持松雄君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案については委員会への付託を予定しておりますので、 質疑は簡潔にお願いいたします。質疑を許します。

5番海野隆君。

○5番(海野隆君) はい。この阿見吉原地区開発ですね。これは阿見町にとって、先ほど町長の施政方針演説にもありましたけれども、阿見町発展の生死を握る戦略的な地区ということになりますね。

パンフレットを見ますと、最大20ヘクタールの敷地利用が可能ということで、大規模街区形

成を行っているとも書いてあります。

しかしね,これまでのね,東部工業団地も含めて,例からすると,面積をですね,大規模街 区から中小街区に造成し直すという可能性もあるのではないかと私は思います。

茨城県がね、新増設の企業への支援制度、これいろいろありますけれども、この阿見吉原に該当するものとしてパンフレットに載ってるのは、産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための県税の特別措置、ここでの支援要件としてはね、面積の要件ってないんですよ。面積要件はないんです。

で、今回、その誘致条例ではですね、1万平方メートル、まあ1町歩ですよね、1へクタール以上としているんですけれども、むしろですね、この1万平方メートルという面積要件を外してですね、全ての新規新設企業とすべきだと思われるのですが、どのような根拠でこの面積要件を設定したのか伺いたいと思います。

○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。商工観光課長鹿志村浩行君。 ○商工観光課長(鹿志村浩行君) はい、お答えいたします。

今回のですね、条例の制定に当たりましてはですね、大きく5画地をですね、県のほうで造成し用意するということを受けてですね、町で優遇措置をつくろうというものでございます。

で、御質問のですね、1~クタール以上ということでございますけれども、我々はですね、 企業誘致をしようということでございますので、一定の土地要件を設定しませんと、通常の比 較的小さな事務所だったりとかですね、いろいろ出てまいりますので、あくまで町の発展のた めの企業誘致という観点からですね、1~クタール以上ということで設定したものでございま す。

- ○議長(倉持松雄君) 5番海野隆君。
- ○5番(海野隆君) そのね、実際にこの阿見吉原のね、事業用地、これを売るのは県ですよね。町が売るわけじゃありませんよね。

そうすると、県が、例えばですね、9,900平方メートルということでよろしいと言ったとき に、この条例の支援要件の該当にならないという可能性がありますね。

ですから、先ほども申し上げましたように、県の支援要件では面積要件がないので、阿見町もこの面積要件を外したらいかがかと、こういうふうに申し上げたんですけど、いかがでしょうか。

- ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠﨑慎一君。
- ○生活産業部長(篠崎慎一君) はい、お答えいたします。

通常ですね、工業団地等についてはこういった優遇措置はあります。

今回は区画整理事業ということで、なかなか県内でも事例がなかった中で、アウトレットの

誘致の段階で1万平方メートルということで設置した条例で、それがちょっと時間経過したものですから失効となりまして、新たにこの吉原全体の160~クタールについて、今回制定するものなんですが、そういった中で、区画整理の特異性としまして一般の方々の換地もございます。

そういったことから、やはり県としましては、今商工観光課長が申し上げましたように、ある程度町の企業立地の、そういった寄与するというようなことで、1へクタールというような、ある程度面積要件が必要だろうというようなそういったものと、それと過去のアウトレットの条例とも合わせて、現在は同じように1へクタールとしたものでございます。

今後ですね、海野議員おっしゃるとおりに、この大きな大街区で販売はしていきますけども、 その中でですね、1~クタール未満とかって、そういったこともあろうかと思います。

それにつきましては、今後ですね、その推移を見守りながら検討していきたいと考えております。

- ○議長(倉持松雄君) 5番海野隆君。
- ○5番(海野隆君) まあ、阿見東部工業団地もね、多分1へクタール未満のね、街区ってなかったと思うんですよ。で、今はね、もう0.9へクタールという街区をつくってですね、売りに出しているわけですよね。

ですから、あえてね、1~クタール以上としているこの面積要件は外すべきだと私は思いますが、残りはね、委員会のほうでしっかり論議をしていただくということで、終わりにしたいと思います。

○議長(倉持松雄君) ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(倉持松雄君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第8号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(倉持松雄君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月18日の本会議において審査の結果 を報告されるようお願いいたします。

議案第9号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について

議案第10号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関す

る条例の一部改正について

議案第11号	阿見町工場誘致条例の一部改正について
議案第12号	阿見町土砂等による土地の埋立て,盛土及びたい積の規制に関
	する条例の一部改正について
議案第13号	阿見町下水道事業審議会条例の一部改正について
議案第14号	阿見町水道事業給水条例の一部改正について
議案第15号	阿見町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
議案第16号	阿見町社会教育委員に関する条例の一部改正について
議案第17号	阿見町青少年問題協議会設置条例の一部改正について
議案第18号	阿見町火災予防条例の一部改正について
議案第19号	阿見町手数料徴収条例の一部改正について
議案第20号	阿見町学校施設耐震化基金条例の廃止について
議案第21号	阿見町震災復興まちづくり基金条例の廃止について

○議長(倉持松雄君) 次に、日程第8、議案第9号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、議案第10号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第11号、阿見町工場誘致条例の一部改正について、議案第12号、阿見町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例の一部改正について、議案第13号、阿見町下水道事業審議会条例の一部改正について、議案第14号、阿見町水道事業給水条例の一部改正について、議案第15号、阿見町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、議案第16号、阿見町社会教育委員に関する条例の一部改正について、議案第17号、阿見町青少年問題協議会設置条例の一部改正について、議案第18号、阿見町大災予防条例の一部改正について、議案第19号、阿見町手数料徴収条例の一部改正について、議案第20号、阿見町学校施設耐震化基金条例の廃止について、議案第21号、阿見町震災復興まちづくり基金条例の廃止について、以上13件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

[町長天田富司男君登壇]

〇町長(天田富司男君) それでは、議案第9号から議案第21号までの条例の一部改正及び廃止について提案理由を申し上げます。

議案第9号の阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について申し上げます。

阿見町外部評価委員会につきましては、町が実施した事務事業評価の結果について、外部の 視点からの評価及び検証等を所掌するために設置するものであります。 阿見町子どもにやさしい街づくり推進会議につきましては、次世代育成支援対策推進法の改正に伴い、次世代育成支援行動計画の策定及び変更に関することを所掌するため、所要の改正を行うものであります。

阿見町障害者介護給付費等支給審査会につきましては,障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い,本審査会の所掌事務につきまして,所要の改正を行うものであります。

阿見町本郷地区新小学校建設検討委員会につきましては、本郷地区に建設する新小学校の建 設計画の検討等を所掌するため設置するものであります。

阿見町新給食センターPFI事業事業者選定審査委員会につきましては、新給食センターの 建設が完了したので、附属機関から削除するものであります。

その他、別表中の文言の整理のため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第10号の阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の 一部改正について申し上げます。

本案は、外部評価委員会委員、本郷地区新小学校建設検討委員会委員、新給食センターPF I 事業事業者選定審査委員会委員について、議案第9号と同様の理由で、別表に追加及び削除するものであります。

次に、議案第11号の阿見町工場誘致条例の一部改正について申し上げます。

本案は、平成25年末現在の阿見東部工業団地の立地率が82.7%と伸び悩んでいるため、企業立地の早期実現のための奨励措置として、これまでの企業立地等促進奨励金、雇用促進奨励金に加え、工場見学施設設置奨励金を追加するものであります。

次に、議案第12号の阿見町土砂等による土地の埋め立て、盛土及びたい積の規制に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、土砂等による土地の埋め立て、盛土及びたい積が町域の環境に著しく影響を及ぼすことに鑑み、土地の埋め立て等の行為について適切な規制を行うことにより、災害等の発生を未然に防止し、町民の安全と良好な生活環境を確保することを目的に所要の改正を行うものであります。

議案第13号の阿見町下水道事業審議会条例の一部改正について申し上げます。

本案は、町行政組織機構の見直しに伴う改正の他、条例中の文言を整理するため、所要の改正を行うものであります。

議案第14号の阿見町水道事業給水条例の一部改正について申し上げます。

本案は、給水停止処分及び過料について、それぞれの要件を、より明確化するため、所要の 改正を行うものであります。 議案第15号の阿見町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、議案第13号と同様の理由で所要の改正を行うものであります。

議案第16号の阿見町社会教育委員に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、地域主権改革一括法の制定に伴う社会教育法の一部改正により、社会教育委員の委嘱の基準について、文部科学省令で定める基準を参酌し、町条例で定めることとされたため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第17号の阿見町青少年問題協議会設置条例の一部改正について申し上げます。

本案は、地域主権改革一括法の制定に伴う地方青少年問題協議会法の一部改正により、会長と委員の要件の規定が削除され、町条例で定めることとされたため、所要の改正を行うものであります。

議案第18号の阿見町火災予防条例の一部改正について申し上げます。

本案は,消防法施行令で定める検定対象機械器具等の範囲の改正に伴い,引用する町条例について,所要の改正を行うものであります。

次に、議案第19号の阿見町手数料徴収条例の一部改正について申し上げます。

本案は、消費税率の引き上げにより、地方公共団体の手数料の標準に関する政令で規定されている危険物製造所等の設置許可の申請、完成検査前検査及び保安検査に係る手数料が増額改定されることに伴い、引用する手数料について、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第20号の阿見町学校施設耐震化基金条例の廃止について申し上げます。

本案は、今年度の本郷・実穀・吉原小学校の耐震化工事の実施により、全ての学校の耐震化 事業が完了することになり、当該事業への繰り入れをもって基金残高が無くなるため、本条例 を廃止するものであります。

議案第21号の阿見町震災復興まちづくり基金条例の廃止について申し上げます。

本案は、東日本大震災から復興事業を円滑に実施するため、平成24年度に茨城県から交付された交付金5,200万円を原資として設置した阿見町震災復興まちづくり基金につきまして、これまで各種防災関係事業の財源として充当してまいりましたが、今年度の予算措置をもちまして、基金残高全額の充当が完了し、所期の目的を達成したことから、本条例を廃止するものであります。

以上、提案理由を申し上げました。

○議長(倉持松雄君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案13件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いい たします。 質疑を許します。

4番永井義一君。

 \bigcirc 4番(永井義一君) 議案第9号ですね,この阿見町の附属機関の設置に関する一部改正の部分なんですけども,これの2ページ目なんですけども,阿見町子どもにやさしい街づくり推進会議,これの中の変更部分ですか,この,子どもにやさしい街づくり事業を推進するための長期的な基本計画を策定,年間行事の策定等が,今,町長の諮問に応じ,次世代育成支援行動計画の策定及び変更に関することというふうに変わるということになってるんですけども,この次世代育成支援事業計画ですか,これはもう大分前にできて,来年度いっぱいで時限立法として終わるんじゃないかと思うんですけども,まず,なぜこのタイミングにこれを変えたかというのをお願いします。

- ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。 ○保健福祉部長(横田健一君) はい、お答えいたします。
- これは、国の法律ですね。次世代育成対策推進法、この改正がされまして、それに基づきまして、今まで町で計画を策定してたというようなことですが、これが行動計画を、今度は審議会で検討して、町長に答申するというような内容に変更になったことによって、条例のほうの改正をするということでございます。
- ○議長(倉持松雄君) 4番永井義一君。
- ○4番(永井義一君) 私の認識で言いますと、この次世代育成支援行動計画というのは、何て言うんですかね、子どもにやさしいまちづくり事業とちょっと相反する、相反するって言い方はおかしいな。どっちかって言ったら、その次世代計画というのは、事業主とか、あとは地方公共団体もそうですけども、子供を育てやすい環境をつくろうっていうことでやってるんじゃないかと思うんですよ。

私の認識としては、そういう認識がちょっとあるんですけども。もし違ってたら答弁お願いします。

- ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。
- ○都市整備部長(横田充新君) はい、お答えいたします。

内容は今までと全く変わってないわけでございます。これがきちんと法律に位置づけられたことが、今度は条例できちんとそれを改正して位置づけるということで、今までこの次世代行動育成計画っていうのは、子育て支援の施策をその中で10年間の計画を策定してきたというようなことでございまして、今後もそれは、内容の検討については同じでございます。

- ○議長(倉持松雄君) 4番永井義一君。
- ○4番(永井義一君) ちょっと先ほど言ったように、この計画というのは来年度いっぱいで、

時限立法という形で聞いてるんですけれども、確か27年の3月31日までと思うんですけれども、 それはどうですか。

- ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。
- ○都市整備部長(横田充新君) お答えいたします。

今現在,次世代育成行動計画が26年度で終了するということで、今後ですね、それの次の計画を策定するということで、今回アンケート調査等もしまして、さらに次の計画を策定していくというようなことでございます。

- ○議長(倉持松雄君) 4番永井義一君。
- ○4番(永井義一君) ちょっと確認なんですけど、町としては終わった後の次の計画という ことでこれを考えていると。で、内容としては、文言はこうあるけども、やることはもちろん 変わらないということで認識していいですか。
- ○議長(倉持松雄君) 次に,5番海野隆君。
- ○5番(海野隆君) 私はですね、議案第10号についてまずお伺いしたいと思います。

廃止するものにですね、PFIの選定審査委員会の委員、これは委員長が2万2,000円、日額ですね。委員は2万円と。これはかなり高額かどうかわからないけれども、ほかの報酬よりは相当高く、4倍ぐらいになってるわけですからね、高く設定されているんですよね。

今回,新たにですね,新小学校建設検討委員会と外部評価委員会が附属機関として設置されるということで、その報酬及び費用弁償が提案されていますね。

新たに設置された委員会の委員の報酬はね、どちらも日額5,300円。私が調べたところによるとですね、他の阿見町の非常勤特別職報酬月額の中ではね、一番低い、日額ですよ、金額に設定されているのではないかなと思うんですね。

民間ではね、報酬の設定っていうのは非常に大事ですね。専門性とか、それから経験とか、 職務期待値とか、こういうものがですね、総合されて、報酬が決定されると思うんですね。

行政もね,若干この性格は異なるにせよですね,このPFIは2万円以上払ってるわけですから,そうすると,特にこの外部評価委員,まあ,新小学校建設検討委員会がね,その委員が軽いというわけではないんだけれども,外部評価委員会というのはですね,今後事業仕分けは外部評価委員会の中でやろうかというような方向があったように聞いているんですが,今回のですね,標準の設定というのは,どういう評価でこういう日額報酬が決まったのか,教えていただきたいと思います。

- ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。
- ○総務部長(坪田匡弘君) はい、お答えいたします。

外部評価委員会,これは来年度から開始をするということでございますけれども,これは他

の非常勤特別職の方と均衡を図りながら設定をしたということでございます。

町も厳しい財政状況の中でありますので、特に高くということではなくてですね、他の特別 職の方と均衡を図って設定して、それで働いていただくということで考えております。

- ○議長(倉持松雄君) 5番海野隆君。
- ○5番(海野隆君) まあ、先ほどのね、私の質問の中で、PFIの選定審査委員会の委員は非常に高いですよという話をしました。多分、専門性とか経験とかですね、職務期待値、こういうものがですね、そこにあらわれているんではないかと、こういう話をしましたけれども、ここPFIについてはなぜ4倍の値段を払ってたのに、今回ですね、設置される外部評価委員、私はこれは非常に重要だと思いますよ。行政改革のね、一番のこれ、肝かもしれませんね。そこが、他の委員も非常に重要なんだけれども、差はつかないような形でやってるのか、これの合理的な理由をね、説明してほしいんですよ。ほかのね、非常勤特別職と均衡を図ったというんではね、わかったようでわからないような回答なんですよ。その合理的な理由を、ちょっともう一度説明してください。
- ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。
- ○総務部長(坪田匡弘君) 今回廃止する PFIのほうの委員の報酬はですね、私も詳しくは わかりませんけれども、恐らく専門的な、建設とかですね、そういった知識を持った方に、大 分詳しく掘り下げて会議を進めて意見をいただくというような趣旨ではなかろうかというふう に思います。

それと、今回の外部評価委員につきましては、行政改革推進委員等ございますけれども、そ ういった年何回かの会議の中で、限られた二、三時間の会議だと思いますけれども、その中で、 それぞれの分野の学識経験者等の御意見をいただくというようなことで、それはほかの非常勤 特別職の方と同じでいいだろうという判断で設定をしております。

- ○議長(倉持松雄君) 5番海野隆君。
- ○5番(海野隆君) じゃあ、議案第10号はいいです。11号いいですか。ほかの人。
- ○議長(倉持松雄君) はい、海野隆君、いいですよ。
- ○5番(海野隆君) じゃあ、議案第11号の中、阿見町工場誘致条例の一部改正について質問をさせていただきます。

このですね,工場誘致条例の一部改正,これは,阿見東部工業団地に限定して適用される条例ということなんですけれども,既存のですね,工業団地に立地する,あるいは工業団地でない地域に立地する工場等には適用されないというふうに解していいですね。

○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠﨑慎一君。

- ○生活産業部長(篠﨑慎一君) はい、企業誘致ということですので、今分譲しておりますのが東部工業団地ということから、そういったことでございます。
- ○議長(倉持松雄君) 5番海野隆君。
- ○5番(海野隆君) それで、ここにですね、提案理由が書いてあります。その提案理由をですね、見ますと、東部工業団地の立地促進というのが目的であるというふうに書いてあるんですけれども、内容はですね、産業観光ですね、産業観光の対象を拡大すると、こういうことで新たに一部改正をしているんですね。

で、当然、産業観光の対象を拡大するっていうことは、阿見町への交流人口を増加させると、 こういうことだと思うんですね。

そうすると、言ってみるとですね、立地促進と交流人口の拡大という2つの面があると思うんですよね。で、私は阿見町観光ボランティアガイドの会、議員の中でも何人かね、入ってます。その方々がですね、阿見町の観光資源の開発を模索しているというか探しておりましてですね、それで既存の工場であるとか企業に対してですね、産業関係というかな、工場見学とか企業説明をですね、してもらえないかと、させてもらえないかと、こういう働きかけを行っております。

そういうことからするとですね,今回一部改正でつくったものはですね,工場見学施設,これをつくった,設置するということに対する奨励金なんですね。

東部工業団地にはですね、いくつか非常に魅力的なと言いますかね、なかなかふだんですね、 我々からすると、見てみたいなと思うような企業もありますね。小川香料なんていうのは、こ れは日本全国のね、シェアからすると、相当なシェアを持っているところもありますし。

そういうことからするとですね,工場見学施設の設置に対する奨励金だけではなくてですね, 町と協力して,工場見学に門戸を開く企業,これへの奨励金も考慮すべきではないかと思いま すが,いかがでしょうか。

- ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。
- ○生活産業部長(篠﨑慎一君) はい、お答えいたします。

今回の一部改正につきましては、大きな意味での企業誘致のメニューに、見学施設を設置することに対する奨励金を加えたというようなことでございます。

確かに、その産業観光という意味ではですね、どんどんどんどん工場見学というのをですね、 取り入れていただければいいんですが、今のところですね、そういった一般の町民、それから 一般の方々をですね、工場見学を取り入れているところは、企業としてはございません。

そういったことから,施設を正式につくりまして,そういった一般の企業を受け入れるっていうような企業に対しては,奨励金を出すっていうような形で,とりあえず企業誘致の一環と

して進めていきたいと思います。

今後ですね、海野議員おっしゃるような、そういった活動が見られればですね、といいますか、町長も工場等について、各企業について、企業回りの中でそういったお話もされてますので、そういった動きが見られれば、ぜひそういったこともですね、取り入れて検討していきたいと考えております。

- ○議長(倉持松雄君) 5番海野隆君。
- ○5番(海野隆君) 部長の前向きなね、御答弁でありがとうございます。

ところでですね、雪印メグミルク、これはプレスリリースによりますとですね、平成26年、つまり今年の3月から稼働を開始すると。で、順次生産を開始して、来年度ですね、26年度下期ですね、本格稼働ということでプレスリリースされているようですけれども、今回の条例の一部改正は、雪印メグミルクに適用されるんですか、されないんですか。

- ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠﨑慎一君。
- ○生活産業部長(篠﨑慎一君) はい,この条例がですね,4月からですけれども,その中で,そういった,その後にですね,施設を建設していただいていればですね,該当するっていうことになります。
- ○議長(倉持松雄君) 5番海野隆君。
- ○5番(海野隆君) 雪印メグミルクは大体概成しているんでしょうか。私はよく中を見て、 まあホームページでしか私はその情報がないんですけれども、プレスリリースも、今私が先ほ ど申し上げた以上のことは書いてないようなんですけれども。

この4月1日からこの条例ができて、それで雪印メグミルクがそれ以前につくっているのか その後につくってるかわかりませんが、現状は一番、部長、町長が一番御存じだと思いますけ ども、雪印メグミルクは該当しますか。

- ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠﨑慎一君。
- ○生活産業部長(篠﨑慎一君) はい,進行というような形で,それをいつ捉えるかということでありますが,私どもが伺ってる範囲ではですね,そのプレスリリース等については,今年度の3月には一部稼働でございますけれども,正式な竣工というのはその後といいますか,26年度下期ですか,そいったことで捉えていますので,該当するというふうに考えております。
- ○議長(倉持松雄君) 5番海野隆君。
- ○5番(海野隆君) ありがとうございます。

ぜひね、その雪印メグミルク、これは大変な、多分人が来るんじゃないかと思うんですね。 私もよくビール工場の見学に行って、ビールなんかを試飲してきますけど、大変な人がやっぱ り集まってます。この雪印メグミルク、東部の拠点ということで、ぜひね、一部改正が適用さ れて,産業観光,立地促進,まあ立地促進はね,雪印メグミルクはもう立地しておりますので, 産業観光の対象を拡大するように希望したいと思います。

もう1点いいですか。

- ○議長(倉持松雄君) 5番海野隆君。
- ○5番(海野隆君) 議案第12号についてですね、お伺いしたいと思います。

この条例ではですね、町内各地でですね、改正前のですね、現在の条例ではなかなか防ぐことができなかったものについてですね、それを防ぐと、こういうふうになるというふうに思います。

改正条例のですね、11条2項の適応除外についてね、お伺いしたいと思うんですね。

適用除外事業というのはですね、条例本文ではなくてですね、規則によって定めておりまして、規則の第6条第1項に限定列挙されている、限定列挙されるはずなんですけれども、今回のですね、一部改正に伴ってですね、規則はね、議会の議決を要しないものですから、それにしても、全協なんかではですね、規則についても御説明があったと思うんですね。で、論議もされました。

この限定列記されている規則の第6条第1項についてですね,追加されたものについて,御 説明していただきたいと思います。

- ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。
- ○5番(海野隆君) 規則をまだ決めてないというのは構わないですよ。
- ○議長(倉持松雄君) 海野議員,何ですか。
- ○5番(海野隆君) いやいや,一部改正が終わってから規則を決めるというのであれば,構わないですよ。執行部が決めるんですから。
- ○議長(倉持松雄君) はいはい。

生活産業部長篠﨑慎一君。

○生活産業部長(篠﨑慎一君) はい,規則ですが,規則はまだ定めておりません。

それで、過日全協のほうではですね、案というようなことでお話はさせていただきました。 それで、規則の、全協の中での6条第2項のお話でございますが、こちらにつきましては一 一第6条第2項の件でよろしいでしょうか。こちらにつきましては、他の法令の規定による許 可等の処分その他の行為に係る事業であって、規則で定めるものというような形で……。

[「第1項だよ」と呼ぶ者あり]

○生活産業部長(篠﨑慎一君) 失礼しました。第1項ですか。

第1項につきましては、国、地方公共団体、その他規則で定める公共団体が行う事業というようなことで、規則の第6条第1項で定めるということになっております。

ここではですね、全協のほうで説明させていただきましたのは、東日本旅客鉄道ですとか、それから東日本高速鉄道、東日本電信電話と、それからあとは、公益財団法人茨城県農林振興公社とか、そういった県の財団ですね、あと、3としましては、土地改良法に規定された、認可された土地改良の団体、それから、区画整理法の規定により認可された組合、あとは、5としましては、地方住宅供給公社法に基づき設立された、そういった公社、6としましては、地方道路公社法に基づいて設立された公社、それと、公有地拡大の推進に関する事業により設立された公社、あと8番目につきましては、独立行政法人通則法に規定する独立行政法人、9が、国立大学法人法に規定する国立大学法人及び私立学校法に規定する学校法人ですね。そのほかに、地方公共団体が、その資本金、資金、その他これらに準ずるものを出資している法人であって、土砂等を適正に処理することに関し地方公共団体と同等以上の能力を有するものとして町長が認めたものということで、こういったものをですね、規則として定めるということで予定をしておりまして、案としてお示しした次第でございます。

- ○議長(倉持松雄君) 5番海野隆君。
- ○5番(海野隆君) 条例,規則なので,定義についてね,改めてね,お伺いしたいと思うんですよ。その条例の11条2項にね,国,地方公共団体,その他規則で定める公共的団体が行う事業って書いてあるんですけど,公共的団体というのは,部長の理解ではどういうものを指すのかと。

少し厳密にですね、回答いただきたいんですけれども。

- ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠﨑慎一君。 ○生活産業部長(篠﨑慎一君) はい,私といいますか,定義としまして,こちらの条例の11 条第2項で定めます団体としましては,例えばですね,先ほども申し上げましたように,資本 金ですとか資金がですね,相当数の公共団体が出資している法人,三セク等ですね。それから, なかなかその定義は難しいですけれども,一般的な社会インフラ,そういったものを実施する, 公共的に整備する,そういった団体について,公共的団体というふうに考えて,規則のほうで 定めるというふうにしております。
- ○議長(倉持松雄君) 5番海野隆君。
- ○5番(海野隆君) 私立学校はですね、学校をつくるというのは公共的団体、公共的事業、 公共事業に当たりますか。
- ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠﨑慎一君。 ○生活産業部長(篠﨑慎一君) はい,こちらの条例の中ではですね,学校ということをです ね,公共的なものと考えまして,私立学校法人につきましても,公共的団体というふうに解釈 しております。

- ○議長(倉持松雄君) 5番海野隆君。
- ○5番(海野隆君) その定義の解釈は、少し拡大解釈とは違いますか。

ここにクエスチョン・アンド・アンサーというのがあって、公共的団体とはこうであると、 及び公共事業の定義について書かれているようなんですけれども、今部長がおっしゃったこと については、少し拡大解釈に当たらないですか。

- ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠﨑慎一君。
- ○生活産業部長(篠﨑慎一君) はい、あくまでもですね、今内部の中で案として検討しているものについては、学校法人につきましては、学校等を建設するということで、公共的なというような形で解釈しているところでございます。
- ○議長(倉持松雄君) 5番海野隆君。
- ○5番(海野隆君) 私立学校の学校を建設する場合はね、これは公共的団体、公共事業というふうに言うようです。

しかし、そうでない場合、直接学校ではないものをつくるというのは、そこがその公共事業 と言うのかどうかというのは、ちょっと議論がいろいろあるようなんですね。

それで、私はこの10と11、社会福祉法の規定による社会福祉事業を行うための施設を設置する、この場合に、例えば特別養護老人ホームをつくると。しかしそこにね、地域に開かれた施設も抱合してつくる場合、これはね、公共事業の定義に当たると。

それから、医療法もですね、医院ですね、あるいは病院、これをつくる場合もですね、地域に開かれて、社会的にですね、公共的な活動を営むということに当たれば、それはね、公共事業だっていうふうに言われているようです。

ただ、医院をつくる、それから特別養護老人ホームをつくる。今はね、特別養護老人ホーム は必ず地域に関してね、つくらなければいけないというような形になっておりまして、大体そ れがないと採択されないという形ですけれども。

ですから、ここに、この10、11という形で、ぽんと社会福祉法第2条第1項の規定により社会福祉事業を行うための施設を設置するもの、11、医療法第1条の2第2項に規定する医療提供施設を設置するものと、これはちょっと余りにも、その定義として、広く拡大解釈しすぎているのではないかなと。規則でここに書いてしまうわけですからね。そういうふうに思いませんか。

- ○議長(倉持松雄君) 生活産業部長篠﨑慎一君。
- ○生活産業部長(篠﨑慎一君) はい、全員協議会の資料の件についてお話されているかと思いますが、過日の全員協議会では、そういった御意見を受けた中で、社会福祉法の規定による 社会福祉事業を行うための施設を設置するもの、それから医療法の規定する医療提供施設を設

置するものというふうに提案させていただきましたが、その中で、全員協議会の中でですね、 これはなじまないんじゃないかというような、そういった御意見が出ましたので、そういった ことを受けまして、じゃあこちらについては、私どもとしましては、この規則から抜かしてい ただきますというような、そういったお話をさせていただいたかと思います。

で、学校法人ですが、学校法人につきましても、提出させていただきました、説明させていただきましたペーパーではですね、括弧しまして、所轄庁の学校法人については、所轄庁の認可を受け、学校設置のための事業を行うものに限るというふうに限定させていただいておりますので、そういったことから、公共的団体というふうに解釈しているものでございます。

- ○議長(倉持松雄君) 5番海野隆君。
- ○5番(海野隆君) やっぱりね,条例,規則はね,その定義をしっかりと定めてですね,特に規則はですね,議会の議決案件ではないので,拡大解釈というかな,つまりその,行政の裁量で,もちろん裁量で行う部分もあるかもしれないけれども,なるべく厳密にですね,限定して定めていただきたいということを申し上げて,あとは委員会の論議に任せたいと思います。以上です。
- ○議長(倉持松雄君) ほかに質疑ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(倉持松雄君) なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第9号から議案第21号については、会議 規則第39条第1項の規定により、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、所管常任委 員会に付託することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(倉持松雄君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月18日の本会議において審査の結果を報告 されるようお願いいたします。

それではここで暫時休憩いたします。会議の再開は午後1時といたします。

午前11時54分休憩

午後 1時00分再開

○議長(倉持松雄君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま8番,久保谷充君が退席しました。したがいまして,ただいまの出席議員は15名です。

議案第22号 平成25年度阿見町一般会計補正予算(第4号)

議案第23号 平成25年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

議案第24号 平成25年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)

議案第25号 平成25年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)

議案第26号 平成25年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)

議案第27号 平成25年度阿見町介護保険特別会計補正予算(第3号)

議案第28号 平成25年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

○議長(倉持松雄君) 日程第9,議案第22号,平成25年度阿見町一般会計補正予算(第4号),議案第23号,平成25年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算(第4号),議案第24号,平成25年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号),議案第25号,平成25年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号),議案第26号,平成25年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号),議案第27号,平成25年度阿見町介護保険特別会計補正予算(第3号),議案第28号,平成25年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号),以上7件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

[町長天田富司男君登壇]

○町長(天田富司男君) 議案第22号から第28号までの補正予算について、提案理由を申し上げます。

まず、議案第22号の一般会計補正予算から申し上げます。

本案は、既定の予算額に4,557万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ137億8,496万6,000円とするほか、繰越明許費の設定及び地方債の補正をするものであります。

2ページの第1表,歳入歳出予算補正について,歳入から,その主なものを申し上げます。 第1款町税では,法人町民税で緩やかな企業収益の回復を受け法人町民税,法人税割を増額。 第15款国庫支出金では,土木費国庫補助金で,額の確定に伴い社会資本整備総合交付金を減額。

教育費国庫補助金で、国の財政措置に伴い学校施設環境改善交付金を新規計上。

第16款県支出金では、民生費県補助金で、重度訪問介護等支援事業補助金を新規計上。

第19款,繰入金では、特別会計繰入金で岡崎土地区画整理事業の終了に伴い、土地区画整理 事業特別会計繰入金を新規計上。基金繰入金で、財源調整のため財政調整基金繰入金を皆減す る一方、学校施設耐震化基金繰入金を増額。

第20款、繰越金では、前年度繰越金を増額。

第22款,町債では,事業費の確定に伴い,都市計画街路整備に係る社会資本整備総合交付金 事業債を減額する一方,学校施設耐震化事業債を新規計上するものであります。

次に、4ページからの歳出でありますが、全般的に事業費の確定などによる計上が主なものとなっております。

第2款,総務費では、一般管理費で、額の確定に伴い、行政情報及び住民情報ネットワーク 運営事業に係る電算システム委託料及び使賃料を減額。地域安全対策費で、申請件数が見込み を下回ったことにより、防犯灯新設補助金を減額する一方、追原地区急傾斜地崩壊対策事業の 面積確定測量に伴う県負担金を増額。

第3款,民生費では、社会福祉総務費で、国保財政安定化支援事業に係る繰出金の確定に伴い、国民健康保険特別会計繰出金を増額する一方、療養給付費等負担金に係る平成24年度精算分の財源調整等により、後期高齢者医療特別会計繰出金を減額。医療福祉費で、中学生対象拡大分給付額が見込みを下回ったことなどにより、医療費助成費を減額。

第4款,衛生費では、予防費で、インフルエンザワクチンの接種が見込みを下回ったことなどにより接種助成費を減額。塵芥処理費で、額の確定に伴い、霞・さくら両クリーンセンターの運営費及び維持管理費を減額。

第5款,農林水産業費では、農地費で、農業集落排水事業特別会計における前年度繰越金の 計上及び実穀上長地区農業集落排水事業費の減のため、農業集落排水事業特別会計繰出金を減 額。

第7款, 土木費では,公共下水道費で公共下水道事業特別会計における前年度繰越金の計上等により,公共下水道事業特別会計繰出金を減額。土地区画整理費で土地区画整理事業特別会計における前年度繰越金の計上及び保留地処分金の増により,本郷第一土地区画整理事業繰出金を減額。

第8款、消防費では、常備消防費で、額の確定に伴い、庁舎維持管理費等を減額。

第9款,教育費では、小学校学校施設整備事業で、国の財政措置に伴い、実穀、吉原、本郷の各小学校の耐震補強工事を新規計上。

第11款、公債費では、額の確定に伴い、元金及び利子の償還費を減額。

第12款,諸支出金では、財源調整として財政調整基金積立金及び特定防衛施設周辺整備調整 交付金事業基金積立金をそれぞれ増額するものであります。

次に、6ページの第2表、繰越明許費につきましては、農業振興推進事業ほか9件について、 年度内に事業完了とならないため、翌年度に繰り越しするものであります。

次に、7ページの第3表、地方債補正につきましては、学校耐震化事業を追加するとともに、 社会資本整備総合交付金事業について、事業費の確定により限度額を変更するものであります。 次に、議案第23号の国民健康保険特別会計補正予算について申し上げます。

本案は、既定の予算額に 2 億2,443万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ57億7,906万8,000円とするものであります。

歳入の主な内容としましては、交付額の確定に伴い、一般被保険者療養給付費等負担金、前期高齢者交付金、高額医療費共同事業交付金及び保険財政共同安定化事業交付金をそれぞれ減額する一方、療養給付費等交付金を増額。額の確定に伴い、財政安定化支援事業繰入金を増額するほか、財源調整のための前年度繰越金を増額。

歳出では、一般被保険者等療養給付費を増額する一方、高額療養費共同事業医療費拠出金及 び保険財政共同安定化事業拠出金を減額。基金積立金で、前年度特別調整交付金のうち東日本 大震災影響額分を積み立てるため、支払準備基金積立金を増額するものであります。

次に、議案第24号の公共下水道事業特別会計補正予算について申し上げます。

本案は, 既定の予算額に1億2,075万9,000円を追加し, 歳入歳出それぞれ19億7,558万3,000円とするほか, 繰越明許費の設定及び地方債の補正をするものであります。

また、国の財政措置に伴い、平成26年度に予定していた下水道工事等を一部前倒しして計上しております。

歳入の主な内容としましては、社会資本整備総合交付金及び吉原地区下水道整備負担金をそれぞれ増額、財源調整のため一般会計繰入金を減額し、前年度繰越金を増額。

町債で,公共下水道事業債及び流域下水道事業債を増額。

歳出では、下水道事業費で、吉原地区下水道工事業務委託料、荒川本郷汚水幹線等整備に係る工事費及び霞ヶ浦湖北流域下水道事業負担金をそれぞれ国の財政措置に伴い増額するものであります。

次に、3ページの第2表、繰越明許費につきましては、公共下水道整備事業で、吉原地区下水道工事の遅延及び国の財政措置に伴う事業について、また、霞ヶ浦湖北流域下水道事業負担金につきましては、霞ヶ浦浄化センター事業の遅延に伴い、それぞれ年度内に事業完了とならないことから翌年度に繰り越しするものであります。

次に第3表,地方債補正につきましては、公共下水道事業費及び流域下水道事業費の増により限度額を変更するものであります。

次に、議案第25号の土地区画整理事業特別会計補正予算について申し上げます。

本案は、既定の予算額に7,348万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2億6,389万4,000円と するものであります。

歳入の主な内容としましては、岡崎及び本郷第一の土地区画整理事業保留地処分金を増額するほか、財源調整のため一般会計繰入金を減額し、前年度繰越金を増額。

歳出では、額の確定等に伴い、岡崎及び本郷第一土地区画整理事業に係る各種委託料等を減額。諸支出金で、岡崎地区の事業終了により、当該事業に係る剰余金について一般会計繰出金を新規計上するものであります。

次に、議案第26号の農業集落排水事業特別会計補正予算について申し上げます。

本案は、既定の予算額から425万7,000円を減額し、歳入歳出それぞれ1億6,946万2,000円とするものであります。

歳入の主な内容としましては、制度継続に伴い、農業集落排水施設接続支援事業補助金を新規計上するほか、財源調整のため一般会計繰入金を減額し、前年度繰越金を増額。雑入で、放射能対策に要した経費の一部として東京電力から支払われた損害賠償金を新規計上。

歳出では、接続見込み数の減により、実穀上長地区農業集落排水設備設置工事費補助金を減額するものであります。

議案第27号の介護保険特別会計補正予算について申し上げます。

本案は、既定の予算額に1,686万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ25億4,047万円とする ものであります。

歳入の主な内容としましては、額の確定に伴い、国庫支出金で介護給付費負担金を減額。支払基金交付金で、現年度分の介護給付費交付金を減額する一方、過年度分について増額。繰入金で、給付費の増により介護給付費繰入金を増額し、財源調整のため介護給付費準備基金繰入金を減額。

歳出では、利用者の増加に伴い、居宅介護サービス給付費及び地域密着型介護サービス給付費をそれぞれ増額する一方、介護予防サービス給付費を減額。諸出金で、財源調整のため介護給付費準備基金積立金を増額するものであります。

次に、議案第28号の後期高齢者医療特別会計補正予算について申し上げます。

本案は、既定の予算額に5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ7億658万2,000円とするものであります。

歳入の主な内容としましては、被保険者の増に伴い後期高齢者医療保険料を増額、繰入金で、額の確定に伴い保険基盤安定納付金繰入金及び広域連合事務費負担金繰入金を減額。財政調整のための療養給付費等負担金繰入金を減額。諸収入で、後期高齢者医療療養給付費負担金精算金を増額。歳出では納付金で、保険料歳入の増等により後期高齢者医療広域連合納付金を増額するものであります。

以上、提案理由を申し上げました。

○議長(倉持松雄君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案7件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

5番海野隆君。

- ○5番(海野隆君) 申しわけございません。23ページ,一般会計補正予算ですけれども,議 案第22号ですね。ここに総務費,選挙費ということで参議院議員の選挙費と知事選挙の選挙費, これが減額補正ということになっていますね。この減額補正された分というのは,国及び県の ほうにですね,これ返還する必要があるのかないのかちょっとお聞きしたいと思います。
- ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。
- ○総務部長(坪田匡弘君) はい、お答えいたします。まず町の財源で暫定で予算を組みまして、支出の結果ですね、それでそれぞれの国ないし県のほうから交付を受けると、使ったものに対して交付を受けるというような形になっております。
- ○議長(倉持松雄君) 5番海野隆君。
- ○5番(海野隆君) まあ実費払いという形になりますかね。実費払いというか受け取りっていうのかな。で、わたしはね、多分委員会で言及されないと思いましたので、この本会議でですね、阿見町の選挙管理委員会のですね、そのことについて私は褒めたいと思うんですね。

というのはですね、国及び県のね、実費払いですから、阿見町がね、どんなに努力をして経費を削減してもね、阿見町のものにはならないんだけど、大きい意味でね、税金の削減という意味では非常に効果があったと思います。

それでね、早稲田大学にですね、マニフェスト研究所ってのがあるんですよね。そこがですね、選挙事務改革調査調べというのがあって、私が調べたところによるとですね、2010年の参議院議員選挙それから2012年――前回ですね、衆議院議員選挙、いずれも比例区での全国の市町村をですね、効率性のランキングとそれから時間ですね、このランキングで調査をした結果があります。

ここからは大きい声で。阿見町はですね、2010年に実施された参議院議員選挙ではですね、 県内市町村でトップ――効率性ですよ、効率性ね。時間ではもっと早いところがあったようで すけども。つまり何人選挙事務に携わって開票から開票終了まで1人当たりの効率性ですね。 これ県内トップだったんですね。全国の町村の中では25位――町村ですよ、これね。2012年の 衆議院議員選挙ではですね、県内の町村ではトップ。ですから2010年も2012年の参議院選挙・ 衆議院選挙、これいずれもですね、県内の町村ではトップ、2010年では市町村でトップ――44 の市町村で最も高い効率性を持った選挙管理委員会事務――選挙事務だったと、こういうこと のようです。 で、2012年では残念ながらね、少し落ちましてですね、県内市町村の中では44のあるうち8位に後退したんですけれども、そうは言ってもですね、全国で76位、上位を維持しているということで、これはね、私も選挙管理委員会のことについていろいろとね、申し上げることもありましたけれども、こうしてね、実際に300万からですか、いずれもね、経費を削減して、さらに選挙事務の中でね、まあ2010年度では本当にこれ、県内トップというね、その効率性を達成したわけですよね。

で、これ2012年でもこういうことですから、相当ね、工夫してやられているんではないかと 思いますが、実はこの削減された分は返還すると。まあ実費払いっていうかな、実費受け取り っていうことで、幾ら努力してみても町自体にはね、余りお金が、何ていうんですか、入らな いという感じなんですが、今後ね、今までの取り組みと今後の選挙費用の削減について何かあ ればちょっとお話いただければありがたいんですけども。一言。

○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務課長飯野利明君。

○総務課長(飯野利明君) はい,選挙管理委員会の書記長でもございますので,私のほうから答弁をさせていただきます。今,いろいろ海野議員のほうから御指摘いただきまして,ありがとうございます。それで,そうですね,一番大きいのは人件費等が多いとは思うんですけれども,今ちょっとデータ持ってないんですけれども,ほかの市町村とか調べてみますと,まず開票事務に要する職員の人数ですね,これはほかの市町村に比べて阿見町の場合かなり……。投票事務と開票事務分けているわけなんですけども,で,同じ人っていうんじゃなくて,投票事務に携わらない方,これは長時間同じ人でいきますと非常に効率悪いということで,開票事務は別に職員をやってます。

で、その人数につきましてほかの市町村と比べるとかなり人数は少ない中でも、開票時間の 短縮についてはですね、るるさまざまな取り組み等をさせていただきまして、開票時間につい ては従前に比べると大分早くなって迅速化が図られてきている状況かなというふうに思ってご ざいます。

で、国政選挙とか県の選挙につきましては、実績に応じて当然費用が来るということでございますけれども、その中でいろいろ国政選挙もそうですけども、何といいますかね、改善をしながら、それによりまして当然町の選挙も同じ体制でいきますので、国・県の選挙で改善できた部分は当然町の選挙事務にも反映されると。で、町の選挙については、町の一般会計ということになりますので、そういった意味では阿見町から出す一般会計の財源、これの縮小にも通じるのかなと思っておりますので、さらなる改善に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長(倉持松雄君) 5番海野隆君。

○5番(海野隆君) あとは委員会でのね、質疑及び浅野議員でしたか、一般質問の通告で、 投票率の関係もありますので――投票率は余りね、選挙の効率と関係なさそうなんですね、これについても御努力いただくということで、あとは委員会にお任せしたいと思います。 以上です。

- ○議長(倉持松雄君) ほかに質疑ございませんか。 4番永井義一君。
- ○4番(永井義一君) 一般会計の3ページのとこですか、歳入のほうの19款の繰入金のとこなんですけども、これは先ほど町長のほうの説明で財政調整基金どうのと話ありましたけども、今回これが25年度でいうと4回目の補正になるかと思うんですけども、この財調に関しまして6月議会、9月議会、12月議会で、今回3月議会で4回補正……。何ていうんですか、これは。繰り入れているわけなんですけども、今回金額も大きく財調だけの金額ですと7億1,819万になるかと思うんですよ。

まあ4回合計すると7億9,394万円ということになるわけなんですけども,こんだけ財調のほうから繰り入れたということで,今回のこの25年度の一般会計予算に関して,収入が思ったよりも少なかったのか,または思ったよりも支出が出てしまったのか,そういったとこをちょっとお聞かせください。

- ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。
- ○総務部長(坪田匡弘君) はい、お答えいたします。今回の補正で財政調整基金は、当初予算で組みました基金の繰り入れが全てなくなるといいますか、減額をしてございます。それで、この理由なんですけども、いろいろ財政の担当のほうとも意見を交換したんですけども、この分析の中ではまず町税の収入が当初かなり厳しく見ておりましたけども、今回1億円増ということで補正しておりますけども、見込みよりも増えているというのが1つございます。

それと前年度の繰越金ですね、これも5億7,000万ほどありまして、3億7,000万の補正をかけてますけど、前年度繰越金も多かったということがございます。そのほかに土地区画整理事業の特会からの繰入金も今回発生したということです。

それともう1つは、当初予算の見積もりの中で歳出のほうはかなり安全策といいますか、多めに見積もっているというのがございます。それで工事等は入札を行って差金が今回かなり出ているというようなことがあろうかと思います。

それと逆に歳入のほうですね、これは収入増で補正をしましたけども、やはり税務のほうの 担当の見方としまして、やはりちょっと厳し目にかたく見積もっていると。で、結果的に増え てるということがありますので、その両方の関係もございます。

そういったことで今回幸いというか結果的によかったんですけども、財政調整基金の繰り入

れがなくなってるということでございます。

- ○議長(倉持松雄君) 4番永井義一君。
- ○4番(永井義一君) そうなると、これで今回補正予算が通った場合に、最終的に財政調整 基金の残高はどのぐらいになりますかね。
- ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。
- ○総務部長(坪田匡弘君) はい、財政調整基金の残高の見込みは37億2,000万円となります。
- ○4番(永井義一君) 37億……。
- ○総務部長(坪田匡弘君) 2,000万円。はい。
- ○議長(倉持松雄君) 4番永井義一君。
- ○4番(永井義一君) 済みません。じゃあ、今のところはわかりました。じゃあちょっと、次のところいいですか。これは48ページの……。あ、ごめんなさい。これはいいんだ。さっき町長の話でわかったんで。済みません。

52ページ,ここの公民館費の中での本郷ふれあいセンターの維持管理費の中で,年初予算でも入ってるわけなんですけども,今回ね,電気使用料ですとか上水道使用料とか,こんだけ補正で増やしています。その理由が1つと,あとその下の施設等修繕料ですか,これ金額が17万ということなんですけども,この内容をお願いします。

- ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。
- ○教育次長(竿留一美君) はい、永井議員の質問にお答えします。本郷ふれあいセンターの維持管理費っちゅう形になりまして、1つ電気使用料、これ83万8,000円になっておりまして、今回利用料が、利用者が多いっち形で、電気料が増えたっちゅう形になっております。

で、もう1つ、施設の修繕料17万円っち形なんですが、今回本郷ふれあいセンターのほうで水漏れが発生したんで、その修繕のための補填でございます。

以上でございます。

- ○議長(倉持松雄君) 4番永井義一君。
- ○4番(永井義一君) じゃあ、利用者が増えたということで電気料とか上下水道のやつも補 正で増やしているってことですね。で、あとは施設のこの修理代は水漏れがあったということ ですか。それであと、この本郷ふれあいセンターなんか使ってるときに、その照明が壊れてる とかいうのがちょっと耳にしたんですよ。そうした修理というのは、こういった補正で上がる わけですか。
- ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。
- ○教育次長(竿留一美君) はい。通常予算ではですね、経常経費で修繕料とってあるんですね。だから、その中で対応して、それでも、要するに特別な、こういう雨漏れとかそういう臨

時的なものがあれば、当然足んない分を補填するっち形になっております。だから、電気の球 とかそういうのは経常的に当初に上げております。

以上です。

- ○議長(倉持松雄君) 4番永井義一君。
- ○4番(永井義一君) それ、なかなか直してくれないっていう意見というか、クレームって言い方おかしいですけども、そういった話があったんでちょっと今聞いてみたんですけども、要は予算内であれば、その球かえるだとか……。まあ、どういうのが壊れたか私も詳しくはわかりませんけども、機械自体が壊れたのかもしれませんけども、それで予算があればかえる。で、もし予算がなければこういった補正をやるっていう形で考えていいんですか。
- ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。
- ○教育次長(竿留一美君) 今日午前中には町長が答弁しましたけど、4月1日からですね、本郷ふれあいセンターは有料にして、当然金取ってそういう施設に不備がならないように、極力努力していきたいと考えておりますんで、気持ちよく使っていただきたいと考えております。以上です。
- ○議長(倉持松雄君) 4番永井義一君。
- ○4番(永井義一君) 今のはわかりました。入場料で直すという考えあるんですか。そんなことないですよね。
- もう1つ最後にですね、これは国民健康保険の補正のほうなんですけども、ちょっと先ほど町長のほうの説明があったんですけども、ちょっと聞き漏らしちゃったものでですね、一番最後の基金積立金ですね、これ今回1億円ということで積み立てられているわけなんですけども、この国保のやつの基金の積立金に関しては、私の知ってる範囲内ではね、平成20年度からずっと見てくと、2,300万増額して1億3,000万になったと。で、ずっと来て23年に5,000万増額で1億8,000万になった。今回は1億で2億8,000万というかなりな増額の幅になってるんですけども、ちょっとこれをもう1回説明お願いします。
- ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。 ○保健福祉部長(横田健一君) はい、お答えいたします。今回支払準備基金として1億円積 み立てるということにつきましては、先ほど町長の答弁にもありましたように、前年度の特別 調整交付金のうち東日本大震災の影響分の積み立て、これが約9,900万ほど交付されまして、 その財源があったということで、その分を大体積み立てるというようなことになります。 以上です。
 - **7.11 7 0**
- ○議長(倉持松雄君) 4番永井義一君。
- ○4番(永井義一君) じゃあ、その東日本大震災のやつで9,900万ですか。それちょっとさ

っき聞きそびれちゃったんですけども、これだけで今度は2億8,000万の残高ということになるわけなんですけども、この基金の使い道についてちょっとお伺いします。町のほうとしてこういった基金、どういった形で使うのかというところをお願いします。

- ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。 ○保健福祉部長(横田健一君) はい、お答えいたします。この支払準備基金の積み立てにつきましては、療養給付費の支払いの準備のために積み立てているわけでございます。近年この療養給付費は年々増加傾向にあるというようなことでございまして、高度治療とかそういうもので、その月の給付費が相当高くなったり、そういう増減に対応するために基金を積み立てているというようなことでございます。
- ○議長(倉持松雄君) ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(倉持松雄君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第22号から議案第28号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(倉持松雄君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月18日の本会議において審査の結果を報告 されるようお願いいたします。

議案第29号 平成26年度阿見町一般会計予算

議案第30号 平成26年度阿見町国民健康保険特別会計予算

議案第31号 平成26年度阿見町公共下水道事業特別会計予算

議案第32号 平成26年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算

議案第33号 平成26年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算

議案第34号 平成26年度阿見町介護保険特別会計予算

議案第35号 平成26年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算

議案第36号 平成26年度阿見町水道事業会計予算

○議長(倉持松雄君) 次に、日程第10、議案第29号、平成26年度阿見町一般会計予算、議案 第30号、平成26年度阿見町国民健康保険特別会計予算、議案第31号、平成26年度阿見町公共下 水道事業特別会計予算、議案第32号、平成26年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算、議案 第33号,平成26年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算,議案第34号,平成26年度阿見町介護保険特別会計予算,議案第35号,平成26年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算,議案第36号,平成26年度阿見町水道事業会計予算,以上8件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長(天田富司男君) 平成26年度当初予算の御審議をお願いするに当たりまして、まず主な施策につきまして、第6次総合計画の施策の体系に基づき、その概要を御説明いたします。 初めに、人がつながるまちづくりであります。

まず、ふれあいのまちづくりでは、阿見町協働の指針に基づいた協働の仕組みづくりと協働 事業の具現化に向けた検討をさらに進め、新しい公共の視点に立ち、町民と行政が相互の理解 と信頼のもと、目的意識を共有し、協働のまちづくりに取り組んでまいります。

行政区や自治会などの既存のコミュニティー活動を支援するとともに、ふれあい地区館活動 やまい・あみ・まつりを通し多くの町民が参加できるよう取り組んでまいります。

人権と平和の尊重では、今後も人権を守る取り組みや生命を尊重する取り組みを進めるとと もに、予科練平和記念館を中心に平和な社会の実現に努めてまいります。

男女共同参画社会の推進につきましては、阿見町男女共同参画社会基本条例及び第2次男女 共同参画プランに基づき、性別にとらわれず多様な分野で個性と能力を発揮することができる 男女共同参画社会の実現に向けた施策展開を行ってまいります。また、昨年記念式典を開催し、 男女共同参画の都市宣言を行ったことから、さらなる普及啓発を行い、参画意識の高揚に務め てまいります。

次に、国際交流につきましては、米国スーペリア市や中国柳州市との交流を進めるとともに、 町国際交流協会を中心に国際交流の推進に努めてまいります。

大学等の連携につきましては、茨城大学、県立医療大学、霞ヶ浦高等学校に続き東京医科大学茨城医療センターと地域連携協力協定を締結したことから、これまで以上に連携を強化するとともに、よきパートナーシップを築き上げていくことで双方にとってよりよい親交が諮れるよう積極的に取り組みを進めてまいります。また、鹿島アントラーズFCとのフレンドリータウン協定に基づくフレンドリータウンデイズ「阿見の日」については引き続き開催し、町のPRに努めてまいります。

次に、町民の視点に立ったまちづくりでは、自治体運営において社会情勢や多様化する町民ニーズを的確に捉え、町民の視点に立った行財政運営に取り組むとともに、地方分権、地域主権型社会に対応した自立性の高い町を目指してまいります。

まず、行政改革につきましては、現行の行政改革大綱が本年度をもって推進期間満了となる

ことから,新年度においては現在策定を進めている新行政改革大綱及び実施計画に基づき,行財政改革に取り組んでまいります。

行政評価につきましては、外部評価委員会を設置し、第三者による評価を実施してまいります。事務事業の必要性、緊急性、及び費用対効果を検証し、限られた財源を有効に活用するため選択と集中の考え方に立った行財政運営を推進してまいります。

行政組織機構の見直しにつきましては、社会情勢の変化や多様化する町民ニーズに対応する ため、これまでも適宜見直しを行ってまいりました。今回は平成27年度に控えた番号制度導入 に対応するため、総務部内に情報政策課を新設し、番号制度導入に伴うシステム整備及び関連 業務の調整を一元的に行うとともに、情報政策の推進と効率化を図ってまいります。また、現 在料金徴収及び受付業務等を共同で民間委託している水道課と下水道課を統合し、都市整備部 内に上下水道課を設置し、一体的な事業推進を図ってまいります。

次に人材育成・人事制度につきましては、目標管理による人事評価制度を通じて成果意識・ 改革意識を醸成してまいりました。この評価結果を平成26年度より勤勉手当に反映し、職員の 仕事への意欲向上を図ってまいります。

財政の健全化につきましては、行政評価や行政改革の取り組みをもとに事業の優先的な選択により、限られた税源の重点配分を図り効率的で弾力性のある健全な財政運営に取り組んでまいります。また、将来にわたる町税等の財源の的確な把握と安定的な確保を図るため、財政需要を勘案した中長期的な財政計画を策定するとともに、収納対策の強化や課税客体の的確な把握などに努め、計画的効率的な財政運営を図ってまいります。

次に、窓口サービスの向上につきましては、引き続き日曜開庁業務や電話予約による証明書の交付サービスを実施するとともに、職員の業務遂行能力や接遇能力の一層の向上に努めてまいります。広報・広聴活動につきましては、町ホームページの管理システム及びメールマガジンシステムを導入し、情報発信の充実を図るとともに町民の皆さんから直接町政に関する御意見や提言などをいただく広聴会を引き続き実施してまいります。

広域行政の推進につきましては、稲敷広域消防本部との消防広域化において平成27年4月の 新広域消防本部の発足を目指し協議を進めてまいります。

情報化の推進につきましては、コンピューターネットワークを最大限に活かした庁内全体の 最良のシステム構築を目指してまいります。町ホームページや電子メールを活用した電子申請 の充実など、行政手続の効率化や簡略化を進めるとともに、個人情報や内部情報の管理を徹底 し、情報流出などを回避するためのセキュリティー対策や職員の意識向上を図ってまいります。 次に2つ目、人を育むまちづくりであります。

最初に健康と元気を支えるまちづくりでは、子供から高齢者まで全ての町民が健康で元気に

暮らしていくことのできる地域社会を形成するため、保険・医療・福祉の連携を図るとともに、 町民の健康づくりを積極的に推進してまいります。健康づくりの推進につきましては、本年度 策定した「あみ健康づくりプラン21」の第2次計画に基づき、町民がいつまでも元気で生きが いを持って暮らすことのできるまちづくりを進めてまいります。

また、疾病予防の推進につきましては、新たに高齢者の肺炎球菌ワクチン接種に係る助成事業を実施するなど、国が推進しているワクチン接種事業に積極的に取り組み、感染予防や重症化予防に努めてまいります。

国民健康保険につきましては、健康の自己管理を促し、医療費の抑制及び適正化を図るため、 特定検診審査や特定保健指導など予防医療の充実を図るとともに、ジェネリック医薬品の利用 促進に引き続き取り組んでまいります。

次に、みんなで支え合うまちづくりでは、地域で支え合う福祉ネットワークの構築を目指し、 阿見町地域福祉計画の進捗状況の評価を行うとともに、平成27年度からの次期計画の策定に取 り組んでまいります。

高齢者福祉につきましては、阿見町長寿福祉計画に基づき、高齢者の生活支援と生きがいづくりを推進してまいります。また、高齢者の活動の場となっている福祉センター「まほろば」については、老朽箇所の適切な維持修繕を行い、快適な利用ができるような管理運営に努めてまいります。

障害者福祉につきましては、阿見町障害者基本計画、障害者福祉計画に基づき、ニーズの変化に対応した福祉サービスの提供に努めるとともに、総合的な相談、支援体制の充実を図ってまいります。また、期間満了となる障害者基本計画については、平成26年度中に次期計画を策定してまいります。

子育で支援につきましては、保育所入所児待機児童の解消及び町立保育所の老朽化対策として認定こども園の整備を行うとともに、平成25年度から開始した家庭的保育事業を拡大して実施してまいります。また、保育所環境向上のため、中郷保育所の駐車場整備を行ってまいります。放課後児童対策としましては、阿見小学校区放課後児童クラブの専用施設の整備に取り組んでまいります。医療給付につきましては、小児医療費助成制度において引き続き中学3年生までの医療費無料化を実施してまいります。

次に、豊かな人づくりでは、まず教育の振興につきましては、阿見町教育振興基本計画に基づき、教育に関する諸施策の総合的かつ計画的な推進を図ってまいります。また、児童生徒の安全な教育環境を確保するため、学校施設の耐震補強について平成26年度中に残り3校の工事を完了させるとともに、老朽化が進む給排水設備及び空調設備の改修工事については、年次計画により取り組みを開始してまいります。さらに、教育環境の向上を図るため、現在進めてい

る阿見町学校再編計画の策定に取り組むとともに,新小学校の整備に向け基本計画の策定を進めてまいります。

次に、いつでもどこでもだれでも学べるまちづくりでは、町民誰もが生涯にわたり自由に学び、スポーツを親しみ、町の文化や歴史をつくり出すことを通じ、豊かな人生を送ることができるまちづくりを進めてまいります。生涯学習につきましては、阿見町生涯学習推進計画に基づき町民の生涯学習活動の支援と学習環境の充実に努めてまいります。

予科練平和記念館につきましては、開館5周年記念事業を兼ね実物大零戦模型及び掩体ごう型格納庫を制作し、リピーターの確保と新たな来館者の開拓を図ってまいります。

スポーツの振興につきましては、スポーツ活動の啓発を目的とした町民運動会や町民マラソン大会を実施するとともに、スポーツに対する意識や技術力の向上を図るため、トップアスリートやプロ選手の直接指導によるスポーツ教室を引き続き実施してまいります。また、障害スポーツの拠点となり得る総合運動公園の適切な維持管理に務めてまいります。

文化芸術活動につきましては、自主的な文化芸術活動を行う団体への支援を行うとともに、 文化啓発のイベント展示会などの開催を拡大し、文化に触れる機会と活動の場の拡充を図って まいります。その一環として、公民館やふれあいセンター等においてフロアコンサートを開催 するなど、音楽で元気にするまちづくりを引き続き推進してまいります。

3つ目は、暮らしを支えるまちづくりであります。

最初に、総合的計画的なまちづくりでは、町全体の発展・活性化に向けた計画的な土地利用を推進するとともに、景観に配慮した都市環境づくりに務めてまいります。また、将来の都市像を明確にし、その実現に向けた道筋を明らかにするため、都市計画マスタープランの策定に着手してまいります。

土地区画整理事業による市街化開発につきましては、県が進めている阿見吉原土地区画整理 事業における公共施設整備に係る事業分担金を支出するとともに、道路・公園・緑地・上下水 道などの整備について事業調整を行ってまいります。

荒川本郷地区まちづくり事業につきましては、大規模地権者であるUR都市機構を含めた勉強会を引き続き実施し、地区計画により土地利用を促進するとともに民間事業者による宅地開発を積極的に誘導してまいります。

次に、快適で住みよいまちづくりでは、都市基盤の軸となる道路整備や交通ネットワークの維持・確保、住宅環境の整備など、快適で住みよいまちづくりを推進してまいります。また、公共交通につきましてはデマンドタクシー「あみまるくん」の利便性向上を図るとともに、積極的な情報提供を行い利用促進に努めてまいります。

道路整備につきましては、国の交付金制度を活用し年次計画により整備促進を図るとともに、

既存道路の維持補修や交通安全施設の整備にも積極的に取り組んでまいります。また,道路の 老朽化や大規模災害を踏まえた予防保全の観点から,道路のストック点検を実施するとともに 道路里親制度の拡充を図り,道路の清掃や花壇の管理など町民との協働による維持管理を推進 してまいります。さらに,都市計画決定以降事業化されていない都市計画道路の検証を行い, 将来都市像を見据えた都市計画道路の再編について検討してまいります。

公園緑地につきましては、新市街地内の適正な公園整備を図るため、県と連携しながら阿見吉原土地区画整理事業地内の公園・緑地の整備を推進してまいります。また、安心で快適な環境を保持するため、公園の見回り点検を強化するとともに公園・緑地・里親制度を拡大し、適正な維持管理に努めてまいります。

住宅・住環境につきましては、地区計画等を活用した住環境の維持増進を図るとともに開発 指導により適切な市街地の誘導に努めてまいります。また、町営住宅につきましては今後の住 宅維持管理及び建て替え事業の指針となる阿見町公共賃貸住宅再生マスタープランを策定する とともに、住宅使用料徴収業務など住宅管理業務の一部委託を実施してまいります。その他、 魅力ある景観づくりを目指し、美しい自然環境の保全・整備に努めてまいります。

次に、活力とにぎわいの産業づくりでは、安定した暮らしを将来にわたり支え、活力とにぎ わいのある地域産業を推進するため、農業・商業・工業・観光の各分野の振興・活性化を図っ てまいります。

まず農業の振興につきましては、新規就農者への支援に加え農業経営に意欲を持って取り組む農業後継者に対する新たな支援を実施するなど、担い手農家の育成に努めるとともに、耕作放棄地の再生利用や農業施設の保全活動に対する支援を行ってまいります。また、農産品のブランド化や6次産業化、さらには産学官連携による新商品開発や事業創出により安定した農業経営と生活基盤づくりに努めてまいります。

商業の振興につきましては、本町を取り巻く商業環境の変動を踏まえ、町商工会等との連携を図りながら地域資源を活かした新商品開発の支援を引き続き実施するなど、地域商業の活性 化を図ってまいります。

工業の振興につきましては、積極的な企業誘致を進めるため当町の持つ立地環境の魅力や企業立地奨励金などの優遇制度の拡充・PRに努め、茨城県と連携して優良企業の新規立地を促進し、産業の活性化や雇用の創出、定住人口の増加につなげてまいります。

観光の振興につきましては、霞ヶ浦の予科練平和記念館などの地域観光資源に加え、大規模企業の工場見学施設設置による産業観光の充実を図り、庁内への誘客に努めてまいります。また、霞ヶ浦周辺へのサイクリングロードや桜堤等の整備を進め、新たな観光プランの実現につなげてまいります。また、地域振興及び観光振興を担う場になる道の駅につきましては、平成

24年度に策定した道の駅基本構想に基づき基本計画の策定に着手してまいります。

4つ目は、安全・安心のまちづくりであります。

最初に、潤いのある生活環境づくりでは、町民が安心して暮らすことのできる清潔で潤いのある生活環境づくりを目指し、上下水道等の整備推進、河川環境の保全、都市排水路の環境整備に努めてまいります。

上水道事業につきましては、給水区域の拡大を図るため、配水管の新設整備を行うとともに加入分担金の軽減措置を引き続き実施するなど、普及率の向上を図ってまいります。また、災害時等においても安定した供給体制を確保できるよう、老朽化した既設配水管の布設替えもあわせて実施してまいります。

下水道事業につきましては、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽の全体的な事業計画である生活排水ベストプランを見直し、生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図るとともに、地域の特性に応じた生活排水対策を進めてまいります。また、荒川本郷地区の雨水調整施設である調整池築造工事を進めるとともに、阿見吉原土地区画整理事業の西南地区の環境整備については、茨城県との協定に基づき整備を進めてまいります。都市排水路につきましては、大雨時の冠水や排水沿線の浸水を解消するため、西郷地内の排水路整備に着手してまいります。次に、町民の生命と財産を守るまちづくりでは、東日本大震災以降地震や風水害などの自然

次に、町民の生命と財産を守るまらつくりでは、東日本大震災以降地震や風水害などの自然 災害に対する備えや防犯などに対する関心が高まっています。町民の生命と財産を守り安全に 暮らすことのできる町を目指し、災害に強く犯罪のない地域づくりに努めてまいります。

地域防災につきましては、本年度策定した阿見町地域防災計画に基づき、自主防災組織を中心とした実働型の総合防災訓練を実施するとともに、より地域に密着した防災力の向上を図るため地区単位の図上訓練を引き続き実施いたします。また、実践的な災害対策知識や技能を身につけた防災リーダーを育成し、地域防災力の強化を図ってまいります。さらに災害発生時等における情報伝達体制の確保を図るため、防災行政無線の整備工事に着手してまいります。

消防・救急につきましては、老朽化した消防庁舎の修繕を行うとともに、化学車や高規格救 急車、資機材の整備など消防力の充実・強化に努めてまいります。消防・救急無線のデジタル 化につきましては、消防広域化を進めている稲敷広域消防本部との共同整備によるデジタル無 線システムの工事に着手してまいります。

交通安全対策につきましては、交通安全教化員による交通安全教育の充実を図り、交通安全 への意識啓発を図るとともに交通安全キャンペーンや街頭立哨など地域における交通安全活動 を推進してまいります。

防犯対策につきましては、青色防犯パトロール車によるパトロールの強化や地域の自主的な 防犯活動を推進するとともに、防犯意識の普及・啓発や防犯体制の強化に努めてまいります。 また, 夜間の安全対策である防犯灯設置については, 行政区で所有している防犯灯を町に移管 するとともに新たに防犯灯設置基準を策定し, 安全な地域環境を整備してまいります。

最後になりますが、環境を守り育むまちづくりでは、地球温暖化による異常気象や生態系への影響など地球規模での環境問題が深刻化する中、環境基本計画に基づき町民と行政が一体となって環境に優しいまちづくりを推進してまいります。行政区の全ての防犯灯をLED化することにより、照明寿命の延命化や消費電力低下による環境負荷の軽減を図ってまいります。また、公共施設への太陽光発電装置の設置を行うとともに、住宅用太陽光発電システムの設置に対する助成を引き続き行うことにより、 \mathbf{CO}_2 排出量の削減を図り地球環境に優しい再生可能エネルギーの利用促進を図ってまいります。

環境美化につきましては、不法投棄防止のため環境保全監視員によるパトロールの強化及び 地域の環境美化推進員による連絡体制の確立を図るとともに、不法投棄禁止看板や監視カメラ を設置することにより抑止力の強化を図ってまいります。また、生活環境対策である動物愛護 につきましては、阿見町動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、人と動物の調和のとれた 共生社会の実現を目指し、動物の愛護及び適正飼育の確保を図ってまいります。

ごみの適正処理につきましては、広報活動の強化により分別収集の徹底を図り、可燃ごみの減量化や資源物の再利用化を図ってまいります。また、ごみ処理施設につきましては経年劣化により生じる補修について、計画的な維持補修を行うことにより老朽化した施設の延命化を図ってまいります。

最後に自然環境につきましては、霞ヶ浦や河川・平地林など自然資源を積極的に保全し、限りある地域資源を次世代に継承してまいります。特に当町の重要な地域資源である霞ヶ浦湖岸の親水性を向上させるため、国に登録した「かわまちづくり計画」に基づき国土交通省との連携を図り桜堤・サイクリングロード・島津小公園等の整備を行ってまいります。

以上、主な施策の概要を説明させていただきました。

続きまして,議案第29号,平成26年度一般会計予算の概要について申し上げます。

まず、予算編成に当たっての基本的な考え方から申し上げます。

歳入面では、緩やかな景気の回復により町税収入の増加が期待されるものの消費税率引き上げの影響や海外景気の下振れ等のリスクもあり、また、地方公共団体に必要な財源を保障する地方交付税については、国において地方税収の増加見込みを反映し、減額の方針が示されるなど、依然として厳しい状況にあります。

歳出面では、普通建設事業費が増加するとともに、扶助費や特別会計への繰出金も高負担となっていることから、あらゆる財源確保策を講じるとともに、町民生活の向上のために真に必要な事業を推進することを基本として、限られた財源の中で、重点的かつ効率的な財源配分を

念頭に置き予算編成に取り組んだものであります。

それでは、一般会計予算の概要について申し上げます。

一般会計の予算総額は、145億5,700万で、平成25年度当初予算と比較し6.4%の増となって おります。その理由としましては、安心・安全なまちづくりを推進するための防災行政無線放 送施設整備事業や道路新設改良事業などの普通建設事業の増によるものです。

歳入におきましては、町税で法人税率引き下げの影響が続いているほか、地価下落による土 地固定資産税の減収が見込まれるなど、その回復は非常に緩やかなものとなっております。ま た、地方税の補完的機能を果たす地方交付税は、前年度と比較して4.3%減と見込まれ、その 不足分を補う臨時財政対策債も19.5%減と見込まれます。

本町の行政活動を支える経常的経費が増加傾向にある中、町税・普通交付税といった経常一般財源の大幅な増加が見込めない状況でありますが、安全で安心に暮らせるまちづくりを第一に、防災対策などの緊急課題に引き続き取り組んでいくとともに、環境負荷低減対策、保健医療福祉や教育環境の充実、地域産業の振興など、町民生活を支え、経済を活性化するための施策を積極的に推進することで、第6次総合計画に定める定住促進と安心の実感を高めるまちづくりを実現してまいります。

これら重要施策の推進に必要となる財源の不足につきましては,前年度繰越金と財政調整基金により対処するものであります。

次に、7ページの債務負担行為につきまして、町ホームページ再構築等業務委託など3件について、期間と限度額を設定するものであります。

8ページの地方債につきましては、臨時財政対策債など7件について、限度額、利率等を設定するものであります。

議案第30号から36号までの平成26年度特別会計及び企業会計予算の概要について申し上げます。

特別会計は6件で、予算総額115億700万となり、前年度との比較では7.7%の増となっております。

その内訳でありますが、議案第30号の国民健康保険特別会計予算は、53億300万で、0.3%の 増。

議案第31号の公共下水道事業特別会計予算は、26億1,400万で40.5%の増。

議案第32号の土地区画整理事業特別会計予算は、1,500万で87.5%の大幅減。

議案第33号の農業集落排水事業特別会計予算は、1億6,700万で4%の減。

議案第34号の介護保険特別会計予算は、26億9,500万で6.7%の増。

議案第35号の後期高齢者医療特別会計予算は、7億1,300万で0.1%の増となっております。

また、議案第36号の水道事業会計予算は、16億8、672万2、000円で7%の増となっております。 以上、当初予算の概要について申し上げましたが、具体的な内容につきましては、担当部長から説明をいたしますので、慎重審議の上、議決をいただきますよう、お願いを申し上げます。 〇議長(倉持松雄君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

それでは、ここで暫時休憩いたします。会議の再開は2時15分といたします。

午後 2時07分休憩

午後 2時16分再開

○議長(倉持松雄君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、担当部長から議案に対する詳細な説明を求めます。まず、議案第29号についての 説明を求めます。

総務部長坪田匡弘君。

〇総務部長(坪田匡弘君) それでは、議案第29号、平成26年度の一般会計予算の内容につきまして御説明いたします。

お手元の平成26年度阿見町予算書を御参照願います。

まず、歳入につきまして、予算書の歳入歳出事項別明細書により、その主な内容を申し上げます。

11ページをお開きください。

第1款町税から御説明いたします。

第1項第1目個人町民税では、現年課税分所得割で前年度と比較しまして1.6%の増額計上。 第2目法人町民税では、法人税割で、企業収益の改善の動きを勘案し3%の増、現年課税分 全体では、前年度と比較しまして3.5%の増額計上。

第2項第1目固定資産税では、土地で地価下落に伴い2.2%の減、家屋で大規模工場等の新築により6.8%の増、現年課税分全体では、前年度と比較しまして3.3%の増額計上。

第5項都市計画税では、固定資産税同様に大規模工場等の新築による増を反映し、前年度と 比較しまして4.4%の増額計上。

町税全体では、前年度と比較しまして3.2%の増額計上となっております。

13ページの第11款地方交付税では、国の地方財政対策による総額1%の減と法人税の過年度 精算の減少による影響等を勘案し算定した結果、地方交付税全体では4.3%の減額計上となっ ております。

16ページの第15款国庫支出金の第2項国庫補助金では、道路新設改良等に係る社会資本整備総合交付金及び防災行政無線整備に係る民生安定施設整備事業補助金の増などにより、前年度

と比較しまして266%の増額計上。

国庫支出金全体では、前年度と比較しまして53.4%の増額計上となっております。

17ページの第16款県支出金の第1項県負担金では、国保税軽減制度の拡大による国民健康保険基盤安定負担金の増などにより、前年度と比較しまして3.5%の増額計上。

17ページ,18ページの第2項県補助金では、あゆみ保育園増築及び阿見幼稚園認定こども園整備に係る安心子ども支援事業費補助金の増などにより、前年度と比較しまして12.1%の増額計上。

18ページ,19ページの第3項委託金では,茨城県知事選挙費委託金及び参議院議員通常選挙費委託金の皆減などにより,13.4%の減額計上。

県支出金全体では、前年度と比較し4.5%の増額計上となっております。

20ページの第19款繰入金の第2項基金繰入金では、財源調整としての財政調整基金繰入金の減などにより、繰入金全体で、前年度と比較しまして44.8%の減額計上となっております。

21ページから23ページの第21款諸収入では、医療給付事業の減に伴う高額療養費返納金の減などにより、諸収入全体では、前年度と比較しまして3%の減額計上となっております。

24ページの第22款町債では、社会資本整備総合交付金事業債及び防災行政無線整備事業債の増がある一方、臨時財政対策債の減などにより、町債全体では、前年度と比較しまして36.9%の増額計上となっております。

次に、25ページからの歳出について申し上げます。

第1款議会費では、議場放送設備等更新工事の皆減などにより、前年度と比較しまして 9.7%の減額計上となっております。

27ページからの第2款総務費ですが,第1項総務管理費の第1目一般管理費では,特別職及 び一般職員の給与関係経費,臨時職員雇用費,文書管理法制費などに要する経費が主なもので, 情報化推進事業を第9目の電子計算費に組み替えたことなどにより,前年度と比較しまして 49.4%の減額計上。

33ページの第4目文書広報費では、町ホームページ再構築等業務委託料を新規計上。

35ページから38ページの第7目財産管理費では、印刷製本費の各事業予算への組み替えなどにより、前年度と比較しまして25.9%の減額計上。

38ページから40ページの第8目企画費では、職員給与関係経費、企画事務費、さわやかフェア事業などに要する経費が主なもので、総合計画策定事業の皆減などにより、前年度と比較しまして12.2%の減額計上。

40ページ,41ページの第9目電子計算費では、情報化推進事業、行政情報及び住民情報ネットワーク運営事業を一般管理費から組み替え、新規計上。

43ページから46ページの第11目町民活動推進費では、職員給与関係経費、自治振興費、町民活動センター事業、男女共同参画推進事業などに要する経費が主なもので、集会施設整備事業の増などにより、前年度と比較しまして45.4%の増額計上。

46ページから51ページの第12目地域安全対策費では、交通安全対策事業・防犯対策事業及び 災害対策費などに要する経費が主なもので、防犯灯LED化整備事業及び防災行政無線放送施 設整備事業の新規計上により、前年度と比較しまして718.5%の増額計上。

52ページ,53ページの第2項徴税費の第2目賦課費では,不動産鑑定委託料の減などにより, 前年度と比較しまして25.4%の減額計上。

56ページから58ページの第4項選挙費では、参議院議員通常選挙、茨城県知事選挙、阿見町 長選挙の皆減などにより、前年度と比較しまして62.7%の減額計上。

58ページから61ページの第5項統計調査費の第2目基幹統計調査費では、世界農林業センサス調査事業の増などにより、前年度と比較しまして41.1%の増額計上。

以上、総務費全体では、前年度と比較しまして44.4%の増額計上となっております。

次に, 第3款民生費について申し上げます。

61ページから64ページの第1項社会福祉費の第1目社会福祉総務費では、国民健康保険特別会計繰出金及び後期高齢者医療特別会計繰出金の減などにより、前年度と比較しまして1.8%の減額計上。

64ページから68ページの第2目老人福祉費では、老人保護措置事業、敬老事業、シルバー人材センター助成費、介護予防地域支え合い事業などが主なもので、地域ケアシステム推進事業の社会福祉総務費への組み替えなどにより、前年度と比較しまして3.3%の減額計上。

68ページから73ページの第3目障害者福祉費では、障害者介護給付事業が減となる一方、障害者訓練等給付事業の増などにより、前年度と比較しまして0.9%の減額計上。

74ページ,75ページの第6目医療福祉費では、医療給付事業の減により、前年度と比較しまして2.7%の減額計上。

77ページ,78ページの第8目総合保健福祉会館費では,屋上防水工事費の皆減などにより,前年度と比較しまして41%の減額計上。

78ページから80ページの第2項児童福祉費の第1目児童福祉総務費では、家庭的保育事業の増などにより、前年度と比較しまして3.6%の増額計上。

81ページから85ページの第4目保育所費では、職員給与関係経費、施設の運営及び維持管理費、民間保育所管理運営、保育所整備事業などに要する経費が主なもので、あゆみ保育園増築及び阿見幼稚園認定子ども園整備事業の増などにより、前年度と比較しまして10.2%の増額計上。

85ページから89ページの第5目児童館費では、職員給与関係経費、施設の運営及び維持管理費に要する経費が主なもので放課後児童施設整備事業の新規計上などにより、前年度と比較しまして2.7%の増額計上。

以上、民生費全体では、前年度と比較しまして0.1%の増額計上となっております。

次に、第4款衛生費について申し上げます。

92ページ,93ページの第1項保健衛生費の第2目予防費では、ヒブ小児用肺炎球菌ワクチンなどの定期接種化及び高齢者用肺炎球菌ワクチン接種助成費の新規計上により、前年度と比較しまして19.8%の増額計上。

95ページから98ページの第2項清掃費の第2目塵芥処理費では、霞クリーンセンター及びさくらクリーンセンターの運営や維持管理に要する経費を計上しているもので、さくらクリーンセンターの維持管理費の増などにより、前年度と比較しまして2.1%の増額計上。

98ページ,99ページの第3項環境衛生費の第1目環境総務費では,職員給与関係経費,龍ケ崎地方衛生組合及び牛久市・阿見町斎場組合に係る負担金などに要する経費が主なもので,建設事業債の償還終了に伴う牛久市・阿見町斎場組合負担金の減などにより,前年度と比較しまして17%の減額計上。

以上,衛生費全体では,前年度と比較しまして1.6%の減額計上となっております。

次に、第5款農林水産業費について申し上げます。

105ページから109ページの第1項農業費の第3目農業振興費では、農業後継者支援対策補助金の新規計上に伴う農業振興推進事業の増などにより、前年度と比較しまして7.3%の増額計上。

109ページ,110ページの第5目農地費では、農業集落排水事業特別会計への繰出金の増などにより、前年度と比較しまして1%の増額計上。

以上、農林水産業費全体では、前年度と比較しまして8.6%の増額計上となっております。次に、第6款商工費について申し上げます。

112ページ,113ページの第1項商工費の第2目商工業振興費では、商工業の振興,阿見東部工業団地・阿見吉原地区への企業誘致関係に要する経費を計上しているもので、立地企業の操業開始に伴う企業立地奨励金の増による阿見東部工業団地・阿見吉原地区企業誘致事業の増などにより、前年度と比較しまして271.5%の増額計上。

113ページから115ページの第3目観光費では、霞ヶ浦湖岸のサイクリングロード等の整備に係るかわまちづくり推進事業の新規計上などにより、前年度と比較しまして432.6%の増額計上。

以上、商工費全体では、前年度と比較しまして154.7%の増額計上となっております。

次に、第7款土木費について申し上げます。

117ページの第2項道路橋梁費の第1目道路橋梁総務費では、国の総点検実施要領に基づいて実施する道路ストック総点検委託料等の道路橋梁管理費の増などにより、前年度と比較しまして113.6%の増額計上。

118ページ,119ページの第3目道路新設改良費では、社会資本整備総合交付金による道路新設改良事業の増などにより、前年度と比較しまして82.6%の増額計上。

120ページから122ページの第4項都市計画費の第1目都市計画総務費では、職員給与関係経費、都市計画事務・景観整備事業及び公共交通推進事業に要する経費を計上しているもので、都市計画マスタープラン策定事業の新規計上などにより、前年度と比較しまして19.6%の増額計上。

122ページ,123ページの第2項街路事業費では,都市計画道路荒川沖・寺子線整備事業,中郷・寺子線等整備事業の減などにより,前年度と比較しまして86%の減額計上。

123ページの第3目公共下水道費では、公共下水道事業特別会計繰出金の減により、前年度と比較しまして7.2%の減額計上。

123ページから125ページの第4目公園費では、阿見吉原地区の公園緑地整備事業の増などにより、前年度と比較しまして352.5%の増額計上。

125ページ,126ページの第6目土地区画整理費では,事業収束に伴う本郷第一土地区画整理事業特別会計繰出金の減などにより,前年度と比較しまして93.3%の減額計上。

126ページの第7目開発費では、阿見吉原土地区画整理事業の道路等関連工事分担金の増により、前年度と比較しまして71.7%の増額計上。

以上、土木費全体では、前年度と比較しまして13.6%の増額計上となっております。次に、第8款消防費について申し上げます。

128ページから132ページの第1項消防費の第1目常備消防費では、職員給与関係経費及び消防署等の維持管理などに要する経費が主なもので、稲敷地方広域市町村圏事務組合との共同施工で整備している消防救急無線のデジタル化に係る町分担金の増などにより、前年度と比較しまして7.7%の増額計上。

135ページの第3目消防施設費では、化学消防ポンプ自動車・高規格救急自動車・消防団ポンプ自動車の更新に伴う消防機械力整備事業の増などにより、前年度と比較しまして1019.3%の増額計上。

以上、消防費全体では、前年度と比較しまして23.8%の増額計上となっております。

次に、第9款教育費について申し上げます。

136ページから141ページの第1項教育総務費の第2目事務局費では、特別職及び一般職員の

給与関係経費,事務局事務費,指導室事務費,教育相談センター運営事業,幼稚園就園奨励事業などに要する経費が主なもので,国の保護者負担軽減措置の拡大に伴う幼稚園就園奨励事業の増などにより,前年度と比較しまして9.3%の増額計上。

141ページから149ページの第2項小学校費の第1目学校管理費では、職員給与関係経費及び各小学校施設の維持管理などに要する経費を計上しているもので、本郷小学校プレハブ校舎建設工事費の皆減による学校施設整備事業の減などにより、前年度と比較しまして23.2%の減額計上。

153ページから157ページの第3項中学校費の第1目学校管理費では、職員給与関係経費及び各中学校施設の維持管理などに要する経費を計上しているもので、阿見中学校体育館のLED照明工事及び全中学校への太陽光発電設備設置工事費の皆減による学校施設整備事業の減などにより、前年度と比較しまして40.7%の減額計上。

164ページから173ページの第4項社会教育費の第3目公民館費では、本郷ふれあいセンターの外壁改修工事に係る維持管理費の増などにより、前年度と比較しまして22.8%の増額計上。

177ページから179ページの第6目予科練平和記念館費では、職員給与関係経費、施設の運営及び維持管理費、予科練平和記念館事業などに要する経費を計上しているもので、実物大零戦模型の制作及び掩体壕型格納庫の整備費の新規計上により、前年度と比較しまして24.7%の増額計上。

182ページから184ページの第5項保健体育費の第2目体育施設費では、総合運動公園の芝張り替え工事費の増などにより、前年度と比較しまして24.9%の増額計上。

184ページから186ページの第3目学校給食費では、職員給与関係経費、施設の運営及び維持管理などに要する経費を計上しているもので、新給食センターに係る備品購入費の減並びに外構工事及び旧施設の解体工事費の皆減などにより、前年度と比較しまして42.4%の減額計上。

以上、教育費全体では、前年度と比較しまして14.5%の減額計上となっております。

187ページの第11款公債費では、長期借入金の元金及び利子の償還に要する経費を計上しているもので、君原公民館建設事業債の償還終了などによる長期借入金の元金及び利子の減により、前年度と比較しまして5.7%の減額計上となっております。

以上で説明を終わります。

- ○議長(倉持松雄君) 次に、議案第30号についての説明を求めます。保健福祉部長横田健一 君。
- ○保健福祉部長(横田健一君) それでは、議案第30号、平成26年度阿見町国民健康保険特別 会計予算について御説明いたします。

予算書の199ページをお開きください。

平成26年度の予算総額は53億300万円で,前年度と比較しまして0.3%の増となっております。 これは,歳入,歳出とも,国保税調定,療養諸費,後期高齢者支援金,介護納付金,共同事業 拠出金など数年次の実績内容などから,それぞれ勘案計上を行ったものであります。

それでは、主な項目につきまして、特別会計の予算組み立てに従いまして、歳出部門から御 説明いたします。

212ページをお開きください。

第1款総務費につきましては、職員給与関係経費や事務費などに係る経費を計上しているもので、前年度と比較しまして11.3%の増額となっております。

215ページをお開きください。

第2款保険給付費につきましては、近年の被保険者の加入状況や医療費歳出状況などを勘案 し、前年度と比較しまして0.6%の減額計上としたもので、一般及び退職療養給付費並びに高 額療養費や出産育児一時金などに対処するものであります。

217ページをお開きください。

第3款後期高齢者支援金につきましては、前年度と比較しまして6.4%の増額計上となっております。

219ページをお開きください。

第6款介護納付金につきましては、国保被保険者のうち40歳から65歳未満の介護保険制度第2号被保険者に該当する拠出金を納付するもので、前年度と比較しまして1.5%の減額計上となっております。

第7款共同事業拠出金につきましては、高額な医療費支出の多い保険者を県内各国保保険者が共同で拠出し合い、保険者間の医療費負担の均衡を図るもので、前年度と比較しまして3.0%の減額計上となっております。

220ページをお開きください。

第8款保健事業費につきましては、人間ドックなどによる疾病予防対策、医療費抑制・制度 啓発のための諸経費や、特定健康診査等事業費として健診委託料などを計上しているもので、 前年度と比較しまして2.1%の減額計上となっております。

次に、歳入部門の主な項目につきまして御説明いたします。

戻りまして207ページをお開きください。

第1款国民健康保険税は、前年度と比較しまして比較増減なしの計上となっております。これは、国保被保険者の加入状況や被保険者の所得の状況等を勘案し、制度改正に伴う軽減額等を考慮した結果、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分とも、歳入、歳出の全体状況により必要措置額を計上したものであります。

208ページをお開きください。

第3款国庫支出金第1項国庫負担金の第1目療養給付費等負担金は、歳出の一般療養給付費、 後期高齢者支援金等及び介護納付金に係る負担金で、前年度と比較しまして1.6%の減額計上。 第2目高額医療費共同事業負担金は、歳出における高額医療費共同事業拠出金に係る負担金 で、前年度と比較しまして3.5%の減額計上。

第3目特定健康診査等負担金は、特定健診等の委託費用に対する負担金を計上しているもので、前年度と比較しまして1.4%の増額計上となっております。

第2項国庫補助金の第1目財政調整交付金における普通調整交付金につきましては、近年の 状況を勘案し、前年度と比較しまして13.9%の減額計上となっております。また、特別調整交 付金は、市町村の国保運営努力に応じ、国の予算の範囲の中で、申請をした市町村を県及び国 が評価・査定し交付されるもので、不確定な要素から当初予算では科目措置としております。

以上、国庫支出金全体では、前年度と比較しまして3.5%の減額計上となっております。

次に,第4款療養給付費等交付金につきましては,退職被保険者に係る療養諸費の町負担分 や後期高齢者支援金等相当額などに対する交付金で,前年度と比較しまして25.5%の増額計上 となっております。

第5款前期高齢者交付金につきましては、65歳から75歳未満の前期高齢者の医療費負担における保険者間の不均衡を是正するためのもので、前年度と比較しまして0.4%の減額計上となっております。

第6款県支出金の高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金及び都道府県財政調整 交付金につきましては、国庫支出金と同じ趣旨によるもので、前年度と比較しまして1.8%の 減額計上となっております。

第7款共同事業交付金の第1目高額医療費共同事業交付金につきましては、高額な医療費支 出に伴う共同事業拠出金事業により配分される交付金で、前年度と比較しまして3.5%の減額 計上。

第2目保険財政共同安定化事業交付金につきましても、同様に共同事業拠出金事業により配分される交付金で、前年度と比較しまして2.9%の減額計上となっております。

以上,共同事業交付金全体では,前年度と比較しまして3.0%の減額計上となっております。 第9款繰入金につきましては,前年度と比較しまして7.8%の減額計上となっております。

- 一般会計からの繰り入れの主なものとしましては、保険基盤安定、職員給与費等及びその他繰り入れとして、町医療福祉制度による保険医療費波及分補填経費などとなっております。
 - 以上で説明を終わります。
- ○議長(倉持松雄君) 次に、議案第31号についての説明を求めます。都市整備部長横田充新

君。

○都市整備部長(横田充新君) それでは、議案第31号、平成26年度公共下水道事業特別会計 予算について御説明申し上げます。

予算書の230ページをお開き願います。

平成26年度の予算総額は26億1,400万円となり、前年度と比較いたしますと40.5%の増額計上となっております。

それでは、まず歳入の主なものについて申し上げます。

235ページをお開き願います。

第1款第1項の負担金の受益者負担金につきましては、前年度と比較いたしますと16.7%の減となっております。

第2款第1項の使用料につきましては、前年度と比較いたしますと11.1%の増となっております。

第2款第2項の手数料につきましては、督促手数料と指定書交付手数料で、前年度と比較いたしますと7.7%の減となっております。

第3款第1項の国庫補助金につきましては、前年度と比較いたしますと140.1%の増額計上となっております。

第4款第1項の県負担金につきましては、吉原土地区画整理事業の増により、前年度と比較いたしまして209.3%の大幅増となっております。

第4款第2項の県補助金につきましては、供用開始後3年以内に公共下水道に接続した家庭 に町が補助を行う場合に、町に対して助成されるもので、昨年度と同額計上となっております。

第5款第1項の財産運用収入につきましては、科目設定となっております。

次に、236ページをお開き願います。

第6款第1項の他会計繰入金につきましては、一般会計からの繰入金で、前年度と比較いた しますと7.2%の減となっております。

第7款繰越金につきましては、前年度からの繰越金で、前年度と同額計上となっております。 第8款諸収入につきましては、受益者負担金の延滞金収入と雑入を見込んでおります。

第9款第1項の町債につきましては、起債対象となる吉原地区下水道工事委託料、荒川沖・ 寺子線の下水道工事、荒川本郷地区調整池工事等の事業量増と霞ヶ浦湖北流域下水道建設に伴 う事業における町負担分の減を相殺した結果、前年度と比較いたしますと58.3%の増となって おります。

続きまして, 歳出について御説明いたします。

237ページをお開き願います。

第1款第1項第1目の一般管理費の主なものは、人件費を含めた事務費、使用料徴収事務費及び受益者負担金賦課徴収事務等であります。消費税納付額の増により、前年度と比較いたしますと1.2%の増となっております。

次に、239ページをお開き願います。

第2目の維持管理費ですが、これは管渠の正常な機能を維持するための保守点検委託料及び 汚水処理に要する霞ヶ浦湖北流域下水道維持管理負担金であります。主に霞ヶ浦湖北流域下水 道維持管理負担金の増により、前年度と比較いたしますと3.8%の増となっております。

次に,240ページをお開き願います。

第2項下水道事業費ですが、主なものとしましては、人件費や吉原土地区画整理事業に伴う下水道工事委託料、荒川沖・寺子線の下水道工事費、荒川本郷地区調整池整備の工事費、霞ヶ浦湖北流域下水道事業負担金であります。吉原地区下水道工事の委託料の増、荒川沖・寺子線の下水道整備に伴う下水道工事費の増、荒川本郷地区調整池整備に伴う工事費の増や、霞ヶ浦湖北流域下水道事業負担金の減により、前年度と比較いたしますと111%の増となっております。

次に、242ページをお開き願います。

第2款公債費につきましては、管渠整備及び流域下水道建設事業に要した長期借入金の公共 下水道事業債並びに霞ヶ浦湖北流域下水道事業債の元金、利子の償還費であります。前年度と 比較いたしますと、元金につきましては2.2%の増、利子につきましては6.3%の減となってお ります。

次に、第3款予備費につきましては、前年度と同額計上となっております。

戻りまして、232ページをお開き願います。

第2表の地方債につきましては、借入金の限度額及び利率並びに償還方法を定めたものでご ざいます。

以上で説明を終わります。

- ○議長(倉持松雄君) 次に、議案第32号についての説明を求めます。同じく都市整備部長横田充新君。
- 〇都市整備部長(横田充新君) はい、それでは、議案第32号、平成26年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算について御説明を申し上げます。

予算書の250ページをお開き願います。

平成26年度の予算総額は1,500万円となり,前年度と比較いたしますと1億500万円の大幅減額計上となっております。これは、主なものとしまして、本郷第一土地区画整理事業債元金償還費及び利子償還費の減によるものでございます。

まず歳入の主なものについて申し上げます。

予算書の255ページをお開きください。

第1款第1項の手数料につきましては、分納による徴収清算金の督促手数料を想定した科目 設定となっております。

第2款第1項の財産売払収入につきましては、引き続き本郷第一土地区画整理事業地内における一般保留地の販売を行うもので、前年比88.3%の減額計上となっております。

第3款第1項の他会計繰入金につきましては、前年比90.7%の減額計上となっております。

第5款第2項の雑入につきましては、本郷第一土地区画整理事業の分割徴収清算金として 183万5,000円を計上してございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

予算書の256ページをお開き願います。

第1款の事業費第1目本郷第一土地区画整理事業費の主なものは、保留地販売に関する委託 料及び工事請負費で、前年度と比較いたしますと9.8%の減額計上となっております。主な減 額の理由としましては、残保留地の減に伴う委託料、工事請負費、補償金の減でございます。

予算書の257ページをお開き願います。

同じく第1款の事業費, 岡崎土地区画整理事業につきましては, 一般保留地の販売が完了したということに伴い, 皆減となっております。

第2款の公債費の元金利子につきましては、本郷第一土地区画整理事業債元金及び利子の全額償還によりまして、皆減となっております。

第3款の予備費につきましては、前年度と同額計上となっております。

以上で説明を終わります。

- ○議長(倉持松雄君) 次に、議案第33号についての説明を求めます。同じく都市整備部長横田充新君。
- ○都市整備部長(横田充新君) はい。それでは引き続きまして、議案第33号、平成26年度農業集落排水事業特別会計予算について御説明を申し上げます。

予算書の260ページをお開き願います。

平成26年度の予算総額は1億6,700万円となり,前年度と比較いたしますと4%の減額計上となっております。

それでは、歳入の主なものについて申し上げます。

265ページをお開き願います。

第1款第1項の分担金の受益者分担金につきましては、新規加入者を想定した科目設定でございます。

第2款第1項の使用料につきましては、実穀上長地区が供用開始後3年目を迎えるに当たり、接続件数の増加を考慮し、前年度と比較いたしますと19.1%の増となっております。

第2款第2項の手数料につきましては、督促手数料を計上したもので、科目設定となっております。

第3款第1項の県補助金につきましては、実穀上長地区の事業に係る地方債の元金償還金に対する県からの交付金及び排水施設の接続支援事業のための県補助金で、前年度と比較いたしますと37.4%の減となっております。

次に、266ページをお開き願います。

第4款第1項の他会計繰入金につきましては、本特別会計内で賄い切れない部分への一般会計からの繰入金で、前年度と比較いたしますと2.8%の増となっております。

第2項の基金繰入金につきましては、実穀上長地区の事業債償還金の元金に充当させるために減債基金から繰り入れるもので、前年度と比較いたしますと13.8%の減となっております。

第5款の繰越金につきましては、前年度からの繰越金で、前年度と同額計上となっております。

第6款第1項の雑入につきましては、原子力発電所の事故に伴う賠償金を計上したもので、 平成25年度の実績により算定するため、科目設定となっております。

続きまして, 歳出について御説明いたします。

267ページをお開き願います。

第1款第1項の施設管理費の主なものは、職員給与関係経費と小池地区、君島大形地区、福田地区、実穀上長地区の施設管理に要する経費で、前年度と比較いたしまして0.9%の増額計上となっております。

次に、271ページの第2款公債費につきましては、農業集落排水事業の管渠整備及び処理場 建設等に要した事業費に対する長期借入金の償還費でございます。前年度と比較いたしますと、 元金につきましては14.7%の増、利子につきましては4.6%の減額計上となっております。

次に,第3款諸支出金につきましては,実穀上長地区農業集落排水事業に係る県交付金を減 債基金に積み立てるもので,前年度と比較して43%の減となっております。

次に、272ページをお開き願います。

第4款予備費につきましては、前年度と同額計上となっております。

以上で説明を終わります。

○議長(倉持松雄君) 次に、議案第34号についての説明を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長(横田健一君) はい。それでは続きまして,議案第34号,平成26年度阿見町

介護保険特別会計予算について御説明いたします。

予算書の279ページをお開き願います。

平成26年度の介護保険特別会計の予算総額は26億9,500万円で,前年度と比較しまして6.7% の増となっております。これは,要介護認定者数の増加,及び消費税増税に伴う介護報酬の改定により,介護保険給付費の支出が増額となる見込みであることによるものであります。

なお、歳出の約95%を占めるこの保険給付費の財源につきましては、歳入における国・県の 負担金、支払基金からの交付金及び65歳以上の第1号被保険者の保険料により賄われます。

次に、主な項目につきまして介護保険特別会計の予算計上の順位に基づき、歳出部門から御 説明をいたします。

290ページをお開き願います。

初めに,第1款総務費第1目一般管理費につきましては,職員給与関係経費及び介護保険事務に要する経費を計上しておりますが,職員給与関係経費の減額により,前年度と比較して2.0%の減額計上となっております。

291ページの第2項徴収費では、保険料の賦課徴収に係る経費を計上しており、被保険者数の増加による電算処理委託料の増加等により、前年度と比較し2.3%の増額計上をしております。

292ページの第3項介護認定審査会費につきましては、介護認定審査会費及び認定調査等に要する経費を計上しており、0.3%の増額計上となっております。

第4項趣旨奨励費につきましては、消耗品費がパンフレットの購入数の増により、634%の 増額計上となっております。

293ページの第5項計画策定委員会費につきましては、介護保険事業計画の3年ごとの見直しの年に当たりますことから、計画策定業務委託料が皆増となるほか、委員会開催数の増加等により大幅な増額計上となっております。

次に、第2款保険給付費についてであります。

293ページから295ページの第1項介護サービス等諸費につきましては、冒頭に申し上げましたように、介護サービス利用者の増加が見込まれることと、介護報酬の増額改定の影響から、全体的に増加傾向にございまして、主なサービスでは、第1目の居宅介護サービス給付費が5.0%の増額。

294ページの第3目地域密着型介護サービス給付費では10.2%,第5目施設介護サービス給付費が10.8%の増額となるほか,居宅介護サービスの件数増に伴い,第9目居宅介護サービス計画給付費も9.7%の増額となり、全体で8.1%の増額計上となっております。

同じく295ページから296ページの第2項介護予防サービス等諸費につきましては、要支援認

定者の数が減少傾向にあることから,第1目介護予防サービス給付費が20.8%の減額,第3目 地域密着型介護予防サービス給付費が67.5%の減額。

296ページの第7目介護予防サービス計画給付費が12.7%の減額となり、全体で22.3%の減額計上となっております。

297ページの第4項高額介護サービス等につきましては、第1目高額介護サービス費が介護サービス等諸費の伸びに伴い5.3%の増額計上となっております。

第6項特定入所者介護サービス等費につきましては、施設サービス利用者の居宅費及び食費の負担が低所得者にとって過重な負担とならないよう負担限度額を設け、その差額について公費負担するもので、0.3%の増額計上となっております。

次に、299ページの第4款地域支援事業費についてであります。

第1項介護予防事業費第1目介護予防特定高齢者施策事業費につきましては、通所型介護予防事業において、運動教室の開催回数の増により36.5%の増額。特定高齢者把握事業は、対象者の増加によりデータ集計業務委託料等が増額となるため11.3%の増。合計では23.4%の増額計上となります。

第2目介護予防一般高齢者施策事業費では、筋力向上トレーニング事業の事業実施内容の見 直しに伴う委託料等の増額により、68%の増額計上となっております。

300ページの第2項包括支援事業につきましては、町社会福祉協議会に委託して実施する阿 見町地域包括支援センターの運営事業に係る経費でありますが、4事業合わせて1.6%の減額 計上となっております。

301ページの第3項任意事業費につきましては、第1目家族介護支援事業費において認知高齢者見守り事業及び高齢者と子供のふれあい事業の委託料のの増額で、合わせて3.0%の増額計上となっております。

次に, 歳入部門について御説明をいたします。

戻りまして287ページをお開き願います。

介護保険制度の給付に必要な財源は、利用者の1割負担のほかに、50%を公費、残り50%を40歳以上の被保険者の保険料で賄います。公費の内訳は、国が25%、県12.5%、市町村12.5%であります。国の負担の25%のうち約5%は、市町村間の財政力の格差を調整するために、調整交付金として交付されることとなります。

それでは、歳入部門の主な項目につきまして御説明いたします。

歳入の第1款保険料につきましては、65歳以上の第1号被保険者数の増加により、前年度と 比較しまして6.5%の増額計上となっております。

次に、第3款国庫支出金につきましては、保険給付費に要する費用の20%を国の法定負担分

とする介護給付費負担金,また,市町村間の財政力の格差を調整するために第1号被保険者の75歳以上の高齢者の比率や所得水準の格差等に基づき交付される調整交付金,並びに地域支援事業に係る交付金で,保険給付費総額の増に伴い,前年度と比較して8.9%の増額計上をしております。

第4款支払基金交付金につきましては、保険給付費及び地域支援事業の介護予防事業費に係る29%分が社会保険診療報酬支払基金から交付されるものであり、前年度と比較して6.9%の増額計上をしております。

次に、288ページの第5款県支出金につきましては、保険給付費及び地域支援事業の介護予防事業費の12.5%並びに地域支援事業の包括的支援事業費の19.75%が県の法定負担分であり、前年度と比較して7.2%の増額計上をしております。

第7款繰入金第1項一般会計繰入金につきましては、町の法定負担分の12.5%としての介護 給付費繰入金及び289ページの地域支援事業繰入金、保険料を充当することのできない事務費 等一般会計繰入金がそれぞれ増額となり、合計で6.5%の増額計上をしております。

次に,第7款繰入金第2項基金繰入金につきましては,第1目介護給付費準備基金は,繰り入れの必要がなかったため皆減となっております。

以上で説明を終わります。

- ○議長(倉持松雄君) 次に同じく、議案第35号についての説明を求めます。保健福祉部長横田健一君。
- 〇保健福祉部長(横田健一君) はい。引き続いて、議案第35号、平成26年度阿見町後期高齢 者医療特別会計予算について御説明いたします。

予算書の309ページをお開きください。

平成26年度の予算総額は7億1,300万円で,前年度と比較しまして0.1%の増となっております。これは、歳入、歳出とも前年度の実績内容などから、それぞれ勘案計上を行ったものであります。

それでは、主な項目につきまして、特別会計の予算組み立てに従い、歳出部門から御説明い たします。

317ページをお開きください。

第1款総務費につきましては、職員給与関係経費や事務に係る経費を計上しているもので、 前年度と比較しまして25.2%の減額計上となっております。

318ページをお開きください。

第2款納付金につきましては、町が徴収した保険料、保険料軽減に係る保険基盤安定分、広 域連合事務費及び療養給付費等に係る町負担分などを茨城県後期高齢者医療広域連合に納付す るもので、前年度と比較しまして0.4%の増額計上となっております。

第3款保険事業費につきましては、高齢者健診及び人間ドックなどによる疾病予防対策、医療費抑制のための委託料や諸経費を一般会計から移行し新規計上しているものです。

それでは、歳入の主な項目につきまして御説明をいたします。

戻りまして315ページをお開きください。

第1款保険料につきましては、前年度と比較しまして4.3%の増額計上となっております。

第3款繰入金につきましては、職員給与費等、事務費等、保険料軽減に係る保険基盤安定、 広域連合事務費及び療養給付費等に係る町負担分を一般会計から繰り入れるもので、前年度と 比較しまして4.4%の減額計上となっております。

以上で説明を終わります。

○議長(倉持松雄君) 次に、議案第36号についての説明を求めます。都市整備部長横田充新 君。

○都市整備部長(横田充新君) はい。それでは、議案第36号、平成26年度阿見町水道事業会 計予算について御説明を申し上げます。

それでは、327ページをお開き願います。

まず,第2条の業務の予定量でございますが,給水戸数を1万5,760戸,年間総給水量を433 万7,294立方メートル見込んでございます。

次に,第3条の収益的収入及び支出でございますが,前年度比12.8%増の11億5,819万5,000円を計上しております。その主な収入でありますが,水道料金の9億9,912万4,000円を見込んでおります。

次に,主な支出でございますが,県企業局に支払う受水費4億807万円,減価償却費2億5,684万5,000円,支払利息2,212万1,000円でございます。

続きまして328ページをお開き願います。

第4条予算の資本的収入及び支出でございます。

資本的収入でございますが、起債の借り入れがないことから前年度比32.7%の減、1億7,175万4,000円となっており、加入分担金2,575万8,000円、工事負担金1億4,599万6,000円を計上しております。この工事負担金でございますが、これは、県で事業を進めております吉原土地区画整理事業地内の配水管の布設を町が受託工事として行うものでございます。

次に,資本的支出でございますが,全体では3.9%減の5億2,852万7,000円であり,内訳としましては,建設改良費,4億9,020万4,000円,企業債償還元金3,832万3,000円を計上しております。

その建設改良費でございますが、新設管の布設工事2億3,707万円、老朽管の布設替え工事

3,670万円,吉原土地区画整理地内の新設管の布設工事1億2,754万2,000円であります。

次の起債償還金でございますが、これは昭和63年度から平成21年度までに借りた企業債の元 金を償還するものでございます。

なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する3億5,677万3,000円につきましては、減債 積立金及び過年度分損益勘定留保資金で補填してまいります。

以上で説明を終わります。

○議長(倉持松雄君) 以上で説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案8件については、委員会への付託を予定しております ので、質疑は簡潔にお願いいたします。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(倉持松雄君) なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

この際お諮りします。ただいま議題となっております議案第29号から議案第36号については、 全議員をもって構成する阿見町予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにした いと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(倉持松雄君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それではここで暫時休憩といたします。

ただいま設置されました阿見町予算特別委員会の委員は,全員協議会室において委員長,副 委員長の互選をお願いいたします。

会議の再開は、阿見町予算特別委員会の委員長、副委員長が決まり次第再開いたします。 それでは、御異動願います。

午後 3時17分休憩

午後 3時26分再開

○議長(倉持松雄君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

阿見町予算特別委員会の委員長、副委員長の互選結果報告

- ○議長(倉持松雄君) 阿見町予算特別委員会の委員長,副委員長の互選の結果の報告を行います。事務局長に報告させます。
- ○事務局長(青山公雄君) それでは、御報告をいたします。予算特別委員会委員長佐藤幸明 議員、同じく副委員長吉田憲市議員。

以上でございます。

○議長(倉持松雄君) 以上で,阿見町予算特別委員会の委員長,副委員長の互選結果報告を 終わります。

予算特別委員会では、付託案件を審査の上、来る3月18日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第37号 町道路線の廃止について

議案第38号 町道路線の認定について

○議長(倉持松雄君) 次に、日程第11、議案第37号、町道路線の廃止について、議案第38号、 町道路線の認定について、以上2件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

[町長天田富司男君登壇]

〇町長(天田富司男君) 議案第37号の町道路線の廃止について及び議案第38号の町道路線の 認定について提案理由を申し上げます。

まず、議案第37号の町道路線の廃止について申し上げます。

本案は、曙地内の町道第3507号線を県道稲敷阿見線に振り替えるための廃止のほか、3路線を廃止するものであります。

次に、議案第38号の町道路線の認定について申し上げます。

本案は、二区南地内の開発行為に伴う認定のほか10路線を認定するものであります。

以上、提案理由を申し上げました。

○議長(倉持松雄君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案2件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いい たします。

質疑を許します。

海野隆君。

○5番(海野隆君) 簡潔に。議案37号で町道路線の廃止があってですね、三高下から国道に 抜けるところの道路が廃止路線ということで描いてある。これ、道路が2本あって片方を廃止 するってことですか。そうしないとね、通れなくなっちゃうもんね。ちょっとそこだけ教えて ください。

○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

- ○都市整備部長(横田充新君) はい、お答えいたします。その次のページに位置図が載ってるかと思いますが、2430号線、本来はこの矢印の道路が本来の路線認定になってる道路でございます。それで、現在使われておりますのは、その手前の道路が使われていたということで、これは町のほうに譲与されたものでございますので、その先の部分について廃止をするということでございます。
- ○議長(倉持松雄君) ほかに質疑はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(倉持松雄君) それでは、ないようですので質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第37号から議案第38号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(倉持松雄君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月18日の本会議において審査の結果 を報告されるようお願いいたします。

請願第1号 「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進する ための法律の制定を求める意見書」の採択を求める請願

○議長(倉持松雄君) 次に、日程第12、請願第1号、「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の採択を求める請願を議題といたします。

本案については、会議規則第92条第1項の規定により、提案理由の説明、質疑を省略し、お 手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託いたします。これに御異議ござ いませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(倉持松雄君) 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月18日の本会議において審査の結果 を報告されるようお願いいたします。

請願第2号 要支援者を介護予防給付から切り離すことに反対の請願

○議長(倉持松雄君) 次に、日程第13、請願第2号、要支援者を介護予防給付から切り離す ことに反対の請願を議題といたします。

本案については、会議規則第92条第1項の規定により、提案理由の説明、質疑を省略し、お 手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託いたします。これに御異議ござ いませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(倉持松雄君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月18日の本会議において審査の結果 を報告されるようお願いいたします。

請願第3号 オーケストラと歌おうin Amiの存続を求める請願

○議長(倉持松雄君) 次に、日程第14、請願第3号、オーケストラと歌おうin Amiの存続を 求める請願を議題といたします。

本案については、会議規則第92条第1項の規定により、提案理由の説明、質疑を省略し、お 手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託いたします。これに御異議ござ いませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(倉持松雄君) 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月18日の本会議において審査の結果 を報告されるようお願いいたします。

散会の宣告

○議長(倉持松雄君) 以上で本日の日程は全て終了しました。 本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後 3時32分散会

第 2 号

平成26年第1回阿見町議会定例会会議録(第2号)

平成26年3月4日(第2日)

○出席議員

1番 倉 持 松 雄 君 2番 藤平竜也君 3番 野 口雅弘君 井 義 一 君 4番 永 5番 野 君 海 隆 野 良 治 君 6番 飯 7番 平 岡 博 君 8番 久保谷 充 君 9番 川畑秀慈君 10番 難 波 千香子 君 11番 紙 井 和 美 君 12番 柴 原 成 一 君 13番 浅 野 栄 子 君 14番 藤井孝幸君 16番 吉 田 憲 市 君 17番 佐藤幸明君 18番 実 君 諏訪原

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町 長 天 田 富司男 君 育 長 青 山 壽々子 君 教 総 務 部 長 坪田匡弘君 原尚彦君 町 民 部 長 篠 保健福祉部長 横田健一君 生活產業部長 﨑 慎 一 君 篠 都市整備部長 横 田 充 新 君 教育委員会教育次長 留 美 君 防 川村 忠 男 君 会計管理者兼 寬 宮 本 則 君 会 課 計 長 生活産業部次長 大 野 利 明 君 総 務 課 野 利 明 君 長 飯 企画財政課長 湯 原 幸 徳 君 秘 書 課 長 井 浩 君 武 管 財 課 長 朝 日 良 _ 君 交通防災課長 石 智 久 君 建 社会福祉課長兼 髙 須 徹 君 福祉センター所長 国保年金課長 煙 Ш 栄 君 環境政策課長兼 畄 野 栄 君 放射能対策室長 農業振興課長 君 村松利一 商工観光課長 鹿志村 君 浩 行 下 水 道 課 長 菊 池 彰 君 学校教育課長 黒 井 寛 君

○議会事務局出席者

 事 務 局 長 青 山 公 雄

 書 記 大 竹 久

平成26年第1回阿見町議会定例会

議事日程第2号

平成26年3月4日 午前10時開議

日程第1 一般質問

一般質問通告事項一覧

平成26年第1回定例会

一般質問1日目(平成26年3月4日)

発 言 者	質問の趣旨	答	弁 者
1. 平岡 博	1. 合併浄化槽の普及促進について	町	長
2. 藤平 竜也	1. さらなる子育て支援について	町	長
3. 海野 隆	 市町村合併について 公共施設再編計画について 大学との連携について 政治倫理について 入札制度改革について 	町町町町町町	長長長長
4. 永井 義一	1. 地域防災計画の避難計画について 2. 国民健康保険税等の引下げについて	町町	長長
5. 柴原 成一	1. 定期観光バスの路線誘致について	町	長

午前10時00分開議

○議長(倉持松雄君) おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を 開きます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御 了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長(倉持松雄君) 日程第1,一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を1時間といたしますので、御協力のほどお願いいたします。

初めに、7番平岡博君の一般質問を行います。

7番平岡博君の質問を許します。登壇願います。

[7番平岡博君登壇]

○7番(平岡博君) それでは、おはようございます。

通告にしたがいまして、3月議会一般質問の冒頭を務めさせていただきます。

まず、最初にお詫びを。私がちょっと風邪を、インフルエンザを引きましてですね、声がちょっと出づらいとこがありますので、お聞き苦しい点がございますと思いますが、御勘弁……。

[「十分でね」と呼ぶ者あり]

○7番(平岡博君) あ、十分ですか。わかりました。

それでは、まず、天田町長におきましては、2期目の当選、まことにおめでとうございました。これからの4年、町のため、町民のため、よろしくお願いいたします。

さて、今回取り上げますのは、合併処理浄化槽の普及拡大についてであります。

御承知のように、阿見町でも公共下水道の整備は長年の課題となっており、市街化区域の拡大とあわせ、事業推進が図られているところですが、地方公共下水道認可区域以外の汚水処理については、農業集落排水事業と合併浄化槽設備事業により整備を推進していることになっています。これからは、町民の生活環境の質的向上に寄与すると同時に、霞ヶ浦の水質浄化に向けても必要不可欠な施策となっております。

折しも、東京オリンピックが2020年の、前年2019年には国民体育大会の茨城開催が決まっています。霞ヶ浦流域は、ボート、ヨット――ヨットはセーリングと言いますが、それの会場と

なることが有力で、浄化は緊急性を増しています。なので、茨城国体開催年の平成31年までには、町内の下水道普及率を上げていくことには意味があると思います。一層の普及拡大には十分の合理性があると思えるのです。中でも、公共下水道許可区域以外の汚水処理人口普及率を上げる上で、合併浄化槽の設置補助には町民の行政ニーズが高く、ここへの予算の重点配分は効果が大きいと私は考えたわけです。行政ニーズが高いというのは、この補助金は、例年申し込みの受け付け開始と同時に予算枠を消化してしまう状態が続いているからであります。平成25年度は5,200万円が計上されましたが、6月までに73基の申し込みで受け付け終了でした。平成26年度も5,000万円台の予算で同様の推移が懸念されます。

合併浄化槽について、町は、昭和62年度から、個人設置型事業に対する補助を行ってきました。浄化槽の補助事業は当町のみならず、国、循環型社会形成推進交付金、県、茨城県浄化槽設置事業費補助金の補助事業を活用し実施している上、霞ヶ浦流域は、霞ヶ浦浄化のために、県が平成20年度より導入している森林湖沼環境税による高度処理型合併処理浄化槽設置の補助金もあり、大変有利な条件になっています。

このため、人気が殺到し、早々に予算が消化してしまっていると考えられますが、では、どれだけ普及率向上に寄与したでしょうか。この点に関して、私、実は、確かな数字がわからないのです。下水道課さんに聞いて問い合わせても、いろんな数字があるようで、整備上の正確なところを捉え切れません。まず、町の総合計画は第6次計画を策定中ですが、第5次総合計画を見ると、合併浄化槽の設置割合は、平成19年度実績の76%から、平成25年度に80%とする政策目標が示されていますが、これはどうなんでしょうか。わずか4ポイントのアップにすぎません。

で、結果はどうだったのか。平成19年度から平成23年度の5カ年にかけて、500基の設置実績があったとも言います。こちらは、阿見町の人と自然がつくる美しい町再生計画に盛り込まれた汚水処理施設整備交付金の実績です。計画では、個人設置型の合併浄化槽については、整備量を255基と見込み、事業費は1億1,800万円でしたから、計画途中で拡大されたものと思われます。これにより、公共下水道許可区域以外の汚水処理人口普及率は、どう変化したのでしょうか。

議論の前提とするために、平成24年度は73基、平成25年度73基の推移とあわせ、投入した金額の設置基数、そして普及率の推移について、実績を整理してお示しください。その上で、第6次総合計画で、合併浄化槽の整備量をどうするのか、お考えをお示しいただきたいと。

私としては、いずれにせよ、申し込み開始と同時に締め切るような予算枠は改善すべきだと 思います。

茨城国体に向けて, 一気に拡大し, 霞ヶ浦のより自然を守るべく, 他市町村より先んじて,

普及率促進を図るべきだと考えるのですが、国や県の交付金、補助金との関係もなかなか難しいのでしょうか。その辺の見通しもあわせてお聞かせください。

よろしくお願いします。

○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君,登壇願います。

[町長天田富司男君登壇]

○町長 (天田富司男君) おはようございます。

平岡議員の御質問にお答えをいたします。

ちょっと多岐にわたってるんで、答弁書がですね、ちょっと簡潔過ぎて、再質問のほうで、 またその数字等を言っていただければ、お願いしたいと思います。

合併浄化槽の普及促進についてでありますが、現在は、平成24年度から平成28年度の5カ年計画である循環型社会形成推進地域計画に沿って、合併浄化槽の設置補助を行っております。この計画は、生活排水による水質の悪化が進んでいることから、排水施設の整備を進めて、公共用水域の水質改善を図ることが主な目的で、町においては、5カ年で375基の合併浄化槽を設置する計画になっております。

補助金は、国・県及び町が、それぞれ3分の1ずつを補助することになっております。平成20年度からは、森林や湖沼・河川などの自然環境の保全を目的とした森林湖沼環境税の上乗せ補助が県からあります。その影響もあり、近年は補助希望者が多くなり、早い時期に予算枠へ達してしまう状況でありますので、補助希望者の推移や、国・県補助金の動向、及び町の財政状況を踏まえながら、今後、設置基数等を計画的に反映させていきたいと考えております。

特に、私になってから、農業集落排水はお金がかかり過ぎて、非常に率が悪いということでですね、何とか合併浄化槽を、特に側溝等をうまく、市街化調整区域等の地域にですね、側溝等をやっぱり設置して、それで合併浄化槽でやはり水の浄化をやっていただきたいという、そういう趣旨がありますので、そういう面では、前向きな形でですね、考えていかないといけないなと、そう思います。

あと、数字等は、もう一度、部長等に聞いていただいて、内容等を把握していただけるかと 思います。

よろしくお願いいたします。

- ○議長(倉持松雄君) 7番平岡博君。
- ○7番(平岡博君) ありがとうございました。具体的にですね、細かい数字等々を執行部のほうから尋ねてくれというふうなことだったんですけれども、具体的には3つほどだと思うんですよね。ですから、まず、1個ずつ、私、聞いていきたいと思うんですが、まず、26年度の、

下のほうからやっていきますとですね、予定基数は、何か、1基、25年度に対して1基プラスの予算のような、26年度は気がして、私、調べたとこでは、そういうふうに思うんですが、その辺のところは、どういうふうな取り組みをしているか、ちょっとお願いします。

- ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。 ○都市整備部長(横田充新君) はい、お答えいたします。先ほど、平岡議員の質問の中にありましたように、循環型社会形成推進地域計画ということで、5カ年計画で、今、この浄化槽設置については助成をしているところでございます。それで、26年度の計画予定数ですが、75基ということで、本年度より、28年まで、この循環型の計画がございまして、毎年1基ずつ増やしていくというような計画となっております。
- ○議長(倉持松雄君) 7番平岡博君。
- ○7番(平岡博君) じゃあ、2基でしたよね。26年度は1基プラス、1基。

まあ、町長のほうの説明の中にもね、下水道のほうの側溝のほうのあれもつくらないと進まないというふうなこと、ありましたんですが、やっぱり、このスピードでは、はっきり言って、もう足らないと思うんですよ。足らないっていうか、間に合わない。もう少し、まあ、予算なりを確保してですね、もう少しスピードを上げてやっていただきたいと思うんですが、その辺のとこの予定は、あれば。

- ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。 ○都市整備部長(横田充新君) はい、お答えいたします。この循環型整備計画というのは、 龍ケ崎地域ということで、阿見町だけでつくっている整備計画ではございません。当然、この 霞ヶ浦に流れ込んでくる利根川、それから、牛久には乙戸沼等もありますので、この地域、龍 ケ崎地域全体的に基数を割り振った計画ということになっておりますので、当面は、この28年 度までは、その龍ケ崎地域の循環型で、この基数で予定しておりますが、その前には、再生計 画というような、また5カ年事業、これ以前に19年から23年度までの計画がございました。そ れを引き継いで——その当時は275基ですね、最初の5カ年は。で、今回の循環型につきましては375基ということで、これで霞ヶ浦近辺の河川も含めて、全部浄化できるということでは ないと思いますので、ただ、今のところ、次の5カ年計画があるかどうか、今のところ、まだ はっきり、現在の計画が進行中ですので、はっきりはしておりませんが、まあ、多分続くだろ うと。そのときにつきましては、増やせるような形で調整をしていきたいなと思っております。 ○議長(倉持松雄君) 7番平岡博君。
- ○7番(平岡博君) 他市町村とですね、の中の話し合いで、そういうふうな取り決めがなっているような御説明ですけども、私個人的には、もっと町民のために、町のためにというふうな感覚をやっていただきたいんですよ。ですから、他市町村とのあれもあるでしょうけども、

もっと、何というんですかね、町のため、町民のため、そこを具体的に、前面にもう少し出し てほしいと思うんですけども、なかなかそこは難しいとこですか。

- ○議長(倉持松雄君) 都市整備部長横田充新君。
- ○都市整備部長(横田充新君) はい、お答えいたします。先ほど町長の答弁の中にもありましたように、国庫補助それから県補助等も入っています。町だけで出しているわけではございませんので、じゃあ、町単独費用をそれだけ何千万も乗せるのかっていうこと……。せっかくその計画にのせてやれば3分の1の負担で済むということでございますので、その国・県の補助という絡みがございますので、なかなか町だけで何千万も上乗せして何十基もということは、ちょっと今の町の財政状況も踏まえますと難しいのかなと思います。
- ○議長(倉持松雄君) 7番平岡博君。
- ○7番(平岡博君) なかなか難しいんでしょうね。でも、私が言いたいのは、難しいからやるんですよ。簡単にできれば、誰でもできますから。まあ、部長、首、横に振るのはわかるんですけど。まあ、要するにね、何ていうのかなあ、姿勢、要するに、まあ、それはちょっと難しいから、何とか考えますよ。考えますよじゃだめなんですよ、私は。やってくださいよ。やってますよって言ってくださいよ。その辺のとこの姿勢っていうかなあ、前向きの、よし、阿見町のためにやってやるぞっていうふうな感覚がほしいんですよね。おざなり的に、他市町村と県と国の補助がどうの……。じゃあ、阿見町のために、もう少しやってくれ。やってますよ、平岡さん。こう言ってほしいんですよ。まあ、なかなか難しいとこなんでしょうけどね。どうですか。
- ○議長(倉持松雄君) 横田充新君。
- ○都市整備部長(横田充新君) 本当に町のためになんですが、先ほども答弁いたしましたように、最初の5カ年計画よりはかなり増えているわけですよ。最初は273基ですか、計画が。 それが今の計画だと376基ということで、今回の、今進行中の計画につきましては100基増やしているということでございます。当然、この後の計画が続けば、その後、地元の皆さんの要望等を踏まえて、次の計画には増やしていきたいということでございます。
- ○議長(倉持松雄君) 7番平岡博君。
- ○7番(平岡博君) わかりました。そのように、前向きにひとつ考えてですね、よろしくお願いします。時間もそろそろ21分ですので、これで終わりますので。
- ○議長(倉持松雄君) 町長天田富司男君。
- ○町長(天田富司男君) これ,浄化槽の設置,5,300幾らって言ってましたよね。1基70万以上補助が出るっていうことなんですけど,ちょっと値段的にも,十分もう少し安くできるんじゃないかなっていう,俺は気がしてるんですよ。まあ,業者の話聞けばね。そういう面で,

もう少し基数も,値段的な問題等も踏まえれば,まだ5基とかね,10基ぐらいの金額,それ以上の金額でも十分できるのかなっていうような気がするんだよね。そこら辺,もう少し考えてもらうといいなと思いますね。

- ○議長(倉持松雄君) 7番平岡博君。
- ○7番(平岡博君) ありがとうございます。その辺の、やっぱり相対的な、何ていうんですかね、うん、うん、そういうふうにして考えて、その辺のとこから、よろしくひとつ突っ込んでいって、やっていっていただきたいと思います。

お願いしてですね、よりよい阿見町、これをお願いして、私の質問にかえさせていただきま す。終わります。

○議長(倉持松雄君) これで7番平岡博君の質問を終わります。

次に、2番藤平竜也君の一般質問を行います。

2番藤平竜也君の質問を許します。登壇願います。

[2番藤平竜也君登壇]

○2番(藤平竜也君) 皆さん、おはようございます。平岡議員に続きまして、私もインフル エンザでした。お聞き苦しい点がございましたら、大変申しわけございません。

それでは、一般質問に先立ちまして、まず、町長、再選おめでとうございます。 2 期目につきましても、これまでどおり、これまで以上に、町の発展、そして町民の皆様の幸せのために、精いっぱい御尽力いただきたいと思います。お願いいたします。

それでは、一般質問を始めさせていただきます。

今回、私は、さらなる子育て支援ということで質問させていただきます。

人口 5 万人を目指す当町では、本郷地区の開発や雪印メグミルクの開業に伴い、若い子育て世代が増えております。さらに今後、本郷地区に小学校が新設されるということになれば、さらに子育て世代の増加が期待されることと思われます。

そうした背景からも、子育て支援の強化は定住の促進につながり、さらに、少子化に歯どめ をかける重要な政策と考えます。

そのような中、天田町政1期目の公約でもあり、当町において今年度より実施しております中学3年生までの医療費の無料化は、子育て世代の負担を軽減させる政策として、保護者の皆様からは、大変ありがたいという声を数多く寄せられます。ぜひ、今後も継続して実施していただきたいと思っております。

そんな中、県が来年度からマル福の拡充をするとの報道がありました。ここで質問です。

1月下旬に報道された内容では、何歳まで拡充なのか、所得制限など具体的な内容について は検討中のようでしたが、その後の進捗状況についてお聞かせいただきたいという点、また、 具体的な拡充の内容が決定しているのであれば、もし、当町に照らし合わせた場合、当町の負担はどのぐらい軽減されるのかもあわせてお聞かせください。

次に、県がマル福拡充を実施した場合、町では、第3子以降の給食費の無料化など、さらなる子育て支援に取り組むべきだと考えますが、町長の考えをお聞かせください。

以上です。よろしくお願いします。

○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君,登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長(天田富司男君) さらなる子育て支援についてお答えいたします。

子育て支援,日本一元気になる町というようなことで,私も公約の1つに上げておりますので。

まず初めに、県小児医療福祉助成制度の状況についてですが、報道等により、御承知のとおり、平成26年度において、現在の外来・入院ともに小学校3年生までから小学校6年生まで、入院については中学校3年生までに拡充される予定であります。これは所得制限がありますよね。県のほうですから。実施時期につきましては、これまでの県の制度改正の状況から、10月からの実施が見込まれております。この改正による県補助額を試算したところ、年間で約570万円の見込みであります。

次に、学校給食費の第3子以降の無料化等については、県内でも龍ケ崎市や鹿嶋市などで、 子育て世代の経済的な負担軽減と安心して子育てができる環境の整備を図ることで少子化対策 を推進することを目的に実施しております。

阿見町における対象者ですが、「第3子以降とは、18歳の誕生日後の最初の3月31日までの養育している児童のうち3番目以降をいう」という児童手当の支給対象者数を参考にして、児童生徒の3人目以降を推計すると、今年1月現在の児童生徒数約3,700人の7.9%となる295人となります。この対象者に対する給食費の補助には、約1,330万円の予算が必要となります。

第3子以降の給食費無料化についても、議員御提案のさらなる子育て支援策の1つとして考えております。

そういう意味では、この補正でも、中学生までの医療費の無料化で減額補正が大体1,400万ほどなされています。そして570万ということであります。また、今後も、道路管理課のほうにも言っているんですけど、単純な、やはり草刈り業務あるならば、それをまた町のほうでやれるような状況をつくるという、それによっての財源を生み出すという形の中でですね、何とかこの子育て支援をしていきたいという考えを持っております。

時期的に、今、今年度とか来年度とか、今、言えませんけど、なるべく早いうちに結論を出

して、やはり、第3子以降の子育て支援をしていくということを考えております。

- ○議長(倉持松雄君) 2番藤平竜也君。
- \bigcirc 2番(藤平竜也君) ありがとうございました。私、いろいろ再質問で考えていたことなんですけども、全部、答えの中で言っていただいてしまいましたので、先ほど、町長の答弁の中で、実施については前向きに考えているということなんですけれども、時期は明言できないということなんですが、3人きょうだいいると、給食費、月々の負担でいえば、1人当たり4、000円ぐらいなんですけども、3人、4人となると、1万2、000円、1万6、000円、それ以上という負担になります。やっぱり、多くのお子さんを抱えている御家庭の負担を減らしてあげたいという思いがあって、今回、こういうお話をさせていただいたんですけれども、早期に実施していただくということなんですけども、県が10月から実施するということなんで、それに合わせてやっていただくとか、そういうことは、実際どうなんでしょう、できないんでしょうか。
- ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。
- ○教育次長(竿留一美君) はい、お答えいたします。先ほど町長が答弁しましたんで、早期にですね、1つは給食費も子育て支援の一部っちゅうことなんですけど、教育委員会としても、龍ケ崎市とかですね、鹿嶋ですか、そういう部分で参考にしながら、早急に対応していきたいと考えております。ただ、時期的には、何月とは、ここではちょっと控えさせていただきます。よろしくお願いします。
- ○議長(倉持松雄君) 2番藤平竜也君。
- ○2番(藤平竜也君) ありがとうございます。先ほど、対象人数ということで試算して295 人というお話だったんですけれども、私、ちょっと龍ケ崎のほうの資料を見てましたら、龍ケ 崎市でも、第3子以降で対象になって補助を受けているっていうのは230数名のようなんです ね。ですので、実際には、もう少し阿見も少ないのではないかというふうに思うんですけれど も、そこはどうなんでしょう。
- ○議長(倉持松雄君) 教育次長竿留一美君。
- ○教育次長(竿留一美君) お答えします。先ほど町長が答弁しましたけれど、一応、児童手当の支給対象者で、先ほど答弁しましたんで、295人ちゅうことになったんですが、実際、龍ケ崎はですね、3人以上の子供が同時に小中学校に入った場合っちゅうことなんですね。鹿嶋市はまた違うニュアンスなんですけど、そこらを踏まえて、ちょっと検討の時間をください。確かにもう少し少なくなるかと思っております。

以上でございます。

○議長(倉持松雄君) 2番藤平竜也君。

○2番(藤平竜也君) ありがとうございます。もうやるというふうに言っていただいたと思って、私は、いいんでしょうね。はい。ではもう、やるという方向のお話いただいて、検討する時間も欲しいということなんで、そのとおりだと思いますし、いきなりできることだとは、私も思っておりませんので、もうこれ以上、私は質問ありません。

最後に、一応、私の思いを言わせていただきますと、私も子育て世代の真っただ中です。PTA活動なども積極的に参加しています。そういった活動の中で、いつも感じることは、保護者――親が本当に楽しく笑顔で活動していると、周りにいる子供たちも、やっぱり自然と笑顔があふれている。そういうことをいつも感じます。つまり、子育て支援を強化することで、保護者にゆとりが生まれれば、子供たちも健やかに育つ。そういった環境へとつながるのではないかと、私は思っております。笑顔のあふれるまちづくりに向け、今後も積極的に子育て支援をしていただきますよう要望しまして、私の一般質問を終わりにします。

ありがとうございました。

○議長(倉持松雄君) これで2番藤平竜也君の質問を終わります。

次に、5番海野隆君の一般質問を行います。

5番海野隆君の質問を許します。登壇願います。

[5番海野隆君登壇]

○5番(海野隆君) 皆さん、おはようございます。引き続いて、一般質問をさせていただきます。

私からもですね、今回の町長選挙、町長がですね、再選を勝ち取ったということに対して敬意を表したいと思います。天田町長、おめでとうございました。また、天田町長の再選を支持した町民の皆様の選択というものをですね、尊重したいと思います。今後4年間ね、また天田町長が引き続いて町政を担うことになりました。批判票の重みもしっかりとですね、受けとめていただき、政策や手順など、選挙でですね、批判を招いた点については、修正をしていただきたいと、こう希望しておきたいと思います。

先ほどね、昨日だったですかね、町長がその選挙のことに触れてですね、町内各地を回ってですね、いろんな意見を聞いてきたと。私もですね、町内各地をですね、回って、いろいろ聞いてきました。私は主にね、やっぱり現町政のですね、批判あるいは不満、こういうところについて聞いてきたわけですけれども、それは44%、約四捨五入すると4割なんですけども、44、5%あったということですから、相当程度ね、批判票もあったなというふうに思っております。そういうことで、今後ですね、4年間、今度は、本当に町全体をまとめるような、そういう町長で行っていただきたいと、改めて希望しておきたいと思います。

第1の質問をさせていただきます。

先ほどですね、平岡議員が合併――浄化槽の合併について、合併浄化槽のことについて質疑がありましたけれども、私は同じ合併でもですね、市町村合併のことについてお聞きしたいと思います。

昨年末でしたか、12月ね、つくば市の市原健一市長がですね、これ12月27日の報道でございましたけれども、記者会見で、土浦市の中川清市長と面会して、合併を打診したということを明らかにして、報道されておりましたね。その西の合併をめぐって、両市長がですね、公式に会談するのは、もちろん初めて。中川市長は早期の合併には慎重な姿勢を示していたもののですね、事務方レベルでの話し合いを進めることで合意して、現在進行中ということでございます。

市原つくば市長は、以前からですね、この土浦市、つくば・土浦、この合併にね、前向きだったと聞いております。彼は県会議員をやっておりまして、私も同じ時期に県会議員をやりましたけれども、そのときもですね、つくば・土浦で県南の都市の核をつくると、こういうことを公言しておりましたね。人口35万人、つくば・土浦が合併すると35万ですね。そうしますと、中核市となる要件が成立しますので、そうしますと、多くの権限がですね、この中核市に国から移ってくると。そこでもって自立性の高いまちづくりを実現したいと。あるいは地域間競争ですね。茨城県は300万人もですね、人口が住んでいながらですね、水戸の二十六、七万が一番の都市なんですね。こんなところないんですよね。大体1割にも満たないわけですから。宇都宮だって50万となんなんとするようなまちです。これでは都市の求心力がないということでですね、地域間競争の中で優位に立ちたいという。それから、財政基盤が強化できると。こういうことをですね、上げましてですね、いよいよですね、職員レベルで勉強会が始まっているようです。今後は、まず、つくば・土浦、この2市の間でですね、合併の一定の結論を出して、次の段階で、政令指定都市――実際には70万人以上ですから、政令都市を形成するのは、なかなか大変ですね。この政令都市を見据えた県南地域の自治体の広域合併、いわゆる県南都市の大合併構想をですね、このことの展望も考えているんだということを明らかにしております。

質問に間もなく行きますけれども、県南地域14市町村でですね、県南地方総合振興協議会というものを組織してですね、会合が行われているようでございます。これにはですね、執行部 ― 議長は入りませんので、市町村長と職員レベルも入るんですかね、その方々がですね、さまざまな県南地方の振興について話し合うということで、先日のですね、つくば・土浦、この合併を視野に設置した勉強会をめぐってですね、激しい議論が交わされたと、これも報道されているようです。この勉強会にですね、かすみがうら市、これはもともとね、宮嶋市長は、土浦とあるいはつくばとですね、合併をしたいということでですね、就任早々から、その働きかけを行っておりましたけれども、そのほかに、つくばみらい市の片庭市長、それから守谷市の

会田市長がですね、両市だけじゃなくて我々も入れろと、勉強会に、そういうことで話をしているようでございます。ただ、牛久市のですね、池辺市長は、市町村自治、自治力を高めることが大事なんだと。今の段階で合併の議論に参加する意思はないということで、途中退席したと報道されておりましたけれども、そこで、御質問でございますけれども、3点にわたって質問項目を上げておきましたけれども、第1点はですね、阿見町ではですね、10年後を見据えたですね、第6次総合計画を策定中ですかね、これはまだ策定、まだ決まってないですね。人口5万人、単独市制施行ということで、まちづくりを始めようとしている矢先なんですね。今回、突然、浮上してきたのが、このいわゆる県南都市大合併構想なんですけども、町長は当然ですね、県南地方総合振興協議会に出席をされておりましたので、どんな議論が交わされたのか。また、町長自身はですね、どういう発言をして、どのような対応をしているのかということについて、やっぱりお伺いしておきたいなと思います。

第2点はですね、今後ですね、阿見町もですね――これは後で質疑の中でやりますけれども、 茨城県に対して平成19年にですね、当時は天田町長ではございませんでしたけれども、川田町 長がね、市町村合併はやっぱり必要であると、こういう回答をしております。そうしますと、 当然ですね、合併というのがですね、それがそのままであるならばですね、どこと合併するん だということで、そのときには牛久市という具体的な名前を上げてですね、回答しております。 私は、当時ですね、美浦村との合併が破たんをしてですね、その後、牛久市が、これはもう合 併しないっていうことで、その当時も、必要ないっていうことで回答しておりますので、川田 町長としてはですね、当時のですね、牛久市が対象になるというふうに答えたと思いますが、 その合併パターンについてですね、どう考えているのか。全く合併はもう必要ないというふう に考えているのかどうか。これについても確認をしておきたいと思います。

第3点。これは以前にもですね、一般質問をさせていただきました。それはですね、広域行政を進化したらいいんじゃないかと、こういう話をさせていただきましたけれども、消防行政、水道徴収事務、これについてはですね、広域化を進めるということで、実際にそういう形で動いております。

今後ですね、住基ですね、住基、それから税務情報などの基幹系システムをですね、クラウドで共同利用するということが、県内で進んでおりますね。県内、今のところ4市で進んでおりますけども、ここに多くの市町村がどうも加入しそうだとなっているんですね。これはコンピューターでつなぎますから、別に北茨城と取手が共同利用もできるわけですね。こういうことで事務の共同化、それから人事面でもですね、採用、研修、異動等についての共同化などですね、現在の状況はわかっておりますけれども、今後の戦略について伺うということで、この3点について、この檀上からは質問したいと思います。質疑及び残余の質問は、質問席で行い

たいと思います。

○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君,登壇願います。

[町長天田富司男君登壇]

○町長(天田富司男君) 海野議員の市町村合併についての質問にお答えいたします。 まず、1点目の、県南都市大合併構想についてお答えいたします。

もう先ほども、もろもろ海野議員のほうからお話がありましたが、新聞報道等によりますと、 昨年末に、つくば市長から土浦市長に対し、合併を打診したことから、両市における事務協議 を始めることとなりました。今日あたりも随分、新聞等でも報道されております。2月10日に は、合併についての勉強会が開催され、一定の結論を来年度内に得ることが合意されたわけで あります。

この背景には、首都圏における地域間競争を勝ち抜くため、人口の集積と財政基盤の強化を図ることを目指したものとされております。

人口20万人を超えるつくば市は、地方分権型社会の新たな担い手となる自主性・自立性の高いまちづくりを目指すため、平成19年4月から特例市に移行しております。今回の動きは、より一層、自主性と権限の強化を図るため、政令指定都市に次ぐ中核市を目指すことが背景にあり、そのための要件である人口30万人の達成を土浦市との合併により果たそうとするものです。こうした動きに対し、かすみがうら市を含む4市町村が文書をもって勉強会への職員への参加依頼を申し入れたところですが、つくば市、土浦市の両市にとどまらず、多数の自治体による合併を実現することに、ひいては県南地域に政令指定都市を実現することに狙いがあるものと思われます。

こうした状況にあって、阿見町では、協議会へ参加するなどの具体的な動きをとることについては、現時点では考えておりません。

これは、今年度の14市町村の会合には、私は出ておりません。選挙がありましたからね、それは無理な話で、昨年度、こういう話がありました。それは、まあ、勉強会はいいだろう。私はそれに対して、まだまだ絵に描いたもちなのでね、今、そういう考えは、私は持っておりません。私は、そのとき、その話で、前の石岡市長も久保田市長もそういう話で、同じ意見を持っておりました。ほかの稲敷の地方の自治体の長は、大体、そういう考えを持っていたような気がします。今でもそのような感じですね。

次、2点目の、牛久市及び美浦村との合併についてであります。

町ではかつて,市町村合併に向けた検討を進めた結果,美浦村と合併協議会を設立し,合併 に向けた協議を進めてきました。しかしながら,平成17年3月をもって,この協議会が廃止さ れ、その後は、単独による地域づくりを進めてきたところです。昨年9月の柴原議員からの御 質問に対する答弁と同様となりますが、牛久市及び美浦村に限らず、市町村合併を進めること については、現時点での考えはありません。

最後に、3点目の、今後の広域行政、事務の共同化についてであります。

人口が減少する時代となり、行政サービスの維持・向上を厳しい財政状況の中で実現するためにも、行政事務の効率化を図ることが全国的に課題となっております。

我が国では、これまで、時代の要請に応じた地方自治制度の改革が進められてきました。その中でも最大の行財政改革と言われる市町村合併は、明治、昭和及び平成と経験してきたところですが、合併による効果とともに、さまざまな課題も指摘されているところです。

こうした状況を受け、必ずしも市町村合併によらずとも、より柔軟かつ機動的に地方分権の 推進や行財政基盤の強化を図る新たな制度が検討されています。

今年1月の第186回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説では、行政サービスの質と量を確保するために必要となる新たな広域連携制度の創設に触れています。これを受けた総務省の案によりますと、地方の中核的な都市が周辺の自治体との連携協約を締結し、都市機能の集積や地域経済の倹約を担う地方中枢拠点都市を位置づけていこうというものです。県内では、この候補となる自治体は水戸市、つくば市となります。

こうした制度ができることにより、市町村合併、事務の共同処理、定住自立圏構想に加え、町としても、最も適した仕組みを選択する選択肢が増えることとなりますが、定住自立圏構想と地方中枢拠点都市の制度につきましては、その中心となる自治体の意向があって進められることであります。

町としましては、当面、これらのうち主体的に取り組むことができる事務の広域化、共同化について、これを着実に進めていくことが必要であると考えております。

○議長(倉持松雄君) 5番海野隆君。

○5番(海野隆君) ありがとうございました。平成18年のね1月と平成19年5月に、先ほど申し上げましたけれども、平成の大合併でですね、合併に至らなかった17の市町村があったんですけれども、県がですね、茨城県における自主的な市町村の合併の推進に関する構想ということで、これは平成19年の11月にですね、構想を発表しているんですね。そこの状況を見ると、つくば、土浦のほかに阿見も入ってですね、中核都市を形成していこうと。これは平成12年のね、平成の合併のときに、県がつくったものに、17市町村、つまり合併に至らなかった市町村をですね、加えて、練り直したというのかな、そういう形のもののようです。

それで、私はですね、私は前から言っていますから、根っからの合併論者なんですが、なぜ 合併論者かと言いますとですね、やっぱりですね、今回の動きというのはね、市町村合併とい うのは、人口減少社会のね、今後の自治体のあり方、あるいは社会インフラの効率的運用など、 分権時代の地方自治の方向性を指し示していると思っているからなんですね。

阿見町も第6次総合計画ではね、5万人というのを掲げましたけれども、多少の違いはあるかもしれませんが、今から20年後には、現在の人口、平成47年には、大体5,000人減るだろうというのが、国立社会保障人口問題研究所の将来人口推計なんですね。多分、瞬間的にっつっちゃ失礼かもしれないけども、さまざまな手を打てばですね、5万人を到達して、単独市制を実現するかもしれない。しかし、これはもう稲敷の例、この前視察に行った常陸大宮の例を見てもね、あっという間に10年間で5,000人減っちゃうんですね。阿見がそういうふうにならないという保証も、まあないわけですね。全体が縮んでいるわけですから。ということでですね、それに対応したものも考えていかなくちゃならなんじゃないかと。人口が減少するという前提でですね、3番目に言ったことも含めて、自治体の行財政を徹底して見直すと。ほかにですよ、やっぱり他の市町村との合併というのもね、選択肢として排除しないということをね、考慮に入れたほうがいいのではないかなあと、こういうことを申し上げたいと思います。

言葉があってですね、「身を捨ててこそ浮かぶ瀬もあれ」という、こういう言葉があります。これは空也上人という方がですね、仏教の教えのようですけども、自分を大事だと思って我に執着していては、なかなか道は開けてこないと、一身を犠牲にするだけの覚悟があって初めて活路を見出せるという意味だそうでございますけれども、宮嶋市長はですね、まさに、身を捨ててこそ浮かぶ瀬もあるということで、吸収合併されてもいいと、ここまでの決意をしているということについてはですね、やっぱり選択肢として排除しないということは必要だなあということを申し上げてですね、終わりにしたいと思います。

それで、1点だけ。その自治体クラウド、いわゆるその住基とですね、税務の、自治体クラウドについては、今後進める予定はありますか。

- ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。
- ○総務部長(坪田匡弘君) はい、お答えいたします。今後ですね、行財政の改革を進めてい くということは、非常に重要なことで、町も積極的に進めているところでございます。

それで、この自治体のクラウドのほうですけどれども、今、先進の市町村において、取り組んでいるところなんですけれども、こちらのほうは、よく注視をしまして、町も積極的にですね、できることならば、参加をしていって、事務の効率化を進めていきたいというふうに考えております。

まだ、なかなか課題もあってですね、先進の自治体で取り組みながら、まだまだ課題がある というようなことも伺っておりますので、この辺のことも解消して、セキュリティとかですね、 そういったものも安全だというふうな確認ができればですね、積極的に参加していきたいとい うふうに考えています。

- ○議長(倉持松雄君) 5番海野隆君。
- ○5番(海野隆君) 相当なね、コストの削減になると思いますので、ぜひね、進めていただきたいと思います。

では、2番目の質問……。あ、一たん、下がるんですね。

○議長(倉持松雄君) それでは、ここで暫時休憩いたします。会議の再開は11時10分といた します。

午前10時58分休憩

午前11時10分再開

○議長(倉持松雄君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。 海野隆君の質問を続けます。

○5番(海野隆君) それではですね、続いて2番目の質問であるですね、公共施設の再編計画についてお伺いをしたいと思います。

公共施設,いろいろたくさんありますけれども,公共施設は老朽化したりですね,それから,全般的な人口減少だけではなくてですね,ある地域は人口が減少すると,ある地域は人口が増加すると――これは阿見町のようですけれども,そういった人口動態によってもですね,住民ニーズの変化っていうのは激しいです。それから,厳しい財政状況という背景もありましてですね,公共施設の見直し,再配置っていうのは,もう全国の全自治体が避けて通れない課題だと思います。

しかし、だからといってですね、この見直し、再配置をしないで先送りしていたということではですね、事故――改修工事を頻繁に行ったりですね、事故にもつながるということで、大問題が起きてしまう可能性がありますので、今後ですね、行政としてはですね、この公共施設の再編計画をしっかりと立ててですね、進んでいかなければならないと。そこで大事なのはですね、行政が計画を策定するというだけではなくてですね、施設の関係者――納税者であり施設利用者である住民ですね、住民が自分自身のことであると、こういうふうに認識するということが極めて重要だと思われます。そのためにもですね、今後の公共施設のあり方をマネジメントする基本方針を策定していかなければならないと。どのような基準で、どのような手法で公共施設をマネジメントしていくのかということをお聞きしていきたいと思います。

こうした取り組みというのはですね、首都圏、特に東京都下、神奈川県下、埼玉でも、相当の自治体が取り組んでいるようですけれども、茨城県内ではですね、龍ケ崎とか日立市、筑西市、その他もろもろですね、先進的な自治体で取り組まれていると思います。

国立市の例を引きますとですね、公共施設3原則というのがあって、1つには、施設総量を 削減すると——延べ床面積ですね、これを削減すると。

それから、2番目には、施設の複合化ですね、多機能化ですね。これは、ひたち野うしく小学校ね、施設見学したときに、非常によくわかりました。これは学校で基準の廊下より相当広くとってあります。お聞きしますと、あれは子供が急速に減少するということが前提になっていて、それを高齢化施設にですね、転用できると、こういうことでつくられているようですね。施設の複合化・多機能化ですね。

それから、3番目、施設整備を抑制すると。余り新しいものをつくらないで、既存の施設を 活用するということが掲げられて、推進されているようであります。

以上のような観点からですね、この3つでしたか、4つでしたね、4つ。

阿見町におけるですね、公共施設の位置、利用実態及びコスト等の現状についてはどうなのかと。

- 2番、維持管理計画についてはどうなのかと。
- 3番、公共施設改修計画についてはどうなのか。
- 4番目,公共施設マネジメントについても,今後,策定をする計画があるのかということについてお伺いをしたいと思います。
- ○議長(倉持松雄君) ただいま,18番諏訪原実君が出席いたしました。したがいまして,ただいまの出席議員は17名です。

それでは、先ほどの海野君の質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長(天田富司男君) それでは、公共施設再編計画についてですが、町立学校再編基本計画・実施計画を策定しているところですので、学校施設以外の公共施設についてお答えいたします。

まず、1点目の、使用実態及びコスト等の現状については、平成24年度の使用状況としては、中央公民館ほか4施設においては、開館日数は294日、利用総数は18万6000人――約ですね。 予科練平和記念館においては、開館日数は305日、来館総数は約5万2,000人。中郷保育所ほか3施設では、開所日数は293日、総定員数405人に対し入所児童数は443人となっております。

また、平成24年度のコストについては、水道施設を除いた公共施設23施設全体で、人件費を除いた維持管理費の総額は4億7,400万円となっております。

2点目の,維持管理計画については、町の維持管理の基本方針となる計画はありませんが、 安全で良好な状態を維持できるよう管理しているところです。

3点目の,公共施設改修計画については,学校施設及び町営住宅等を除く22施設,35棟について,老朽化の激しい建物に雨漏り等が生じるおそれがあることから,修繕を効率的に実施す

るため、平成24年度に、阿見町有建築物修繕計画を策定し、防水の修繕等から優先的に工事を 行い、耐震改修などとあわせて実施することが効率的なものは、補助金等の活用が見込まれる 時期に合わせて適切に進めていきたいと考えております。

4点目の,公共施設マネジメントについては,公共施設の改修や統廃合,長寿命化などを計画的に行うことにより,財政負担の軽減や平準化が図られることから,国から示された公共施設等総合管理計画策定の指針などを参考に,今後,公共施設等の最適な配置や長寿命化に取り組んでいきたいと考えております。

○議長(倉持松雄君) 5番海野隆君。

○5番(海野隆君) 私は初めて阿見に来たときのことをよく覚えておりまして、町内を見たんですよね。そしたら、特にね、小学校のですね、壁が汚いんですよね、汚い。もうどうしてこんなに、途中で――ペンキを塗るっていうのかな、塗らないでそのまましばらく置いているのかなと、そんな気がいたしました。通常、建物ですとですね、7年に一遍とか、必ず塗り替えをですね、最初から計画をして行うと。これは公共施設では、そういうことがなかったんですよね、多分。ということでですね、今は学校の例を挙げましたけれども、ぜひですね、せっかく計画もつくられているようですから、今後ね、新しく建てた建物もですね、どんどん老朽化してきますので、それについて、総合的なですね、管理計画を立てていただければありがたいなと思っております。

さっきね、国立市の例を挙げましたけれども、一番最初に私が申し上げた中でね、今、再編の話はされていなかったようなんですけれども、再編は、学校についてはね、再編ということで、どこかの学校が統廃合していくという形になると思いますけれども、これは子供たちにとって必要だということでやると思いますけれども、公共施設についてもですね、先ほど言ったように、人口の動態によって、やっぱり必要になってくる可能性があります。そのときに、どういうふうに住民が自分自身のこととして捉える、そういうようになるのかどうかと、ここが鍵でございますので、ぜひですね、そういった公共施設のマネジメントについてですね、策定をしてやっていただきたいということを申し上げて、さらにですね、そのために、事業仕分けを2年続けたのかな、やりました。今度は、外部評価委員会が、事務事業についてはやるということで計画されているようですけれども、ぜひ、この施設にですね、仕分けについても、一度ですね、公開の俎上にのせて、それが本当に必要なのか、それとも代替えできるのかということについてもね、やっていただきたいと思います。

以上、この件については終わりにしたいと思います。

- ○議長(倉持松雄君) 5番海野隆君。
- ○5番(海野隆君) 3番目のですね、大学との連携についてお伺いしたいと思います。

質問はですね、1番、2番、3番と、ヤギの公共施設予定地の雑草駆除への活用についてということと、2番目、認知症予防取り組みの現状と今後について。3番目は、大学発研究開発の産業化支援についてどうかということをお聞きしたいと思います。

阿見町はですね,3つの大学と,茨城大学,それから茨城県立医療大学,東京医科大学とのですね,これは官学っていうんでしょうかね,連携協定を締結してですね,大学の人材を積極的に活用して,行政の専門的な知識を,やっぱり取り込んでいくということでやっておりまして,これも地域資源の活用ということでね,大変にすばらしいことだと考えております。

例えば、今話題のですね、私も、スイーツ――ケーキを食べさせてただきましたけれども、 湯苺ですね、茨城大学農学部の佐藤達雄准教授がですね、農作物に熱ショックを与えると免疫 力が高まって、病虫害を寄せつけないと、こういうことを発見してですね、農薬散布にかわる 技術として、湯の散布装置ですね、これを開発して、そうして育てたイチゴをキャラクターに したりスイーツをつくったりしてですね、町内で展開していると。大きな話題になっていると いうことです。これを聞きますとね、あらゆる細胞に変化できる万能細胞――STAP細胞っ ていうんですか、この作成に成功したということをちょっと連想させるようなね、そういうこ とで、今後ね、実際に生産農家があらわれて、この阿見町でね、特産物として定着すればいい なあというふうに関心を持ってね、見守っておりますが、なかなか阿見町のイチゴ農家は手を 出さないということのようですけれども、さらにですね、先日の新聞に、同じ農学部のですね、 新田先生,この新田先生,長くですね,スィートソルガムからバイオ燃料を生み出す研究,こ れのですね、地域での実証実験、これをやりたいということで、進んでいるようです。私も実 際に装置も見させていただきましたけれども、実際には、ガソリンスタンドでですね、10分の 1から10分の2ぐらいのですね、エタノールをまぜて、それで車を動かしたいと、地域を拠点 にしてですね、そういう希望を持ってらっしゃるようですが、そこまではどうも進んでいない ようで、残念なんですけれども。また、教育関係の審議会でね、御一緒している安江健先生、 食育関係で、この前も熱心にね、御指導していただいています。この先生はですね、家畜を利 活用してですね,耕作放棄地なんかの解消を図るとか,それから,そういう研究をされている ようで、私も駐車場のトイレからね、首を伸ばすと、ヤギが何匹も、茨城農学部のあそこにい るんで、本当に穏やかなね、光景だなと思っているんですが、そのヤギですね、ヤギとか綿羊 で、耕作放棄地を解消しませんかなどという本も出しているということで、本当にね、この身 近な研究が展開されています。

また、県立医療大学では、坪井先生とか山中先生でしたか、認知症予防のためのね、さまざまな研究が行われているということで、これまでね、そういった先生方の研究成果をですね、 十分に阿見町の行政とか施策に取り込んできたのかっていうとね、これちょっと評価としては、 いやそうでもないんじゃないかっていうような感じがするんですね。今後ですね, 行政, 阿見 町がですね, 大学や研究機関, 企業をですね——研究所も含めた企業をですね, 支援する仕組 みもつくる必要あるんじゃないかなと思います。

そこで、1番、最初に申し上げましたですね、ヤギの公共施設予定地の雑草駆除への活用について。

2番目は、認知症予防取り組みの現状と今後について。

3番目は、大学発研究開発の産業化支援についての3点についてをお伺いしたいと思います。 ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長(天田富司男君) 大学との連携についての御質問にお答えします。

まず初めに、ヤギの公共施設予定地の雑草駆除への活用についてであります。

ヤギを活用した除草については、UR都市機構の所有地において実証実験を行った経緯があります。この俗に言うヤギ除草は、緑地等に繁茂する雑草をヤギに食べさせて除草を行うものです。草刈り機の使用や草の廃棄処分に伴う CO_2 排出量の削減が期待できることから、環境に優しいエコな除草手法として昨今注目を集めています。

URが行ったこの実証実験は50アール――5反歩ですね、この土地に4頭のヤギを係留・放牧し、コスト面を含め、ヤギによる草刈りがどの程度有効かを検証する目的で実施されました。 実証実験の詳細な結果は承知していませんが、2カ月間で50アールの土地の草を完食したとのことです。また、除草効果だけでなく、ヤギとの触れ合いイベントの開催などによるアニマルセラピー効果やコミュニティ活性化の効果もあるようです。

しかし、放牧に伴う防護柵等の必要性や、ふん尿による臭気や鳴き声による騒音等の課題も あり、さらには、コスト比較なども含めた検証が必要になってくると考えております。

現在,町の公共施設予定地は,本郷地区の学校用地とさわやかセンター脇の文化会館用地でありますが,面積が広大であり,防護柵の設置費用等も含め,除草業務にかかる経費を比較しても,費用の増大が予想されます。

また、学校用地については本郷ふれあいセンター利用者の臨時駐車場に、文化会館用地についてはまい・あみ・まつり等のイベントに利用していること、さらに、当該地は市街地であり、付近住民への配慮が必要となることから、実施は難しいと考えます。

公共用地の管理については、草刈り業務の一括発注など、さらなる経費の削減を図ってまいります。

次に、2点目の、認知症予防取り組みの現状と今後についてであります。

現在, 町が実施している介護予防事業の中に, 認知症に特化した事業はございませんが, 社会福祉協議会に委託している地域包括支援センターにおいて, 広く町民を対象に, 認知症サポ

ーター養成講座を開催して,認知症に関する正しい知識の普及と認知症高齢者やその家族を温 かく見守る地域で支える体制づくりを進めております。

また、今年度、県立医療大学との連携事業として、認知症サポーター養成講座をステップアップさせた内容の認知症予防講座を11月に開校し、34名が受講されました。講座は、町民の皆さんに認知症を正しく理解していただき、家族や地域の認知症の方への接し方や予防方法を、大学並びに附属病院の先生から、講話と予防運動等を交えた1講義90分で全6回というものでした。来年度以降は、認知症サポーター養成内容だけでなく、高齢者等御自身への予防講座なども実施したいと考えており、大学側と話し合いを進めていく予定です。

大学等専門機関との連携の進め方は、大学等側から提案事業または町からの提案事業について、双方で事業効果等を検討した上で進めていくことになります。今後とも、大学等専門機関との連携を図りながら、認知症予防の取り組みも強化してまいりたいと考えております。

次に、3点目の、大学発研究開発の産業化支援についてであります。

大学連携において、現在、町は、茨城大学農学部の2つの事業に対して支援を行っております。

1つが、茨城大学バイオ燃料プロジェクトにおけるスィートソルガムを活用したバイオ燃料作物エネルギーの実用化に対してです。平成21年度より、約50アールの実証・研究圃場を継続して提供しております。

2つ目が、湯苺の栽培技術と温湯散布装置「ゆけむらー」の実用化に対してです。現在、スイーツフェアを開催し、湯苺のPRを行っているところです。このイベントは、町の新たな商品開発を狙いとする一方で、湯苺の需要を喚起させ、「ゆけむらー」の実用化につながればと考えております。町としましては、町内において、湯苺の栽培装置を導入する農業者を探し、生産から加工、流通までを担う6次産業化につながればと期待しているところです。

当町にとって、大学の存在は大きな資源であり財産であります。人的、物的資源の活用により、相互の課題解決と地域の発展につながるよう、今後とも情報交換を密にするなど、連携強化に努めてまいります。

○議長(倉持松雄君) 5番海野隆君。

○5番(海野隆君) 昨年の11月29日にね,報道された,読売新聞で報道されたんですけども, ヤギの話ですね。ここにですね,先生がですね,関与していたのかどうか,私はわかりません けれども,安江先生ですね。ただね,相当ね,こういったところ,特に茨城大学でヤギを実際 に飼っていて,そのヤギが耕作放棄地とかですね,雑草が生い茂ったところについて,実証実 験までやっているということからするとね,もうちょっと行政としてね,積極的にそういった ことをやるというふうなね,構えがあってもいいと思うんですよ。もうできない,難しい,費 用対効果がどうだって、わからないじゃないですか、やってみないと。もうちょっと、今2つしか例、挙げてませんけど、もっともっとたくさんあるはずですよね、草刈りをしなければならないところというのは。ですから、そういうところも含めて、積極的に取り組んでいただきたいなあと思います。これ、後でお返事ください、もう一度ね。

それと、大学発研究開発の件なんですけれども、先ほど、私はスィートソルガムのね、話をしました。そのスィートソルガムの栽培について協力をしているんですよね。でも、そうじゃなくて、もうスィートソルガムからですね、バイオエタノールができるのがわかっていて、それをガソリンにまぜてですね、使うと。地域でそれがね、実際に動くんだと、そういう形のところまで来ているのではないかと思いますので、それもね、もうちょっと、せっかく3大学、3大学ってね、声を大にしてね、全国に阿見町、こう胸を張って言っているわけですよ。その割にはね、何かさっぱり、まあ、はっきり言うと小さいわけね。何か小ぢんまりしているっていうかね。そんな連携しか行われていないと。つくばのね、ロボットスーツとかね、ああいった感じで、全国にあるいは世界に発信するようなね、そういうことも先生方にね、チャンスを与えると、そういう形をしていただきたいということで、この返答を2点だけいただきたいと思います。

○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長(坪田匡弘君) ちょっと御質問が長くてですね、焦点が絞れてないんですけども、草刈りの経費につきましては、私のほうは、公共施設の草刈りとか植栽の管理なんですけども、これは今までは従来は、業者に発注していたものを直営で行ってですね、また、シルバー人材センターに委託したりというようなことで削減を図っております。公共施設ですので、なかなかヤギというわけにはいかないかと思いますけども、いろんな方法でですね、模索しながら経費の削減は進めてまいりたいと思います。

それと、もう1点、大学発研究開発のほうの町の支援ということですけども、今までもですね、工業の懇談会、町の立地企業との懇談会というのは定期的にやっているんですけども、その中に、茨城大学の産学官連携の創成機構というんですかね、そちらの方に来ていただいて、そこでやっております事業内容、支援内容等もお話をしていただいて、企業とマッチングを図りたいというようなこともやっております。といったことで、できることはどんどん進めてですね、世界に発信できるようなものが立ち上がってくればいいのかなというふうには考えております。

○議長(倉持松雄君) 5番海野隆君。

○5番(海野隆君) ここにね、公共施設予定地って書いちゃったんでね、その公共施設の予 定地が頭の中に入っちゃったのかもしれないけど、公共用地とかね、そういうことで考えてい ただきたいということをお願いして、この質問は終わりにしたいと思います。

- ○議長(倉持松雄君) 5番海野隆君。
- ○5番(海野隆君) 続いてはですね、4番目の政治倫理についてお伺いしたいと思います。 政治倫理でお伺いしたいのは2点。
 - 1つはですね、挨拶状の発送について。
 - 2つ目はですね、業者への推薦依頼及び後援会活動への動員について。
 - この2点についてお伺いしたいと思います。

私はですね、今年、年初からですね、読売新聞に大きく報道されましてですね、有名人になってしまったんですけれども、御存じの方――読売新聞読んでない人は全く知らないんですけどね、読売新聞読んでいる人はよく知っていてですね、読売新聞は県内40%、阿見でも40%ぐらい読売新聞とっているんですね。非常に大きな影響力があります。その茨城版にですね、

「阿見町議年賀はがき送る」と、「複数有権者に公選法抵触のおそれ」という記事が掲載をされましてですね、早朝からですね、町内からも結構ありましたね。それから、町外からも、まあ、心配するというかね、電話やメールを多数いただきました。結局ね、私の件は、その後ですね、記事が掲載をされてですね、2回掲載されたんだっけな、そうですね。公職選挙法には違反していないと、抵触もしないと、しかし司法が決めるんだと。それから、紛らわしい行為だから、紛らわしい行為は慎んだほうがいいよということでね、記者にもお会いしましたし、支局長も来てですね、いろいろと説明しておりましたけれども、こういう決着をいたしました。

その26年の1月25日ですね。最初に出たのはね、1月の10日の新聞だったんですね。その後、25日にですね、もう一度、私の記事がまた大きく載ったんですけれども、ここにですね、天田町長のことも記事になっておりました。「ええ」と思ったんですけれども、そこで、天田町長がですね、町内の有権者に年賀状、裏面には云々と、要するに印刷されて、自宅住所と名前が書かれているものを有権者に送っていたと。天田町長はですね、家族が送った可能性はあるよねと。関与していないので、自分は何枚出したかもわからないと、こういうコメントを新聞に出してですね、それが掲載されておりました。その後、この件についてですね、天田町長は、調査をして、どのような経緯だったのかということは、当然聞いたと思うんですけども、それについてお伺いしたいと思います。

- ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。
- ○町長(天田富司男君) もう1点は。
- ○5番(海野隆君) じゃあ、もう1点、続けてお話ししたいと思います。

またですね,昨年末からですね,天田町長は,町の建設土木にかかわる多数の業者をね,直接訪問して,町長選挙への推薦と後援会名簿の提出依頼を行ってきたようでありますね。町長

が大きな権限を持っているということは、町長が自ら常々ですね、公言しているところです。 町長名で契約を行い、それから、入札の指名とかにもですね、影響力を行使できる立場にあり ます。そうした大きな権限を持つね、町長がですね、直接、町との契約を行う建設土木業者に 選挙の推薦を依頼すれば、業者は拒否することはできません。選挙支援にも応じることになる と思います。そうした選挙の支援のあり方というのはですね、これまで、過去に不祥事をいろ いろと自治体の市町村長は起こしましたけども、その選挙の支援のあり方、こういうことにつ ながっていることは明白な事実ですね、過去の経過からすれば。私はそうした行為はね、やる べきではないと考えていますけれども、以上2点について、町長の見解をお伺いしたいと思い ます。

- ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。
- ○町長(天田富司男君) それでは、政治倫理についての御質問にお答えいたします。 1点目の、挨拶状の発送についてお答えいたします。

あれから新聞社は誰も来ませんでした。あのときだけで、そして、確かに政治家がね、公職選挙法147条の2で、選挙区内にあるものに対し、答礼のための自筆によるものを除き、挨拶状を出すことは禁止されているところであります。このたびの私の挨拶状につきましては、新聞報道のとおり、私の了解を得て出されたものではありませんので、公職選挙法に抵触する者ではなく、阿見町政治倫理条例における政治倫理基準に違背するものではないと考えております。

自筆ですから、見ればすぐわかるわけだから。私、字書くの嫌いなんで、書いたなんていう のは、ほとんどないですよ。

そして、2点目の、業者への推薦依頼及び後援会活動への動員、これは私は全然そういうことはありません。大体、自分からお願いするっていうことが嫌いなタイプですから。ここに聞いてる人もいますけど、私がお願いしたっていうんじゃなくて、皆さん、自分たちがね、天田に対して一生懸命やりたいっていう、そういうことですよ。私はお願いするっていうことは、本当にしません。

業者にしても、青宿ふじお会にしても、みんなそれぞれがね、天田は何にも言わないから、じゃ、みんなで応援してやろう、そういう形で応援していただきました。非常に、今回の選挙は、皆さんのボランティアに対して、心から感謝します。非常に明るい選挙ができたなっていうのが、大体、選挙応援してくれた議員の皆さんもそうだと思いますけど、非常にすばらしい選挙だったなっていうのが、皆さん、感想でした。本当にそういう面においては、私を一生懸命支え、一生懸命、選挙に対してね、やっていただいた人に心から感謝を申し上げます。

○議長(倉持松雄君) 5番海野隆君。

○5番(海野隆君) まあ、もうちょっと、あの……。私はね、聞いてるのは、そういうこと じゃないんですよ。町長は町の建設土木にかかわる多数の業者を直接訪問して、町長選挙への 推薦と後援会名簿の提出依頼を行いましたかっていうことを聞いているんですね。まずそれが 1点目——2点目か。

1点目はですね、私は全く関与してないって言うけれども、2年前になります。町長の対抗 馬だった久保谷実議員がね、朝日新聞に掲載されて、十分、そのときにですね、議員の皆さん、 政治にかかわる人たちはみんなですね、あ、これは違反なんだなということはね、わかったは ずなんですよ、通常は。そうしますとですね、そういうことはしないというのが政治家のです ね、あり方。あるいは違う形でやるというのが政治家だと思いますが、この2点について、も う一回、確認したいと思います。

○議長(倉持松雄君) 町長天田富司男君。

○町長(天田富司男君) 先ほど述べたとおりですね、私の挨拶状につきましては、新聞報道のとおりですけど、私は了解も何もしてないし、字をきちんと鑑定していただければ、誰が書いたかっていうのは、よくわかりますから、それちゃんとやってください。

そして、2点目の、業者への依頼っていうんじゃないんですよ。業者自らが天田を応援するっていう、業者の人だって町民ですよ、町民ですよ。

○5番(海野隆君) やったかどうかってことです。

〇町長(天田富司男君) だから、やってないですよ。推薦状は皆さんがくれたんですよ。私がどうのこうのじゃないですよ。みんな、くれたんですよ。だって、くれるものをもらうの当たり前じゃないですか。だって、町民ですよ、業者にしても何にしても、これは。民間の人もみんなそういう形でやっていただいた。今回の議員団なんてそうですよ。一緒にやるなんて、今までなかったんだから。そういうこともやれたっていうことは――あと、地域の人たちもそうですよ。何としても天田を応援したいって言って、応援していただいた人、本当に感謝しますよ。だから、明るい選挙ができたんですから。ネガティブ選挙、全然してないんですよ、うちのほうは。何をやろうとしても、もう余りそういうものにかかわるんじゃないよと。もう、みんな自分の思いの中で一生懸命やろうと、そういう形で選挙は、やらせていただきました。その理解をいただいたと、私は思っております。

○議長(倉持松雄君) 5番海野隆君。

○5番(海野隆君) あのね、事実とね、何かね、議員がね、応援したとか、町民が応援したっていうこと、そんなこと聞いてないんですよ。まあ、いいや。もういいです。

私はですね,今の町長のね,回答をお聞きして,残念だったなあというふうな思いがあります。私はね,学生時代から,マックス・ウェーバーがですね,「職業としての政治」という本

を書いているんですけど、この本を愛読しております。その本の中にね、政治家たる資質は何かということが書いてあるんですね。政治家によりふさわしいのは、責任倫理の重みを引き受けることだと、こういうことを言っております。さらにですね、政治家というのはですね、情熱と判断力の2つを駆使しながらですね、かたい板に力を込めてじわじわと穴をくりぬくような作業だと。私もですね、いろいろたたかれることもありましてですね、それは情熱と判断力。ここに大事なのはね、情熱はみんな持っている。判断力が大事ですね。責任を引き受ける、これがやっぱりね、大事だと思います。

今のね、回答を聞くと、ちょっと残念ながらですね、何か、私が聞いてることに対してですね、直接答えないで、いや、町民の皆さんがやってるんです、業者も町民ですと、こういう回答になっていて、これはちょっとやっぱり残念だなと思います。選挙のね、勝利ってこそがね、選挙で勝利することはね、権力の源泉になります。政治権力の源ですね。この選挙というのは勝たなくてはなりません。ただ、その政治権力の中枢というのはですね、誘惑が必ず来ます。この誘惑に負けない、倫理、やっぱり責任あるときには責任を引き受ける、こういうことをね、今後も維持していただいて、今までも維持しているってことですから、頑張ってほしいと期待して、この質問は終わりにしたいと思います。

- ○議長(倉持松雄君) 5番海野隆君。
- ○5番(海野隆君) それでは、最後の質問に入りたいと思います。

最後の質問は、入札制度改革についてということで、質問の要旨はね、最低制限価格についてということで、質問の要旨を通告しておきました。ただ、私、本当に、私はね、行政の職員は優秀だなというふうには思います。というのはね、この一片の質問の要旨で、私が聞きたいと思うことをですね、その回答書をつくるわけですから。それでは、その質問をいたします。

入札制度改革というのはですね、時代の状況、社会的要請などで、絶えず見直しが行われるものでございますので、これがベストだとか、これで終わりというものはありません。以前に行っていた制度がね、見直されて復活することもあるし――まあ、ありますね。しかしですね、公金、税金をね、取り扱いますので、公平性、透明性、公正性、競争性、これがね、通底する基本的な大原則であるということは、言うまでもないことだと思います。その上で、今回は論点を絞って、最低制限価格について質問をしたいと思います。

阿見町入札契約制度によればですね,一般競争入札について,予定価格は原則として事後公表としております。つまり,事前にですね,予定価格は公表されないことになっていますね。 まず,最低制限価格とは何か。また,その設定は,どのような場合に可能なのか。これについてお伺いします。

○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長(天田富司男君) それでは、最低制限価格について、本町の最低制限価格の設定については、阿見町契約規則第9条の規定により、工事または製造の請負を一般競争入札に付する場合に、町長が設定することとしております。設定方法については、ダンピング受注の排除を図る観点から、国の中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルなどを参考に、平成23年度に、阿見町最低制限価格制度運営要領を制定し、予定価格の100分の70から100分の90までの範囲内で設定しております。

今後も、ダンピング受注防止対策としての国の制度、近隣市町村等の制度等を注視するとと もに、社会経済情勢を踏まえながら、適切な設定方法を調査研究していきたいと考えています。 〇議長(倉持松雄君) 5番海野隆君。

○5番(海野隆君) 私が聞いたのはですね……。答えてないんですよ,ね。だから言ったでしょ,行政の職員は優秀だって。この一片のやつで,私が聞きたいことのね,回答書が出ると。だけどね,私が聞いてることに答えられない回答はね,これ,回答とは言わない。聞いたのはね,まず,その設定は,どのような場合に可能なのか,ね。それは確かにね,契約規則第9条に最低制限価格がありますよ。しかし,そこにはね,令167条の10第2項の規定とあります。これ,どういう規定ですか。

- ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。
- ○総務部長(坪田匡弘君) はい、お答えします。ちょっと今、その法令の、手元にございませんので、ただいま調べてまいります。
- ○議長(倉持松雄君) 5番海野隆君。
- ○5番(海野隆君) だから、何度も言ってるように、僕、何度もこれ言ってますよ。あのね、質問の通告をしたら、どんな質問をするのかっていうことは、最低限、聞きに来なくちゃだめですよと言っています。これはね、議員のほうから、かくかくしかじかで質問します、質問しますってことは言いません。いいですか、その同施行令、普通公共団体の長はですね、一般競争入札により工事または製造その他についての請負の契約を締結する場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認めるときはって書いてあるんですよ。特に必要があると認めるときは。阿見町ではですね、特に必要が認めるときというのは、どういうときですか。概形的に言ってください、概形的に。
- ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。
- ○総務部長(坪田匡弘君) 昨今の状況でですね、震災等の復旧・復興の影響等により、公共 工事の工事量が増えていると。その結果で、労務費や材料費が高騰している。それによって入 札が不調に終わるというような状況が発生しているというような状況があります。このような 状況の中で、低価格入札、いわゆるダンピング受注が、工事の手抜き、下請へのしわ寄せ、労

働条件の悪化、安全対策の不徹底など、公共工事の品質確保に支障が生じかねないというようなことが懸念されるということで、余りに下等な競争を防ぐため、また、公共工事の品質を確保するために、最低制限価格を設けているということでございます。

- ○議長(倉持松雄君) 5番海野隆君。
- ○5番(海野隆君) これ、総務省が言っているのは逆ですよね。入札不調になるってことは、低く入れないで、予定価格よりも高く、みんなね、こんなんじゃあ、応札できないって、不調になるんですよ。ね。ダンピングとは全く逆の状況だと思うんですよ。

だから、今ね、部長がね、御回答になった——せっかく御回答になったんですけれども、ちょっとそれはね、整合性を欠くという回答になっているんじゃないかなと思うんですね。

じゃあ、続いてね、質問したいと思います。阿見町にはですね、低入札価格調査制度というのがございますね。これは予定価格5,000万以上の一般競争入札を提携する場合に適用しているわけですよね。この趣旨はどういう趣旨ですか。

- ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。
- ○総務部長(坪田匡弘君) 低入札価格調査制度ですけども、入札価格がですね、かなり低い、不合意な低入札があったときに、その内容の合意性等を調査しまして、適切かどうか、合意的であるかという判定を下す制度でございます。それが、仮に不適切と判断された場合は、失格と、そういう制度でございます。
- ○議長(倉持松雄君) 海野隆君。
- ○5番(海野隆君) 平成25年度の1年間で、この5,000万以上、それでその低入札価格調査制度をですね、適用した事例というのはありますか。
- ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。
- ○総務部長(坪田匡弘君) 一般競争です。5,000万以上の一般競争入札,ちょっと件数はあれてすけども,幾つかございます。今のところですね,阿見町の場合は,低入札価格調査制度と最低制限価格制度,併用してますけども,現在,最低制限価格制度で運用しております。
- ○議長(倉持松雄君) 5番海野隆君。
- ○5番(海野隆君) そうなんですよね。つまり、低入札価格調査制度がありながら、さらにね、最低制限価格をね、設定しているということのね、意味がわからないわけ。さっきね、僕が総務部長に聞いたら、総務部長、全くね、逆のことを言った、ねえ。ダンピングするから、最低制限価格をつくる。違いますよね。入札不調になるということは、ダンピングしないんですよ、みんなね。だから、不調になるんでしょう、ダンピングしないから。だからね、さっき言ってるのと、何でこの低入札価格調査制度がありながら、同じね、案件で、最低制限価格を設けているんですか。誰の判断ですか、これ。誰が判断するんですか。

- ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。
- ○総務部長(坪田匡弘君) 制度としまして、2つ、国の方針も指針も2つの制度があると、使いなさいというような指針もございます。それで、阿見町の場合は、その2つをですね、どちらかというふうに判断しないで、今までは、場合によってということで併用してきたということでございます。ただ、低入札価格調査制度を導入して実施した事案もございましたけれども、調査にかなりの時間を要する。また、専門的な知識も要するということで、そういったことで、工期が限られている中で、弊害も出てきたというような経過がございまして、なるべく限られた期間、特に補助事業などはですね、限られた工期の中で進めなければいけませんので、低入札価格調査制度ではなくて、最低制限価格の中で、ある程度の品質を確保して、余りなダンピングを防止もできますので、それで、最低制限価格制度を導入しているということでございます。
- ○議長(倉持松雄君) 5番海野隆君。
- 〇5番(海野隆君) 平成20年にね,その低入札価格調査制度ってできたと思うんですよね。ですよね。そうするとね,21,22,23,24,25,5年ですけどね,これね,どちらかというと,ちょっと矛盾するんですよ。その最低制限価格の設定と矛盾するんですよ。この最低制限価格の決定,さっき,町長がね,御答弁になってましたけど,2点,もう一回,再確認したいと思いますが,これは誰が,この工事は最低制限価格にすると。それから,どういう方法でやっているのか。これを教えてください。

それで、その最低制限価格というのは、いつから。ずっと引き続いてやっているのか、さっきね、入札制度って変わりますよっていう話をしてましたけども、いつから、低入札価格調査制度ではなくて、最低制限価格っていうのが、また復活したっていうか、大っぴらに復活したような感じなんですか。教えてください。

- ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。
- ○総務部長(坪田匡弘君) 私の調べた範囲の中ではですね、低入札価格調査制度も最低制限 価格の制度も、かなり前からあったと思います。ただですね、平成20年4月に一般競争入札が 建設工事の予定価格4,000万以上ということで、かなり広い範囲に導入されました、そのとき に、低入札価格調査制度も予定価格5,000万以上、それと最低制限価格、これは一般競争入札 に適用というようなことで、その一般競争入札の範囲が拡大したときに、かなり、それに合わせて運用を決めたという経過がございます。
- ○議長(倉持松雄君) 5番海野隆君。
- ○5番(海野隆君) 何かね,回答がよくわからないんですけれど,さっきも言いましたようにですね,低入札価格調査制度っていうのはね,平成20年から始まっているはずなんですよ,

ね。そんなにずっと前から始まっていたわけじゃないんですよ。いやいや、そうですよ。違い ますか。じゃ、違うんだったら、言ってください。

- ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。
- ○総務部長(坪田匡弘君) すいません,いろいろ前のことで,情報がいろいろあるんですけども,低入札価格調査取扱要領をつくったのは平成20年の3月31日ということで告示されてますけど,4月1日から施行されているということでございます。ただですね,今,ちょっと聞きましたところ,その前から,正式なこの要項とか,取り扱いの要項を決めておりませんでしたけれども,実施したことはあるということでございますから,国を初め,そういった制度はあったということでございます。
- ○5番(海野隆君) ちょっと答弁漏れしてるんじゃないんですか。誰が決めた,最低制限価格。
- ○議長(倉持松雄君) 坪田匡弘君。
- ○総務部長(坪田匡弘君) 最低制限価格制度の運営要項ですけども、これは23年の9月から 要項をつくりまして運用してございます。
- ○議長(倉持松雄君) 海野隆君。
- ○5番(海野隆君) そうすると、それ以前は、どういう形で最低制限価格を実行していたんですか。誰が決めてたんですか。新しくランダムに決めるっていうのを、平成23年度に決めたんですか。
- ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。
- ○総務部長(坪田匡弘君) 20年4月に、最低制限価格を一般競争入札に適用するというふうに決めてございます。それで、この導入は、決定は、資格審査制度の委員会の中で決定していくということになっていますので、そちらで、提案者がいますけども、ケース・バイ・ケースで……。あ、一般競争入札ね、一般競争入札で導入しますけども、最終的な決定、判断は、資格審査委員会で行うということでございます。
- ○議長(倉持松雄君) 海野隆君。
- ○5番(海野隆君) しっかり答えてくださいよ。さっき、一番最初、言ったでしょ。特に必要があると認めるときというふうに話をしたでしょ、ね。令、地方自治法の施行令で、特に必要があると認めるときには、あらかじめ最低制限価格を設けてっていうふうに言ってるから、その特に必要があると認めるときは、どういうときなのだ、誰がそういうふうに決めているんだと。ケース・バイ・ケースじゃ、これ全然わからないですよ。
- ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。
- ○総務部長(坪田匡弘君) ケース・バイ・ケースは、ちょっと訂正させていただきます。20

年4月に最低制限価格を一般競争入札に適用すると決めましたので、これが特に必要だという 判断の中で適用するというふうな決定をしたと思います。

- ○議長(倉持松雄君) 5番海野隆君。
- ○5番(海野隆君) それは地方自治施行令のですね、勝手な解釈じゃないでしょうか。と思いますけど、その答弁は。まあ、これ、やりとりしてもしようがないんでね、次に移りますけれども、今の回答では、私は不満だということを申し上げて、次に移りたいと思います。

なぜね、私がここを問題にしているかというとですね、今年度、一般競争入札がありましたね。最低制限価格をですね、設定してあって、失格となった案件。これね、10月まででね、9件あるんですよ、9件、ね。最低の入札金額で失格となった人たちの金額と、最低制限価格をセーフして、契約に至った業者の金額をね、比較してみると、1,142万になるんですよ、9件でね。低入札価格調査制度だったらね、これみんなオッケーだと私が見ている感じでは思いますよ。はっきり言うとね、落札業者よりもランクの高い業者がね、失格してますから。そこが僕、問題だと言っているわけ。9件で1,142万円ですよ。税金をね、はっきり言うと、無駄に使用してしまったんですよ、こういう制度を設けたおかげで。なぜ、低入札価格調査制度でやらなかったんですか。

- ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。
- ○総務部長(坪田匡弘君) 今,海野議員が言われた失格者と落札者の金額の違いというの, 最低制限価格は公表しておりませんので,ちょっとその金額が,どういうふうにはじかれたか わからないんですけど。
- ○議長(倉持松雄君) 海野隆君。
- ○5番(海野隆君) 私は確かな資料に基づいて言っています。それからですね、最低制限価格については、茨城県も土浦市も、事後公表することになっています。阿見では公表してないだけです。以上です。それ本当ですか、じゃあ。その1,142万の差額があったということについては、これ事実ですか。
- ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。
- ○総務部長(坪田匡弘君) ちょっと差額までは計算しておりませんので、言えませんが、当然、落札者と最低制限価格より下回った失格者の中では差があるというのは当然のことだと思います。ただ、金額までは、ちょっと今、そこまでは計算しておりませんので、10月まで9件というような海野議員のお話がありましたけども、幾つかは、たしかに業者さん、いらっしゃいます。失格になった業者さん、いらっしゃいます。それは事実でございます。
- ○議長(倉持松雄君) 海野隆君。
- ○5番(海野隆君) だからね、阿見はね、特別なんですよ。特別。近隣の市町村のやり方と

違うんですよ。最低制限価格、これ事後公表してるんですよ、茨城県も、土浦市も。阿見だけ公表してないだけですよ。何で公表できないんですか。公表できない理由なんて全くないんですよ。それでもって、9件でですよ、1,142万もね、差が出ちゃったんですよ。さっき、何か給食だの、第3子のなんて話してたけど、1,300万だって言ってますけど、これ10月までですからね、多分、10月以降も、相当な案件が発注されたと思うんですよ。こういうところにですねしっかりとメスを入れなかったらね、これ全然税金の無駄遣いをなくすってことにならないじゃないですか。この1,142万円を子育てとか福祉とか、町民にとって本当に必要なね、政策に使用できたんじゃないんですか。低入札価格調査制度でやってれば。そこが私は問題だって言ってるわけ。今後、ね――時間も12分しかないから、聞きたいけれども、この最低制限価格の設定とか、あるいは事後公表とか、こういうことについて、茨城県及び土浦市と同様の制度に変える意思はありますか。

- ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。
- ○総務部長(坪田匡弘君) 制限価格の運営要領を公表してるのは6市町村で、非公表が4、 未導入も3あるというふうに調べてございます。制限価格の公表も、調べた範囲では、6市が 公表していますけども、非公表もあるということで、それぞれメリット、デメリットがありま すので、よく研究をしながら、公表に向けて検討はしますけども、していきたいと。

それとですね,もし最低制限価格,低入札価格制度を導入しないで,競争をどんどん進めていって,低い価格で入札を行って,それが工事の不具合とかですね,そういったものに反映する,または下請業者をかなり低い価格で出していくというようなことになりますと,工事そのものが不具合なものができたりしまして,結果的には,やり直しとかいうことで,コストもかかっていくということも考えられますので,全て導入して,低い人がやれば経費の削減になるんだというふうにはつながらないと考えています。

- ○議長(倉持松雄君) 5番海野隆君。
- ○5番(海野隆君) 部長の言葉とは思えないような言葉だと思います。まずね、茨城県では何の不具合もないと言っております。最低制限価格を公表する、事後公表することによって。なぜか。それはですね、ランダムに、だって出す数値ですから。次はそれになるかどうかなんてわからないわけですよ。こんなの全然公表して何の不都合もないというふうに言っています。それから、幾つかね、事後公表してないところもあるよって言ってますけど、そのほうが少ないようですよね。

それと、もう1つはですね、やっぱり、地元業者を育てる、しかも適正な値段で育てる。一番最初の大原則を申し上げたと思うんですね。それは、もう一度改めて申し上げますと、公金、税金をね、取り扱う場合には、公平性、透明性、公正性、競争性――競争性が一番最初に来る

のか、一番最後に来るのか、2番目にくるのか3番目に来るのかわかりませんよ、ね。しかし、そういうことは、全てのことに通底する大原則であると、こういうふうにですね、町長以下職員がですね、これを認識をしなかったらば、これね、だめですよ。思いますよ。私がじーっとこのね、表がありますけども、結果表をこう見ますとですね、残念ながらですね、今言ったような懸念は全く当たりません。ということは断言しておきます。

もう一度改めて聞きますけれども、茨城県あるいは近隣の土浦はいい例かなと思いますけれども、そういう事後公表も含めたそういう形のシステムをですね、茨城県や土浦市と同じようにすると。それで、言ってみると、人為的なね、人為的な要因をなるべく捨て去ると、それが、やっぱり、さっき言ったように、権力……。まあ、言ってみるとね、行政の職員もね、言ってみれば、大変これ、いつもいつも大変な状態にありますよ、ねえ。町と入札関係の業者とはね、飲食をともにしないとか、そういう意味での倫理、職員としての倫理をね、持ちながらやられているわけですよ。大変ですよ。そうすると、なるべく人為的な要因をなくすと、このことがね、その制度のね、さっき言ったような目的も果たすような形になると思いますけど、もう一度答弁してください。

- ○議長(倉持松雄君) 総務部長坪田匡弘君。
- ○総務部長(坪田匡弘君) 海野議員おっしゃるとおり、人為的なものをなくすということで、それで公正で公平な競争ができれば一番よろしいかと思います。いろんな弊害もあるというふうに聞いてますので、例えば、設計をしないで、公正な設計をしないで、もう金額だけ、ある程度推測できますから、幾らランダムで多少数字を動かしても、推測ができるようになりますから、そこで設計しないでやっていきますと、これは完全に話し合いで決めなさいという官製談合にもつながるような件もございますので、そういったこともないように、慎重に研究をして進めていきたいと思います。
- ○議長(倉持松雄君) 5番海野隆君。
- ○5番(海野隆君) そういうふうにね、部長言われると、また言いたくなっちゃうんですよ。 予定価格、事後公表ですよ、2,000万以上で。事後公表に何で設計もしないでできちゃうんで すか。どっかで積算しなかったら、わかんないんじゃないんですか、設計価格も予定価格も。 だって、設計価格ができて、初めて予定価格、さらに、もう1つワン段階行くわけですよ、ね。 最低制限価格をどこに設定してるかってことまでやるわけですよ。事後公表なのに、どうして、 設計しないで、勝手に数字が出せるんですか。
- ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。
- ○総務部長(坪田匡弘君) まず、最低制限価格も低入札価格もそうですけども、中央公共連絡協議会等のモデルがございまして、それに沿って、皆さん、どこの市町村もつくっておりま

す。そういった事後の公表を、予定価格の事後公表と、さらにマッチングして、その運営の要領、それも公表しなさいということで、公表している市町村もございますので、そこら辺まで出すと、全てほとんど、ランダムで多少動かしますけども、ほとんどわかってくるというようなことになりまして、皆さん、大体同じような金額が自動的にはじけるということになりますから、そうしますと、どういった競争になるのか、競争しなくなるのか、そこら辺もございますので、そこは慎重に検討していきたいと思います。

○議長(倉持松雄君) 5番海野隆君。

○5番(海野隆君) あと9分で、もう12時16分になったので、終わりにしますけど、まあ、いずれにしてもですね、この入札制度というのは、社会情勢とか経済状況によってね、変動いたします。しかし、先ほど申し上げましたように、なるべく人為的な要素を削っていくと、そのことがですね――やっぱり業者を育てるってのはね、業者に積算能力であるとか、そういうことをね、しっかりと身につけさせるということも含めたね、業者の育成だと思うんですね、地元業者の育成というのは。そういうことをやって、さらに競争をしながら、どこかでね、やっぱりダンピングにならないようにという歯どめは大切かもしれませんね。しかし、今のところですね、ダンピングをしてですね、工事をとるというような状況にはないんじゃないかなとは思いますので、今後ね、入札制度の改革については、私も今後も注目してやりますが、私が驚いたのは、とにかく、9件で1、140万円もですね、差額が出てしまっていると。これは10月までですからね。平均的に今発注するといっても、10月から結構工事が発注されてるんじゃないかなと思いますので、今後ともですね、町長以下職員の皆さんはですね、入札制度の改革にですね、熱意を持って取り組んでいただくと、このことも大事な行政改革、経費の節減につながるということを申し上げて、私の質問を終わりにしたいと思います。

ありがとうございました。

○議長(倉持松雄君) これで5番海野隆君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩いたします。会議の再開は午後1時20分といたします。

午後 0時18分休憩

午後 1時20分再開

○議長(倉持松雄君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、4番永井義一君の一般質問を行います。

4番永井義一君の質問を許します。登壇願います。

[4番永井義一君登壇]

○4番(永井義一君) 皆さん、こんにちは。まず、一般質問に先立ちまして、町長、選挙お

めでとうございます。それで、選挙に関連して、まず1つお話ししたいのが――ちょっと、こ れ、一般質問では通告はしていないんですけれども、この前の町長選のときに、16日ですか、 公開討論会が行われたわけなんですけども、その中で私は、ちょうどインフルエンザをこじら せてまして、今回、議員の中でね、インフルエンザが多いみたいなんですけども、自宅にずっ といたので、参加はできなかったんですけども、その中で、後日、動画で見させていただいた んですけども、町長のほうの発言として、共産党と久保谷氏が協定を結んでいるというふうな ことがありました。実際,私自身,今,日本共産党の阿見町の委員長という立場でありまして, 責任者なんですけども,協定を結んだ覚えもないし,そういったことは一切事実としてないん です。ああいった16日の公開討論会というね,公開の場で,町長が何を根拠にそう言ったのか は、わかりません。しかし、私自身、そう言った覚えもないし、何かの勘違いなのか、また思 い込みなのかわかりませんけども、ああいった場で――あれは土浦の青年会議所さんの主催で すか、そういった場で、ああいった発言をすること自体、おかしいんじゃないかということで、 協定を結ぶ結ばないっていう問題よりも、それ以前に、そういったことがなかったのに、ああ いった発言をしたっていうことに対して、一言、私のほうとして申し上げておきます。これは 一般質問に入ってないんで,答弁するしないは町長のほうのお考え次第ということで,一言申 し添えておきます。

それでは,一般質問に入ります。

まず、茨城県の地域防災計画の避難計画についてお伺いします。

茨城県では、昨年の3月、東日本大震災の発生を受けての、茨城県地域防災計画を修正しました。今はとまっている東海第二原発ですが、日本原電は、再稼働に向けて安全審査請求にやっきになっています。阿見町では、平成24年の第1回定例会で、東海第二原発廃炉の決議がなされました。その決議を尊重しつつも、万が一の不測事故に対処することも必要になってきます。茨城県は、8月に、東海第二原発の事故を想定した広域避難計画について、県主導で計画を策定する方針を示しました。茨城県では、県が全体として構想をつくり、それに沿った形で市町村に動いてもらうのが大事と述べています。一方、原子力規制委員会では、昨年の緊急時防護措置準備区域を、原発の半径10キロ圏内から30キロ圏内に拡大し、東海第二原発では、その対象市町村も5市村から14市町村に広がり、対象人口は24万人から98万人に増えました。県の仕様によりますと、この98万人の避難者を県南、県西、鹿行、各地域の各市町村に避難させるとあります。そして、この阿見町には、2万4,000人の避難者を受け入れるとあります。

前回,全協の中で説明のあった阿見町防災計画の大規模事故53の項目では,広域避難の受け 入れという項目があり,東海第二原発発電所の事故により,県内他市町村の避難者の受け入れ 要請があった場合は,茨城県広域避難計画に基づいて,受け入れ避難所及び福祉避難所を開設 し、避難元の市町村と連携して、避難者の受け入れ、避難所の運営、食糧及び物資の供給等を 行うとあります。

避難してくる人たちを温かく受け入れることは、とても大切なことだと思います。しかし、 人口4万7,000のこの阿見町に、どのように2万4,000人もの避難者を受け入れるのですか。具 体的な答弁をお願いします。

以上です。

○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君,登壇願います。

[町長天田富司男君登壇]

- ○町長(天田富司男君) それでは、地域防災計画の避難計画について、お答えをいたします。 東海第二原発の事故を想定した広域避難計画は、現在、茨城県が策定作業を進めております が、まだ計画内容が決まっておらず、各市町村においても、進捗状況を見守っている段階であ り、計画策定までには、まだ時間がかかるということです。今後、県で広域避難計画が策定さ れ、町の地域防災計画の修正が必要な場合には、適時に修正を加え、町民の皆様へ周知を図っ ていきたいと考えております。
- ○議長(倉持松雄君) 4番永井義一君。
- ○4番(永井義一君) 終わりですね,はい。今,その計画内容が決まっておらずという町長のほうの答弁ございましたけれども,私のところのほうにですね,これは,茨城県広域避難計画に係る勉強会の開催についてという県のほうの文書があるんですけども,この文書自体,町には来てるかどうかお伺いします。
- ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。
- ○総務部長(坪田匡弘君) その文書, すいません, 私は確認していないんですけども, ただ, 事実としまして, 茨城県の原子力対策課から計画策定の趣旨の説明がありまして――これは昨年度ですけども, 今年度に入って勉強会という形で, 市町村, 町も参加して検討作業を進めているということでございます。
- ○議長(倉持松雄君) 4番永井義一君。
- ○4番(永井義一君) ということは、これは来てないと思っていいわけですかね。あ、じゃあ、答弁違うじゃないですか。じゃあ、もう一回、答弁お願いします。
- ○議長(倉持松雄君) 坪田匡弘君。
- ○総務部長(坪田匡弘君) 失礼しました。私がちょっと見てなかったということで言ったんですけども、来ております。
- ○議長(倉持松雄君) 永井義一君。

○4番(永井義一君) 安心しました。阿見町だけのけものになってしまったのかと思ったんですけども、まあ、多分、課長のほうに来ているかと思うんですけども、その中で、今、部長もおっしゃった勉強会っていうのありますけども、この勉強会自体、まずは、参加されましたかって聞きましょう。あと、何回参加したか、お願いします。

○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。交通防災課長建石智久君。 ○交通防災課長(建石智久君) お答えさせていただきます。勉強会のほうは、当然、私どものほうも参加をさせていただいております。今回、勉強会としてはですね、既にトータルで9回目ということになると思います。これは、市町村が参加される以前から、県のほうで、既に専門者を介しての勉強会が開催されておりまして、その後、今年度に入ってから、市町村の担当者にも加わっていただいたほうがいいだろうということで、具体的にかかわり出したのは3回ということでございます。そのほかに、課長会議というのがございまして、私も参加しておりますから、それを足しますと4回ほどになります。

ただ、今回のこの御質問をいただいた後ですね、県とのほうとも、ちょっとやりとりをしまして、まだ、内容についても、議員御承知かと思いますけれども、全て中身が決定まで至っていないんですね。関係市町村それから関係機関と、かなり広範囲にいろんなことが及ぶこともございまして、その検討会で今、議論されている内容は、ぜひ、ちょっと公表は控えさせてほしいと、そのようなことを県のほうからお話をいただいております。

以上でございます。

- ○議長(倉持松雄君) 永井義一君。
- ○4番(永井義一君) 課長のほうで、4回参加したということですね。今のお話の中で、その内容は、まだ、県のほうも、表に出してくれるなというような感じだったんですかね、会議の中では。ですから、私はこの文書でしか知る由もないわけなんですけども、課長の手元にも、多分あると思うんですけども、この中に書いてある中で、この避難先の地域の設定という項目があって、阿見町では、茨城町の避難者の3万3,804人のうち、阿見で2万4,000という数字が――これも行ってますよね、もちろんね、はい、あるわけなんですけども、具体的に、まだ、県のほうでしっかり詰めていないという答弁がありましたけども、実際のところ、仮にこの2万4,000人来る中で、先ほど、壇上でも話しましたけども、人口4万7,000の阿見町の中で、どのように受け入れるのかということをですね、まず、具体的に、町として検討しているかどうかお聞かせください。
- ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。
- ○総務部長(坪田匡弘君) 今,永井議員が言われたような受け入れの人数もですね、まだ確 定ではございませんので、まだ、実際何人受け入れるというのはわかりませんけども、避難先

のルートとかですね、それから、移動手段どうするか、全く決まっておりませんし、検討して ますので、まだ白紙の状態、検討しておりません。

○議長(倉持松雄君) 永井義一君。

実際のところ、まだ全然検討してないっていう答弁だったと思うんで ○ 4番 (永井義一君) すよ。その中で、実際この問題は、いつ起きるかわからない問題っていうんですかね、原発事 故、この前の福島のもそうですし、地震から津波、そういった中でああいった過酷事故になっ たわけなんですけども,この前,阿見町での地域防災計画ですか,これいただきましたけども, この中で、先ほども読んだように、避難の受け入れっていうのもあります。この受け入れ体制 に関して、これをつくった段階で、町としては、これは具体的にはなかなかならないでしょう けども、実際のところ、2万4,000が、これはもしかしたら1万4,000になるかもしれません。 これはわかりませんけども、どっちにしろ、今、この原子力規制委員会のほうとしましては、 30キロ圏内にということで範囲を広げています。ですから、それだけのある程度の人数、そこ に住んでる人数が、やっぱりいるわけなんで、何人になるかわかりませんけども、阿見町のほ うとしても, 避難してくる人がいるかと思います。そういった中で, 町として, この計画をつ くる中で,まるっきり何も考えずに,この計画をつくったっていうことはないと思うんですね。 ある程度は予測をして計画ってつくるものだと思うんですけども、今、県のほうの動きから見 て、計画はまだ白紙状態だっていうのは、先ほど総務部長のほうがおっしゃいましたけども、 この計画をつくった段階で、ある程度、どういったところに――言ってしまえば、公共施設に 避難してもらうだとか、または学校に避難してもらうとか体育館に避難してもらうとか、そう いったのをある程度目算というのはあるかと思うんですけども、そういったのあったら教えて ください。

○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長(坪田匡弘君) 町のこの防災計画——まだ案ですけども、つくった段階では、県の地域防災計画の原子力災害対策編の中で、この30キロ圏外に避難が必要な場合は、そういった計画をつくるわけですけども、その場合は、国及び県が中心となって、市町村との間で調整を図ってつくっていくんだというようなことが、茨城県の防災計画の中にあります。それに基づいて、この町の防災計画で避難計画というのを設定しているということでございます。

○議長(倉持松雄君) 4番永井義一君。

○4番(永井義一君) 今,総務部長,30キロ圏内っておっしゃいました,圏外。圏外でいいんですよね。阿見町はその30キロ圏外にありますので。ということは,この計画をつくった段階でも,仮に何人くるかわかりませんけども,どこにとか,そういうのは全然まだないというわけですか,町のほうとしては。わかりました。

たまたま今日の茨城新聞の中でね、出ていたんですけども、神栖市ですか、防災計画に対策編って、多分、読まれた方もいるかと思うんですけども、この中で、避難所運営マニュアルを年度内に策定しって書いてあります。ですから、この辺は阿見町でも同じようにやられてるのかなと思ったんですが、見てないですか。はい。そういった避難所運営マニュアルを年度内に策定し、他の市町村からの避難者受け入れ施設の決定とか、あと、高齢者、障害者、乳幼児など、要援護者の避難誘導、移送体制の整備、あと、県と連携して、緊急時に安定ヨウ素剤の配布、服用を行う措置の実施、そういったのを防災計画としてつくったわけなんですけども、私、これを読む中で、阿見町でも一定程度のことは考えているんじゃないかなと思ったんですけども、先ほどの答弁で、まだ白紙状態だってことで、それはちょっと残念だなと思ったんですけど、そういった状況だからこそ、この神栖市のやつが記事になったのかなと思います。

それで、これ読んでてちょっと思ったんですけども、この神栖市にしても、UPZ、これは 半径30キロ圏外なんですけども、この神栖市も半径30キロ圏外になるんですけども、この地域 防災計画で、原子力災害対策編を作成する義務はないが、市は――これ神栖市ですね、市は、 気象条件等により、広範囲に放射性物質汚染が広がった場合に備えるとして、独自に策定した というような記事が載っているわけですね。

それで、まだ覚えているとは思うんですけども、私はこの間、放射能原発過酷事故の一般質問をしていてですね、柏ルートというのを覚えているかと思うんですよ。要は、福島から事故が起きて、その放射能がどういう風に乗って阿見町の上空に来たのか。あれ、5つか6つのルートがあったんですけども、その中で、柏ルートと呼ばれるのが阿見町の上空を通って、守谷ですとか取手ですとか、そこを通って柏のほうから足立区に行ったと、そういったルートなんですけども、そういったことが前回のこの原発の放射能事故であったわけですけども、この神栖市のようにですね、気象条件により広範囲に放射能が広がった場合に備えるってことを書いてあるんですけども、残念ながら、ここにはそういったことは書かれてなく、ヨウ素剤のことも書かれていないわけですけども、町としては、そういった状況を想定しての、こういった策というのは考えておりますか。

- ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。
- ○総務部長(坪田匡弘君) 神栖市のようなですね,50キロ圏ですか,そういった考え方で今回の防災計画はつくっておりません。あくまで,県の広域の避難計画,また,この町の防災計画では,町内の施設で,そういった放射性物質を扱う場合のことは書いてございますけども,こういった神栖市のような対応のことは考えてございません。
- ○議長(倉持松雄君) 永井義一君。
- ○4番(永井義一君) まあ、残念ながらというんですかね、今回、この前の全協でこの地域

防災計画が出されて、私も、町としていろいろ考えてもらって、いいことだなと思うわけなんですけども、やはり、今回、この過酷事故っていうんですか、大規模事故というのは、新たに入れたかと思うんですけれども、入れたにしても、やはり、もっとこれはですね、しっかり練った形で、やはり阿見町として、避難者を受け入れると同時に、町のほうでも、そういった放射能での被害というのは十分考えられるわけですね。ですから、そういったのをぜひともですね、そういった中に入れていただきたいんですけども。

前回の議会の中の一般質問でも、私、放射能問題について、一応、総括的にということで7 点ばかし上げさせていただきましたけども、その中で、東海村に原発施設があるが、町長としては、それをどのように考えてますかっていうような質問あったかと思うんですけれども、やはり町長のほうとしては、他市町村の首長が単独で考えを述べるべきじゃないということだったんですけども、そういった中で、そういった答弁を繰り返しているようでは、なかなか阿見町として、いざというときの対応がし切れないと思うんですね。ですから、これ以上お話ししても、まあ、町としては、多分、県が動かない限りは独自に動かないっていう形だと思うんですけども、現在は、この神栖市のようにはしてないという答弁が、先ほどありましたけども、将来的に、阿見町としてはどうなんですかね、県のほうの動き待ちになるんですか、それとも、やっぱり町として独自に何かを考えて発信していこうというように考えているんですか。そのところを、ちょっとお聞かせください。

- ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。
- ○総務部長(坪田匡弘君) 今の時点では、この町の防災計画に掲載したとおりでございまして、国・県との考え方に従って、この原子力災害対策編はつくっていくということでございます。
- ○議長(倉持松雄君) 永井義一君。
- ○4番(永井義一君) 今,総務部長のほうの答弁ですか,それが全てを物語ってるんじゃないかと思うんですけども、昨日ですか、町長からの所信表明のやつですか、これ、後で議員みんなに配付してもらったんですけれども、こういった中に書かれている中で、安心安全なまちづくりが、もちろんその柱の中にあります。やはり、そういったところで、私もずっとこの間、述べているように、こういった、いつ何時地震が来るかわからない。その中で、茨城県内としては、東海村の原発を抱えているっていうことをですね、ぜひとも1つ考えに入れてですね、この地域防災計画ですか、そういった中にですね、ぜひとも反映させていただきたいと思いますので、そこのところをひとつよろしくお願いします。

じゃ,これで1つ目終わります。

○議長(倉持松雄君) では、次の質問に移ってください。

永井義一君。

○4番(永井義一君) 次の質問に移ります。国民健康保険税等の引き下げについてですね。 先月の5日,私は,日本共産党茨城地方県議団の一員として,茨城県後期高齢者医療広域連 合に対して,来年4月からの保険料の値上げ中止と低所得者に対する保険料減免制度の拡充及 び短期保険証資格証明書の発行を行わないことの3点で要請を行ってきました。

その広域連合からは、柴崎事務局長が対応しましたが、その中で、26年度、27年度については、医療費の伸びを4から5%とし、基金を使えば対応できると試算したと述べて、値上げをしない方向で協議していると語っていました。

来月4月からの消費税増税を前に、町民の暮らしはますます深刻になっています。特に、年金で暮らす高齢者世帯は一層深刻です。昨年強行した年金の1%の減額に続いて、過去の物価下落を口実に、さらに1%、その後0.5%と、連続の値下げを狙っています。全国でも、この年金の引き下げに対して怒りの声が上がっており、茨城県でも、この引き下げが不服だとして、1,904人分の不服審査請求を提出しました。

ここに年金者新聞というのがあるわけなんですけど、そのコピーでですね、この茨城県の中で――これ全国一斉に、こういった提出をしたわけなんですけども、1月31日、全国一斉審査請求行動を行ったと。茨城県でも、水戸、あとは土浦、古河で行ったわけなんですけども、この中で、女性の年金が低い。月5万円程度の低年金も一律に切り下げられるとは過酷過ぎるとかですね、37年間保険料を払い続けてきた。決定額からだんだん下がってきている。約束違反ではないか。こういった声があって、国に対して、こういった不服審査請求を出したわけなんですけども、年金で暮らしている方々は、こういった状況が、今、あるということです。

政府は、この消費税の増税分を社会保障に回すなどと言っていますが、増税分4兆5,350億円のうち、社会保障の充実に回る金額は、政府の説明でも、4,962億円、約5,000億円足らずです。このような状況に鑑み、阿見町としても、町民、特に高齢者の負担を軽減するために、一般会計からの繰入金の増額や、国民健康保険支払準備基金、財政調整基金などの活用で、国民健康保険等の引き下げを行っていただきたく、質問をします。

以上。

- ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。
- ○町長(天田富司男君) それでは、国民健康保険税等の引き下げについてお答えいたします。 国民健康保険では、これまで、低所得者への国民健康保険税を軽減する制度はありましたが、 今回の消費税増税に当たり、地方税法等の改正により、軽減制度の拡充が予定されております。 これは、軽減判定所得の算定基準を改正するもので、5割軽減では、これまで、世帯主を除く 被保険者数に応じて算定しておりましたが、世帯主を含めた被保険者数に応じて算定するよう

に改めるものであります。

また、2割軽減では、1人当たりの算定基準額が、35万から45万に見直しがされます。軽減の財源は、保険基盤安定事業として、所要額の4分の3を国・県が、4分の1を町が負担するもので、町負担分については、ルール分として一般会計から繰り入れを行うものです。

町が独自に国民健康保険税の軽減を実施する場合は、毎年経常的に財源が必要であり、国民 健康保険の財政状況を見きわめなければなりません。国民健康保険の医療費は、年々増加して おり、現時点においては、基金と特別調整交付金などの歳入による繰越金により、財政的に余 裕があるように感じられますが、国民健康保険が平均して月に支出している療養給付費の額は 約2億5,000万ほどであり、十分に余裕がある状況とは言えません。

また、一般会計からは、職員人件費や保険基盤安定事業などのルール分を繰り入れしており、 ルール分以外の繰り入れが継続してしまう状況は、国民健康保険制度が特別会計で運営されて いる本来の目的を失い、さらには、一般会計をも圧迫してしまうという状況に陥ってしまうわ けであります。安易な繰り入れは避けなければならないと考えております。

国民健康保険制度を持続可能な制度として維持していくためには,一過性によらない施策が 必要であり,現時点での国民健康保険税率等の引き下げについては考えておりません。

- ○議長(倉持松雄君) 4番永井義一君。
- ○4番(永井義一君) 今,一定程度の低所得者層にということで,5割,2割の話がありましたけども,実際のところ,先ほども私のほうで言ったように,今回消費税が増税されると。特にこの消費税に関しましては,高額所得者よりも低所得者のほうがかなりしわ寄せがくると,まあ,逆累進性っていうんですかね。所得税とはまた違った形で,低所得者にも同じように重くかかる税金だと。ですから,根本的に,今,日本共産党としましては,この消費税については,4月から行うなということで言っておりますけれども,実際のところ,今の国会情勢等からいって,もうこれはもう,4月からやらざるを得ないような状況になっていると思います。

その中で、少しでも低所得者の人がですね、安心して生活できるためにも、こういった健康保険税等の引き下げということで、今回質問したわけなんですけども、実際のところ、先ほど、町長のほうで、4分の3が国とか県、4分の1が町というお話がありましたけども、この町の負担分は幾らぐらいになりますか。ちょっと教えてください。

○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。 ○保健福祉部長(横田健一君) はい、お答えいたします。低所得者につきましては、先ほど 町長が答弁しましたとおり、2割、5割の軽減に、またさらに拡大するというような予定でお りますが、まだこれ予定でございまして、軽減される拡充される内容で試算してみますと、今 年の25年9月現在の軽減世帯数で申し上げますと、全体で約3,155世帯ほどが該当するという ようなことになります。全体として町として1億と505万ほどの財源を繰り入れて軽減をしているというようなことでございます。

○議長(倉持松雄君) 4番永井義一君。

○4番(永井義一君) 1億505万ですね。はい,わかりました。その中で,この中の繰り入れしていただくことはいいことなわけなんですけども,今回の一般質問の中で,先ほど町長の答弁もありましたけれども,私のほうで財政調整基金ですとか,あとは国民健康保険支払準備基金,こういったのをちょっと上げてみたんですけども,まず,財政調整基金,これに関しては,昨日の質問の中で,総務部長のほうで,37億2,000万になるという話がありました。やはり,今の阿見町の規模からいえばかなりの額になってくるかと思うんですけども,やはり,これも突き詰めて考えれば,私たちの町民の,ま,国民のっていうんですかね,税金から来ているわけなんで,やはりその財調をですね,取り崩して,こういったところに充てるという考えはございますか。

○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。 ○保健福祉部長(横田健一君) はい、お答えいたします。一般会計からの繰り入れにつきましては、先ほど、町長答弁申し上げましたように、国保に対するルール分の繰り入れというものが制度化されているものがございます。その考え方につきましては、毎年、総務省の自治財政局調整課長のほうから通知が来ておりまして、その内容によりますと、国民健康保険の会計というのは、国庫負担と保険税で賄うのが大前提ということになっております。そういう考えからしまして、制度化された繰出金につきましては、先ほど申し上げました軽減分に対する国の4分の3に相当する繰り入れとか、あるいは、その事務を行う職員分の事務の経費、それと、国保の財政安定化支援事業に係る繰り出し、それと出産育児一時金、それの3分の2に相当する額、そういうものが制度化されたルール分という繰り出しということになります。その他の繰り出しとしましては、マル福分で年齢も拡大して、大分そちらの負担も多くなっているわけですが、そういうマル福を拡大することによって、波及する、それによってお医者さんにかかりやすくなったというようなことで、波及する効果がかなりあって、それで医療費がかかるというふうな、そういう部分に対応する繰り入れを、町としてはその他の繰り入れ、ルール以外で繰り入れをしているというようなことでございます。

それと、今までは、人間ドックとか脳ドック、特定健診など、保健事業にかかる事業費につきましても、一般会計のほうから繰り入れをしていたところでございますが、昨年の事業仕分けによりまして、これは受益者負担の原則、国保に加入している人の健診はその会計で行うべきだろうと、一般会計から繰り入れるっていうのは、その他、税金を納めている社会保険に加入している人たちの税金が使われているんではないかというような指摘を受けまして、そうい

う部分は、来年度から削減、一般会計からの繰り入れは削減するというような方向で予算を立 てているところでございます。

そういうことからして、先ほど町長答弁申し上げましたように、保険料を下げるというようなことにおいてのみの一般会計の繰り入れというのは、総務省からの通達にもあるように、安易に行うべきではないというようなことでございますので、現時点では、そういう繰り入れは考えておりません。

○議長(倉持松雄君) 4番永井義一君。

○4番(永井義一君) その国からのお達しっていうんですかね、そういった中で、下げられないという話があったんですけども、実際のところ、先ほど脳ドックとか人間ドック、今回は、一般会計からのやつはやめるという話がございましたけれども、そういった中で町としての税金の使い方の問題、町のほうとしては、不公平感という形で、そういった考え方になったと思うんですけども、やはり、困っている人のところに手を差し伸べるっていう感覚、平等があくまでも、みんな何でも平等がいいんだというわけじゃなく、こういった医療の問題、福祉の問題、困っているところに手を差し伸べるのが、私は、行政の仕事だろうと思うんですよ。ですから、国が言うからできないとかやらないとかいう答弁がありますけども、その中で、今回、来月の4月からの消費税で、一気に低所得者層の人が困ってしまうと。そういった中で、一般財源等々からいうには、恒常的な、多分、来年も再来年もという話になると思うんですけども、まずは今年の4月以降が一番困るんじゃないかと思うんですよ。やはりその支出が増えるということを考えて。ですから、時限的でも構わないんですけれども、その困っている人を助けるっていう立場でお考えはありますか。

○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。 ○保健福祉部長(横田健一君) はい,お答えいたします。先ほど申し上げましたとおり,そ ういう困っている人,低所得者ですね,そういう方には,きちんと国としての軽減,2割,5 割,7割という軽減措置をしているところでございます。それにさらに上乗せして町がさらに 軽減をするというのは,それを一般財源から繰り入れて軽減をするというのは,ルール以外の 部分であるというようなことで,これが国のほうから,そういう通達なり,そういうことで来 ているということでございます。決して,そういう困っている人に手を差し伸べるとか,そう いうことで,町はやってないとか,そういうことではありませんので,適切に,そういう制度 の中で,低所得者については,そういう軽減税率を適用して,施行していると。

要するに、国保、介護保険も後期高齢も一緒ですが、保険料が払えないというような状況を つくるわけにはいかないということで、昨日も冒頭に特別会計の御説明をさせていただきましたが、まず、保険は、どれだけ年間の支払い、療養給付費が出るのかというものを見積もって、

それに対して,国,制度化された,先ほど申しましたルール分で入る分,そういうものがどの ぐらい見込めるのかと、そういうものを見積もりまして、その残った分を保険料で賄うという のが基本的な考えです。ですから、そういう部分からして、軽減がどのぐらいあるのか、それ に対する財源がどのぐらい入ってくるのか、そういうものを勘案した中で、保険料を算定して いくというようなことで、制度化されている中で、毎年予算を組んでいるということですので、 予算がなくて、療養費が医療機関に払えないというような状況をつくるということはできない ということが大前提ですので、そういうことからして、先ほど言いましたように、町としては、 繰越金なり支払準備基金というものが,今年度1億ほど積み立てることができたということで, 財源的には余裕があるようには見えるんですが,決してそういう楽観できるような状況ではな いというようなことでございます。そういう中で、そういう制度を健全に維持しているという ようなことが、県のほうに毎年申請しております得々調という申請をして、認められて,6,000 万ちょっとの交付税を、毎年、阿見町の国保の運営が良好に運営されているというようなこと を評価されまして、その6,500万弱の交付税をいただいているというような状況でございます ので、そういう特定の――特定のって言ったらおかしいですけど、そういう低所得者にだけ特 化した軽減を町単独で実施しているというような状況にはならないというふうに考えておりま す。

○議長(倉持松雄君) 4番永井義一君。

○4番(永井義一君) わかりました。なかなか町としては、それが突破できない部分じゃないかなと思うんですけども。国保以外にもね、今、介護保険ですとか、後期高齢者医療保険、いろいろあるかと思うんですけど、そういった、ぜひとも町として、どのぐらいできるかわかりませんけど、なるべく低所得者層に対して厚い福祉というのをね、ぜひともお願いしたいと思うんですよ。

それで、今、部長のほうで、昨日の、来年度の予算の話、ちらっとありましたけども、ちょっとこれ一般質問の通告にはないんですけども、昨日の一般会計ですか、予算のやつで、数字の説明の前に、町長のほうでいろいろお話しされたことがあったかと思うんですよ。あれ、部長の方々はプリントとして持ってたみたいなんですけも、やはり、ああいった文章もですね、やはり、来年度26年度、阿見町どうするのかっていうの、やっぱり我々議員のほうも知りたい部分があるわけなんですよ。かなりな長さだったと思うんで、はっきり言って、あれを転記するのは無理なわけなんで、ですから、もし、そういったのがですね、こちらのほうにいただければ、今のお話の中、それを読むことによってですね、ある程度、今の話も納得できる部分もあるんじゃないかと思うんですよ。ですから、それちょっと、後で、執行部のほうとして、ちょっと検討してですね、ぜひともいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長(倉持松雄君) これで4番永井義一君の質問を終わります。

次に、12番柴原成一君の質問を行います。

12番柴原成一君の質問を許します。登壇願います。

[12番柴原成一君登壇]

○12番(柴原成一君) 皆さん、こんにちは。天田町長、再選おめでとうございます。さらなる阿見町町民の笑顔のために頑張っていただきたいと思います。

早速, 質問に移ります。

定期観光バスの路線誘致についてでございます。

人は人の集まるところに集まると申します。だから、にぎわうところはどんどんにぎわい、 寂れるところは急速に寂れる。土浦の商店街と大型ショッピングセンターの間にできた大きな 格差、昔の土浦のにぎわいを知る者には、盛者必衰のことわりとはいえ、無常です。これが、 つまるところ、東京の一極集中なんかにつながっていくわけで、経済のパイが縮小していく中 では、一層に加速を強める傾向にあります。地方議員の立場から言えば、何とか歯どめをかけ たい、地域に流れを呼び戻したいと、こう思うわけですが、政策的にやろうとしてうまくいっ たためしがありません。

いい例が、茨城県のブランド茨城キャンペーン。もう10年以上も続けているのですが、茨城県のブランドイメージは、全国47都道府県最下位からなかなか抜け出せないでいます。政策的にお題目を唱えて動かそうとしても、人は動いてくれない、集まってはくれないんです。こんな上から目線での政策展開ではなく、もっと下から目線での取り組み、より具体的な取り組みによる成功事例を少しずつでも積み重ねていくこと、この不断の努力こそが大事と思えるのです。だから、私は、初当選以来、ずっと役場に営業感覚をということを言ってきました。

この間、町には予科練平和記念館ができて、アウトレットモールができて、人の集まる施設はできた。平和記念館はまあまあだけど、モールのほうは拡大基調にあるようで、まずは喜ばしい。政策的では、これで町に人が滞留し、お金を落とす道筋はできたと考えるのでしょうが、これが上から目線だと思います。きちんと、フォローを惜しんではなりません。その具体的な取り組み、下から目線での営業努力として、私なんかが機会あるごとに申し上げてきたのは、はとバスの誘致です。特定企業の名も出すのは差しさわりがあるということなら、定期観光バスと申し上げましょう。はとバスのイメージに代表される定期観光バスの、阿見町ルートの誘致であります。東京発のはとバスに代表される定期観光バスは、よく茨城県の大洗や筑波山にやってきます。ブランドイメージ最下位に関係なく、結構な人気路線になっていて、喜ばしいことです。これら定期観光バスは、各地のアウトレットモールにルートを持っています。牛久

大仏とか予科練平和記念館とか,できるならば,町内でのお食事どころとかに立ち寄ってもらえたり,そういう設定が可能ではないかという,この程度の営業企画は私どもにもできるわけです。ですので,あみプレミアム・アウトレットがオープンしたのは平成21年ですから,この四,五年間の間に,私が営業努力をお願いした執行部の皆さん,あるいは事務職の皆さんは,はとバスに代表される定期観光バスに営業をかけたことがございますでしょうか。これを質問の第1点として,行った,行かなかったで,質問の第2点が変わってまいります。

行った場合、その感触はどうだったのか。

行かなかった場合、なぜなのかを問うことになります。

定期観光バス側からアプローチがあったけど、だめだったというケースもあるかと思います。 できない理由は、町にあるのか、定期観光バス側にあるのか、押さえておきたいと思います。 いずれにせよ、町内周遊を含む定期観光バスは実現していないわけですから、この実現方策 を探るというのが質問の第3点になります。

実現に至らないのは理由があって、それは克服可能な課題なのか。すなわちお金なのか、人なのか、物なのか、あるいはその全部なのか。この辺、町で把握しているのなら、教えていただきたいと思います。

定期観光バスを誘致するのが目的ではなく、目的は、町内への人の滞留ですので、人、物、金をふんだんにかけて、結果はなるようにしかならないというのは、ちょっと違うとは思います。ですが、人による営業努力で展望が開けるなら、その推進方を改めてお願いしたいと思うのです。

町長がトップセールスに行かれるのなら、私も同行するのにやぶさかではありません。どう ぞよろしくお願いいたします。

○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君,登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長(天田富司男君) 柴原議員の質問にお答えします。定期観光バスの路線誘致について ということであります。

誰もが、プレミアム・アウトレットの400万人の来客を、どうしても阿見町の中に、やはり 誘客したいというの、これは、職員もそうですけど、私も大きな望みを持って、この政策をや っていきたいというのが、今の考え方であります。

あみプレミアム・アウトレットの開業に伴い、はとバスを初めとする買い物バスツアーが企画されるようになりました。しかしながら、定期観光バスは、高速道路を駆使し、おいしい食を求めて広域に移動するため、アウトレット以外に立ち寄ることはありませんでした。町では、

県が主催する旅行会社との商談会に参加するなど、予科練平和記念館の売り込みを行いましたが、予科練は余り一般受けしないとのことで、目立った成果は上げられませんでした。

最近になり、映画「永遠の0」の公開を受け、筑波海軍航空隊記念館のある笠間市から当町を回るバスツアーが企画されるようになり、予科練平和記念館や雄翔館への来場者が増加傾向にあります。このようなことから、定期観光バスの広域移動性を考慮しますと、アウトレットにせよ、予科練平和記念館にせよ、特定の目的に特化したツアーにいかに食い込むかが焦点であり、無理に両者を結びつけることは難しい状況であります。

今後の課題としましては、定期観光バスには昼食が用意されることが多いため、阿見ならではの食の提供が上げられます。雪印メグミルクの工場見学とあわせて、できたてのチーズを試食できるようにしたり、道の駅基本計画に対応方策等を盛り込むことにより、これまで以上に、バスツアーの路線を誘致してまいりたいと考えております。

やはり、道の駅等々、総合的に下に誘客するような施策。そして今、来年度予算で、ゼロ戦の等身大のものもつくり上げていったり、サイクリングロードもつくり上がっていったり、また、島津のね、小公園等のやはり泥の入れ替えをして桜を。そして、大室下の7へクタールのあの問題も、非常に前向きな形で今、進んでいますし――霞ヶ浦高等学校のですね、野球場とかサッカー場という、そういうものを駆使しながら、今後、2019年に向けてのセーリングの会場等、そういうことも考えて、なるべく早い時期に、やはり道の駅っていうものもつくり上げていくということも大事なのかなと。それにはやっぱり全てですよね、物、人、金、それがやっぱり合わさらないと難しいんじゃないかなと、そういう努力を積極的に柴原議員にも協力いただきながらやっていきたいと、そう思います。よろしくお願いします。

- ○議長(倉持松雄君) 12番柴原成一君。
- ○12番(柴原成一君) ありがとうございました。行ったか行かなかったということになりますと、商談会には行ったけども、はとバスには直接営業はかけてないということでよろしいんでしょうか。
- ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。 ○生活産業部長(篠﨑慎一君) はい,お答えいたします。これはですね,平成21年度からですね,県の観光物産協会が都内で実施しました商談会がございます。それに市町村ですとか,それから観光業者が参加を呼びかけていただいて,それで参加しているものなんですが,毎回ですね,15社程度の旅行会社が参加されております。JTBですとか,近ツリですとか,名立たる旅行会社なんですが,その中には,過去,はとバスはなかったということですが,そういった中で,予科練平和記念館のですね,そういった売り込みを,商工観光課の人間と,それから予科練平和記念館の担当者が参加したということでございます。

- ○議長(倉持松雄君) 12番柴原成一君。
- ○12番(柴原成一君) それが1つの売り込みだという形という答弁かと思います。

それで、結論から言うと、私は自分1人でも、ちょっと営業に行ってみようかなと、ちょっと思っております。なおかつ、これは阿見町だけの問題でなくて、例えば、今度、どういうふうに周遊させるかということの中で、この前、商工会では、ライトウインズのオープンの説明がありました。そうしましたら、美浦のJRAでは、競馬の調教の見学も受け付けていたりしております。ですから、阿見町単独での周遊ということじゃなくて、近隣市町村との連携をしながら、例えばJAXAの宇宙センターとかね、そういう各市町村と連携をとりながら、はとバスを誘致して、なおかつ阿見町を認知させるという必要性があるんではないかというふうに思います。

ですから、私以外の方も、例えば飯野議員なんかもね、はとバスの話は大分していると思いますので、これを1つのきっかけとして、生活産業部のほうでは、年に何回かそういったものに出席して、営業をかけると、そういう形をとってもらいたいと思います。そういう要望をしまして、私の質問を終わります。よろしくお願いします。

あ、失礼しました。もう1つ。申しわけございません。今回、質問をもう1つつくってあったんですが、ちょっと時期が遅いということで取り消しました。それは何かと言いますと、阿見飛行場が3月いっぱいで閉鎖されてしまいます。ですから、私、まだ周遊遊覧に乗ったことがありません。阿見町内を6分間で2,900円で今月いっぱい乗れます。ですから、これ最後の機会ですから、阿見町内を空から見る最後のチャンスですので、阿見空港のPRではないんですが、これも私ども議員として、空から見て、町はどうなっているのか、そういうのをちょっと、勉強する1つにしたらいいと思います。とりあえず、これはPRになってしまいますが、以上で終わります。

○議長(倉持松雄君) これで12番柴原成一君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長(倉持松雄君) 以上で本日の日程は全て終了しました。 本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後 2時22分散会

第 3 月 5 日]

平成26年第1回阿見町議会定例会会議録(第3号)

平成26年3月5日(第3日)

○出席議員

1番 倉 持 松 雄 君 2番 藤平竜也君 3番 野 口雅弘君 井 義 一 君 4番 永 5番 野 海 隆 君 6番 飯 野 良 治 君 7番 平 岡 博 君 8番 久保谷 充 君 9番 川畑秀慈君 10番 難 波 千香子 君 11番 紙 井 和 美 君 柴 原 成 一 君 12番 浅 野 栄 子 君 13番 14番 藤井孝幸君 16番 吉 田 憲 市 君 17番 佐藤幸明君 18番 実 君 諏訪原

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町 長 天 田 富司男 君 育 長 青 山 壽々子 君 教 総 務 部 長 坪 田 匡 弘 君 原尚彦君 町 民 部 長 篠 保健福祉部長 横田健一君

生活產業部長 慎 一 君 篠 崹 都市整備部長 田 充 新 君 横 教育委員会教育次長 留 美 君 防 川村 忠 男 君 会計管理者兼 宮 本 寬 則 君 会 課 計 長 生活産業部次長 大 野 利 明 君 総 務 課 野 利 長 明 君 飯 企画財政課長 湯 原 幸 徳 君 交通防災課長 石 智 久 君 建 社会福祉課長兼 髙 須 徹 君 福祉センター所長 児童福祉課長 岡 田 稔 君 環境政策課長兼 出 野 栄 君 放射能対策室長 農業振興課長 村 松 利一 君 商工観光課長 鹿志村 浩 行 君 都市施設管理課長 柳生 典 昭 君 学校教育課長 黒 井 寬 君 学校給食センター所長 石 神 和喜 君 生涯学習課長兼 佐藤 吉 君 --- 中央公民館長 指 導 室 長 根 本 正 君 消防本部総務課長 湯 原 清 和君

○議会事務局出席者

 事 務 局 長 青 山 公 雄

 書 記 大 竹 久

平成26年第1回阿見町議会定例会

議事日程第3号

平成26年3月5日 午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

一般質問通告事項一覧

平成26年第1回定例会

一般質問2日目(平成26年3月5日)

発 言 者	質問の趣旨	答	弁	者
1. 浅野 栄子	1. 大雪に対する非常災害対策を問う 2. 選挙の投票率を問う	町町		長長
2. 紙井 和美	 男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針は 町の防災計画にどのように反映されているのか 消費税引き上げに伴う「臨時福祉給付金・臨時特例 給付金」について 	町長町	· · 淮	防長 長
3. 川畑 秀慈	 予科練平和記念館の運営について 地域防災計画について 	教町	育	長長
4. 難波千香子	 地域包括ケアシステムについて 家庭での省エネ推進と町内の産業振興について 待機児童対策について 公共施設の活用で文化・教育のまちづくりの推進を 	町町町教	育	長長長長
5. 飯野 良治	1. 新給食センター稼働後の現状と課題 2. 朽ちるインフラの整備と課題	教町	育	長長

午前10時00分開議

○議長(倉持松雄君) おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を 開きます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御 了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長(倉持松雄君) 日程第1,一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を1時間といたしますので、御協力のほどお願いいたします。

初めに、13番浅野栄子君の一般質問を行います。

13番浅野栄子君の質問を許します。登壇願います。

[13番浅野栄子君登壇]

○13番(浅野栄子君) 皆様,おはようございます。再選された町長様には、町民のために、 そして町のために、よろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

記録的大雪に対する非常災害対策を問う。

天災は忘れたころにやってくる。昔の人が言った言葉です。天災とは、暴風、地震、落雷、洪水など、自然界の変化によって起こる災害と辞書にありました。ここには、積雪――雪という言葉はありませんでした。そして、このように続けてあります。天災は、人々がその恐ろしさを忘れたころに、また襲ってくる。だから、ゆめゆめ油断は禁物。日ごろから、その恐ろしさを肝に銘じて用心を怠るなと。しかし、私たちはまだ、2011年3月11日の東日本大震災を忘れてはおりません。東北地方では、つめ跡がまだ深く残っており、仮設住宅での日々を過ごしている方もたくさんおられます。この大震災に対する防備・防災に関しましては、前議会でも、川畑議員が地域防災計画について、海野議員が地域防災訓練について質問しており、防災意識は浸透していく過程にあると思われます。私もじかに防災の先進地を視察する研修に参加させていただきましたが、その町が本当に真摯に取り組まなければならない理由が、明確にそこにありました。山があり、海があり、いつ災害が起こるかもわからない。そんな地形を持つ町です。住民の方には危機感があります。大雨なら山のがけ崩れ、地震なら高潮・津波、災害の要

素が身近にあるわけです。阿見町はどうでしょうか。大きな山はない、海はない。広々とした大地で、平穏な日々。何の危機感を持つのでしょうか。そこが盲点、弱点なのかもしれません。だから、3.11を思い出すと、あのとき、町は緊急の体制をとり、早急にビニールシートを用意し、土のうを用意し、その対応を必死に行いました。しかし、連絡が行き届かず、ビニールシートが配られていることを知らず、区長さんの対応がおくれた地域では、ビニールシートが不足し、希望枚数はいただけなかったということや、配布を知らず、自分で購入し、大きな出費を嘆く方もいました。屋根が壊れ――あのときは1、672件と言いました。ブロックが倒れ――51件、全壊――1件、液状化が発生し、避難する家族も出ました。被害は大きく、打撃を受けました。東北地方では、未曽有の出来事であったと、そこで想定外という言葉が生まれました。想定外という言葉は当時よく使われましたが、想定外を想定することは大変な想像力を要しますが、やはり考えていただかなければなりません。

今回の大雪。雪は、天災の中に出てこない言葉なので、防災計画の中にも、この言葉はありません。しかし、災害をもたらす天災の1つには違いありません。ぜひ一考をお願いしたいと思うのであります。

20年ぶりの大雪,2月8日,西日本から東日本の広い範囲での降雪でした。水戸は7センチ,つくばは14センチ,我が家の周辺は31センチから2センチ。雪にふなれな町が,大雪への対応という想定外の難題を突きつけられた格好です。極めてまれに発生する大雪に備えて,町が除雪機械や融雪剤など,機材整備をしておくのは,現実的には困難だとは思いますが,どのような対応が必要なのか,町の実情に応じた対応を検討すべきと思われます。

まずは、メインの生活道路の確保、学校関係の通学路や歩道、風水害時の対応とはまた違った側面のある雪です。蓄積され、固まり、容易に解けない。そこに居座り続ける邪魔者は、自然消滅するまで待てません。交通マヒを引き起こし、児童生徒の通学を妨げ、交通事故の心配も懸念されます。農家の方は、雪の重みで倒壊したビニールハウス、農産物のダメージ、農家経営に暗い影を落としています。このようなあり得ないと思われがちな、あり得る雪災害に対しての対応に対して質問いたします。

- 1つ、初動体制は、どのように取り組んだのか。
- 2つ目, 雪害の状況, 検証は, どのように行ったのか。
- 3番目、除雪や融雪のための備蓄や機材整備状況と今回の実施利用。
- 4番目、災害時に行動できる地域と、防災体制のない地域の実情把握。
- 5番目, 単身高齢者への除雪。
- 6番目,通学路の状況把握と通行確保。
- 以上をお聞きしたいと思います。町の対応をお知らせください。

○議長(倉持松雄君) ただいま,8番久保谷充君が出席いたしました。したがいまして,ただいまの出席議員は17名です。

それでは、ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

[町長天田富司男君登壇]

○町長(天田富司男君) 皆さん、おはようございます。

大雪に対する非常災害対策を問う。

1点目の、初動体制の取り組みについてですが、阿見町における雪対策の配置基準は、風水 害と同基準により、災害対策本部設置の有無を判断します。今回の大雪につきましては、気象 状況から判断して、災害対策本部は設置せず、道路管理担当の都市施設管理課による注意配備 体制としました。

具体的には、前日の2月7日に、職員の対応方針を決定するとともに、町内土木業者との調整を行い、除雪や融雪の対策を講じております。

次に、2点目の、雪害状況及びその検証方法についてですが、今回の大雪では、さまざまな施設で被害が発生しました。公共施設においては、複数の施設で進入や駐車ができなくなり、特に、基盤となる道路では、積雪や倒木によって通行が困難となるなど、交通機能が大幅に低下し、日常生活に支障を来す状況となりました。これらの雪害状況の検証ですが、各施設の職員による現地確認や町民からの情報等をもとに、被害状況の把握に努めました。

農作物に関する雪害状況調査については、2つの情報収集体制があります。町の認定農業者の地区役員からの情報提供ルートと茨城県稲敷地域農業改良普及センターの災害情報協力員からの情報提供ルートです。この他、被災された農家の方からも直接情報提供がありますので、これらをもとに被害状況を把握いたしました。

さらに、町職員が普及センター職員と合同で現地に出向き、農業者からの聞き取り調査を実施しながら、被害状況の検証を行ったところです。

次に、3点目の、除雪や融雪のための備蓄や機材整備状況と今回の実施利用についてお答えいたします。

阿見町が積雪対策として備蓄しているのは、融雪剤である塩化カルシウムです。今回の大雪では、700袋の備蓄があった塩化カルシウムを全て使い切り、追加で注文した状況であります。

また、除雪用の機材については、阿見町では保有しておりませんので、町内土木業者に依頼 し、塩化カルシウムの散布とあわせて重機による除雪を実施しました。しかし、除雪が可能な 重機を保有している町内土木業者は少数のため、広範囲にわたる除雪は困難であることから、 交通量の多い幹線道路や通学路等を中心に除雪を実施いたしました。

次に、4点目の、単身高齢者への除雪についてですが、一般家庭同様に、御近所同士の協力

など、地域住民の助け合い、支え合いの中で対応していただいたと伺っております。

次に、5点目の、通学路の状況把握と通行確保についてお答えいたします。

児童生徒の通学時の安全確保ができないおそれがあると判断した今回の大雪や,台風などのときには,校長会とも協議し,臨時休校等の処置をとっております。また,通学路の状況把握については,各学校の教職員が点検を行っております。さらに,今回は,学校教育課でも2班体制でパトロールを行い,都市施設管理課に情報提供を行い,必要な通学路の除雪を連携して行っております。ただ,狭隘な歩道等については,重機での作業が困難でありました。

こうした中,特に積雪の多かった通学路の歩道等については,教職員,学校教育課職員が協力して,手作業による除雪も行っております。

最後に、6点目の、地域自治体の実情把握についてお答えします。

水戸地方気象台発表の平成26年2月8日から9日にかけての大雪に関する茨城県気象速報によりますと、9日午前3時につきまして、つくば市では積雪が最大26センチを記録しました。一方、町内でも、地域により約30センチもの積雪を記録したということですが、町内の積雪状況については、全てを把握できる状況ではありませんでした。また、各地域の除雪作業の状況についても把握できる状況にはありませんでした。しかし、地域によって、自主的に農業機械を使って除雪作業を行っていただいた方がいたとか、地域住民総出で除雪作業を行ったという話は伺っております。

このような有事の際には、住民一人ひとりが災害から自らを守る自助、お互いに助け合う意識と行動の共助という認識を持つことが必要であると考えますので、これからも、自助・共助の取り組みを推進し、議員の皆様の力もぜひお借りしながら、地域防災力の向上を目指してまいりたいと思っております。

特に、自助の場合、本当に地域住民の皆さんに大変御協力をいただき、道路等の除雪等は、 地域住民が熱心にやっていただいたことに、まず心から感謝を申し上げて、私の一般質問での 答弁といたします。

○議長(倉持松雄君) 13番浅野栄子君。

○13番(浅野栄子君) ただいま、除雪に関してですね、町内の土木業者に依頼したとありましたけれども、何件ぐらいの土木業者に依頼したのでしょうか。私は、地域のですね、小学校、これは近くの、これはよいことなので名前を言ってもいいと思うんですけど、協進という工業のね、重機を使って、小学校の道をやってくださったと、こう言ってます。それから、ある方によっては、町内のですね、業者が、もう毎日、毎日、美浦のほうにお願いされて行ってますよという、そういうお話も聞きました。ですから、町内の、そういう重機をお持ちの業者をどれだけ把握して、それをどのようにお話しして、どの順から除雪をしたのか、お願いしま

す。

○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。 ○都市整備部長(横田充新君) お答えいたします。まず、町内の土木業者、依頼したのは7 社でございます。これは直営部隊というか、その人夫を抱えている業者ということで7社の方 にお願いしております。それから、タイヤショベルを持ってる業者が3社ございます。この3 社について、道路の除雪等を行ったということでございます。そのほかの直営部隊を抱えてい る業者につきましては、倒木等、そういうものに対応していただいたと。それから、塩化カル シウム、こういうのを散布していただいたということでございます。

それからですね、あとは、除雪の要望等は、町のほうに入ったものは33件でございまして、 それから、道路の除雪の優先順位といいますか、一気に700キロからの町道を認定してござい ますので、一気にできることではありませんので、前もって予定していました幹線道路から順 次除雪をしていくということで、業者のほうにお願いしまして、除雪をしていただいたという 経緯がございます。

以上です。

- ○議長(倉持松雄君) 13番浅野栄子君。
- ○13番(浅野栄子君) それでは、その7社とタイヤショベルを持っている3社は、雪のときには、このようにお願いしますという継続的というか、そのときに、この雪があったときは、すぐにもう活動できる状態になっておりますか。
- ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。 ○都市整備部長(横田充新君) はい、お答えいたします。この大雪、今朝のニュースでは30年ぶりの大雪だというようなことが載っておりましたが、気象情報、こういうものから、前日の金曜日に、都市施設管理課の職員、道路関係している方でございますが、その職員の配備体制、それから、土木業者に対して連絡をいたしまして、大雪になった際には対応していただきたいということを、前日に調整してございます。

以上です。

- ○議長(倉持松雄君) 13番浅野栄子君。
- ○13番(浅野栄子君) 私,君原が自分の地域ですので,君原小学校に行ってね,その様子を見ました。その前の日に,除雪をしてくださった業者のところに,まだまだ雪がたまっておりますので,今日もね,町のほうには出費をしていただきますのでね,行ってきませんかとお願いしました。そしたら,違う仕事のほうが入っておりますのでね,残念ですけど,申しわけありませんと,こう言われました。ですから,その把握しているというね,地元の業者を把握しているというのは,ちょっと認識が少ないのではないかと思われますけども,その辺はいか

がなんでしょうか。町全体をちゃんと把握していらっしゃるんでしょうか。

- ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。 ○都市整備部長(横田充新君) はい、お答えいたします。先ほど申しましたように、町内業者で、その直営部隊がいる業者、こういうことを把握して、除雪できる機械、ショベルカー等を持っている業者が3社と、それから、直営部隊がいる業者が残りの4社、そういう除雪機械があるところは、もう道路の除雪をしていただくと。それから、直営部隊を抱えてて、除雪機械が特にないという業者につきましては、塩化カルシウム 融雪剤を散布していただいたり、それから倒木等、道路の倒木等を対応していただいたということでございます。
- ○議長(倉持松雄君) 13番浅野栄子君。
- ○13番(浅野栄子君) やはりですね、除雪は、まずですね、幹線道路はもちろんなんですけれども、学校のですね、学校の道路を優先的にお願いしたいと思います。

私、その重機がずっと学校の道、大体 5 メートル――はかってみましたら 5 メートル。ところが、除雪をして雪がたまっていると、1 メートル50ぐらいはだめなんですね。そうすると、この除雪をしたのが歩道のほうに雪が行ってしまっているんですね。歩道は全然使えません。生徒たちは車道を使うことになりますね。その車道は大変危ないというので、保護者が送り迎えをしていたんですよね。これは、この歩道が全然使えないということなのでね。ですから、私は、まず幹線道路も必要なんですが、次は学校の通学路、そして、その歩道ですね。大きな重機だけではなく、小さな重機があるんですよね。そういうものを、今、3 社しか重機ないという、それをですね、レンタルで、そのときにはですね、レンタルで小さな重機もあるんですね。この間、見てきました。あ、これなら歩道が大丈夫だと。町ではですね、業者、もちろんそうなんですけども、レンタル式でね、一斉にお願いしたらどうかなと思うんですけれども、その点はいかがでしょうか。レンタルをするという。

- ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。 ○都市整備部長(横田充新君) はい,お答えいたします。今の土木業者,ほとんど重機を持ってるとこは少なくて,みんなレンタルでございます。今回の大雪につきましては,ほかの土木業者にお願いして,レンタルでやってもらえないかという部分もあったんですが,そのレンタル機器が,この大雪のときには,除雪できるショベルカー,それからグレーダー等が,もう出払っちゃってるということで,実際,持ってる業者で対応していただかざるを得なかったというような経緯がございます。
- ○議長(倉持松雄君) 13番浅野栄子君。
- ○13番(浅野栄子君) その出払ってしまったというところですね、そこが、対応がちょっと遅かったのではないかと思うんですね。もう大雪警報が出た時点でですね、もうレンタル業

者にお願いして、町を早くもとに戻すようにお願いしたいと思います。ですから、大雪警報の出た時点でですね、そのような手配をお願いしたいと思いますが、以後はいかがでしょうか。 〇議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。 〇都市整備部長(横田充新君) はい、お答えいたします。そのレンタル業者の機械の数も限りがありますんで、ほかの市町村等からも随分問い合わせがあって貸し出したというようなことがあるようでございます。御意見を参考に、次回、こういうことがなければよろしいんですが、もしあるようなときには、早目に手配できるような段取りはしていきたいと考えております。

- ○議長(倉持松雄君) 13番浅野栄子君。
- ○13番(浅野栄子君) 今,最初に道路,出ちゃったので,道路言ってますけど,私,南平台のほうに行く機会があるんですね。南平台の歩道,南平台の方が,歩道を自転車ですね,竹来中学校に行く生徒たち,あの南平台のこちらは,森なので,雪がずっと溶けないんですね。8,9,10,11,12,13,でも溶けない。でも,12日ですね。あ,これ生徒たちが大変不便ですというお話を聞いたので,すぐに,竜ヶ崎の工事事務所のほうに──町のほうにお願いしましたら,町では,竜ヶ崎工事事務所に,あそこはね,県道ですので,そちらにお願いします。お願いするように,じゃあ,お話ししますということで,職員の方が大変,優しく対応してくれて,すぐに竜ヶ崎工事事務所にね,電話してくださったんですね。次の日,見ましたら,もう本当にね,その自転車の通学路がね,きれいになっていたんです。これはすばらしいなと,早期にやってくださった,これはすばらしいというふうに思いましたので,やはり,早期にする。もう重機が出払ったとかね,それから,もう予約が入っているではなく,もう警報やそういう事態が出たら,すぐに手を打って,その重機,そういう確保をお願いしたいと思います。それから,今,道路がね,一番困ったというので,道路のお話,先,しましたけれども,今回のこの大雪で,町はどのような被害を受けたのか,お願いします。
- ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。
- ○総務部長(坪田匡弘君) お答えいたします。町有の施設,町が所有している施設に関しましては,被害はございませんでした。それで、農業者の方のハウス等の被害があったということは、今、調査をしているということでございます。

以上です。

- ○13番(浅野栄子君) いやあ、昨日、町長さんがね、被害のことについてお話ししたんですけど……。
- ○議長(倉持松雄君) 13番浅野栄子君。
- ○13番(浅野栄子君) おかしいんじゃないんですか。でね、早急な支援を対策をしなけれ

ばというお話もなさったんですね。ですから、その被害が出た時点で、じゃ、どのような支援 をしていただけるんですかとお聞きしようと思ったんですけれども。

- ○議長(倉持松雄君) 生活産業部長篠﨑慎一君。
- ○生活産業部長(篠﨑慎一君) はい、お答えいたします。月曜日に、町長がですね、この定例議会の冒頭にですね、雪害の被害について、農業施設の被害については御説明されました。その状況をもう一度申し上げますと、被災農家数は25件で、農業用のビニールハウスがですね、102棟、233アールが、ほぼ全壊したということでございます。大半が、水稲の育苗用のハウスですけれども、出荷前のホウレンソウ等についても83アール被害を受けておりますというような、そういったことでございます。これは、その月曜日の段階ですので、その後ですね、1件情報が入りまして、それを今、確認している作業でございます。

この被害状況ですね、今、被害状況に対します支援策ですね、これにつきましては、今、国のほうがですね、全体の把握しておりまして、例えば、そのビニールハウスの撤去については全額補助を出すとか、それから、それの、今度、再設については2分の1等というようなことで、今日の新聞にも出ておりましたが、そういったことで、マスコミのほうには、そういうふうに被害対策については出ておりますが、その詳細については、まだ私どものほうには届いておりません。今、国が全体を把握した中で、そういった支援策を対応しているところですので、それがはっきりとなった段階で対応していきたいと考えております。

- ○議長(倉持松雄君) 13番浅野栄子君。
- \bigcirc 13番(浅野栄子君) 今, おっしゃいましたように, 撤去は補助し, それから, もう一度移設は2分の1, これは町で, これからやっていただける方向なんでしょうか。
- ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠﨑慎一君。
- ○生活産業部長(篠﨑慎一君) 詳細は決定しておりません。マスコミ報道のですね、その情報から今、申し上げました。で、日本農業新聞というような、そういった専門紙がございますが、その中では、ハウスの撤去は負担0というような形で、それから、再建、修繕には2分の1の補助を出すとか、それから、あと、これは、国が2分の1で、その裏については、県も町も出して、そして、出した場合には、7割の特別交付税があるとかという、そういったことは、いろいろマスコミでは報道されてますが、その詳細については、直接国からは、まだ、阿見町に、県を通して町には届いてないということでございます。
- ○議長(倉持松雄君) 13番浅野栄子君。
- ○13番(浅野栄子君) 県がやるからとか何とかではなく、町としてはどのようなお考えなんですか。県が決まってからなんですか。町独自にやるということはないんですか。そしたら前とね……。

- ○議長(倉持松雄君) 生活産業部長篠﨑慎一君。
- ○生活産業部長(篠﨑慎一君) まず、そういった被害状況とかをですね、まず全体を把握して、それから、国・県、そういった支援策も全部、何と言うんですかね、把握した中で、町の支援策というのを決めるべきだと考えておりますので、今、そういった情報等を収集しているところでございます。
- ○議長(倉持松雄君) 13番浅野栄子君。
- ○13番(浅野栄子君) もう,前回の大震災のですね,それのこう,3.11の思いが,またこう浮かんできましたね。あのときは,ほら,霞クリーンセンターのね,4億9,000万の違約金が戻ってきましたね。それでも,屋根の修理や何かやらなかったですよ,町はね。そういうのに考えるとですね,もう本当にね,農家の方たち,それ大変困っておりますのでね,ぜひ,町独自でもですね,やっていただける方向にお願いしたいと思います。

それから、単身高齢者のね、除雪なんですけれども、単身高齢者、阿見町では何人ぐらいい て、どのように除雪をしていただけたのでしょうか。

- ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。 ○保健福祉部長(横田健一君) はい,お答えいたします。町では、平成26年2月末現在で把握しています単身高齢者は530でございます。それにつきましては、今回の除雪につきましては、先ほど町長の答弁にもありましたように、地域の見守りとか支え合いの中で対応していただいたというようなことで、主に民生委員さんたちがですね、やはり、自分たちが持っている受け持ち区の高齢者のお宅等を訪問しながら、雪かきとかそういうものに協力していただいているというようなことでございます。
- ○議長(倉持松雄君) 13番浅野栄子君。
- ○13番(浅野栄子君) 私もね,じゃあ,単身高齢者ってどのぐらいいるのかなって自分でも調べてみました。そしたらですね,平成25年の11月でもですね,平成17年でもですね767人いるんですね。町では,今おっしゃいましたように,自助・共助,そんなふうにおっしゃいましたけど,周りの人たちもおじいちゃん,おばあちゃんなんですよね。自分たちのやるのも大変なのに,自助・共助というのを共有するというのは,ちょっとね,大変なのではないかと思います。

ある方が、見たらですね、おばあちゃんがシャベルのようなもので、本当に、自分の通る道だけを一生懸命やっていた。そういう感動的な場面に出くわしたと、そういう方もいます。私の近くでは、3日間、外に全然出ませんでした。本当に雪がそのまま残っていました。私もやってあげましたけれども、そんなふうにしてね、町では、自助・共助で、はい、やってもらいましたって、そのようなことでは、やっぱりね、一人ひとりの身になってはいないと思うんで

すね。ですから、その単身の高齢者が、あなたのときは、どなたがやっていただけるのかとい うのを把握していただきたいと思うんですけど、その辺はいかがなんでしょうか。

○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。 ○保健福祉部長(横田健一君) はい、お答えいたします。議員おっしゃるとおり、その自 助・共助っていう仕組みづくりですね、こういうものを地域福祉計画の中で取り組んでいく課 題として上がっているところでございます。こういう地域のコミュニティ活動が、こういう社 会情勢の中で増えてきているというようなことがあるものですから,ここでもう一度,地域の コミュニティの再構築というものを目指していかなければならないというようなことで、議員 おっしゃるとおり、単身高齢者の周りもみんな高齢化しているという状況が、それは地域によ っていろいろあると思います。そういう地区として、いろいろな地区の状況があるわけでござ います。ですから、その地区に応じた、そういう地域福祉のあり方、それは単身高齢者にどう いうふうに支援するかっていうのは、そういう地域福祉の中でいろいろ地域の中で話し合って 決めていくようなこと。さらに、その災害に対する支援というのは、前にも取り組んで、災害 時の要援護者の名簿、そういう作成もしております。そういう中で、避難するときには誰が避 難を誘導するのかとか,そういう個別支援プラン等もそういう中で検討していくということに なっておりますので,それぞれの地区の中で,そういう高齢者に対する援護策っていうのを決 めていかなければならないというふうにはなっておるのですが、具体的にその地区でそういう 話し合いが進んでないと。名簿の提出はしていただきましたが,それを実際,どういうふうに 活用していくのかというようなシミュレーション的な、地域によるそういう訓練とか、そうい うものをまた実施してないというような現状もありますので、その辺を今後の、町としても課 題として取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長(倉持松雄君) 13番浅野栄子君。

○13番(浅野栄子君) 私は、町としてね、その単身高齢者だけではなく、今調べましたらね、要介護者、要介護5という、この高齢者もいるんですね。この要介護5、平成16年はね、94人だったんですが、平成21年になると、要介護5の人が113人もいらっしゃるんですね。これもやっぱり、単身高齢者と同じような、大変な、動きできないわけですから、そういう町の高齢化もね、見つめていかなくちゃなんないのかなと思うんですね。

町民に対して、被害者ですか、危機感、そういう持たせる、その前に、私は、執行部の皆さんもそういう危機感をね、もっと持っていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。 〇議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。 〇保健福祉部長(横田健一君) はい、お答えいたします。当然、私たちもそういう危機感は持っているわけで、ですから、そういう地域福祉、そういうものに、これからは力を入れてい かなければならないというふうなことで、いろいろ考えているところでございますが、これは 今回の雪の災害とか、そういうことだけじゃなくて、これからどういう災害が起きるかわかり ませんが、町として、同時多発的に、そういう地震とか、風水害とか、そういうもので発生し た場合には、町は当然、あらゆるところにそういう支援はできない状況にあるっていうことは、 これは誰も理解してくれると思います。そういう中で、本当に、自分の力でまずは自分の命、 生活を守っていただくっていうのが、これは大前提になってくるわけです。その次に、地域の 方たちと助け合いながら、やっぱりしのいでいただくしかないっていうふうな状況になるって いうことは理解していただいていると思います。そういう中で、町がやはり何をすべきかとい うところを、やっぱり取り組んでいかなければならない。確かに一人ひとりに手の届く行政を すれば、これはいいんでしょうが、これまでは、そういうような、福祉のあり方、防災のあり 方っていうのがあったかもしれませんが、これからは、そういう対応では、できないっていう ような状況になってきているということで、地域福祉、そういう中で自助・共助・公助という ような取り組みをしていかなければ、やっぱり支え合いながら守っていかなければならないと いうような考えを、やっぱり皆さんに理解してもらいながら、町としても進めていかなければ ならないというふうに考えております。

○議長(倉持松雄君) 13番浅野栄子君。

○13番(浅野栄子君) 町の、町民の方の自助・共助、それですね、それを意識化させるために、で、先日も、私、10日ですね、全員協議会がありました。そのときにですね、大通りですから、ちゃんと通れましたね。これから、細い道路に入っていましたら、あるところではきちんと除雪がされ、あるところではそのままだったと。そういうところで、やはりその地域のみんなが話し合ってやりましょうと。それは自分たちでやる自助ですよね。ところが、町のですね、自主防災の計画の中にも、自主防災は、ほとんどの地域で既にもう結成されていると。結成されていると言っているんです。しかし、その活動状況には、大変地域によって差がある。みんな、雪かきやりましょうってみんなで言った地域と、全然そういうふうに関係ないと。その各行政区に活動支援を進める、そういうふうな活動支援を進める活動が必要だって、そのようにおっしゃっていますけれども、そういう活動ですね、活動を進めるためには、どのような施策を講じていらっしゃるんでしょうか。

○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長(坪田匡弘君) はい、お答えいたします。3.11の大震災以来ですね、やはり、自助・共助・公助という考え方が大分皆さんも意識が高くなってきたと思います。その中で、自主防災組織のですね、地域防災力の強化をしていかなければいけないということで、自主防災組織の強化を進めているところでございます。阿見町ではですね、支援は、計画的な支援も、

もともとは前からございますけども、防災リーダーの育成とかですね、それから、組織全体で 防災の意識を高めていただくというような研修等を、昨年度から実施を始めているところでご ざいます。

防災リーダーの研修は、全地域でリーダーを育成していただくということで始まっておりまして、今年度は阿見地域の、旧阿見地区の阿見中学校区ですか、の中で、3日間ですか、にわたって、リーダー研修を行って、各地域、数人の方が出席していただいて、意識を高めていただいて、その中で、防災力の強化を図っていただくというようなことでやっておりますし、さらに、今度、防災訓練も予定しております。ここにある地域防災の組織の方が活動できるような訓練も考えているところでございます。

ということで、地域防災力の強化を図っていきたいと考えております。

○議長(倉持松雄君) 13番浅野栄子君。

○13番(浅野栄子君) ありがとうございます。やはり、その意識づけというのは大切だと 思いますので、そういう意識づけをする機会を多く持っていただきたいと思います。

私,防災に対して,町長さんにどんな手紙が……。手紙,来てるんじゃないのかなというお話,ということでね,ちょっと,防災についてのね,意見がありました。地震の指示体系が,誰が全住民に伝達するのか,その手段と画一にとるのが不明確であると。どこに避難すればいいのか,それから,被災した場合のね,そういういろいろな設備または支援,そういうのがわからないと。そういうことが一番基本的なものが,住民のほうからも届いていて,それについては,対策本部を設置して,各報道,エリアメール,ホームページ,そういうのに掲載してという,一般的な回答が行われております。やはり,一人ひとりの身になっていればですね,防災無線も,今度できることになりましたので,やはり周知をさせるというのは一番だと思うんですね。

私,この防災無線というのが、27年度ごろ出ますよね。その防災無線は、筑西市では、防災無線をやっているんですね。この番号をつけると防災無線の案内が出ますよというので、私も一度かけてみました。そうしたらですね、筑西市です。3月2日の時点ですが、5時です。3月2日5時です。こちらは防災筑西です。これから私たちは、私たち小学生の下校時刻になりました。で、下校時刻なので、雪や何かのために、事故にならないように、皆さん、見守ってくださいという、こういう防災メールなんですよね。これは27年度から、町でも今度実施するわけですよね。ですから、そういう面ではですね、皆さんに一斉に周知していただくということではね、今から大変便利になるのではないかと思われます。今、この雪ということでお話ししましたけれども、今、災害の中には雪という言葉は出ておりませんでした。でも、今お話を聞いておりますと、雪というのは風水害と同じような対処をしますよと、そういうお話でした

ので、やはり、初動体制というのは、一番最初に大雪警報が出た時点で、その体制を組む。そして、風水害と同じように、各区長さんには、瞬時にですね、こうこうこういうことですということで、例えば、先ほどの、風水害では融雪剤、そういうものを配りますよと、お話をしていただければですね、区長さんは、すぐにそれをとりに行く。ところが、前回のように、区長さんにそういう連絡がおくれた区長さんは、ビニールシートをですね、分けていることさえ知らなかった。何でみんなもらっているのに、おまえ、何でわかんないんだよって、区長さんが怒られたと、そういうこともあります。ですから、そういうことでですね、皆さんにお知らせすることは早急に。そして、初期体制を厳密にとっていただいて、体制を組んでいただいて、防災に対してですね、やっていただきたいと思います。

やはり、普通では、私たちは考えられない。でも、いろんな面で、心を込めてやっていればですね、やはり、防災は、あれをやっておけばよかったではなくて、やっておいてよかったというほうに持っていっていただきたいと思います。

雪ということで、普通の水とは、そうでなく、長く残っていて、大変不便を感じさせるものですので、これからもですね、今回のあった雪対策に対した以上に、この次は、対策を練っていただいて、速やかな対応をお願いしたいと思います。

では、1問目、以上で終わりにしたいと思います。ありがとうございます。

- ○議長(倉持松雄君) 13番浅野栄子君。
- ○13番(浅野栄子君) それでは、2問目に移らせていただきます。2問目は、選挙の投票率を問うということでございます。

今回,町の将来,方向性を決める重要人物である町長選挙が行われました。大切な選挙であるにもかかわらず,50%に満たない投票率は大変残念であります。2人に1人の投票ということです。当選する方は,やっぱり多くの支持者から得たという達成感,満足感が得られるのではないかと思います。町のトップです。投票率を向上させるなどというのではなく,高い投票を目指すべきだと思うのです。

しかして、この投票率に、どのような対応をされたのかお聞きしたいと思います。

まず、県の選挙管理委員会の啓発事業。この啓発事業をどのように理解して実践したのか。

- 2番目、選挙啓発への取り組みと実践は、どのようにしたのか。
- 3つ目、広報車の巡回は、どのような日程で行われたのか。
- 4番目、若者、選挙の低投票率区域また地域への働きかけをどのように行ったのか。
- 5番目、開票作業の迅速化は図れたのか。
- 以上に御質問いたします。
- ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長(天田富司男君) それでは、選挙の投票率を問うということで、1点目の、県選挙管理委員会の啓発事業の理解と実践についてお答えをいたします。

選挙の啓発事業につきましては、県と町が連携・協力し、相互に補完し合いながら取り組んでいるところであります。町内の小中学生を対象とした、明るい選挙啓発ポスターコンクールへの参加、5年後に有権者となる町内の中学3年生を対象にした啓発事業である「5年未来」への参加など、将来の有権者が、民主主義や政治参加の重要性を学ぶための事業への協力や、国・県の選挙時の統一啓発デーと銘打った町内の大型ショッピングセンターにおける町選挙管理委員会による啓発用品の配布や、投票の呼びかけなど、県選挙管理委員会と連携して実施しているところです。

2点目の,選挙啓発への取り組みと実践についてでありますが,今回の町長選挙では,広報あみや町ホームページ,投票入場券を活用しての期日前投票期間や,投票日等の周知,横断幕,垂れ幕等の,町役場庁舎など4カ所への設置,選挙公報への新聞折り込みによる各戸配布及び町内10カ所への公共施設での配布や,町ホームページへの掲示,ポスター掲示場の公共施設や一般有権者の敷地など,町内123カ所への設置,選挙名や投票日を記載した啓発用品の配布などの取り組みを行っております。

3点目の、広報車の巡回はどのような日程で行われたかについてであります。

これまでは、国・県・町の各選挙において、期日前投票率を投票区ごとに分析し、低投票率 地域を重点的に行ってまいりました。毎回、広報車の騒音等に対する苦情があり、特に、前回 の県知事選挙では、低投票率対策として、集中的に実施したことにより、騒音苦情が相次ぎ問 題となったため、実施を見合わせました。

今後は、平成26年度に設置される防災行政無線の活用や、創意工夫を凝らした候補者の活用などについて検討して参りたいと思います。

4点目の,若者,選挙低投票率地域への働きかけをどのように行ったかについてでありますが,若年層への働きかけにつきましては,過日開催された成人式典に,選挙管理委員長に出席をいただき,今回の町長選挙の投票を呼びかけるなどの啓発を行い,あわせて,選挙制度をわかりやすく解説したガイドブックを新成人に配布いたしました。

さらに,若年層をターゲットとして始めた公募による投票立会人の選任を継続して実施して おります。

低投票率地域への働きかけにつきましては、前回までは広報車を活用しておりましたが、今後は、先進的な取り組みを実践している自治体の事例などを研究し、若者選挙低投票率地域へのさらなる働きかけの強化を図ってまいります。

5点目の、開票時間の迅速化についてであります。

開票事務につきましては、事務従事者説明会を開催し、事前に開票会場の図面や、開票作業の流れ、注意点などを説明し、開票作業に臨んでおります。

また、計数器、投票用紙、読み取り分類機、開票集計システムの導入など、ハード面や開票 台を作業しやすい高さに調整することで、開票事務従事者が運動靴を使用して作業を行うこと、 選別、枚数計算、点検、審査、得票集計等の作業の分業制の導入と連携の強化など、ソフト面 での工夫により、開票作業の迅速化を図っております。

これらの取り組みによって、開票時間の大幅な短縮が図られております。

○議長(倉持松雄君) それでは、ここで暫時休憩いたします。会議の再開は午前11時5分と いたします。

午前10時56分休憩

午前11時05分再開

○議長(倉持松雄君) 休憩前に引き続き会議を開きます。 浅野栄子君の質問を続けます。

○13番(浅野栄子君) はい、御答弁ありがとうございました。1番の、明るいポスター選挙というのはですね、私も見ました。こういう感じですね。ポスターを……。

[「済いません, 聞こえません」と呼ぶ者あり]

○13番 (浅野栄子君) はい。明るい選挙啓発ポスターということで、啓発にどのようなということですのでね、今、お話あったように、投票率の向上の中で、選挙ポスター、これは小学生が描いていると思います。でも、やはり小学生が描くことによってですね、大人への啓発にもつながるということで、当学校でもやっているということで、大変ありがたく思いました。それから、県のですね、啓発事業ということで、幾つか出ましたけれども、アニメのキャラクターを活用したり、御当地アイドルと一緒に、こうね、選挙委員が一緒にみんなに配ったり、または、若者のスマホに投票を呼びかけたり、コンビニのお弁当で投票を呼びかけたり、コンビニのレジの画面で投票を呼びかけたり、または、サッカースタジアムのピッチの看板で呼びかけたりとですね、県のほうでもですね、啓発事業たくさんしているということなんですね。これもやはり、この中でやっていない、アニメのキャラクター、例えば、この阿見でしたら、さくらとピースがそのキャラクターでそこにいますよね。ただ玄関に立っているだけで何もしてないようなんですけども、ああいうキャラクターを、カスミストアとか、そういうところに行かせてですね、その選挙のビラをまくとか、そういうね、キャラクターや町のいろんな――この間は、いちごちゃんとかありましたね。そういうキャラクターを用いての啓発事業は、今後いかがでしょうか。

- ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務課長飯野利明君。
- ○総務課長(飯野利明君) 選挙に関することでございますので、選挙管理委員会の書記長という立場もございますので、私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

今, 浅野議員のほうから, いろいろ御指摘ございました。今ですね, 県のほうの啓発事業ということで, いろいろ御提案というか御報告いただいたわけですけども, キャラクターを活用した広報ということでございます。

町としましても、投票率の向上、これは非常に重要な課題だと思っておりますので、今後ですね、いろいろ選挙の投票率に関しましては、そのときの政治情勢ですとか、天候ですとか、皆様の政治意識ですとか、いろいろな状況が影響してくると思いますけれども、全般的な投票率の向上ということで、そういったキャラクターの活用等も含めてですね、今後は検討はしてまいりたいと思っております。

なるべく多くの皆さんに、大切な1票でございます。皆さんの意見を政治に反映するのが選挙で投票する、これが唯一の手段でございますので、特に若い人たちの投票率が全般的に低い傾向でございます。ですから、自分たちの未来は自分たちの1票で決めていくというような意識の醸成も図りながらですね、いろいろな手法を検討しながら、投票率の向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長(倉持松雄君) 13番浅野栄子君。

○13番(浅野栄子君) その啓発の中で、たくさん今、おっしゃいましたけれどですね、先ほど、町長さんの中にもありましたように、小学生また中学生の授業の中にも取り入れるということで、やはり、県でもね、5年未来の授業ということで、5年未来を通して、高校生ですね、高校生にそういう授業を行うと、そういう授業も行っている。ですから、若者になる前の高校生に対しての授業を行うということも、これは大切かと思うんですね。ですから、もしできたら、霞ヶ浦高校にでもですね、それは呼びかけてもいいのではないかと思われます。この点は、教育のほうになってしまいますので、後でお話をしたいと思います。

それから、その啓発事業の中でですね、広報あみや町のホームページにというお話がありましたけれども、町のホームページやね、それから広報あみに載せても、見ない人は見ないんですよね。ですから、そこで、ホームページに載せましたよ、それから広報あみに載せましたよって言えば、もう啓発事業というか、そういうのが終わったような感じでとられては困るんじゃないかと思うんですね。ですから、そのほかのことでも、もう一度、お話お願いしたいと思いますね。

1つはですね、広報車ですね、選挙広報車。これは、低投票率の地域のほうに行きます。そ の前に、集中実施したので、うるさいと言われたのでやめました。それっておかしいと思うん ですね。じゃあ、低投票率の地域というのはどの辺なんでしょうか。

○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務課長飯野利明君。

○総務課長(飯野利明君) 今回の町長選挙でございますけども、前回と比べまして、投票率なんですけども、全体の有権者数でいきますと、4年前に比べますと、有権者数全体では43人増えてございましたが、そのうち期日前の投票では、約0.35%増えておりましたけれども、当日の投票者が伸び悩みまして、結果といたしまして、町内17の投票所がございますけれども、16の投票所で、前回の町長選挙、平成22年2月21日の執行のときよりも投票率が低下いたしまして、前回より、結果としまして8.2%減の47.34%、人数で前回に比べて3,080人の減となってございます。

御質問の投票区別でございますけれども、今回、町の平均の投票率47.34%を下回ったところがですね、17カ所のうち6カ所、6つの投票所がございました。投票区ごとに申し上げますと、岡崎、それから中郷、曙、本郷、二区、それから島津の投票区で、前回よりもというか、町の今回の47.34%よりも低くなっているという状況でございます。

○議長(倉持松雄君) 13番浅野栄子君。

○13番(浅野栄子君) じゃあ、その低投票率のですね、私も一応調べてみましたね。平成22年2月15日の投票率は55.54%、で、この中でベストスリーを言うとですね、55.54%の中のベストスリー、福田地区71、それから塙地区74、掛馬地区70。そして、やっぱり低投票率は、岡崎49.22ですね。それから二区投票所43.32。

それから、県議会選挙、12月12日、これは42.48%の投票率でした。その中で、これはですね、何だか知らないんですけどね、ホームページのパーセントが出てなかったんですね。だから42.28%という低投票率だけしか、これを計算すればいいんでしょうけど、最後のね、投票率が出ておりませんでしたので、後で載せておいてくださいね。

それから, 平成24年の町議会選挙, 57.33%で, よいのは福田地区70.98, 君島78.04, 塙75.72。悪いのが岡崎47.43, 二区投票区47.82。

衆議院選挙, 58.15%。これもですね, 投票率が書いてございませんでしたので, 投票率までお願いします。

それから、知事選、平成25年、これが28.44%。これもですね、選挙人と、それから投票所が書いてあるんですけど、投票率が出ておりませんでした。

そして、今回の47.35%。そうするとですね、大体悪いのは、今おっしゃいました岡崎、その他にも今でましたけれどね、岡崎、それから二区ですね、岡崎、二区、そういう投票率が低いということがわかっている地域に対して、では、どのような対策をとりましたんでしょうか。〇議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務課長飯野利明君。

○総務課長(飯野利明君) 今回ですね、特に投票率が低い地域を重点的にということではなく、町全体として啓発に取り組んでございます。前回まで、そういう期日前の投票率等を勘案して、低いところを中心にですね、広報車等を回しましたけれども、毎回、今、やはり勤務形態が変わって、夜勤の方がいらっしゃって、広報車が回るたびに、ちょっと昼間眠れないんですとか、小さいお子さんがいらっしゃって、今寝たばかりなのに起きてしまったですとか、いろいろ、メールとかですね、電話等で御意見はいただいているところであります。先ほども町長答弁いたしましたけれども、知事選のときには、やはり投票率の低下が懸念されるということで、重点的にですね、町のほうでも広報車を回させていただきました。その結果、やはり騒音苦情といいますか、そういったものがかなりございました。そういったこともありましたので、今回については、広報車の巡回は見合わせましたけれども、ただ、投票率を向上させるためには、やはり広く周知、啓発をいろんな角度から進めていく必要があると思いますので、この広報車のあり方等についてもですね、いろいろ今後検討しながら、有効な活用、いい方向で何か啓発ができないかなということで考えていきたいと思います。

それから、選挙前の選挙期間に限らず、常時啓発、選挙の有無にかかわらずですね、日ごろから、選挙に対する意識、政治に対する意識を持っていただくような、常時の啓発事業、こういったものにも積極的に、今後は取り組んでまいりたいなというふうに考えております。

○議長(倉持松雄君) 13番浅野栄子君。

○13番(浅野栄子君) それでは、開票事務なんですけれども、昨日、海野議員がですね、阿見町の選挙効果率というんですか、選挙効率は、この茨城県市町村の中でトップであると、トップだというお話を聞きましたね。それから、2012年でも、町村でトップだと、そういうお話で、すばらしい、これはすばらしいと思いますがですね、石井早苗元議員がですね、選挙における開票作業の迅速化と投票率の向上についてと質問しております。その中でですね、その回答の中では、開票集計システムを導入して、集計作業の迅速化を図ります。これは入ったわけですね。それから、投票事務と開票事務の従事者を完全に分けて、長時間勤務による集中力の低下の防止にも取り組んでおります。これがまた入って、その機能のトップになったわけですね、茨城県でね。そのほかですね、阿見町においても、茨城県管理委員会の啓発事業に協力しながら、横断幕、垂れ幕、啓発、広報紙への掲載やポスターの掲示、ティッシュの配布、それからポスター掲示板を早い時期から設置して、皆さんに周知すると、そのように、そして、選挙に関心を持ってもらうことや、投票所のイメージアップなどを図っていきますと、大変すばらしいことがこう書かれております。

やはりですね、広報車がね、回らないということは、やはり1つね、大きな減点になるんじゃないかと思うんですね。呼びかけしなくてもですね、大きな看板で、2月23日は町長選挙が

ありますよと、それを書いて回るだけでも違うのではないかと思うのですが、この辺はどうな のでしょうか。

- ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務課長飯野利明君。
- ○総務課長(飯野利明君) はい、お答えいたします。広報車につきましても、前回の知事選のほうでは、やっぱりキャラクターの声優さんの声でですね、どっちかっつっと、聞いてると、ちょっと甲高いような声というのも、ちょっと苦情の要因にはあったのかなと思います。ですから、広報車やる場合に、やはりやわらかなソフトな声で呼びかけたりですね、先ほど議員おっしゃられたように、看板を設置して回るだけでも効果があるのではないかなという御指摘もいただきましたので、そういったことも加味しながら、広報活動、啓発事業については積極的に取り組んでいきたいと思っております。
- ○議長(倉持松雄君) 13番浅野栄子君。
- ○13番(浅野栄子君) それから、開票の結果なんですが、迅速化は図れたと、そのようにおっしゃいましたね。前回の町議選のときには、9時半が初め、それから10時、10時半と、順次行っておりました。ところがですね、今回は、10時5分を回ったころですね、97.11%ということでね、第1回目の発表が97.11%で発表された。発表するというのとですね、その待っている方たちの思い。発表するだけではないと思うんですね。初めからばーんと、この97%出て、もうだめだって初めに思うというのはね、これはですよ、これはちょっとひどいんじゃないかしら。やはりですね、何でこの9時半からというね……。迅速化は図れたのか。何で10時になってしまったのか。そのところを、じゃあ、お聞きしたいですね。
- ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務課長飯野利明君。
- 〇総務課長(飯野利明君) 今回の町長選挙ですけれども、開票に要した時間、9時が開票開始でございまして、確定したのが10時5分でございましたので、1時間5分かかりました。前回は、平成22年2月21日執行でしたけれども、このときの町長選が、時間がですね、開票確定までに要した時間が1時間48分かかりました。43分の短縮が図れております。

それから、平成25年7月21日執行の参議院議員の通常選挙ですけども、茨城県選挙区で、前回、平成22年の7月11日執行と比べて28分の短縮。それから、比例代表のほうで18分の短縮。

それから、平成25年9月8日執行の茨城県知事選挙では、同じく単独選挙として行われたのがですね、平成13年の9月16日執行の県知事選、これが単独執行で行われております。このときに比べると56分短縮しておりまして、これまでの最短の39分の開票時間ということになってございます。

- ○議長(倉持松雄君) 13番浅野栄子君。
- ○13番(浅野栄子君) やはり、選挙はたくさんの皆さんの意見、思いをこう、ですから、

たくさんの方に選挙していただきたい。先ほどの災害の自助・共助何とか何とかでね、みんなで助け合いましょうじゃないけど、やっぱり、ひとり暮らしの方、それから、介護5度、そういう方にもですね、やはり周りの人が一緒に行きましょうよと、そのように呼びかけるというのもね、必要じゃないかと思うんですね。そういう面ではね、今まで災害のときはそうだけれども、こういうときはって、それとはまた同じようなシステムで行ってもいいんじゃないかと思うんですが、そういうところはどうでしょうか。

- ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務課長飯野利明君。
- ○総務課長(飯野利明君) 投票に関しましては、本当にたくさんの方がですね、投票されるということが重要だと思います。それには、やっぱり考えられるさまざまな方法をとるのが有効であるというふうに考えてございます。あとは、地域の皆さんもお誘い合わせでということで、結構、投票所とか期日前の投票所の状況を見ますと、家族連れですとか、あるいは誘い合わせで来られたりと。特に期日前の投票なんかですと、時間帯によって、かなりばらつきがございます。いっらっしゃるときには、多分、御近所じゃないかなと思われるような方が一斉にいらっしゃって、時間帯的にはちょっと混雑してお待ちをいただいているというような状況もございますので、基本的に、それぞれ皆さん一人ひとりが大切な1票を選挙で行使するということで、意識を持っていただくというのは、非常に大切なことだと思っております。それを御近所の方に呼びかけていただくということも必要だとは思います。そういう面では、一人ひとりの有権者の皆さんに、選挙が非常に大事である、自分たちの未来を責任を持つ大切な1票であるということを認識していただくために、さらなる啓発事業、いろいろな取り組み、先進自治体等の取り組み等も研究しながら、今後、さらなる投票率の向上、こういったものに努めてまいりたいというふうに考えております。
- ○議長(倉持松雄君) 13番浅野栄子君。
- ○13番(浅野栄子君) 選挙の投票率の高い地域ではですね、明るい選挙推進協議会というのを立ち上げてしている地域は、市町村は、大変投票率が高いということだそうですが、明るい選挙推進協議会の、これの発足はいかがでしょうか。
- ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務課長飯野利明君。
- ○総務課長(飯野利明君) 先進のところなんかですと、大学生あたりが中心で、そういった サークルなんかを立ち上げてですね、活動されているようなところも見受けられます。基本的 に、明るい選挙推進運動ということで、これは県の選管とかも協力しながらですね、例えば、 選挙時の啓発のポスターですとか、あるいは成人式のときのパンフレット、ガイドブックの配 布等なんかも実施しているところでございますけれども、あとはやはり、選挙に対して、特に 今回の選挙等も分析しますと、傾向的には、都市化が進んでいる地域ですとか、あるいは年代

別に見ますと、若い方、特に20代の方の投票率が、これは全国的な傾向でございますけども、低いと。若者の政治離れというような状況もあって、全般的な投票率の低下につながっていると思いますので、ここら辺ですね、そういった若者の皆さんの意識を高めていただくために、どのような方法が必要かということについて、今後いろいろ検討はしてまいりたいなというふうに考えております。

- ○議長(倉持松雄君) 13番浅野栄子君。
- ○13番(浅野栄子君) その選挙推進協議会というのの立ち上げというのは、考えておりませんか。
- ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務課長飯野利明君。
- ○総務課長(飯野利明君) 町独自でということでございますかね。はい。さまざまな啓発について、今後いろいろ研究していきたいというふうに考えております。
- ○議長(倉持松雄君) 13番浅野栄子君。
- ○13番(浅野栄子君) やはり、いろいろなことに対して、町の町民がですね、みんなの思いをその1票に届けると、そういうことですので、より多くの皆さんに参加していただきたい。 そのためには、啓発事業、ポスターいろいろなことをですね、していただいて、より投票率を上げていただきたいと思います。要望しておきます。

じゃ、以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(倉持松雄君) これで13番浅野栄子君の質問を終わります。

次に、11番紙井和美君の一般質問を行います。

11番紙井和美君の質問を許します。登壇願います。

[11番紙井和美君登壇]

○11番(紙井和美君) 皆さん、おはようございます。

まずは、天田町長、2期目の再選、まことにおめでとうございます。行政、住民、議員が一丸となって、最高に住みよい、笑顔あふれる町にしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まずは、男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針は町の防災計画にどのように反映 されているのかについてであります。

間もなく東日本大震災から3年、大変に悲惨な出来事は多くの教訓を残しました。その1つに、被災者への物資の提供や避難所の運営などに関して、阪神淡路大震災で問題視されていたにもかかわらず、再び女性の視点が十分に反映されていなかったことが指摘されていました。被災地では、更衣室や授乳室がなく、トイレが男女別になっていないことや、間仕切りがない

ことで,女性や子供が暴力の犯罪被害に遭う例や,女性の下着や生理用品の備蓄物がないなど, 安心できる環境ではないが,我慢をしていたということで,心身の不調が増大いたしました。

そこで、内閣府では、平成25年5月、男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針を策定いたしました。国の指針の基本的な考え方では、女性は防災・復興の主体的な担い手と位置づけ、今まで届かなかった声が反映されるように明記。地方防災会議における女性委員の割合を高めるなども訴えており、今後の防災対策に女性の視点を反映させていくため、積極的に意見を発信していくように促しております。

大事な点は、平常時から、男女共同参画は防災・復興のかなめであり、主体的な担い手として女性を位置づける必要があると明記されたことであります。防災力の向上と復興加速には女性の力が不可欠との認識を政府が示したのであります。具体策で、防災部局への女性職員の登用促進や、地方防災会議や災害対策本部における女性委員の割合増加を求めているのもポイントであります。

なお、指針では、あくまでも地方自治体の自主的な取り組みを推進する観点からつくられた ので、どこまで力を入れるかは地方自治体の判断であります。

そこで、1、防災会議や災害対策本部の女性の登用はどのようになっているか。

- 2,女性消防団の防災に関する役割はどのようになっているか。
- 3, 内閣府の男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針については、阿見町の地域防災計画には、どのように反映されたのか。

以上の点について、町の現状と計画をお伺いいたします。

○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君,登壇願います。

[町長天田富司男君登壇]

○町長(天田富司男君) それでは、紙井議員の、男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針は町の防災計画にどのように反映されているかについてお答えいたします。 2点目の、女性消防団の防災に対する役割については、消防長より答弁をさせていただきます。

まず、1点目の、防災会議や災害対策本部の女性の登用はどのようになっているかについて であります。

現状の防災会議委員数は33名で、そのうち女性の委員は2名、災害対策本部については、本部員数12名で、そのうち女性は1名です。

災害対策本部員については、町の幹部職員等が本部員の職指定になっていることから、防災 担当部署だけでの改善は難しいのですが、防災会議委員については、今後、女性団体や自主防 災組織等で活動している女性に就任していただき、多様な視点を反映した防災対策を実施する ために、積極的に参加していただきたいと考えております。

3点目の、内閣府の男女共同参画の視点からの防災・復興の対応については、阿見町の地域 防災計画にはどのように反映されているのかについてであります。

内閣府が、防災における男女共同参画の指針を示したこと等を踏まえ、防災計画の検討や防 災組織における女性の参加、避難生活や仮設住宅における女性への配慮等を積極的に行うこと を追加しました。

具体的には、避難所の運営の中で、男女共有のスペースだけでなく、男女別のスペースを確保することや、避難所自治組織に男女両方が参画し、役員のうち女性が3割以上参画すること、そして、女性や子供に対する暴力等を予防するため、安全・安心の確保に配慮する等の、男女のニーズの違い等に配慮し、対策に努めることを追加しました。

地域防災計画は、毎年、必要があれば修正を加えていく計画ですので、男女共同参画の視点を取り入れた計画づくりを、今後も推進してまいりたいと考えております。

○議長(倉持松雄君) 次に、消防長川村忠男君、登壇願います。

〔消防長川村忠男君登壇〕

○消防長(川村忠男君) おはようございます。それでは、2点目の、女性消防団の防災に対する役割についてお答えをいたします。

まず、消防団員とは、消防組織法の第9条において、火災及び事故あるいは災害等が発生した際に消防活動を実施する者とうたわれております。消防団員の役割としては、平時にあっては、ふだんはですね、本業を有しながら、消火訓練などを通して技術の修練をするとともに、防火思想の普及・啓発に当たることで災害の予防に努めること、そして、災害時においては、消火、応急手当て、それから水防活動に当たることとなっております。その役割のうち、男性団員が災害時の活動を期待されるのに対しまして、女性団員には、主に火災予防・応急手当て・消防団活動の普及啓発が期待をされております。

町の地域防災計画上、消防団は、地元での災害防御や避難誘導などが主な任務となっており、特にそこには男女の区別はありませんけども、御質問の女性消防団員の役割については、防災教育を主とし、自分で考え、行動し、命を守るをテーマに、町内幼稚園及び保育所、各小学校、それから公共施設等で、防火・防災教室を実施し、防災知識の普及啓発を図り、自助・共助の推進に努めているところであります。

また、女性団員は、防災教育のほか、応急手当普及員及び防災士の資格を取得し、今後の防 災活動に活かすための知識及び技術の向上を図っているところであります。

全国的に消防団員の確保がなかなか難しい中,消防団活動の担い手として重要な役割を果た す女性消防団員について,女性の能力がさらにですね,発揮できるよう,さらなる環境整備を 行っていきたいと考えております。

以上です。

- ○議長(倉持松雄君) 11番紙井和美君。
- ○11番(紙井和美君) 御答弁ありがとうございました。まずは、1回目の再質問ですけれども、防災会議委員のメンバーについて、再度お尋ねいたします。

どのような方を、どのように集めたのか。また、防災会議委員と災害対策本部員のそれぞれ の配置されている女性の方は、どのような方かお尋ねいたします。

- ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。
- ○総務部長(坪田匡弘君) お答えいたします。まず、防災会議委員のメンバーの構成で、どのように集めたかということでございますけども、防災会議条例の中で規定されております委員の方、各方面の防災にかかわる代表の機関の方でございますけども、この条例に定めた委員の方でございまして、それぞれの機関に御依頼をして、選出していただいているということでございます。

それと、それぞれの防災会議と災害対策本部の委員の構成の女性のところでよろしいですか。 女性の方、はい。

まず、防災会議の委員では2名と、今、答弁したとおりでございまして、その2名の方ですけども、教育長と、それと、茨城県の稲敷医師会の会長の方が女性でございます。

それと、町の災害対策本部ですけれども、こちらの委員が1名ということで、これは教育長 でございます。教育長です。

- ○議長(倉持松雄君) 11番紙井和美君。
- ○11番(紙井和美君) ありがとうございました。内閣府の男女共同参画局は、このほど、社会の各分野における政策方針決定過程への女性の参画状況などを調査した結果を発表したんですけれども、この中で、防災会議に女性委員が1人もいない自治体が、調査スタート時の2011年10月では、658自治体の中で291。これは44、2%しかなかったんですけれども、平成12年の災害対策基本法の改正がありまして、その後、女性議員が集まって、いろんな全国に調査をしました。そうしたところ、2013年4月には、防災会議に女性委員がいない都道府県は0というふうになりました。女性委員の割合も平均10.7%というふうに改善したんですけれども、先ほどの答弁では、防災会議の委員が33名中2名ということで、教育長と医師会の方ですかね、で、災害対策本部には、12名中1名ということで、これは比率は余りにも差が開いておりまして、全国平均を下回っております。これは、到底必要とされる情報は、なかなか得ることは難しいんではないかということが懸念されるというふうに思っております。

そこで、防災会議の委員に関して、女性の参画を促すと言ってくださいましたけれども、い

つごろまでに、どのように、何人ぐらい増やしてくださるのかお尋ねいたします。

- ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。
- ○総務部長(坪田匡弘君) はい、お答えいたします。いつごろまでというのは、ちょっと、そういった目標までちょっと申し上げられませんけども、こういった趣旨をですね、内閣府の趣旨、町の考え方も、防災会議委員の各機関の方にお知らせをいたしまして、できるだけ参画していただけるように働きかけはしていきたいと思います。
- ○議長(倉持松雄君) 11番紙井和美君。
- ○11番(紙井和美君) ありがとうございました。ここに男女共同参画の視点からの防災・ 復興の取組指針,概要ですけれども,あります。この中に,基本的な7つの柱というのがあり まして,平常時からの男女共同参画の推進が防災・復興の基盤となるということが1つ。
 - 2番目が、主体的な担い手として女性を位置づけていく。
 - 3番目が、災害から受ける影響を男女の違い等に配慮をしていく。
- 4番目が、男女の人権を尊重し――女性だけじゃなく男性ももちろんなんで、人権を尊重して、安全・安心を確保する。
 - 5番目として、民間と行政の共同により、男女共同参画を推進する。
- 6番目として、男女共同参画センターや、男女共同参画担当部局の役割を位置づけていく。 7番目として、災害時の要援護者への対応とその連携に留意をしていくというふうにあります。

そして、各段階における、必要とされる取り組みの中の事例の、備えと予防の必要性っていうふうな部分があるんですけれども、そこには、先ほど、構成メンバーの話が出ましたけれども、事前の備えと予防に関しての心構えということで、防災担当局の担当職員について、その男女比率を、少なくとも庁内全体の職員の男女比率に近づけるということや、管理職への登用等、女性職員の採用・登用促進に取り組むということで、あと、自主防災計画の作成・修正に際して、女性の参画を拡大していく。そういったことが書かれているんですね。

そこで、災害対策本部について、再度お伺いしますけれども、先月開かれた防災計画の説明会の中で、先ほどの答弁の中でもありましたけれども、災害対策本部員、これに関しては、町の部長など、幹部職員を指定するとの答えがありました。これは、前回の説明会のときですけれども。この指針の中に、事前の備え――先ほど申し上げた事前の備えとして、災害対策基本法第15条第5号の中で、工夫例として載っている部分があるんですね。そこは、女性委員の割合を高めるための工夫例ということで、4つあるんですけども、第1号、第5号、7号、8号っていうふうにあるんですが、1号と5号は、行政の内部の内容です。

まず,第1号は,行政機関の長またはそれの指名する職員というふうにあるんですけど,そ

れを工夫をして、機関の長ではなく、女性の職員を指名するっていうふうな工夫例が出ている んですね。

第5号に関しては、部内の職員のうちから指名する者っていうものを、もう少し工夫をして、職で指名するんではなくって、女性の職員を指名する――これは役職がついてなくてもということなんですね。

7号は、地方公共団体とか、地方の業務を行う地域の方っていうことで、看護協会や助産師会、また社会福祉協議会とか、女性が活躍するところ。

8号に関しては、自主防災組織とか、構成する学識経験者の中から、NPOですとか、女性の研究者ですとか、先ほどもありました医師会の話も出ましたけれども、そういった代表の方を、入るという部分なんですね。ですから、説明会の中でお話があった、幹部職員なので、女性が幹部の中にいないから、それはなかなか難しいんですという、先ほどの答弁の中にも少しあったようですけれども、これは、この指針の中を見ると、工夫できるんではないかなっていうふうに思うんですね。

この指針の――先ほどのは概要ですけれども、復興の取組指針の、これ、詳しい内容のものですが、これの11ページに、災害対策本部の設置という部分があるんですね。その中で、応急対策にかかる政策方針決定の過程における男女共同参画を推進するためには、災害対策本部の構成員に女性の職員を配置することというふうに載っているんです。災害対策本部の構成員としては、女性がつくことの多い男女共同参画担当の長や女性保健師の代表の方、また保育所長さん等を指名することも考えられるという部分。あと、災害対策本部の事務局を担う担当部局の職員に、女性職員を配置することというふうにあるんですね。

まあ、当町で、もしそういった条例があったりするのであれば、本部の条例があるんであれば、条例の改正を図って、まず、災害対策本部員にも、女性職員の登用を増やすべきではないかということがまず1点。

2点目が、交通防災課に女性の正職員を配置できないか。今、臨時職員が何人かいてくださっているんですけれども、正職員を配置できないかという、この2点についてお伺いします。 ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長(坪田匡弘君) はい、お答えいたします。まず、2番目の、交通防災課のほうに 女性の正職員を配置できないかということなんですけども、既に来年の人事、26年4月からの 人事に関しまして、町長のほうから指示受けてますので、今、検討している段階でございます。 将来的には、できれば、私の希望ですけども、女性管理職が防災担当できればいいなって、考 えております。

それと、災害対策本部のほうの女性の方の参画ということですけども、今、いろいろ、こう

した方がいいんじゃないかというのを、災害対策基本法とかですね、そういった考え方の御指摘いただきましたので、その中でできるものをこれから検討していきたいというふうに、検討して参画できるようにしていきたいというふうに考えております。

- ○議長(倉持松雄君) 11番紙井和美君。
- ○11番(紙井和美君) 2番目の,交通防災課に女性の正職員,これ,すぐ実現するという話ですので,非常にうれしく思っております。どうか力を発揮していただいて,ほかのことで,課と連携をしながら,密にとりながら,やっていただければ,ありがたいなっていうふうに思います。

次に、女性の消防団について、再度お聞きしたいと思うんですけれども、地域住民の安心と安全の確保に大きな役割を果たす消防団なんですが、会社勤めの人とか、そういった方が増える中で、年々減少傾向にある一方で、女性消防団に関しては増加しておりまして、平成25年4月現在では、全国で 2π 1,000人で、県内では507人です。

そこで、当町の女性消防団の結成の時期とその人数と推移。

2つ目が、非常勤特別職である女性消防団の手当についてお尋ねいたします。

- ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。消防本部総務課長湯原清和 君。
- ○消防本部総務課長(湯原清和君) それでは、議員の御質問にお答えいたします。女性消防団員結成の時期ですけれども、平成16年に22名で結成されました。それで、その後の団員数の推移ですが、最高で平成19年27名、その後、減りまして、現在は10名で活動しております。団員数減少しました理由につきましては、当初、東京医科大学看護学校の学生さんが大量に入ってくれまして、それで団員数増えたんですけれども、やはり、看護学生、実習等多くて、団活動出られないということで、徐々に減少いたしまして、現在は10名で活動しております。

あと、団員の手当等ですけれども、女性団員最高階級が部長となっております。部長が年額3万8,100円、班長が2万5,200円、団員が1万と400円。これは男性団員と全く変わりありません。費用弁償が支給されますけれども、費用弁償につきましては、災害出動が日額2,500円、警戒訓練等で2,000円、会議等で700円――これ日額となっております。

以上です。

- ○議長(倉持松雄君) 11番紙井和美君。
- ○11番(紙井和美君) 平成19年, せっかく27名にも増えたんですけれども, 減少傾向ということで, これは残念だなっていうふうに思いますけれども, また新たに団員を増やす手だてっていうのを考えていかなくてはいけないなっていうふうに思うんですけれどもね, せめて, 15分団ありますよね, 15分団の中で, 3人から, ま, 5人はちょっと多いですけど, 3人ぐら

いまでは、まずスタートさせていただくと45人になっちゃいますけどね。 4倍ぐらいになっちゃいますけどね。でも、各分団の中に女性がいるといないのでは、今10人ですから、各分団には1人もいない分団があるということなんですね。やっぱり1人ではね、ちょっとなかなか思った活動もできないですし。例えば、地域を回るなんていうときにも、1人ではやはり難しいので、そういったことから、各分団の方にも声をかけていただいて、女性消防団、うちの団で増やしましょうっていうようなイメージを、ちょっとつけていただくと、またこれも違うのかなっていうふうに……。女性消防団って、何かちょっと、すごく特別なもののような、一般の人から見ると、そういうような感覚がありますので、みんな気軽に地域のために入ってくださいよっていうことで、声をかけていただくといいんではないかなっていうふうに思うんですね。そういったことから、団員の増加に関する手だては、何かなさっているのかどうか。私も消防庁のホームページに、見たんですけども、消防団員確保アドバイザー派遣依頼書なんていうのがありまして、これを記入して申請するんですね。そうすると、消防団の団員を確保するアドバイスを受けられるっていうの、これちょっとダウンロードしたんですけれども、こういったものもありますけれど、何かそういった、団員を増強する、増やす手だてをやってるかどうかお尋ねします。

○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。消防本部総務課長湯原清和 君。

○消防本部総務課長(湯原清和君) はい,お答えいたします。実は,その団員確保アドバイザー,実はうちの消防団長と山本みゆき団員がアドバイザーとなっております。それで減っているんですけども……。うちの消防団の活動としましては,現在,県立医療大学,あそこの学生の勧誘を今,主力で行っております。看護学生と違いまして,医療大学生,結構,時間とれますので,医療大学生の確保と,あと,各分団長さんにもお願いいたしまして,各分団地域内での勧誘活動も行っていただいております。あと,できましたら,役場職員も加入していただけると,非常に助かりますので,その辺でよろしくお願いいたします。

○議長(倉持松雄君) 11番紙井和美君。

○11番(紙井和美君) そうですか。アドバイザーの方、2人いらっしゃるわけですね。ただ、もちろん能力あるんでしょうけれども、よそのところから来て、うちの町を見てもらうっていうほうが、違う視点から見れるっていうのもあって、逆にこちらの団長さんたちは別のところに行ってアドバイスするっていう、そういった交換しながらやっていくっていう考えもあるので、地域の中だけではなく、違うところにいろいろ派遣をしながら、また違った角度からのアドバイスをいただければいいんではないかなというふうに思っております。

平成13年に、私も一般質問させていただきまして、女性消防団の必要性を訴えて一般質問し

たんですけれども、女性の細やかな特性を活かして、ひとり暮らしのお年寄りですとか、あと防災の点検ですとか、あと防災の啓発ですとか、先ほどもちょっとお話ありましたけれども、してはどうかというふうに提案をさせていただいたことがあります。その中で、現在の女性消防団の役割の中に、先ほどお聞きした中では、防災教育の実施というふうにありましたけれども、内容と回数、どなたを対象に——保育所とかいろんなお話出ましたが、どなたを対象に、そしてどのような効果があったかお尋ねいたします。

○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。消防本部総務課長湯原清和 君。

○消防本部総務課長(湯原清和君) はい,御質問にお答えいたします。女性隊員が現在実施しております防火防災教室ですけれども、こちら、アメリカ式の教育ということで、うちの女性団員の幹部が日本消防協会のほうで研修を受けた際に初めて耳にしたというものを行っているものであります。日本式の防災教育といいますと、危ないから近づくなというようなのが主力になっているんですけれども、アメリカ式というのは、もし衣服に火がついた場合、それから火災に巻き込まれた場合、それから脱出方法と、それから地震が来た場合はどうしようというような内容でやっております。

実施いたしておりますのが、町内の小学校、それから幼稚園、児童館等で実施しております。 ちなみに、今年度平成25年度ですけれども、6回実施しております。小学校4校、保育園等2 校で実施いたしました。

以上です。

○議長(倉持松雄君) 11番紙井和美君。

○11番(紙井和美君) ありがとうございました。お子さん対象ですけれども、高齢者の対象っていうのもやっていただきたいなっていうふうに思いますのでね、そういったことも考慮していただきたいと思います。成人部会ですとか、高齢者の部会ですとか、そういったところに入っていくというのも必要なことではないかと思っております。何にせよ、ちょっと人数が少なくなったということもありまして、そういったことから、先ほども申し上げましたように、各課が連携して、それぞれの防災担当の人たちが連携していくといいんではないかというふうに――この指針の中にも、女性消防団の十分な活用ということで、訓練を受けた女性消防団ですから、そういった女性消防団と一緒にやっていくということ、盛り込まれておりますけれども、女性消防団と男女共同参画室が連携して、先ほども、交通防災課に女性の方っていうふうにお聞きしたので、そちらからも一緒に連携をしながら動いていくと、人員も増えて、啓発活動とか訓練とか、また、災害が起きたとき、そのときに初動体制に、すごくいい影響が出るんではないかなっていうふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

- ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民部長篠原尚彦君。
- ○町民部長(篠原尚彦君) ただいまの質問にお答えします。男女共同参画推進室のほうの立場から申し上げますので、そのほか、もし不足があれば、関連する部署の方、職員のほうからもコメントするようにするといいかと思うんですけども、男女共同参画の立場からでは、今も、今までも取り組んできている実績もありますけれども、さらに連携を深めて、より効果的な事業が取り組めるよう、一生懸命頑張っていきたいと思います。

以上です。

- ○11番(紙井和美君) 関連するところ, どうぞ。
- ○議長(倉持松雄君) 11番紙井和美君。
- ○11番(紙井和美君) もぞもぞしている間に、ちょっと……。男女共同参画室、これ本当 にね、すごく活躍してくださっているんですね。女性の方、室長さんですけど、湯原和子さん。 いろんな女性団体と協力し合いながら、出前講座っていうのをやっています。先ほどの話です けれども。女性消防団でやっていたようなことを、こちらでもやってらっしゃるんですが、東 日本大震災の避難所に関する問題点ということで、これ、男女共同参画室で、この分厚い―― もっと本当は分厚いんですけど、この分厚い内容のものを簡略化して、皆さんにわかるように、 こういうときにはこうしたらいいですよっていうようなことをつくって,出前講座をしてます。 あと、防災ノートっていうのも、これも男女共同参画室で独自につくりまして、これを出前講 座のときに、皆さん、これ1家に1枚持っていて、書き込んで、わかるところに張っておきま しょうっていうような感じでつくっていらっしゃいます。これも、1つの室でだけやるんじゃ なくって、全部連携したら、あ、うちはそれできるよ、私はこれできるよっていうふうなこと ができるんではないかというふうに思いますので、今後、そういった検討を、参画室を中心と して、関連するところで連携をとっていただきたいなっていうふうに思うので、お願いします。 静岡県,ちょっと例にとって,一度見ていただけたらいいと思うんですけれども,本当に防 災体制づくりに、この男女共同参画に関しての体制づくり、これ非常にわかりやすく、一番わ かりやすかったですね。こういうのも、ちょっと参考にしていただいて、つくっていただくと いいかなっていうふうに思いますので、そういうことにたけた課が請け負ったりしながら、ぜ ひ、つくっていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。
- ○議長(倉持松雄君) 町民部長篠原尚彦君。
- ○町民部長(篠原尚彦君) 先ほどの答弁,ちょっと不十分だったかと思いますんで,少し補足をさせていただきたいと思いますが,1つは,男女共同参画の立場からの女性消防団との連携という面ですけれども,今,男女共同のほうでは,推進会議とか検討部会のほうの活動をいただいている皆さんが中心になって,出前講座という形で,いろいろ取り組みをしています。

その中で、防災に関することも扱っていると、啓発していると。今、その男女共同のほうの委員さんだけでやっているものを、今後、女性消防団の団員の方と連携をして、さらに充実した取り組みにしていきたいっていうことが、1つ、今、考えていることがあります。

それから、今度、交通防災課のほうに女性職員が配置されればですね、されなくても、連携はしていく必要ありますけれども、女性職員のほうと、さらに連携をとりながら、防災に関する取り組みを進めていければというふうに考えているところです。

以上です。

○議長(倉持松雄君) 11番紙井和美君。

○11番(紙井和美君) ありがとうございます。こういったことで、全てにあるグループ、 団体、団、室、全部が活性化して、楽しく動けるようにしていただければいいなっていうふう に願っております。

そこでですね、この指針の中に、男女共同参画に関して、センターが平常時から行っている相談事業とか、情報提供事業とか、広報啓発事業とか、そういったことを、センターを中心に回っている。で、センターが設置されているところは、非常に活発な動きをされているということなんですね。国では、平成26年度の予算の中に、地域防災における男女共同参画の推進事業として、女性参画センターなどが中心となって、モデル的な取り組みを実施して、効果や課題を明らかにするという、今回、平成26年度の予算の新規事業の中で、国からおりてくる話なんですが、これもアンテナを張っていただいて、新規事業で3、100万円なんですね。例えばですね、ここの阿見町に該当するとしましたら、運営マニュアル啓発資料の作成ですとか、女性が中心となった訓練の実施ですとか、地域住民への啓発ですとか、これ、今現在やろうとしている、またあるいは今までやってきた出前講座なんかやっていたということを宣伝していただいて、こういった新規事業の補助なんかも受けていただくと、また大きく変わってくるんではないかなっていうふうに思うんですね。

そこで、最後になるんですけれども、防災に関しては、各課、先ほど申し上げてますように、連携が本当に不可欠になってきます。全国でも女性がかかわることに関しては、男女共同参画などの窓口が中心となって統括をしています。中でも、その核となるのは、やっぱり女性センターなんですね。私も平成12年の12月議会、また13年の議会、それから四、五回、一般質問で、センター、センター、センター、センター、センター、をからでする。 番目にてますが、浅野議員も女性センターをっていう質問されておりましたけれども、毎回、今、場所を探して検討中ですという、前向きではありますけれども、なかなか進まないお答えをいただいておりまして、そういったことから、センターを拠点としている全国の地域は、本当に生き生きしているという例が、ここにもありますけれども、大分県の臼杵市なんかは、日本防災士機構によりますと、女性防災士だけの連

絡協議会をつくっていると。あとは、長野県の上田市というところは、総合防災訓練の中で、女性に配慮した避難所の運営の訓練をしているとか。先ほどの静岡県のところも、市町村の指針となる男女共同参画の視点からの手引書なんかも、いいのがつくっているんですけれども、そういったことで、センターに関する、これ12月にも質問させていただきましたが、進捗状況、どうなっているか、お尋ねしたいんで、よろしくお願いします。

- ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民部長篠原尚彦君。
- ○町民部長(篠原尚彦君) お答えします。今、御指摘がありまして、いつもいつも検討しているで、先へ進んでないという御指摘をいただきまして、大変心苦しく思います。今まで、町の施設の中で何とかスペースを確保したいということで、いろいろ検討してきたわけなんですけども、なかなか実現には至っていないという状況です。

ちょっと視点を変えて、今まではある程度のスペースを考えて対応してきたんですけども、 なかなか難しいところがあるので、まずは設置をすることに主眼を置いて、多少手狭ではあっ ても、何とかスペース、できれば役場庁舎の中の、まあ、ちょっとは狭くても、スペースが確 保できればというようなことで、そういう方向で、ちょっと検討はしていきたいなあというふ うに考えています。

いつごろになるかということに関しては、ちょっと今ここで、いつっていうわけには、なかなかお答えできないので、その辺については、ちょっと御理解をいただけたらというふうに思います。

以上です。

- ○議長(倉持松雄君) 町長天田富司男君。
- ○町長(天田富司男君) 男女共同参画の、本当に皆さん一生懸命やられてて、悲願だと思うんですよね、女性センターっていうのはね。やっぱり早いうちにやりたい、また、交通防災課のほうにも、やっぱり女性職員をっていうのが、やはり女性の視点で防災っていうものを考えていかないといけない。おトイレだ何だって、いろいろなお話がありました。生理用品もそうですよね。そういう面では、やはりそういう一番のもとになるセンターをどうするかっていうのは、やっぱり、もう大事な視点になってきているなと。10年も10何年もこれを放置しといたっていうことも、なかなか難しい視点があったんで放置しといたっていうことでしょうけど、今後、やはり積極的な形でね、まあ、できるだけ早い時期に、そういう場所を見つけて、そういう処置をしていきたいなっていうのが、私もその考えで、町民部長とも、この間ちょっとお話はしたとこなんです。前向きな形でね、どういう場所が本当にあるのかっていうこと。ただ広ければいいんじゃなくてね、まず設置して、それが活動ができるっていう、そういうふうなことで、やっぱり考えていかないと、今後またね、少しずつ大きくしていくっていうことは可

能なわけだから。そうじゃないと、一歩踏み出せないと思うんですよね。一歩踏み出すためには、場所はこんな大きいんじゃなきゃだめだよっていうんじゃなくてね。まあ、何とかそういう形で進めていきたいなという思いはしてますので、そこら辺でよろしくお願いしたいと思います。

- ○議長(倉持松雄君) 11番紙井和美君。
- \bigcirc 11番(紙井和美君) ありがとうございます。町長,できれば早くって,私,今言おうとしたら,先に言ってくださったんですけれども,この際,本当に,最初はちっちゃいところでいいんです。とにかく,あるということからスタートして,それが先決なんですね。そこから拠点として動くので,今は男女共同参画で動いてらっしゃる女性のボランティアの皆さんは,自腹切っても何でも,一生懸命やっていきたいという,楽しくやっていらっしゃるんですよ。こういうことって,なかなかほかの市町村でも,そうあることではないんですね。だから,こういう機運を,どうか上昇気流に乗りながら,とにかく場所の確保。できる限り早くとありましたけれども,1年とか2年とか3年,4年とか,どのあたりまでなのか,もう一回,お願いします。
- ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。
- ○町長(天田富司男君) できるだけ早くっていうことは、1年以内っていう思いで、やっぱりこれは取り組まないと、26年度以内の中で取り組んでいきたいなっていうのは、私の考えであります。
- ○議長(倉持松雄君) 11番紙井和美君。
- ○11番(紙井和美君) ありがとうございます。ようやくお答えいただいたので、非常に期待を持って、その言葉を信じて、今日、傍聴にも来てらっしゃいますけど、女性行政に携わる皆さん、本当に励みに頑張ってくださるんではないかなっていうふうに思います。

女性が明るくいるところは、本当に発展していく、地域が発展していくということです。そういったことで、これからも、この男女共同参画といいましても、男性に対しても、すごく配慮をした内容がたくさん盛り込まれているんですね。やっぱり、男性っていうのは、自分が一手に引き受けて、この地域を何とかしなくちゃっていう、すごいプレッシャーがあるので、それに押しつぶされるっていうこともあります。そういったことの考慮もしなくちゃいけないんです。そういったことで、女性が元気であれば、そこまで全部フォローできるんではないかというふうに考えていますので、今後とも、先ほどのお話のように、センターを中心にいろんな活動がやっていければというふうに思っておりますので、以上をもちまして、私の一般質問とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長(倉持松雄君) それでは、ここで暫時休憩いたします。会議の再開は1時20分といた

します。

午後 0時19分休憩

午後 1時21分再開

○議長(倉持松雄君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。 紙井議員の質問を続けます。 2 問目に入ってください。 11番紙井和美君。

○11番(紙井和美君) それでは、午前中に引き続き、続いて2問目の質問をさせていただきます。

消費税引き上げに伴う臨時福祉給付金・臨時特例給付金についてお伺いいたします。

今年4月から、消費税率が引き上げられるのに伴い、影響が大きい家庭への負担軽減策として、住民税非課税世帯には臨時福祉給付金、児童手当支給世帯・子育て世帯には臨時特例給付金が支給されます。老齢基礎年金や障害基礎年金、遺族基礎年金、ひとり親家庭に対する支援策である児童扶養手当の受給者らには、1人につき5,000円が上乗せされます。住民税の非課税限度額は、市町村や扶養親族の有無などによって異なります。また、配偶者による暴力・DVで、夫婦のどちらかが住民票を移さずに子供を連れて他の区、市町村に避難している場合は、加害者ではなく被害者側に支給されます。子育て世帯臨時特例給付金については、児童手当の振込先が被害者側になっていれば、給付申請手続のほかには別途手続を行う必要はありません。DV被害の場合、臨時福祉給付金についても、被害者がDVにより避難していることを、今住んでいる区、市町村に事前申出期間の2月28日までに届ければ、被害者住んでいる区、市町村から被害者に給付金が支払われるとあります。ただし、給付申請手続とは別に自治体に申し出る必要があります。

当町の取り組みについてお伺いします。

- ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。
- ○町長(天田富司男君) それでは、消費税引き上げに伴う臨時福祉給付金・臨時特例給付金 についてお答えいたします。

まず、臨時福祉給付金・臨時特例給付金の概要について御説明をいたします。

臨時福祉給付金は、平成26年4月から消費税が8%に引き上げられることに伴い、所得の低い方々への負担の影響を鑑み、暫定的・臨時的な措置として支給を行うものであります。

支給対象者は、平成26年1月1日を基準日とし、平成26年度分市町村民税均等割が課税されていないものが対象です。ただし、扶養している方が課税される場合や、生活保護制度の被保護者となっている場合などは対象外となります。

給付額は、給付対象者1名につき1万円で、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族年金、児童 扶養手当、特別障害者手当等の受給者には5,000円が加算されます。

当町の支給対象者数は1万2,500人程度で, うち加算対象者数は3,500人程度と見込んでおります。

臨時特例給付金は、名称を「子育て世帯臨時特例給付金」といい、児童手当受給世帯へ支給 されるものです。これも、消費税の引き上げに際し、子育て世帯への影響を勘案するとともに、 子育て世帯の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置を行うものであります。児童手当の上 乗せではなく、臨時福祉給付金と類似の給付金として支給するものです。

支給対象者は、平成26年1月1日を基準日とし、平成26年1月分の児童手当の受給者で、その前年の所得が児童手当の所得制限額に満たない者が対象となり、給付額は、児童1人につき 1万円となります。

当町の給付支給対象世帯は3,700世帯,支給対象児童数は6,200人程度と見込んでおります。 御質問にあります,配偶者によるDV被害者の取り扱いについてお答えいたします。

基準日までに阿見町に住民票を移している者については、他の申請者と同様、住民票が所在する阿見町から臨時福祉給付金または子育て世帯臨時特例給付金を支給いたします。事情により阿見町に避難しているが、基準日時点で住民登録を阿見町に移すことができていない方は、阿見町に事前申出書を提出することで、阿見町から臨時福祉給付金を受けることができます。

国では、原則として、事前申出期間を平成26年2月10日から2月28日までと設定していますが、期限を経過してからも随時受け付けをし、関係都道府県を通して、市町村間で連絡調整を行いながら対応してまいります。また、役場内においても、関係する町民活動推進課や児童福祉課、社会福祉課等の連携を密にしながら対応してまいりたいと考えております。

- ○議長(倉持松雄君) 11番紙井和美君。
- ○11番(紙井和美君) ありがとうございました。3,700世帯,子供さんが6,200人ということですけれども、今までどれぐらいの方が申請に見えているでしょうか。
- ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。
- ○保健福祉部長(横田健一君) はい、お答えいたします。この給付につきましては、これから予算措置をしまして、申請の受け付けをするということですので、まだ申請を受け付けるという段階にはなっておりません。
- ○議長(倉持松雄君) 11番紙井和美君。
- ○11番(紙井和美君) それでは、周知徹底の要旨、また、そういった申し出が必要ですよっていう場合には、広報で知らせる以外には、何かありますでしょうか。

あと、DVの場合、そういう方がそこまで意識が回らないんですけれども、そういった方々

への,こういう特例措置もありますよっていうことの周知は,どのようにしてるか教えてください。

- ○議長(倉持松雄君) 保健福祉部長横田健一君。
- ○保健福祉部長(横田健一君) この今回の給付の手続につきましては、今議会が終了します 18日に、また改めて全員協議会のほうで説明をさせていただく予定ということでございますが、 今のところですね、周知につきましては、町広報・ホームページ等では、4月から5月の全戸 配布を予定しております。5月に配布予定の6月号というようなことで予定をしております。

DV関係につきましては、町民活動推進課のほうと連携をとりまして、今のところ、そういうことに該当するものが2件で7名おるというような状況でございますので、そういう方に直接連絡を差し上げるというようなことで考えております。

- ○議長(倉持松雄君) 11番紙井和美君。
- ○11番(紙井和美君) ありがとうございました。申告漏れがないように、よく徹底していただきたいことと、DVの方にもよく配慮していただきたいというふうに思います。

簡単ですけれども、以上をもちまして、一般質問終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(倉持松雄君) これで、11番紙井和美君の質問を終わります。

次に、9番川畑秀慈君の一般質問を行います。

9番川畑秀慈君の質問を許します。登壇願います。

[9番川畑秀慈君登壇]

○9番(川畑秀慈君) 皆様,こんにちは。それでは,通告に従い,質問をさせていただきます。

世界平和の構造は、1人の人間や1つの政党や1つの国家だけでつくり上げられるものでは、決してありません。それはあくまで全世界の協力的な努力の結果としてのみ成し遂げられるものであります。これは国連の生みの親の1人で、その名づけ親でもあったフランクリン・ルーズベルト大統領が、1945年3月、アメリカ連邦議会の演説で語った言葉であります。彼は、自身が夢見た世界平和のための国際機関の誕生を見ることなく、その翌月、国連憲章採択のためのサンフランシスコ会議が開幕する直前に逝去しました。その壮大な理想を受け継ぐかのように、世界50カ国の代表が勇み集った会議では、戦争と悲惨の流転史と決別し、平和な世界を断固として建設し行くのだとの熱気に包まれておりました。当時、会議それ自体がよりよく未来への人類の長い前進の里程標と形容されたほど、世界は国連創設という夢に熱い期待を寄せてやまなかったのであります。

2カ月にわたる討議を経て採択された国連憲章は、1つの大いなる誓いが結実したものとな

りました。我らの一生のうちに二度まで言語に絶する悲哀を人類に与えた戦争の惨害から将来 の世代を救い等,前文にうたわれたこの誓いは,単なる過去の反省にとどまりません。それは, 何よりも,未来の世代に対する崇高な責任感に貫かれたものだったのであります。

さて、日本では、この1945年に何があったのか。1945年は、1931年に起きた満州事変からシナ事変へ、そして太平洋戦争まで15年間ずっと戦争を行ってきたことに対して終止符を打った年であります。歴史の専門家は、この一連の戦争を15年戦争またはアジア太平洋戦争と言っております。

阿見町においても、1930年昭和5年に、横須賀につくられた予科練が、1939年昭和14年に阿見町に移転、14歳半から17歳までの少年を全国から試験で選抜し、1945年の終戦まで15年間で24万人が入隊し、2万4,000人が戦地に赴き、中には、特別攻撃隊として出撃したものも多く、戦死者は8割の1万9,000人にも及びました。この戦争では、日本人の犠牲者は300万人と言われております。その中、ポツダム宣言の受諾をおくらせたために、1発の原爆で、広島で14万人、長崎で7万人が一瞬で亡くなりました。また、沖縄では、地上戦で県民の3分の1の人が殺されました。そして、アジアでは、日本軍による犠牲者は、正確にわからず、数千万人と言われています。

阿見町では、戦後、1945年から65年後の2010年平成22年2月に、予科練の歴史や阿見町の戦史記録を風化させることのないように、平和の大切さ、命の大切さを学ぶ場として、予科練平和記念館をつくったとされています。しかし、現在の日本を取り巻く状況はどうなっているのか。中国を初め、韓国、朝鮮、アジア諸国、アメリカと、歴史認識の相違から、外交も不安定になってきてます。幸せな生活の基盤は、まず平和であること。戦争のない平和な社会でなければ、絶対にいけないと思います。

そこで、質問をさせていただきます。

予科練平和記念館の運営について, 1点目, 予科練平和記念館の今後の運営計画は。

2点目, 予科練平和記念館の果たす役割, 目的は何か。

まず、この2点をお伺いいたします。

○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君,登壇願います。

[教育長青山壽々子君登壇]

○教育長(青山壽々子君) 川畑議員の,予科練平和記念館の運営について,まず1点目の, 予科練平和記念館の今後の運営計画についてお答えします。

今後も,阿見町生涯学習推進計画に基づき,常設展示の充実を図るとともに,特別展を開催 し,地域における平和教育,文化の向上を目指して運営してまいります。 また、出前授業、平和をテーマにした子供向けの読み聞かせ会、お話し会、講演会、レコード鑑賞会など、教育普及活動の積極的な展開も続けてまいります。

さらに、各種学校、旅行会社、観光協会、自衛隊関連団体などに対して、通年にわたる情報 提供を行い、来館促進を図ってまいります。

26年度は、展覧会を年4回、各種イベントを月2回開催し、予科練平和記念館の趣旨を広く 発信する予定です。また、平成27年に開館5周年を迎えるに当たり、実物大ゼロ戦模型及び掩 体壕型格納庫の整備のための予算を、今回の議会に提案しているところです。

次に、2点目の、予科練平和記念館の果たす役割、目的についてお答えします。

予科練平和記念館は、貴重な予科練の歴史を次の世代に伝承することにより、歴史への理解 を深め、恒久平和の実現に役立てるとともに、地域の教育及び文化の向上、地域の振興に寄与 するために開館した施設です。

命のとうとさや平和の大切さを伝え、引き続き児童生徒の平和学習、社会科の学習はもちろんのこと、広く社会教育の場として役割を果たすことで、地域の文化向上はもとより、世界の恒久平和実現に寄与していくものと確信しております。

- ○議長(倉持松雄君) 9番川畑秀慈君。
- ○9番(川畑秀慈君) ありがとうございます。まず,先日,ちょっと小雨の降る中,1人で予科練平和記念館に久々に行ってまいりました。初めにちょっと近代史といいますか,昭和5年からの話をちょっとさせてもらいましたが,なぜそれを語ったか。あそこの展示館の中に年表が書いてありますね。たしか1900年からの年表がずっと――簡単な,どういうことが起きたか。ちょうど昭和5年,この予科練ができるあたりから,年表がグラデーションになって,どういうことが起きたか書かれてないんです。消えてるんです。ある意味で,この15年戦争,太平洋戦争,終えんするまで,ずっとあの戦争やり続けてきた,ある意味で,一番正確に,ちょっと知らなきゃいけないなと思うところが,実は,消しゴムで消されたように,消した中で,あの年表がそのままになっている。その辺のところは,なぜ,ちょっと消してあるのか,それをちょっと1点お伺いしたいと思います。
- ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。
- ○教育次長(竿留一美君) お答えいたします。私,しみじみ,ちょっとそこ見ないんですけど,ただ,これは小学校に配っている予科練平和記念館の部分なんですけど,予科練があったのは、昭和5年から昭和20年ちゅう形で,この中には全て入っているんですね。例えば、昭和6年に満州事変が起きた。それから日中戦争が始まるっちゅうような,こういう形で入ってるんですが,ただ,そこに空欄なのは、ちょっとこで、ちょっとわからないですね。申しわけございません。はい。

- ○議長(倉持松雄君) 9番川畑秀慈君。
- ○9番(川畑秀慈君) はい,ありがとうございます。まあ,ある種の意図を持って,あえて 予科練ができたところで消してあったのかどうなのか。私も初めに行ったときはオープンのと きだったので,記憶が定かではなく,その中で見て回りましたので,今回は,1人で静かに, お金を払ってじっくりと見てまいりました。やはり,歴史といったところを正確にきちんと残 していく。で,いかに正確に伝えていくかって大事な部分でもあるんで,その点については, 1点,ぜひ見直しをしていただいて,やはり,小学生に対するパンフレットだけではなくて, あそこに来た人にきちんと理解して,また新たに知っていただくこともあるかと思いますので, それをちょっと記載のほう,検討お願いしたいと思いますが,いかがでしょうか。
- ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。
- ○教育次長(竿留一美君) 私もちょっとあれだったんですが、ちょっと状況を確認して、どういう状況でそういうふうになったのかっちゅうのを、もう一度確認して、それでちょっと検討させてください。以上でございます。
- ○議長(倉持松雄君) 9番川畑秀慈君。
- ○9番(川畑秀慈君) わかりました。ぜひ、前向きにいい方向で検討していただいて、つくっていただきたいと、こう思います。

間もなく、高速道路も成田まで開通して、ある意味で町の観光化を推進していく中、また、 外国の方もお見えになるということも、大いに考えられるかと思います。その中で、確かに説 明文はあるんですが、日本語が読めないと理解できないと。外国の方が来ても、やはりそれを ちゃんと説明文を記載して、ぜひ理解できるような、そういう国際的な平和記念館としても、 ちょっと検討していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

- ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。
- ○教育次長(竿留一美君) この間ですね、中国関係のやつは、ちょっと置かせていただいたっちゅう——これは御協力を得て。ちょっと英語とか、そういう部分については、今後検討させてください。
- ○議長(倉持松雄君) 9番川畑秀慈君。
- ○9番(川畑秀慈君) では、中の展示の手紙であったり、いろんな資料が展示してありますね。そこにやはり、中国語であったり、英語であったり、外国語も含めて、同じように表示をしていただく。また、モニターを使って、さわると出てくるとか、その辺のとこ、ちょっとスペースの問題もあるんで、工夫をしていただけると、外国の方が見えられたとき、やはりより理解は深まっていくのではないかと思いますので、その辺のところ、ちょっとお願いしたいと思います。今日、この後、ずっといろいろと提案をさせていただきたいんですが。

今、政治が非常に右傾化をしてきております。その中で、集団的自衛権の問題も議論に上が っており、ある意味では、完全に憲法9条の解釈をゆがめて、立憲主義から大いに反した、逸 脱した議論になっておりますが、その中で、今回も予算で上がってきておりますゼロ戦の実物 大の模型の展示。これだけですと、これはある意味でいろんなさまざまな意見も出てくるかと 思うんです。興味を持って来館者が増える可能性もあるでしょう。また、それを見て、いろん な憶測をし、批判する人も出てくるかもしれません。そういうことを見たときに、私、ぐるっ と回って、最後の展示を見終わって、あそこのロビーに出たときに、戦争の重苦しさは感じる ことができるんです、確かに。ところが、じゃあどうなんだっていうと、なかなかそこからの メッセージが、ちょっと伝わってこない。あそこのロビーも、ちょっといろいろ中の展示なん かも工夫していただくと、ちょっといろんなことが考えられるのかなといったところで、1点、 ここにも特攻の本であるとか,ちょっと私もいろいろと読んでまして,これはしばらく前に買 ってきて読んだ本なんですが、戦後の責任を受けとめる30の視点。先ほど、日本では300万の 方がさきの大戦で亡くなった。アジアでどうだったのか。そういうアジアでのことも全部取材 して、若い人が編集して、20代、30代の学者がやっている内容であるんですね。そういういろ んな平和に対する、また戦争の悲惨さ、体験、そういうものを、ぜひ全国に呼びかけをして、 資料,蔵書,そういうものも集めて,あそこに資料として置いていただけると,これは非常に 内容が濃いものに、これからなっていくと思うんです。

アジアでどんなことがあったのかっていうことも、ちょっとあんまりおわかりじゃないかと思うので、ちょっと読んでみますね。

これはシンガポール、シンガポールでも多くの方が亡くなりました。ちょっと長いんで飛ばしますが、その後、マレーシア、ここでも、華人系、中国系の住民が住んでるところを日本軍が入ってきまして、こちらでは、女性、子供を含む村民集めて、グループに分けた後、中で全部虐殺してるんです。ある村では全員、全員です。一人残らず。村は壊滅。そういう歴史的な事実もある。この戦争においては、ある意味では、予科練で若い人たちが、あそこで学んで、特攻となり、戦争の犠牲にはなっていったけども、またそれは加害者にもなっていった。やっぱり両方の部分から、この戦争といったものを改めて、これは知っていく必要がある、こう思うんです。ですから、ぜひ、こういうものも全国からいろんな戦争の体験を本にしたり、そしてまた、そういうものを書いていらっしゃる作家の方もおられると思うんで、これはぜひ、呼びかけをして、寄贈していただいて、ある意味で、これから先、永遠にそういうものを訴えていくというようなものを、ちょっと提案させていただきたいんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長(倉持松雄君) 教育次長竿留一美君。

○教育次長(竿留一美君) 基本的には、予科練ですよね、予科練。それから、先ほど川畑議員がおっしゃってるように、地域の戦史っていう形で基本的には行きます。で、今も図書館にも、今、予科練のですね、展示っちゅうことで、今、コラボしてやってますし、図書館からこちらに、やっぱりそういう戦争の関係の本がありまして、ただ、全国に周知して、皆さんから寄贈っちゅうと、中でいろいろな課題とか問題がありますので、今後、そういうものを踏まえた中で、今度、3月の17日には、予科練平和記念館運営協議会の中にもありますので、そういうことまで、どこらまで、そういう形で予科練で出すのか。あくまでも基本的には、条例にもあるように、予科練、ましてや、あと、地域の戦史の部分を継承していくんだよっちゅう部分が大きな部分なんでありまして、ゼロ戦については、当然、御存じのとおり、予科練生になった場合に、皆さんが最後はゼロ戦に乗りたいよという。その前に赤とんぼっちゅうのがありましたけど、そういう部分で、起爆剤。今後、単純な箱物ではございませんので、計画では29年まで既に達成してますけど、イベントをもう15回以上やって、それから展覧会を4回やってるよっちゅう、広くそういう目標持って運営していきたいと思うので、当然、余りにも、戦争っちゅう部分でなくて……。戻りますけど、予科練と地域の戦史を主体とした館ですよっちゅうことで御理解のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(倉持松雄君) 9番川畑秀慈君。

○9番(川畑秀慈君) それはよくわかっております。ただ、この戦争の及ぼした影響、ある 意味で、今何が大事なのかっていうと、世界的視野もきちんと入れて学んでいく。その中で、 阿見の予科練は、どういう役割を果たしたのか。この小さい中で見ていくのではなくて、やっ ぱり大きな世界っていう中で、この歴史の中で、予科練の立ち位置、阿見という町が、その中 でどういう役割を果たしてきたか、どういう歴史を持っているのかっていったところで、初め て歴史が深く認識されていくと思うんです。ですから、物を認識していくときは、いろんな角 度で幅広く見ていく中で、そのものの実体っていうのは理解していけると思うので、余り運営 のスタート地点で切り詰めていくよりも、発展的な……。要は、資料館、博物館、私も好きで、 若いときはさんざん行きました。ほとんどどこに行っても、がらがらで人がいないんです。な ぜそうなるか。展示内容が硬直してきているんです。メッセージを発信できてないんです。常 に新しいメッセージを発信していく。そのためには、こちらの感性も、やっぱり敏感になって、 その平和へのメッセージを常に新しく、新しいものを、それをやることによって、地元地域の 皆さんも、年に何回も足を運んでくださるようになる。それは、地元の阿見町だけではなくて、 その人たちが、ほかから親戚の人が来た、友人が来た、また近隣の市町村の人たちにも来てい ただいて、より深く予科練平和記念館を通して、平和を学ぶ、大切さを学ぶということになる んではないか、こう思うんですが、いかがでしょうか。

- ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。
- ○教育次長(竿留一美君) 確かにおっしゃるとおりでございまして、当然、去年のものをな ぞるんじゃなくて、常に新しいもの、新しいもの、それから、1回じゃなくて、2回、3回、 リピーターをつくっていく形で、おっしゃるとおりに、今後、努力していきたいと考えており ます。

以上です。

- ○議長(倉持松雄君) 9番川畑秀慈君。
- ○9番(川畑秀慈君) それと、もう1点、せっかく、こういう平和記念館つくりましたので、 先ほど言いました広島、長崎、沖縄、また、近隣の市町村でも、そういう平和というものを1 つの歴史の中で、いろんな戦争体験をした中で、訴えている市町村もあるかと思うんですね。 ぜひ、そういうところとの、展示物の姉妹提携じゃないんですが、そういうことも、ちょっと 企画をしていただいたり、また、展示物だけではなくて、やっぱりそこで講演してもらったり、 人の交流があったりすることによって、より幅広く、ある意味で生涯学習の場でもあると思う んですね。そういう場で捉えてみたときにも、子供もそう、大人もそう、非常に、あそこに行って学ぶことが多いと。そのためには、こういうことも1つ考慮に入れていただきたいと思う んですが、いかがでしょうか。
- ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。
- ○教育次長(竿留一美君) はい、お答えいたします。総務省が運営してますですね、東京に 平和記念館っつうのあるんですよね。これはシベリア抑留っちゅう形のものなんですけど、こ の間、そういうことで来ていただきまして、そのテーマ展ちゅうかイベントを開いたっちゅう ことで、引き続きそういう形でやっていきたいと思います。
- ○議長(倉持松雄君) 9番川畑秀慈君。
- ○9番(川畑秀慈君) ありがとうございます。ぜひ、幅広く取り組んでいただきたいというのと、あと、いろんな形で、平和に関するシンポジウムであるとか、そしてまた、いろんな講演等も、せっかく持っているんで、できなくはないはずなんです。そういうものを、ぜひ、ホームページ、ネットで公開していただいたり、また、動画で配信したり、来た人だけではなくて、来れなくても、幅広い形でそれを知ることができる。そういうことも、ぜひ検討していって、これから運営のほうの充実を図っていただきたいと思います。

もう1点がですね,ちょっと今,知覧がどんな動きしてるか,ちょっと御存じでしょうか。 わかりませんか。あ,いいです,わかんなければ。

知覧, ありますね, 特攻基地になった。あそこがですね, 知覧からの手紙ということで, 知覧の特攻遺書, これをユネスコの世界記憶遺産登録を目指して申請しているんです。これはネ

ットで調べると、内容が載ってます。ですから、こういうことも含めて、せっかくの資料でも ありますし、ほかで手に入る資料でもないと思いますので、そういうことも、ちょっと念頭に 入れていただいて、こういう運動をしていくということも、非常に、平和を訴える上で有効な のかと思いますので、ぜひ、検討のほうをお願いしたいと思います。

それとですね、これちょっと、この平和記念館に関しては最後になります。最後に出てきたときに、平和に対するメッセージが明確になってないといいますか、何となく重苦しさを感じた、そのお話をしました。で、この中でもそうです。この特攻の本を読んでもそうです。みんな若くして特攻機に乗って亡くなっていった、またそういう1つの犠牲になっていった。本当は死にたくはないけども、あえてそういう部分は見せずに、今でいえば中学生から高校生の若者が訓練を受けて、二十歳前後でみんな飛び立っていったっていう、そういう歴史の地でもあります。そういう多くの犠牲の上に今の平和っていうものはあるんですが、この明治憲法下、これが施行されたのが1890年で、この1945年まで、この55年間というのは、日本、実はずっと戦争をやってきたんです。アジアを相手に。そして、その後、日本国憲法のもとで、この68年間というのは、戦争で誰一人日本の若者は亡くなってない。この現実を踏まえた上でも、やはり、このときに多くの犠牲を払って何が生まれたかっていうと、日本国憲法が生まれた。私、憲法の前文の部分というのは、非常に何度読んでみても奥が深いなと思うんです。これは戦争で亡くなられた方が、あれを見たときには、もし生きてて見たときには、非常に喜んだかなと、こう思う内容でもありますし、ある意味で、あれは世界に対する平和のメッセージ、日本はその理想に向けてこれから進んでいくという国民の決意を、あそこに前文に書いてあります。

ぜひ,あそこの最後出てきたときに、その前文だけでも、ぜひ載せていただいて、この1つの歴史の事実として、私は、記憶に、来た人がとどめとく。今、憲法議論もいろいろなされてますが、なかなかあれを深く読み込んで理解するということは難しいようです。なぜかと言いますと、憲法自体、国民主権という言葉1つとっても、当時できたとき、政府の官僚も学者も誰も説明できなかったんです、どういうことか。

この主権には、国民主権と人民主権と、ちょっと専門的になって2つあるんですが、これを書いたフランス人の学者が、昔おりました。これは19世紀後半でしたかね。その2つの論文だけでも上下2巻、1,000ページずつの論文、そういう内容で、非常に、この主権の問題に関しても、非常に奥が深い。ということは、この日本国憲法が、何でなかなかなじみがなくて、理解がされてこなかったのかというと、謎解きだって言われてます、憲法学者に言わせると。ここから何を読み取っていくか。ですから、ぜひ、その謎解きに、だんだん進んできておりますが、ゆがめて解釈する人もいます。しかし、この前文というのは、非常にすばらしい。南極条約にもつながり、そしてまた南半球で、日本国憲法がもとになって、核兵器をみんな持たない

っていう、その地域の協定ができ上がっている。世界的にも多くの影響を与えているものでもありますので、その前文の掲載の検討、お願いしたいんですが、その点、いかがでしょうか。

- ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。
- ○教育次長(竿留一美君) 憲法 9条かなと思ったんですけども、そこらも踏まえてですね、 運営協議会の中で諮っていきたいと思いますので、はい、よろしくお願いします。
- ○議長(倉持松雄君) 9番川畑秀慈君。
- ○9番(川畑秀慈君) 予科練平和記念館,平和を訴えるといったところで,こういうことも踏まえて,幅広く充実した,ある意味では,広く深く,この平和記念館が発展して,皆さんに多くの人に支持されるような,そういう記念館として,これから運営していただきたいと,こう希望して,1点目の質問を終わります。
- ○議長(倉持松雄君) それでは、2点目の質問に移ってください。 9番川畑秀慈君。
- ○9番(川畑秀慈君) それでは、2点目の質問に移らさせていただきます。 その前に、ちょっとこれありますので、町長と教育長には、2部ずつちょっと。 それでは、2点目の質問に移らさせていただきます。

以前にも、防災に関しては数多く質問させていただきました。キューバの、防災大国キューバ、ちょっと今、その後ろのページのコピーなんですが、一番最後の。この地球上で最も多くの命を奪っている災害は、ハリケーンとサイクロンだ。米国やオーストラリアのような先進国といえども、自然災害のリスクから逃れられない。だが、大型ハリケーンの襲来を年に3度も受けながら、全国民の25%に当たる300万人が安全に避難し、わずか7名の死者しか出さなかった国がある。

瞬間風速100メートル出すような、そういうハリケーンです。地区の住宅の80%が破壊されても、誰一人死なない。想定外の高潮が沿岸の町に押し迫れば、トラックとバスを総動員し、2時間以内に全住民が高台へと避難する。家財は安全な倉庫へと移し、避難所には医師が待機し、ペットすら獣医がケアする。災害で壊れた家屋や家具は、全て政府が補償し、被災地には全国からボランティアが駆けつけ、復旧公共事業として、住宅改修費を本人に出し、町に仕事と雇用を創出していく。キューバは、国連も防災のモデルとし、アメリカからも視察が後を絶えない防災大国だ。このように。

この本を書いてる中村八郎さんという方の話,勉強会も私,行きました。防災一筋45年やってる人です。自治体の職員から,その後,研究所のほう入って,ずっと研究してらっしゃる。 なぜ,今これを出したかっていうのは,前にも1回紹介したことあるんです。職員の方で読

まれた方いますかね。いますか、いませんか。いませんね。

これ,ぜひ読んでください。防災会議の皆さん,値段はそんな安いとは言えませんが, 2,400円ですけども,ぜひ読んでいただきたいと思います。どういう視点で防災大国のキュー バが防災計画を立てて,このように被害を出さないかということが,非常に細かくこれは書い てあります。

さて、そこで、今回、地域防災計画の修正案ということで、先日説明があり、いただきました。その地域防災計画について質問させていただきます。

1点目,地域防災計画案ができましたが,旧防災計画と比べて,どのような改善をしたのか。 これが1点目です。

2点目として、作成手順の変更点は、どういうところか。どういうところが、大体重点的に 行ったのか。

3点目として、旧防災計画と新防災計画までの作成までの時間と経費、携わった人の人数、 年代別、男女別に、ちょっとお願いしたいと思います。

○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君,登壇願います。

[町長天田富司男君登壇]

○町長(天田富司男君) それでは、地域防災計画について、1点目の、地域防災計画(案)が、旧防災計画と比べてどのような改善をしたのかについてであります。

今回の地域防災計画修正の目的は、現行の計画が平成21年度に修正され、その後、平成23年3月に東日本大震災が発生し、地域防災計画の基本である国の災害対策基本法の改正や防災基本計画の修正等が行われました。また、上位計画である茨城県地域防災計画も修正されたことにより、これらの計画、法令、大災害の教訓等を踏まえた計画をすることを基本に策定するものであります。

主な修正点の内容は、まず、計画全体の構成として、現行計画の地震災害編、風水害編に加え、東海地震関連情報発表時の対応計画及び大規模事故災害編を追加するとともに、総則編を新設して、各編に共通する基本事項を盛り込みました。また、全庁的な防災対応力の向上を高めるため、職員の業務別初動マニュアル及び町職員の災害初期の行動手順を整理した職員用携帯型初動マニュアルを作成し、有事の際に職員が機能的に動ける体制を整えました。さらに、災害応急対策を迅速に推進するため、地震災害編において、ワーキングで検討した各対策の方針・目標を設定し、町の対策方針を円滑に打ち出すこととしました。今後も、計画につきましては、毎年検討を加えて、必要に応じて修正をしてまいります。

次に、2点目の、作成手順の変更点でありますが、前回の計画修正時には、地域防災計画策 定委員会を設立し、基本方針を検討して、現状課題等を整理し、庁舎内の部署ごとのヒアリン グを実施して、計画素案を作成いたしました。

今回は、計画の修正自体を全庁的な取り組みと捉えて、防災計画企画立案に必要な詳細事項 調査のため、各課から選出された職員によるワーキングチームを編成し、計画策定プロセスに おいて、職員参画の機会を前面に打ち出して作業を進めました。

また、パブリックコメントの実施により、住民参画の機会を設けたほか、防災関係団体及び 女性関係団体から直接意見を聞いて、要望事項等を計画に取り入れました。

最後に、3点目の、旧防災計画と新防災計画の作成までの時間と経費、携わった人の人数についてですが、旧防災計画の作成までの時間と経費については、平成20年から21年度の2カ年度で、計画改定業務委託料として183万7,500円を支出しております。携わった人数については、詳細は把握しておりません。

新計画では、ワーキングチーム員、町区長会、自主防災組織役員、女性消防団役員、男女共同参画社会推進会議検討部会委員、防災会議委員、町管理職職員、専門委員、自主防災員等の方々に参画していただき、全体では175人の中、女性が20人となり、その世代別の構成については、男女とも40代から60代の方が中心になっております。作成までの時間と経費については、平成24年から25年度の2カ年で、計画改定業務委託料としては995万4、000円の支出を見込んでおります。

以上です。

- ○議長(倉持松雄君) 9番川畑秀慈君。
- ○9番(川畑秀慈君) ありがとうございます。前回の内容は、見てみましても、大体コンサルが、大体ほぼつくって、それで出来ていったのかなっていう感じでございました。今回に関しても、そういうところがちょっと見られるんです。

防災会議のメンバーの皆さん、この中にもおられますよね。おられますね。ここにおられる皆さんの中で、自分で資料を集めたり、また、そういう防災に関する本を読んだり、また、いるんな勉強会に行ってみたり、また、先進地の事例を自分で集めて勉強したりしたことのある方いらっしゃいますでしょうか。

- ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。
- ○総務部長(坪田匡弘君) 私も防災会議の一員なんですけども、今おっしゃられたようなことはほとんどやっておりませんで、研修のときに、防災科学研究所でしたか、の先生のお話を伺って、そこで机上訓練をしたということは、やっております。
- ○議長(倉持松雄君) 9番川畑秀慈君。
- ○9番(川畑秀慈君) ありがとうございます。なかなか忙しい中で、そこまでやるのも大変かと思うんですが、ちょっとその1点を、まずお聞きしたかった。3.11が発生したときの反

省点、それとそのときの被害状況、これを地図上に落とした具体的な記録として残したりはしましたでしょうか。

- ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。
- ○総務部長(坪田匡弘君) 反省点ということで、管理職のワーキング机上訓練とかですね、 もやりました。それから、職員からの意見もお伺いしまして、情報伝達とか初動体制と、いろ いろ反省点は出ております。

それと、被害状況を地図に細かく詳細に入れたということはございません。

- ○議長(倉持松雄君) 9番川畑秀慈君。
- ○9番(川畑秀慈君) それもちょっとある意味では、非常に大事で、前回のときにも、国分 寺は全部自前でつくっているんですね、コンサル入れないで。これが全部国分寺の防災計画書 の書類です。これは見られましたでしょうか。
- ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。
- ○総務部長(坪田匡弘君) 私はちょっと見てないんですけれども,担当の交通防災課のほうは見てるということです。
- ○議長(倉持松雄君) 9番川畑秀慈君。
- ○9番(川畑秀慈君) 今回できた町の防災計画と国分寺の防災計画の大きな違いって何だと 思われます。
- ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。交通防災課長建石智久君。
- ○交通防災課長(建石智久君) お答えさせていただきます。国分寺のですね、プロセスと、私どものプロセスが、まず大きく違いがございます。議員御存じのとおり、国分寺のほうではですね、防災士というような名称ではございませんけれども、各地区のほうで、市の通常市民大学というような言い方をするような、そういう市の役どころを決める講座がございます。その中で、防災もその1ジャンルに位置づけまして、そういう方々を地域に展開をして、そういうふうな組織づくりにたけた自治体でございます。大変参考になる仕組みづくりだなというふうに、私も思っておりますが、そういう方々を中心に、地域単位で防災計画を積み上げていったということが、阿見町と大きな違いというふうに考えてございます。

以上でございます。

- ○議長(倉持松雄君) 9番川畑秀慈君。
- ○9番(川畑秀慈君) それ、本当にそうなんです。もう何十年も防災に市民と行政とで携わってきている。国分寺に関しては、コンサルに入れると、やっぱり計画書がどうしても使い勝手が悪いといいますより、現実的じゃない部分があるので、もう全部手づくりでやってる。

大きな違いはちょっと後で言いますが、私ちょっとね、この防災計画書の第1節の目的の総

則の1の計画の目的の斜線のところ、ちょっと引っかかったんです。この初めのところで、対象とする災害、暴風、竜巻、豪雨、これまではあると思うんで、で、ここに豪雪――先見性があったのかどうなのか、豪雪っていうのが出てまいりました。洪水、がけ崩れ、これは入ってるかと思いますね。でも、この後に、土石流、そして噴火、こういうものが入ってきている。こういうことは、町として想定できるのかどうなのか。これはちょっと、ここのほかもそうなんですが、対象とする災害っての、もっと具体的に絞り込んでやってるんですが、その辺はどうですか。

- ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。
- ○総務部長(坪田匡弘君) かなりですね、幅広い災害を捉えてここに書いているんだという ふうに思います。絞ったものとは違うということだと思います。ただ、噴火、ちょっと今、噴火っていうのを見たんですけども、富士山の噴火という話も現実味を帯びて、予知をされている方もいますので、全く町にはかかわらないということではないかと思いますけど、かなり幅広くあらわそうとしたんじゃないかと思います。
- ○議長(倉持松雄君) 9番川畑秀慈君。
- ○9番(川畑秀慈君) 先進地のこの防災計画を見ますと、非常に具体的なんです。過去の事例をもって、起きたことを基準に、全部データを落とし込んで見てる。そうしますと、土石流と噴火っていうのは、どうもこれは考えにくい。やはり、対象とする災害は、きちんともっと自然災害の中では、落とし込んでいいのかなと、私は思います。これは検討していただきたいと思います。これ土石流、噴火っていいますと、いつどこで噴火するんだって、富士山がって言っても、まあ、余りにも遠い話でもありますし、土石流っていうのは、ちょっと起きる要素がない。で、起きる要素のないものは、まずここから外すということが、より具体的なものとなっていくんではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

もしあるとするんであれば、この裏にそれが出てるのかっていうと、どこにも出ておりません。この辺はいかがなんでしょう。

- ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。
- ○総務部長(坪田匡弘君) はい、お答えいたします。前段に災害対策基本法、この計画は、 42条と阿見町防災会議の条例に基づいてつくっていると。上位の計画、災害対策基本法があり まして、国の防災の方針がありまして、県の防災計画があるというようなことを踏まえて、こ の計画がつくっているものですから、こういった表現になってきたかと思うんですけども、絞 ればいいという御意見ですけども、それ参考として受けとめさせていただきたいと思います。 これ私のここでの考えでは、ちょっと変更できるとか、申し上げられませんので、伺わせてい ただきます。

○議長(倉持松雄君) 9番川畑秀慈君。

○9番(川畑秀慈君) ぜひ,防災会議では,こういうこともきちんと検討して,入れるかどうか。入れるんであれば,きちんとした具体的な被害想定もしていかなくてはいけないはずなんですが,その辺もよろしくお願いしたいと思います。これは,私は,見直して削るものは削って,何と何と何に対してきちんとやるんだっていう,この具体的な部分を持っていくべきだと思うんです。

もう1点ですね、国分寺の今までの積み上げの中でできたものと阿見町がやったものと違う のは当然なんですが、東京のほかの自治体のものを見たり、先進地をちょっと見てみますと、 大きな違いが1点あります。これはね、ぜひ参考にしていただきたいと思うんです。この国分 寺の地域防災計画,これの中の内容等は,非常に参考になる内容です。何が大きく違うかとい いますと、まず、被害想定なんです。被害想定の出し方。これがあって、初めて予防もできる し、応急対応もどうするかっていうことができるんで、この被害想定はまず、この中に、私は 入れるべきだと思うんです。被害想定の出し方が、非常に国分寺はすぐれている。国分寺がな ぜすぐれているかというと、各被害ごとに全部出しているんですが、地震に対しても、何種類 も出しています。4種類。東京湾の北部地震,多摩直下型,元禄型の関東地震,立川断層帯の 地震と。分け方、後でネットで開いて出してみると、よくわかりますが、各地震ごとにどうな のかというと、朝の5時、昼の12時、夕方の18時、この3時間帯に限って、そのときの風速も 2種類、4メートル、8メートル、この2種類ずつで出しております。そして、人的な被害、 これは,揺れによるとか,急傾斜で崩壊による建物の被害,地震火災,ブロック塀,落下物, このほかに,負傷者,これも原因別に,揺れによるものなのか,落下物なのか,いろんなこと を想定して出ております。物的被害もそう。電力,通信,ガス,上下水道も全て,このとき, この状況で,どのような被害が出るかっていったところを全部積算してあります。そして,各 地域においては、どこに誰が要援護者がいて、その人たちをどうしなきゃいけない、要するに 具体的に全部落とし込んでやってる。これは、ある意味では、さっき言った防災大国のキュー バ型をこの国分寺に落とし込んでやってというような形かなと思うんですが、非常に被害想定 が細かいです。

ですから、この阿見町において、そんなに多くの被災災害が予想されないかもしれませんが、 実際に被害想定が出てるんであれば、それを具体的に落とし込んでいく。前回の3.11の被災 がありました。あのときの状況を、まず地図に落とし込んでいって、それよりももっと大きな ものが来たら、これどうなるんだっていったところも、総体としての数もそうですし、地域別 にも全部これは一回落とし込んで、この中に入れていくと、この防災計画が毎年改正をして、 よりよいものにしていく中で、具体的にどんどんどんどんいい意味で充実して、よりよいもの ができていくと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

- ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。
- ○総務部長(坪田匡弘君) 結論から申し上げますと、参考にさせていただきたいと思います。 その国分寺の、私、見てないんで、余り言えないんですけども、おそらく、すごい模範となる ようなすばらしい計画なんだろうと思いますけども、阿見町の防災計画は、東日本大震災があ って、それを踏まえて、反省もある程度の反省っていうか、振り返って、いろいろな課題も上 げましたけれども、それを踏まえた計画ですので、それと、国・県の基本法、計画を参考に、 国・県も、やっぱり東日本大震災の震災を踏まえてつくってますので、その計画に従ってつく っておりますので、これはこれで、それなりの理屈プロセスを経た計画だと思います。ただ、 その模範となるものは参考にさせていただきたいと思います。
- ○議長(倉持松雄君) 9番川畑秀慈君。
- ○9番 (川畑秀慈君) ぜひ、一番大事な、この被害想定が明確ではないと、なかなかその後の計画っていうのも難しくなってくるんじゃないか。だから、これをいかに具体的に細かく分析できるかどうかが、その後の防災計画の1つの大きな手順にしても、またこれからつくっていくことにしても、大事な点であるかと思います。

もう1点、先ほど、防災ので、紙井議員のほうから、女性の登用をっていう話がありました。私も本当にそう思います。これちょっと、養老孟司さんの書いた「超バカの壁」っていう本があるんですね。脳学者なんですが、生物学的に見ても、女性と男性の違いっていったところを、この中にるる出ております。簡単に言いますと、女性は非常に現実的であり、要は安定を好むっていう部分があるんです。ところが、男性の場合は、よく言えばロマンチスト、まあ、悪く言うと、両極端に大きく振れる部分もあるんですが、その部分からしても、非常に女性の視点、この災害・防災というものが非常に現実的なものでもありますし、これ男性が全部つくっていくと、だんだんだん抽象的になってくる傾向性もある。ところが、女性を入れることによって、1つ1つの物事がより具体的に、非常に現実的に細かくなっていくはずなんで、これは先ほど紙井議員が言って、執行部の皆さん、担当課の皆さんもぜひ女性を入れるという話でもありますが、これは入れていただくことによって、より、私は、充実して、いい防災計画ができると思いますので、ぜひ、その点をよろしくお願いしたいと思います。

地域防災計画を基本的にコンサルに丸投げをすると、抽象的になって、どこに持っていって も通用しますけども、どこに持ってっても、逆に言うと使いにくいっていいますか、使えない もの、でき上がります。ぜひこれは、なるべく多くの住民の人の手、職員の皆さんの意見、手 も入れなきゃいけないんですが、手づくりで、できるだけ手づくりで、これはちょっとお願い したいと思います。 なぜ、手づくりにしなきゃいけないのか。前回の町長選で、私も一緒にいろんなところで街頭をやらせてもらいましたが、その中で、天田町長は、笑顔のあふれるまちといったことでも、キャッチフレーズとして言っております。この地域防災計画を自前でつくっていく、具体的に落としていくっていうことはどういうことかというと、地域のことをより詳しく細かく知るっていうことなんです。阿見町のことをより深く知っていくことになりますので、それで、この防災だけではなくて、ほかのいろんなところが見えていきますので、ぜひ、これから、毎年毎年これが改定していくと思いますけれども、多くの人に携わっていただき、なるべくこれが手づくりで、多くの人の意見を入れて作成していっていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

- ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。
- ○総務部長(坪田匡弘君) これから、一たんは、3月でこの地域防災計画できますけども、毎年改定はしてまいりますので、そのときには、地域の方、たくさんの方の御意見をいただきながら、改定はしていきたいと思います。また、地区単位でですね、地区の防災計画、そういったものも、全地域ってわけにはいかないでしょうけども、それぞれつくっていただければということで、それもお願いやら仕掛けやらしてございますので、そういった形で進めていきたいと思います。

それと、もう1点、女性職員という話、さっき紙井議員のほうから出されまして、今、検討しているんだという話を差し上げました。もう1点、交通防災課の人員を増員して、さらに女性職員も入っていくということでございますので、ちょっとその部分、漏れましたので、そういったことで、今検討しているということでございます。

- ○議長(倉持松雄君) 9番川畑秀慈君。
- ○9番(川畑秀慈君) ありがとうございます。なかなかこの防災というものも、大変な、作成していく大変な業務でもありますので、ぜひ、人員を増員し、女性を増やし、やはりすばらしい防災計画、現実的に、非常に、これがあってよかったって言われるような、そういうものをつくっていただきたいと思うことを希望しまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。
- ○議長(倉持松雄君) これで9番川畑秀慈君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩いたします。会議の再開は午後2時40分からといたします。

午後 2時29分休憩

午後 2時40分再開

○議長(倉持松雄君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、10番難波千香子君の一般質問を行います。 10番難波千香子君の質問を許します。登壇願います。

[10番難波千香子君登壇]

○10番(難波千香子君) それでは、通告に従いまして、地域包括ケアシステムについてお 伺いいたします。

地域ケアシステムは、平成24年4月に施行になりました。介護保険法の改正により、被保険者が、可能な限り住みなれた地域で自立した生活ができるように、切れ目なく、国と地方自治体が推進することとして位置づけられました。中心的役割を担うのは、地域コーディネーターが編成する保険、医療、介護、福祉関係者や地域住民ボランティアから成る在宅ケアチームによる在宅での支援を行うシステムであります。ケアチーム内訳は、高齢者、障害者、子育てに不安のある人や、終末期医療患者、DV被害者、ひきこもりなど、支援の対象者が多岐にわたっているのが特徴です。特に、医療と介護との連携をどのように制度として位置づけていくのかが重要であり、現在では、医療は県が、介護サービスは市町村が主管をしている。連携が重要となります。

阿見町では、1月29日、東京医大茨城医療センターと連携協力協定を締結されたことは、大変喜ばしいことであります。在宅医療と介護の連携拠点として、医師や福祉専門職の連携強化も図られると期待したいと思います。

医療,介護,介護予防,生活支援,住まいの各種サービスを一体的に利用できる環境体制が整えば,病気で入院した高齢者が,退院後も地域のリハビリ施設を利用しながら,再び自宅で生活できるようになります。

私も、現在、東京から阿見町に認知症を発症しているおばを引きとり、介護をするようになり、関係者と話し合う機会も増え、24時間切れ目なしのサービスの質の向上転換を積極的に取り組むべきであると考えます。

今後,政府与党は、団塊の世代が75歳以上となる2025年をめどに、おおむね30分以内に必要なサービスが提供される中学校区などの日常生活圏域を単位としてシステム構築を想定しております。

そこで、お伺いいたします。

1点目,地域包括支援センターなどが拠点となり,ケアマネジャーが,これまでばらばらだった医療と介護のコーディネート役を担うことが想定されていますが,阿見町は社会福祉協議会の中に設置されておりますが,その取り組みについて,地域ケアコーディネーターの配置状況と,対象者の現状,また,サービス調整会議の現状についてお伺いします。

2点目、24時間対応の定期巡回、随時対応型訪問介護、介護サービスが今後の地域包括ケア

システムの中核部分を担う仕組みとして期待されていますが、その取り組みについて伺います。

3点目,地域包括ケアシステムには,医療や介護など,専門家以外にも,地域などからの幅 広い支援が欠かせません。阿見町では,地域包括ケアシステム推進事業とともに,地域福祉計 画推進事業も,町と社会福祉協議会との連携強化を図り推進すべき課題であり,また,介護予 防事業にボランティアとの積極的な協働による事業展開を行う必要があると考えます。そこで, 地域力,住民力を活かした取り組みについて伺います。

○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君,登壇願います。

[町長天田富司男君登壇]

○町長(天田富司男君) 地域包括ケアシステムについての御質問にお答えをいたします。 町では、地域ケアシステム業務並びに地域包括支援センター業務を社会福祉協議会に委託して実施しております。

1点目の、地域包括支援センター等の取り組みですが、地域ケアコーディネーターを2名配置し、2月1日現在では、ケースごとに対応するケアチーム数は66チームで、内訳は、ひとり暮らしや要援護高齢者に関するものが48、身体・精神障害者に関するものが17、その他の要支援者1となっております。

今年度のサービス調整会議の開催状況は、関係する実務担当者による会議が5回と関係機関の代表者による全体会議を2回開いております。

今後の在宅医療と介護の連携推進については、平成27年度から3カ年で実施する次期第6期 介護保険事業計画策定のガイドラインにも重点項目の1つとして盛り込まれる予定です。

町では、これに先立ち、平成26年度茨城県在宅医療・介護連携拠点補助事業を活用して、稲敷医師会や東京医科大学茨城医療センター、県立医療大の附属病院等の医療機関を初め、介護施設、介護従事者、地域住民などの協力を得ながら、在宅医療・介護の推進のための土台づくり、仕組みづくりに取り組む予定でおります。

2点目の、24時間対応可能な定期巡回・随時対応型訪問介護・看護サービスの取り組みですが、在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら行うサービスであり、議員のおっしゃるとおり、地域包括ケアシステムを構築する上で非常に重要なサービスとなります。しかしながら、事業参入を希望する事業者は非常に少なく、当町でも、同サービス提供事業所がない状況にあります。

今後は、町内の介護サービス事業関係者への積極的な働きかけ、広く公募するなどの対応も してまいりたいと考えております。

3点目の、地域包括ケアシステムにおける地域住民のかかわりについてですが、一般町民も

参加できる形でのマンパワーの育成を進めるとともに、地域のさまざまな社会資源を活かしながら協働・連携して高齢者を見守り、支援する体制づくりを進めてまいりたいと考えております。

- ○議長(倉持松雄君) 10番難波千香子君。
- ○10番(難波千香子君) ありがとうございました。それでは、再質問させていただきます。まず、1点目ですけれども、まず、阿見町の介護保険の取り巻く状況なんですけれども、これだけどういった推移で行くかということなんですけれども、まず、人口ですけれども、65歳以上の高齢者の数、これが、2025年には2.5人に1人、75歳以上の後期高齢者は、2025年には現在の2倍、65歳以上の認知症患者は現在の2倍になるという、そういうデータが出ておりますけれども、医療や介護のニーズが一気に高まることが予想されます。

先ほど、ケアチームが66チーム、2人でということでなっておりますけれども、今現在、推 移はどのようになっているのか、直近の3年くらいで教えていただけますでしょうか。

- ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。 ○保健福祉部長(横田健一君) はい、お答えいたします。地域ケアシステムの結成の状況で ございますが、23年から直近の25年の2月5日現在までで申しますと、23年度は64チーム、そ れで24年度が63チーム、25年度が66チームということで、25年度につきましては、10チームが 結成されて解消したのが8チームあるというような状況でございます。
- ○議長(倉持松雄君) 10番難波千香子君。
- ○10番(難波千香子君) 大変ありがとうございます。ここの支援センターというのは、非常に、地域でいえば窓口になっているのかなと思うんですけれども、今後、支援の必要な住民をどのようにフォローしていくのかというのが鍵になるかと思うんですけれども、それでは、この地域包括支援センター、今現在、社協で1カ所でありますけれども、今のままで大丈夫なんでしょうか。お聞きしたいと思います。
- ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。 ○保健福祉部長(横田健一君) 地域包括ケアシステムというのは、ただいま、第5期の阿見 町長寿福祉計画、介護保険事業計画の中で、これも、介護保険、国の法律の改正によりまして、 23年度に策定しましたこの計画ですが、その24年から24、25、26の3年間の中で、そういう地 域包括ケアシステムを構築していくんだというようなのが、主な改正の目玉ということで、町 でもそのサービスの提供に取り組んでいくというようなことで予定しておるわけですが、実際、 先ほど町長答弁申し上げましたように、24時間365日ですね、切れ目なく対応サービスできる 事業者っていうのがいないと。町では、計画の中では、1カ所というようなことで計画はして おるんですが、現在、町外のそういう事業者を利用されているというようなのが現状でござい

ます。

今後、27年からの新しい介護保険計画ですね、これについては、先ほど申しましたように、そういう国の指針が、さらに示されるというようなことでございますので、そういうものに基づきながら、現在は町の社協のほうで地域包括ケアシステムというのを委託して取り組んでいるところですが、そういうものをもっとさらに充実させていかなければ、在宅介護、そういうものに結びついていかないというようなことでございますので、その辺は、今後の計画に向けて、協議を進めていきたいというふうに考えております。

○議長(倉持松雄君) 10番難波千香子君。

○10番(難波千香子君) 私はですね、意図としているのは、現在、そしてまたこれから、 来年27年度から,本格的にまた変わっていくわけですけれども,これから要望がかなり,ここ だけでは、到底紹介し切れないというのは目に見えていらっしゃるかと思うんですけれども、 そのことを言いたかったんですけれども、まあ、サテライト方式と言いまして、中学校区で、 要するに相談窓口なんですね。住民に言わせていただきますと、この地域包括支援センターと いう、何だかわからないこの名前がいっぱいついてますよね。よそは、長寿安心センターとか、 名前を町民がいつでも来ていただけるような、そんなやわらかい名前にしてやってるところも あるんですけれども,そういった形で,中学校区で相談窓口を,今1カ所ですけれども,今後, やっていく必要があるのではないかなというのが1つと、あとは、土浦なんですけれども、例 えば、この間、講演がございまして、講演というか勉強会があったんですけれども、そのとき に、そこの常務という方が来ていただきました。瀬尾洋一さんという、社協の常務なんですけ れども、地域ケアシステムをしっかりやっているということで、町のほうにもしっかり、こう いうことをやりたいんだということで、社協のほうから、しっかり町のほうにつないでいると いうことで、土浦は、「ふれあいネットワーク」ということで、8つの中学校区で、市の公民 館、中学校が9つあって、あと、今年で全部そろうとおっしゃってましたけれども、公民館に 窓口が,その「ふれあいネットワーク」――地域包括支援センター,そういった窓口がありま して、福祉窓口と名前が打たれております。そこには常時、しっかりと、こういった看護婦さ んとか、そういった支援がいる。なんでも相談できるところをつくっている。それで、社協に 1つ本部があるという、そういったことをして、皆さんのそういった要望をやっているという ことをお聞きしております。

そしてまた、24時間ですけれども、私も何回も言っているような気がするんですけれども、この24時間体制。先ほどの包括支援センターは、24時間の看護体制ですけれども、じゃなくて、今度は、この支援体制、そういったものを、できれば、社協のほうからぜひって言っていただきたいんですけれども、なかなかそういった声がないものですから、もうこれは、社協と福祉

課のほうで、しっかりとタッグを接いでいただいて、いつでも相談できる、せめて電話でそれがつなげる。これは何度も言っているわけなんですけれども、その進捗状況、お聞かせください。

○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。 ○保健福祉部長(横田健一君) はい、お答えいたします。先ほどちょっと質問の趣旨に沿わなかったような内容でございまして、申しわけないんですが、1点目の、サテライト方式、中学校区単位にそういう相談窓口を設けているというようなことでございますが、町も当初といいますか、今の地域包括支援センターができる前は、基幹型と地域型というものがあって、阿見中とか竹来中、朝日中とか、そういう部分で、それぞれの相談窓口というのができてたんですが、その後、それが1カ所に集約されて、今の現在の社協が地域包括支援センターというようなことで1カ所にまとまったというようなことでございます。そういうことで、これが24時間対応できないというようなことでございます。

そういう状況につきましては、なかなか社協のほうの職員体制というのも、24時間対応するのは、なかなか難しいというような状況でございまして、これは、前にも、紙井議員等からも質問がありまして、そういう緊急時とか救急時の、そいういう相談とか、そういう窓口として、やはり、医療機関とか、そういう介護保険施設とか、そういうところと、やっぱり委託なり、そういうものを結びながらやってかなければ対応できないんじゃないかというふうなことで、内部ではそういう検討をさせていただいていると。

今後につきましてはですね、やはり、先ほど町長の答弁にありましたように、茨城医療センターと連携協定を結ぶという中で、在宅医療、介護、そういう分が、連携し合って、24時間対応できるようなシステムを構築していくというために、来年度からですね、そういう土台づくり、町内の介護事業者とか、施設関係、病院関係、町内のそういう個人病院とか、そういうところと一堂に顔を見合わせた会議を行いながら、まずは、町内の状況とか、そういう課題、そういうものを共通理解をしながら、連携をとっていこうというような取り組みを今、考えているというようなことでございます。

いずれにしても、次の計画の中で、そういうものに本当にこれからの、それが中心となるサービスになってくるということで想定しておりますので、そういうものに対応できるような取り組みができるように、準備を進めていきたいというふうに考えております。

- ○議長(倉持松雄君) 10番難波千香子君。
- ○10番(難波千香子君) ぜひ、今後対応できるように、それも切に望みます。

それで、現在、地域包括支援センターの事業のほうですけれども、2人で人員は足りている んでしょうか。あと、いろいろ課題の声とか、そういったものは上がってないんでしょうか。 ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。 ○保健福祉部長(横田健一君) はい、お答えいたします。コーディネーターは2名なんですが、そこに従事している社協の臨職も含めまして対応しているということでございますので、 今、仕事の内容は確かに大変だと思いますが、これも町から委託しているというような事情もありまして、財源的なものもありますので、十分な人員を配置するっていうのは、本当に厳しいところでございます。ですから、今の状況の中で対応していただいているというのが現状でございます。

○議長(倉持松雄君) 10番難波千香子君。

○10番(難波千香子君) わかりました。そうしましたら、今の人数でしっかりやっていただく以外ないかと思うんですけれども、なにせ、統計から見ても、また皆さんのお声からしてもなんですけれども、厚生労働省の調べによりますと、16万人の方が──平成24年度ですね、1,000万人が病院で死亡、そのうち16万人が自宅で亡くなっている。病院の1,000万人が24年度亡くなった中で、8割の人が自宅で、在宅死を望みながら病院で死んでいく、そういう現状があるということで、本当に地域ケア会議が、今後、そういった病院とのね、橋渡し、介護認定、また、いろんな認知症、仕事はかなり膨大になるかということでありますけれども、しっかりとね、お願いしたいなと思います。

そしてあとは、そういった中で、地域包括ケアシステムの中で、高齢者がいかにね、住みなれた地域で気持ちよく生活するというのが、今回のコンセプトだとは思うんですけれども、地域でボランティア活動を含めた、地域全体がネットワーク化していく、そういう力を、先ほども、しっかり資源を活かしていくと御答弁にございましたけれども、実際に、どういったところで、地域の資源を、今現在、活かしておられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。 ○保健福祉部長(横田健一君) はい、お答えいたします。地域住民のマンパワーとかそうい うものを、資源を活かしていこうという取り組みについては、前からも何逼も申しましている とおり、やはり、地域福祉計画、そういう中で、やはり、そういう近所の見守りとか、そうい う支え合い、そういう中で支援していかなければならないというようなことで、ここにそうい うボランティアとか、そういうふうにつくってやって活動されているところもあるんですが、 やはりそういうものをもっと地域の中に広げていかなければならないというようなことで考え ておりまして、いろいろ、そういう先進的に取り組んでいる地区もありますので、そういうも のを、これからですね、いろいろ区長会とかそういうところでも紹介しながら、参考にしてい ただきながら、進めていきたいというふうに考えております。

○議長(倉持松雄君) 10番難波千香子君。

○10番(難波千香子君) そうですね、そういった地域福祉の座談会もやってらっしゃると思いますので、前回のときには7カ所、もっと増えたかと思うんですけれども、そういったところにやってらっしゃる方は、ぜひ呼んでいただければ、はせ参じて、そちらで講義もしたいということをおっしゃってますので、やっぱ、専門家が行っていただいて、生の声をお届けしたほうが、より鮮明になるかと思いますので、波及効果というんでしょうかね、そういうのもぜひ、呼んでいただく場ということでおっしゃっておりますので、そういったマンパワーも使っていただければなと思います。

そしてですね、この事業、サロンとか、地域のいろんなそういうのは、教えていただきたいんですけれど、社協でやるんでしょうか、それとも、行政のほうでやるのか、はっきりと、この位置関係がよくわからない。社協というのは、1つの法人として、事業をどんどんできると思うんですけれども、ある程度、委託ということがありまして、その辺の関係で、社協自体が今までずっとやってる事業がありますけれども、だんだんだんだん、今の時代に、もう民間に委託してもいいんじゃないかなと思われることも、ずっとこの社協できてから、どんどんどんどん世の中っていうのは、ニーズ、大変な状況になっている中で、精査しながら、ある程度新たなものをやっていくというのは、これはどなたがこうやっていくのか。この土浦の場合は、社協の常務、どんどんやってらっしゃる。できれば、うちから、社協の中から、こういうサロン事業もやりたい、どんどん広げたい、地域福祉もって、そういうふうになっていくことが理想かなと。行政だけではとてもとてもできないと思うんですよね。その辺のところが、連携がうまくいかない限り、なかなか見えないソフト面というのは、建物とは違いますので、本当にじわじわと、しっかりとつないでいく作業なんですけれども、そういったところを、ぜひ、社協から手を挙げて、本当にやっていただきたいなと私は思うんですけれども、その辺はいかが、どのように考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。 ○保健福祉部長(横田健一君) はい、お答えいたします。今、難波議員のほうから、ちょこっと、サロンづくりとか、そういう活動についてお話が出ましたが、ふれあいネットワークというところで、これは社協がやっている事業で、そういうところでサロンづくりというようなことを、これも県社協が、そういう今、研修等も行ってまして、町でも、町の社会福祉課と社協がそういう研修にも参加をして、そういう取り組みにこれからつなげていこうということで、そういうところにも参加しているところでございますが、なかなかこれまで、そういうサロンづくりについては、積極的に取り組まれなかったと。いろいろ福祉、介護をめぐる社会情勢というのは、本当に毎年目まぐるしく変わってくる中で、本当に、何を求められているのかというようなこと、それを最初に先駆的に、やはり社協なり町が取り組んでいかなければならない

ということで、私も、その社協の常務理事という立場で、理事会のほうでは、いろいろ、町の 方針なり考え方、町のそういう地域福祉、高齢福祉、介護事業についての連携等の絡みもあり ますので、町の立場と社協の――社協は民間団体ですので、そういう関係の中で、お互いに協 力して展開していこうというようなことを、いろいろ提案はさせていただいているところです が、社協も1つの法人でございますので、そういう中の事業計画なり予算編成というのは、そ ういう理事会の中,あるいは評議委員会とか,そういうところで決定されていくシステムでご ざいますので,町の考え方,そういうことは十分伝えてはいるわけですが,なかなかスピード 感を持って、そういうものに対応していくというのには、ちょっと今は難しいというような感 じでは考えているところでございますが、いずれにしても、これからはそういう状況が、今既 に現実的にも迫ってきて,すぐにでも対応しなきゃならないという状況に来ているわけでござ いますので、そういうものに、やはり、町の立場から言いますと、先ほども申しましたように、 地域福祉は自助・共助・公助っていう役割をそれぞれ踏まえて取り組まないと、なかなかきめ の細かいサービスまで手が届かないという。町はどうしても公助の役割と。まずは、自助でや っていただくと。そういうところで難しければ地域の協力を得ながら、周りの支え合いとか、 見守りとか、そういう中で協力しながらやっていくと、そういうことも本当に困難な状況であ れば、町がそこにどういう手だてができるかというようなことを考えて取り組んでいくという ようなことで、いきなり町が何でもかんでもお膳立てをしてね、公費を投入してやるという時 代じゃありませんので、その辺は十分理解はしていただいていると思うんですが、その辺、共 助的な役割は、やはり社協、そういう民間団体のほうで率先して取り組んでいただくというよ うなことでお願いしているところでございます。

○議長(倉持松雄君) 10番難波千香子君。

○10番(難波千香子君) なかなか連携ですよね、中にもいろんな係がありますので、話し合いっていうのをしていただくのがいいのかなと私も思いますね。高齢者だけじゃないんですよね、障害者もいるし、いろんな部門があって、やはり障害のほうも、もっとしていただきたいことが、実は放課後の児童とか、デイサーとか、いろんな就労支援とか、そういうのが、なかなかなかなか進んでいないと思うんですよね。なおかつ、そこに輪をかけて、今度は高齢者が増えてくる。その辺を、今のままでは、決して、もう本当にある程度事業を入れ替えていくというのは、本当に精査してやっていかなければ、住民とかけ離れていくと思うんですね。今、実際に私もやっていますけれども、いやあ、本当大変ですよね。そういう方が増えるんですよね、実際。そういうことで、長生きしていただくのも大変というかね、本当にそういう時代に入りましたので、その辺のところを、今回の改正になりますので、6次介護の中では、しっかりとまず計画を入れていただいて、それで着実にやっていただきたいと切に願います。

それで、1つとてもいい事例で、ぜひ、行っていただきたいですけど、私も行きたいと思う んですけど、介護が少ない町、和光市の秘密。和光市ってすぐそこですよね。練馬インターの 1つ手前ですけれども。そこっていうのは、特老が、人口がですね、とっても多い、10万弱で すね。65歳, で、特老は1つしかないっていうんです。それで、今、全国平均は17.4%です。 要介護率です、全国平均、現在。この和光というのは10.2%、要介護。とにかく元気。阿見町 は12.4%。若者の町でもありますので。それはなぜかって、もう当然、介護の予防に力を入れ ているということなんですね。ここは特老は1つだけで,もうとにかく小規模な施設をいっぱ いつくってるっていうことで、地域の仲間と日常生活で行ける場所、施設、トレーニングした りとか、そこでいろんなトレーニングマシンを使って体操したり、そういう施設をたくさんつ くっているということなんですね。そこには看護師と栄養士がしっかり待機している。男性は 出てこないけれども、男性のために、今度は、アミューズメントカジノとか、そういったパチ ンコとか、男性が好きなものもしっかりそろえて、そこにカジノディーラーの格好までしちゃ って、そこで快楽性の定期的なイベントもやってるって、もうとにかく明るいっていう、そう いうまちづくりで、今、とってもお年寄りが元気だということで、年間300団体が優に超える 視察団が次々と押し寄せ、今、霞が関、官僚、自治体が押し寄せて、今、ここを見本にして、 今回の地域ケア、今後のあれをモデルにしていこうという、そういう地区になってますので、 ぜひ、ここにね、私も行きたいなと思うんですけど、行っていただければなと、ぜひ、思いま す。そういったことで、阿見町にも、太田先生がつくったシルバーリハビリ体操室とか、地域 の介護のそういうのもありますし、また、そういったいろんな介護施設とか、いろんなそうい う運動器具とか、あとは、いろんなボランティアのやってる方がいらっしゃいますので、そう いうのを、もっと連携しながら、点と点を結んで、もっと重層にしていくと、こういった和光 市のような、そういったところも強くしていくのが、1つ読みとれるかなという。やっぱり介 護に力を入れてるという,そういうことの地域だそうですので,ぜひ参考にしていただければ なと思います。

じゃあ、1回目の質問は以上で終わりにさせていただきます。

- ○議長(倉持松雄君) 2問目の質問に移ってください。
- ○10番(難波千香子君) それでは、2番目の質問に移らせていただきます。

家庭での省エネ推進と町内の産業振興についてお伺いいたします。

東日本大震災に伴う原発事故を契機として、エネルギー政策のあり方が問われている中、地 球環境保全の観点から、温室効果ガス排出量の大幅削減を実現することも急務の課題です。

現在,世界各国で,局地的な大雨や干ばつなどの異常気象が相次いでいます。日本においても,各地で,これまで経験したことのないような記録的な豪雨による甚大な被害が相次いてい

ます。こうした異常気象も地球温暖化が大いに関連があると言われており、今までは、今世紀中には気温が4度C前後も上昇することが危惧されています。温室効果ガスの二酸化炭素を削減し、地球温暖化を防止することは最優先すべき課題と言っても過言ではありません。

阿見町としても、環境を守り育むまちの実現に向けて、行政、町民、事業者、団体等、多くの方々と協働でさまざまな施策を推進してきました。昨年度は、町有地の有効活用を図り、民間事業者の太陽光発電所を設置、二酸化炭素排出量削減することを目的に、住宅用太陽光発電システム設置に上限9万円、100件分の補助、また、防犯灯LED設置補助制度の創設、26年度中には、防犯灯全灯LED化を実施、そして太陽光発電公共施設屋根貸し事業を推進しており、大変評価をするものであります。

今回、提案させていただきますのは、電気料金の値上げに伴い、LED照明に関心が高まっています。今後も多くの町民が手軽に省エネに取り組みやすく、節電効果が実感できるLED家庭用照明の購入助成制度を実施すべきと思います。伺います。

また、節電、省エネ支援と町内経済の活性化という二重の効果を目指した取り組みこそ、町 民の支持も得られ、息の長い取り組みとして定着していくものと考えております。

そこで提案しますが、町の各種節電、省エネに関して、補助制度は、町内商店などで購入した町内在住者に対し、町内商品券もあわせて配布する方法で助成する考えはないか。

また、LED工事施工には、町内業者に受注し、町内の産業振興を図るべきと考えますが、 見解をお伺いいたします。

○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長(天田富司男君) 家庭での省エネ推進と町内の産業推進について,これまで,町環境 基本計画に基づき,公共施設や防犯灯のLED化を積極的に推進してまいりました。公共施設 については,ほぼ完了し,行政区所有の防犯灯について,全て町有化して,LED化すること で,新年度予算に提案させていただいております。

また、電気業者等からも要望がございまして、このLED化に対しては、町の業者でやっていただきたいっていうような要望があります。まして、今まで、その人たちがやはりやっていた事業なんでね、なるべく地元の事業者を使っていくっていうのは、これはもう、議員各位は、いつも地元業者育成って言ってますので、その点は一緒になるんじゃないのかなと。この行政区所有のね、防犯灯に対しての事業は、やっぱり町の業者にやっていただきたいっていう思いはしております。

その次の段階が、一般家庭のLED化。これはもう私が前にやりたかった事業ですよね。総 リース方式で、年間3,000万来る事業に対して、やはり、太陽光発電というのは、一般的に高 いわけですから、その値段が各家庭の電気料が高くなってきているということなのでね、そう いう面でも,一般家庭に,どうやったら利益を還元できるかというの,これは町は考えていか なけりゃいけないなと,そう思っています。

その提案の家庭をね、LED照明の購入金補助金制度を創設すること、LEDの普及促進に 有効な手段だと私は思っております。現在、思案しているところは、新たな財源を確保するの ではなく、町内に整備されている太陽光発電施設からの固定資産税増収分や、阿見町太陽光発 電公共施設屋根貸し事業による施設使用料収入等を充当することで、地域環境資源の還元・循 環になればと考えております。十分、その固定資産税等で賄えるんじゃないかなと。現在、そ の財源を含めて、制度設計を検討中ですので、全防犯灯のLED化が完了後に、導入を検討し ていきたい。27年度に導入を何とかしていきたい。そういう考えを持っております。

続いて、この補助制度の町内の産業振興や地域経済の活性化に結びつけてはという提案、これ、非常に面白い提案だと私は思っています。ただ、すぐにこの提案ができるかというと、なかなか難しい点もありますので、これに対しては、もう少し研究課題として、やはり、時間をいただいて、もしもこういう形でできるとか、また、別の形で町の業者にやってもらえるようなシステムができるとか、そういうものをちょっと考案していければ、できるような方向性があれば、町の業者にやっていただきたいっていうのが、これは私の考え方でありますし、ただ、それができるかどうか、まだ検討しないといけないなと、そう思います。

○議長(倉持松雄君) 10番難波千香子君。

○10番(難波千香子君) 大変にありがとうございます。まず、防犯灯なんですけど、これやはりLEDやっていただく、もう本当に最高なんですけれども、それを行政区で皆さん管理して、町の業者さんと、そこから買ってたとか、いろんなものがあって、今、町長、本当に町の業者を使うっていうのは、本当にそういう意味で、今までやってたところに、また本当につないでいただけるというのは、その面で大変に、ちょっとがっかりしていた業者もありましたので、そういった意味で、ぜひ、町の固定資産税もあわせてね、いわば、循環していきますので、それは切によろしくお願いしたいと思います。

そして、あと、やはり町で商品券とか、9月11日の敬老会のときに、1,000円なんですけれども、一時やめて、なったんですけれども、まあなんと、93%に近く還元率があるというんですよね。それだけ使っているっていうことなんですよね。そういう実績もありますし、金券ですので、それでよその、何かとんでもないとこへ補助を出して使っちゃうっていうんじゃなくて、しっかりまたそこで還元する、商店街も潤うよという。やっぱりそういうところは、いろんなところであるんですね。もう全然新しい事業でも何でもなくって、もう東京はたくさんありますけれども、やっぱりこのあま市なんですけれども、やっぱり2年間で1回切り、それで上限が1万円で、3分の2は補助しますよ。だから、最高3万までは使えますよということで

すね。それで、やっぱり、これは町内のお店ですよね。ここからしっかり買ってください。これ以外は絶対、レシートとちゃんとあるんですよね、小売店のそういうものを見せて、きちんとそういうのを見せて、商品券をいただく。そういったところはたくさんあります。

あと、阿見町でやってるプレミアム商品券です。それをそういうクオカードとか、そういったカードもしっかり使って、エコアクションポイントってあるんですけど、ちょっと阿見町では、使ってる方も少ないかなと思うんですけれども、そういったカードも使えるということで、もういろんなところでやってますので、研究課題には全然うすくないと思いますので、もうできれば1日も早く商品券がまた商工会で、その節は使えるのと同時に使っていただければ、なおなおとても相乗効果でいいのかなという、そのように期待いたしまして、それで、あと1点、今、始まってます太陽光発電、ちょっと手が届かない方も大勢いらっしゃいますので、これ9万円しっかり戻ってくると。それは現金なんですけれども、それもしっかりと、そのうち商品券でやるっていう、そういったこともやってくっていうのが、とっても町にも配慮しているっていう、それはいいんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長(天田富司男君) いろいろいろいろ提案はされましたんで、まあ、検討はするんですけど、まず、もうね、太陽光の補助事業はやってるわけですから、あと、先ほど、防犯灯のLEDはやはり町の業者にやっていただくっていうようなこと。そして、各家庭に対してのLEDが補助はやる、その手法はどうしたらいいかっていうのは、ここ1年きちんと考えて、なるべく町の業者ができるようなシステムにできれば、これが一番いいっていう、誰も思ってる。町の職員も思っているんですよ。担当も。だけど、どういう手法があるかっていうのは、また今から検討しないと、できるできないは、今言えないんでね。ただ、そういう検討はしていきたいと思っています。

- ○議長(倉持松雄君) 10番難波千香子君。
- ○10番(難波千香子君) じゃあ、よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

待機児童対策について伺います。

待機児童ゼロ対策として、今年度からうずら出張所の一部の活用、さくら保育園の開園、家庭的保育事業として保育ママ制度を開始、受け入れ定員数を拡充してきました。が、毎年年度末になると、町民の要望に追いつかない状況が続いております。平成27年度、本格スタートする子育て3法による子ども・子育て支援新制度の施行に向けて、アンケート調査も終了したとお聞きしているところでありますが、ぜひ、ニーズを反映させ、保育の質・量を拡充させていただきたいと思います。

国の2014年予算案としましては、保育所の運営費なども含めた待機児童解消関連予算全体では、6,929億円が計上されております。待機児童解消に向けて、幼保連携型の認定こども園を拡充する方針が打ち出され、一方阿見町においては、保育園は定員いっぱい、反対に幼稚園の定員割れが大きいところが存在します。このような阿見町の待機児童の現状を客観視すれば、課題は明確になると思います。

そこで伺います。

まず、待機児童の現状と今後の対応について。

次に、政府の子ども・子育て会議では、保育所を利用できる保護者の就労時間の最低基準について、月48時間から64時間の範囲で、市町村が自由に決められるとなっていますが、当町の入所・入園の条件は緩和に向け、どのようにしていくのか。

最後に、学校区保育所は、26年度閉所し、取り壊しになりますが、その後の対応はどのよう にしていくのか、ビジョンがあればお伺いいたします。

- ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。
- ○町長(天田富司男君) 待機児童対策についての御質問にお答えいたします。

まず初めに、現状と今後の対応はどうなのかについてであります。

平成25年4月に民間保育所さくら保育園が開園したことにより、公立保育所4所、私立保育園3園の計7カ所で保育事業を運営しております。これにより、町の保育における定員数は、前年度の615名から、今年度は150名拡大し、765名に定員数を増やしました。しかしながら、年度当初における待機児童は2名発生しており、平成26年2月1日現在、入所を希望される待機児童数は52名まで増加しております。

今後の待機児童解消へ向けての取り組みといたしましては、今年度より開始しました家庭的保育事業において、平成25年10月の時点で定員数を満たしましたので、平成26年度では、新たな家庭的保育事業の公募を実施し、待機児童の解消や多様な保育ニーズへ対応する事業所数の拡大を図ってまいります。

さらに、平成26年度に、町内の民間保育園において入所定員の拡大計画があり、約60名規模の保育所増改築を実施する予定です。また、別の私立幼稚園において認定こども園の認可取得を行い、乳幼児への預かりを実施する計画があり、3歳未満児約45名の受け入れ拡大を行う予定があります。

これらの保育施設の増改築には、町として、必要な補助を行い、待機児童の解消を図ってまいりたいと考えております。

次に、2点目の、保育所・保育園における入所・入園の条件緩和に向けた対応策についてで あります。 保育実施の基準については、阿見町保育の実施に関する条例第2条において、大きく5つに 分類されています。昼間に労働していること。妊娠や出産間もない状態であること。疾病・障 害の身体であること。同居親族の介護をしていること。災害の復旧に当たっていることが原則 5項目の入所の条件となっております。それ以外のケースは、家庭状況等を考慮し判断してお ります。平成27年度からの子ども・子育て新制度については、認可保育所の利用要件の緩和が 進められ、報道等では、パートタイムで働く人や、休職中の方等の利用が可能になることが報 じられております。

当町においては、現在でも、家庭で児童の保育が困難な状態と判断した場合には、そのような方にも保育を実施しております。新制度施行においての正式な緩和策は、まだ発表されておりませんが、現在の受け付け基準と大幅な変更はせずに対応できると考えております。今後、正式な緩和内容が国より発表されましたら、内容に応じた保育の実施基準に改めてまいりたいと思います。

次に、3点目の、学校区保育所の取り壊し、その後の対応についてですが、学校区保育所につきましては、昭和46年より保育所運営を開始し、築42年が経過しております。一般の木造建築における耐久年数、耐用年数は約30年とされており、国、県等の補助事業を活用した木造建築については、15年以上は建て替え対象となっております。また、耐震構造も適用されていないことから、平成27年3月末をもって閉所することを予定しております。

閉所し、取り壊しの後の保育所跡地については、関係各課と土地の活用を検討してまいりたい、そう考えております。

○議長(倉持松雄君) それでは、ここで暫時休憩いたします。会議の再開は3時50分といた します。

午後 3時37分休憩

午後 3時50分再開

○議長(倉持松雄君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま,4番永井義一君,12番柴原成一君,7番平岡博君が退席しました。したがいまして,ただいまの出席議員は14名です。

ここで、本日の会議時間は阿見町議会会議規則第9条第2項の規定によりまして、あらかじめ延長いたします。

それでは、難波千香子君の質問を続けます。

10番難波千香子君。

○10番(難波千香子君) それでは、引き続きよろしくお願いいたします。

先ほどの御答弁では、待機児童が53名ということでよろしいでしょうか。52名。そうしましたら、申し込み数、選考の結果、どういう状況だったんでしょうか。教えていただけますでしょうか。

- ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。 ○保健福祉部長(横田健一君) はい、お答えいたします。平成26年4月からの入所希望の申 し込みの入所判定をしましたところ、46名が待機というような状況でございますが、その中で、 そういう第1希望、第2希望じゃないと、希望しないと。ほかはあいているんですけど、そこ を希望するというような方が11名おりますので、実質待機児童数は35名というようなことでご ざいます。
- ○議長(倉持松雄君) 10番難波千香子君。
- ○10番(難波千香子君) 先ほどの御答弁で、これからですね、認定こども園が1つできることと、あと皆増でということで、そうしますと、全部で105名、27年度から、計画では増えるというふうな形でよろしいですか。
- ○議長(倉持松雄君) 保健福祉部長横田健一君。
- ○保健福祉部長(横田健一君) 27年度4月から,先ほど申しましたように,民間の保育所で60名,それと,幼稚園ですね,認定こども園のほうで45名というようなことで,105名の増員,受け入れる枠が増えるんですが,学校区保育所60名の閉所を予定しておりますので,実質45名の増員というようなことでございます。
- ○議長(倉持松雄君) 10番難波千香子君。
- ○10番(難波千香子君) わかりました。この認定こども園というのは、随時、まだまだ募集、今回の子ども法案の補助の対象にもなってますので、そういったことで、町が大変だっていうことも御事情話していただいて、今後、オルティエ本郷のほうもございますし、長いスパンで見たときには、当然減るっていうのは、今のところ考えられない状況ですので、そういった働きかけはできるんでしょうか。
- ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。 ○保健福祉部長(横田健一君) はい、お答えいたします。民間保育所並びに幼稚園のほうで もですね、そういう状況を、やはり把握しておりまして、幼稚園のほうでも、前から認定こど も園、そういうような要望も何カ所か来ている状況でありますので、今後、そういう推移を見 まして、待機児童の数と鑑みながら対応していきたいというふうに考えております。
- ○議長(倉持松雄君) 10番難波千香子君。
- ○10番(難波千香子君) ぜひよろしくお願いいたします。そういったことをしていただければ、何とかまた増える。女性が生み育てやすい環境、そしてまた、阿見町を選んでいただけ

る環境になるのかなと思います。

ちょっと残念だったのは、去年漏れて、入れなくてほかの市に行ってしまったという、身近でお1人ですけどね、ええ、いるんだなあと思いましてね。やっぱり入れるところ行ってしまいましたね。本当にシビアというか、そういうので若いお母さん方は動いてしまう。そういった意味でも、ぜひ期待しております。

こういった募集要項とか、そういうのは、当然、広報とかそういうのでお知らせしていただけるんでしょうか。それと、あと、今度、子ども・子育て法案つくりますけれども、その中で、しっかり、病後保育とか、いろんな一時保育とか、そういうのも認定こども園の中で――保育所になるので、幼稚園ではそういうのはないんですけれども、当然、認定こども園ということは、そういうのも加味して、しっかりと……。どうなんでしょうか、その辺は。

○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。 ○保健福祉部長(横田健一君) はい,お答えいたします。ただいま,新しい次の次世代行動 育成計画っていうものを策定するに当たって,アンケート調査を実施しているというようなこ とを申しまして,まだその集計がまとまっていないんですが,その集計結果も参考にしながら, どういうニーズがあるのか,どのぐらいの待機が出るのか,そういう部分をよく精査しまして, 対応していきたいというふうに考えております。

認定こども園のほうにつきましては、保育所とは違ってますので、そういう病後児保育とかそういうものは受け入れられないというようなことでございまして、民間の保育所のほうで、そういう対応をしていただくというようなことで、町からも、そういうことはお願いしております。

- ○議長(倉持松雄君) 10番難波千香子君。
- ○10番(難波千香子君) わかりました。町からもお願いするということですね。よろしくお願いいたします。

そうしましたら、あとはですね、アンケート結果もこれからということで、またしっかりそれを加味しながら、精査していただきたいなと思います。

あと1点,学校区児童館の話は出てないんですけれども、そちらのほうは、一緒に当初は、 しっかりと取り壊しに入ると言ったんですけど、それ、何年か、そのまま、ちょっと遅いんで すよね、2年ぐらい。それをずっと……。どうなんでしょうか。よろしくお願いします。

- ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。
- ○保健福祉部長(横田健一君) 学校区保育所につきましては、27年の3月に閉所するというようなことで予定しておりまして、取り壊しにつきましては、具体的に、まだいつまでにっていうふうには決めていませんが、その後ですね、中郷保育所の改修工事等がありまして、それ

の一時そちらで預かるというようなことも今後予定されてますので、そういう改修工事が終わった後に、その取り壊しというものを考えていく、そういう予定でございます。

○10番(難波千香子君) 児童館が……。

○保健福祉部長(横田健一君) あ、すいません。児童館につきましてはですね、これも町の内部で、その後の建て替え計画、そういうものを策定しまして、今後ですね、今後の児童館のあり方、それから、その地域での、そういう児童館とのかかわりとか、その施設をどういうふうに有効利用していくかというようなことで、児童館についても、学校区保育所同様、建てた建築年が同じですので、かなり老朽化、耐震化がされてないというようなことで、すぐ取り壊して違う施設をつくればいいんですが、なかなか町の財政状況も厳しい中で、それにかわった、それをすぐ取り壊してつくっていくというのが、なかなか厳しい状況でございます。

昨年ですね、町の3カ年計画の中に、一応、そういう担当課から、そういう、次期のそういう児童館、複合施設ですね。児童館以外にも、ほかにもいろんな子供支援に係る事業を盛り込めるようなスペースを確保した施設をつくっていくのがいいだろうというような内容で計画をつくって、3カ年のほうには提案してきたところですが、財源等の問題もあって、それが具体的には、まだのっかってないというような状況でございます。

そういう中で、今後も、これからのですね、そういう子育て支援策をやっぱり充実させていくためには、やはりそういう施設も重要であるというふうに思いますので、そういう施設の整備について、今後も町のほうに予算要望、獲得できるようにですね、頑張っていきたいと、そういうふうに思っております。

○議長(倉持松雄君) 10番難波千香子君。

○10番(難波千香子君) ぜひ、よその先進事例も見ていただいて、計画もお願いしたいな と思いますね。

先ほども、老人がどっと増えますので、そういったことも考えながら、これからは、やっていかないと、子供だけというのは、ちょっとなかなか、それも必要ですけれども、その辺もしっかり研究課題にしていただきながら、いろんな方法あると思いますので、3年計画で、ぜひ、箱物というのは、ハードが高いですので、その辺もぜひ、町長よろしくお願いいたします。そういったいろんなものもありますけれども、しっかり、福祉課のほうで考えていただいて、そういったものも必要だとは、しっかり私自身も思っていますので、その中で、片手落ちのないように、いろんな人がおりますので、いろんなところで使えるように、やっぱりしていくほうが、よりみんなから理解が得られるのかなと思います。その辺は、またしっかり計画よろしくお願い申し上げます。

質問は、最後1点で終わりなんですけど、待機児童で漏れたお母さま方から、その漏れた後

のフォローがないんですけれども、そういった方が、横浜なんか、コンシェルというか、そいういう指導する。阿見の場合は、もう、漏れましたよって言って、その後、フォローとか、ぜひしていただきたいとは思うんですけど、当然、そういった課がないので、ちょっと厳しいかなと思うんですけれども、随時、途中でお電話入れたりとか、あきましたよっていう、そういうことはしていただいて、登録して、順番に入っていただくということでよろしいんでしょうか。

- ○議長(倉持松雄君) 保健福祉部長横田健一君。
- ○保健福祉部長(横田健一君) はい、お答えいたします。申し込まれている方につきましてはですね、その優先順位っていうのを決めておりますので、あいた状況であれば、その保護者のほうには連絡を随時とっているというような状況です。
- ○議長(倉持松雄君) 10番難波千香子君。
- ○10番(難波千香子君) ありがとうございました。じゃあ、しっかり、保育ママのほうは 今年もやっていただけるということで、しっかりその部分から始まるということで、しっかり とまたお願い申し上げて、今回、この質問は終了させていただきます。

それでは、最後の質問をさせていただきたいと思います。

公共施設の活用で文化教育のまちづくりの推進をについてでございます。

天田町長の所信表明の中でも、音楽を通してまちを元気に。本年4月から、本郷ふれあいセンターは入場料金を徴収する演奏会等も利用できるようになりますので、民間活力による芸術、文化事業の普及促進も図っていきますとございましたが、心から賛同する1人でございます。

我が茨城県は、岡倉天心、野口雨情を初めとして、多くの文化人を輩出してきた県ですが、 文化、芸術が身近な生活の場で触れることがまだまだ少ないのが現状であります。住民が文化、 芸術を甘受し、発信できるように、そして、子供たちにも文化、芸術に触れるチャンスをつく っていただければと思います。文化、芸術の阿見町を目指して、大きく発展できることを強く 願う次第であります。

そこで、伺います。

- 1点目,公共施設の活用で,県内各地で上映がスタートした復興支援映画「天心」上映を, 一般町民,小中学生対象に実施してはどうか。
- 2点目、学校教育で本物の芸術に触れる場を増やすべきと考えますが、現状と今後について。 3点目、基本理念を明らかにし、文化、芸術の振興に関する施策を総合的に推進するために、 文化、芸術振興条例の制定について見解を伺います。
- ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君,登壇願います。

[教育長青山壽々子君登壇]

○教育長(青山壽々子君) 難波議員の、公共施設の活用で文化教育のまちづくりの推進をについてお答えします。

1点目の,公共施設の活用で復興支援映画「天心」上映の実施はどうか。一般町民,小中学生対象はどうかについてですが,公共施設の活用としては,現在,公民館,ふれあいセンターで,音楽で元気にするまちづくりとして,各種音楽コンサートを初め,講演会や発表会,作品展示,映画会,各種講座,教室などを開催しているところです。議員御提案の「天心」は,復興支援映画として,県内の企業や市民団体,行政などの支援により制作されました。今では,県内の商業施設などで上映されるようになりましたので,今後,町での上映も検討してまいりたいと考えております。

2点目の、学校教育で本物の芸術に触れる場を増やすべきと考えますが、現状と今後についてお答えします。

現在、町内の小学校では、児童向けの劇団や阿見町吹奏楽団、県警本部音楽隊などに依頼して、演劇鑑賞教室や音楽鑑賞教室を行っています。また、2学期に行われた阿見町小中学校音楽会では、阿見町在住のオペラ歌手長美奈子さんにゲスト出演していただき、すばらしい歌声を披露していただきました。さらに、町内の各小中学校には、阿見町が生んだ油絵の大家長南一夫画伯の絵が飾られております。このように、各学校においては、本物の芸術に触れる機会を設けております。

今後も、これまでと同様、各学校の実態に応じて、無理のないように実施していただく考えです。

3点目の,文化・芸術振興条例制定についてですが,現在,町では,阿見町生涯学習推進計画に基づき,「みんながふれあう文化芸術のまちづくり」として,文化,芸術に触れるための環境づくりや,文化,芸術活動の育成支援に取り組んでいるところです。しかしながら,文化・芸術振興条例については,現在,未制定となっております。今後は,町の持つ地域特色を活かした条例が制定できますよう,先進地の事例を参考にするなど,情報を収集しながら,調査研究してまいりたいと考えております。

○議長(倉持松雄君) 10番難波千香子君。

○10番(難波千香子君) 大変にありがとうございました。今後,またますます教育委員会,また中心に,また生涯学習課も中心に,また町を巻き込みまして,そういった文化の薫る,音楽の薫る,そういった町に,ぜひしていただきたいと思います。その中から健全なる人間性が育まれたすばらしい子供が,土壌が子供に吸収されて,豊かな人間性が育まれるのではないかなと思いますので,とっても大事な教育だと思いますので,切によろしくお願いしたいと思い

ます。

一番最初の「天心の」これは本当に最後のところに、阿見町も協賛になってますので、ぜひに、楽しみにしております。よろしくお願い申し上げます。ぜひ、教育でも見せていただいて、映画というのは、本当に、しっかりと、目と耳と五感で入ったものというのは、一生涯の宝になりますので、ぜひよろしくお願いいたしたいと思います。それと、私も五浦に行ったときに、できたときに見させていただいて、本当に感動した1人でございます。

それと、ちょっと方向変えて質問させていただきたいんですけれども、阿見町では、阿見を音楽で元気にするということで、町長もしっかり所信表明等やっていただいているんですけれども、私自身も、やはり本来の阿見町っていうのは、文化振興策ということで、参加型の事業、そしてまた、鑑賞型の事業と2通りあるかと思うんですけれども、やはり、より多くの方が、より多くのそういった演奏会を持たれるということが大事じゃないかなと思うんです。それで、鑑賞型というのは、いろんなものを幅広く、1つに特化するのではなくて、やはり広いものをやっていくというのが大事ではないかなと思う次第なんですけれども、ここに、先ほどいただいた、主な施策の概要の中に、6ページですけれども、文化、芸術活動につきまして、先ほどいただいたんですけれども、自主的な文化、芸術活動を行う団体への支援を行うとともに、文化啓発のイベント、展示会などの開催を拡大し、文化に触れる機会と活動の場の充実を図ってまいりますということで、ずっとあるんですけれども、これは自主的ということは、解釈的には、これはボランティア的に、発表会とか、そういったところにしっかりと力を入れていくという解釈でよろしいでしょうか。

○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長(竿留一美君) お答えします。1つはですね、文化啓発のための取り組みっちゅうことで、生涯フェスティバルなんかを開催するちゅうのがありますよね。先ほど、教育長が答弁しました各公民館における作品展、コンクール、それから、音楽で元気にするまちづくり事業っちゅうことで、文化の啓発っちゅうことでやってて、もう1つは、文化活動っちゅうことで、我が町にも文化協会っちゅうのがあるんですね、文化協会。それから、文化協会に所属する団体、それから、同好会など任意で団体を持ってるわけで、そういう方々に、例えば音楽で元気にするまちづくりに参加していただくというような形で、どんどん発表の場所をつくっていただくっちゅうような形で。

[「ボランティアかどうかって聞かれてる」と呼ぶ者あり]

○教育次長(竿留一美君) ボランティアっちゅやあ、ほとんどボランティアであるんですね。 1回参加した団体には、謝礼として1万円を渡しっちゅう形を今とらせていただいております。 これが20人であろうが30人だろうがっちゅうことで、参加していただくっちゅうような形を、 音楽で元気にするまちづくり事業については、そういう形で、ほとんどボランティアっちゅう 形で、発表の場を提供してて、みんなで音楽で元気にするっちゅうことでやっております。 以上でございます。

○議長(倉持松雄君) 10番難波千香子君。

○10番(難波千香子君) ありがとうございました。じゃあ,しっかりとボランティアで広くやっていくというのが,教育委員会の,そういう方向で行くということでよろしいでしょうか,御理解は。私もそれが同じ,そういう思いでおりますので,本当にこの間の3月2日ですか,しっかり,町の音楽の日ということで,聞かせていただいて,本当に元気でね,皆様,定期発表会,日曜日のたんびにね,結構やってらっしゃいますよね,もう回れば,いろんなことで。そういうのでまちおこしっていうんじゃないんですけれども,大事かなと思いますので,ぜひ,そういったスタンスで,これからも貫いていただきたいなと思います。

そして、あと、お正月にここで、いろんなやっていただいてますけれども、そういったこと もぜひ続けていただいて、当然、いろんなロビー等で、やっていただければなあと思います。

あと、いろんなところで、いろんな庁舎でやってるんですよね。ランチタイムコンサートとかね、あとは、ピロティシアター―演劇とか、あと、吹奏楽ですかね、発表会、この間もね、阿見小学校最後の発表会、そして、みんな涙、涙で。そういったことも、そういういろんなものを絡めて、また新たな仕掛けで、そういう空間も使っていただいて、より、今やっていらっしゃいますけれども、喜ばれることをもっとやっていただければなと思います。よろしくお願いいたします。

そして、あと、教育委員会のほうで、小学校で長美奈子さんを呼んでいただいて、指導もやっていただいた、学校の授業もやっていただいたということをお聞きしているんですけれども、違いますか。その様子だけ聞かせていただいて、子供たちが非常に本当にこんなに変わったということを、いろんなお母さんから聞かせていただいて、ぜひお話を伺いたいと思います。音楽の力はこんなにすごいんだということを、ちょっとまた聞きなものですから、ぜひお聞かせ願いたいと思います。

○議長(倉持松雄君) 指導室長根本正君。

○指導室長(根本正君) では、お答えいたします。県の教育委員会が主催になりまして、あと、ロータリークラブのほうが共催という形でですね、岡本静子さん、それから午来千鶴さんという歌う人とピアノを弾く人が、本郷小学校と、それから阿見小学校、こちらのほうで、ボランティアで授業をやっていただきました。それぞれ3クラスある学年なので、1クラスずつ3回にわたってですね、やっていただきました。それが非常に好評だということで、舟島小学校では、有料で、少しお金を支払いしまして、呼んでやっていただいたということで、3校で

実施をして、大変好評だったということです。

以上です。

- ○議長(倉持松雄君) 10番難波千香子君。
- ○10番(難波千香子君) そこに町長もいらしたということで、ぜひ、どんな感じだったんでしょうか。
- ○議長(倉持松雄君) 町長天田富司男君。
- ○町長(天田富司男君) やっぱり、子供たちがね、音楽に触れて、それぞれ生き生きと、返事もよくなり、やはり楽しかったなあと。私も聞いてて楽しい授業だったなあと思います。やはり、今後、広範囲な形で、そういう文化とか、音楽とか、芸術とか、特に本郷ふれあいセンターが、今度は民間で使えるわけですから、やっぱり民間活力を使うということ、そういうことが大事なんじゃないかなと。それで、予算は限られてるわけだから、そういう面での予算の使い道は、また今後考えていかないといけないなと。もうちょっと広範囲な形で、町民の皆さんに楽しんでもらえる演題をつくるということを、やっぱり考えていかないと、1つに固執していてはだめだなという思いはしております。
- ○議長(倉持松雄君) 10番難波千香子君。
- ○10番(難波千香子君) わかりました。ありがとうございました。ぜひまた、今、3校ということで、よその、やっぱりね、8つありますよね。ぜひまたいいものは全校にやっていただきたいというお声がありましたので、ここでお伝えさせていただきたいと思います。

あと、文化協会があるんですけれども、随分、文化会館がないんですけれども、練習する時間が2時間で、そういったスタンスがあるので、ぜひ教育委員会のほうでも、懇談をしていただいて、なかなか時間が、もう本当にとるのを御苦労されているということで、もうできれば無料でね、使っていただきたいななんて、私個人的に思ったんですけれども、そういったことも今後の課題かなと思いますので、そういったこともぜひ聞いてあげることが、気持ちよくまたね、皆さん、定期演奏会につながるのかなと思いますので、ここで要望しておきたいと思います。大変にありがとうございました。

以上で質問は終了させていただきます。

○議長(倉持松雄君) これで10番難波千香子君の質問を終わります。

次に、6番飯野良治君の一般質問を行います。

6番飯野良治君の質問を許します。登壇願います。

[6番飯野良治君登壇]

○6番(飯野良治君) 皆さん、こんにちは。最後まで緊張感を持ち続けられると、最後はそ ういうことです。 質問に入る前に、傍聴席の皆さん、議員の皆さん、執行部の皆さんに、ちょっとお知らせを してから、質問に入りたいと思います。

3月の8日ですね、土曜日、「奇跡のリンゴ」の木村秋則さんが、茨大の農学部100番教室で講演会を行います。去年1年、小学館の企画で、阿見の谷津田で米づくりをして、その報告も兼ねています。今、岩手県を初め、県外から申し込みが続々入ってます。県庁も県会議員を初め、多くの県の方を連れて来てくれるということで、楽しみにしております。ぜひ、皆さん来てください。

それとね、町長にはですね、来ていただいて、木村さんと再び会っていただいてね、あのと きの笑顔をもう一度ね、取り戻していただきたいというふうにしときます。

[「取り戻すって、おかしい」と呼ぶ者あり]

○6番(飯野良治君) あ、そうか。いやいや、最近あんまり笑わねえからね。

それでは、質問通告に従い、教育長に質問いたします。

新しい給食センター稼働後の現状と課題について伺います。

新しい給食センターが昨年の8月,初めて稼働して,約半年がたとうとしています。公設民営のシステムで子供たちに届けられる給食は,古い給食センターのときとどう変わったのか, 具体的にお聞きいたします。

1つ目です。1つ目は、新しいセンターでつくられる給食を食べて、子供たちの反応でございます。メニューや食味の面で、調査、改善はしているのかどうか。この点にまず1点お聞きします。

2点目です。子供たちの代表と定期的な意見交換の場を設ける用意はあるのか。これが2つ目でございます。

- 3つ目は、和食。日本の伝統食の比率を上げる必要性について伺います。
- 4番目です。納入業者、生産者との話し合いは持たれているのかどうか伺います。
- 5番目です。稼働後の施設の改善点は、具体的に幾つ指摘されているのか伺います。
- 6番目、配送業務の課題は見えてきたか。何があるのか。
- この6点についてお伺いをいたします。
- ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君,登壇願います。

[教育長青山壽々子君登壇]

〇教育長(青山壽々子君) 飯野議員御質問の,新給食センター稼働後の現状と課題について。 まず1点目の,子供たちの反応はどうか。メニュー,食味など子供の視点で調査,改善はして るのかについてお答えをします。 新学校給食センターになって、御飯がおいしいとの声を多く聞くようになりました。おかず は基本的に旧給食センターとのときと同じ味つけで行っていますので、児童生徒は従来と変わ りがないと言っております。

また、スチームコンベクションオーブンの導入により、今までできなかった煮魚や蒸し焼き料理ができるようになり、メニューのレパートリーが増えました。新しい料理を多く出せるようになり、児童生徒の食の体験を広めることができています。

栄養教諭や栄養士が味つけや給食の量、メニューの組み合わせに関して、各学校を訪問して、 教室で児童生徒と一緒に食べながら、教員や児童生徒から感想などを聞き、献立作成や調理の 際の参考にしています。

2点目の、児童の代表と定期的な意見交換の場を設ける用意はあるかについてですが。現在、 各保育所や小中学校から、当日の給食内容についての意見や感想等を、毎日、給食評価表に記載してもらっています。

次に、3点目の、和食――日本の伝統食の比率を上げる必要性についてお答えします。

週4日,主食が御飯となったことで,和食の献立を増加させています。和食中心の献立にすることにより,魚の料理を多く取り入れたり,みそやしょうゆなど,さまざまな日本の伝統食材を用いた食文化に触れる機会を増やすことができています。

4点目の、納入業者、生産者との話し合いは持たれているかについてですが、地産地消推進のためにも、地元の阿見産直センターやJA茨城かすみとの連携を図っています。地場産の旬の食材を積極的に取り入れるために、年度当初に納入業者、生産者との計画的な話し合いをしております。

5点目の、稼働後の改善点は具体的に何点指摘されているかについてですが、まず、食材の 到着を知らせるインターホンの設置が1カ所不足しているということを指摘されております。

また、2点目は、インターホンの設置位置が高いので、軽トラックで搬入に来た場合、納品が容易でないという意見を聞いております。

3点目は、納品時に数量の確認等の検品作業をしているため、待ち時間が以前より長く感じられるようになったという意見を聞いております。

インターホンの不足と設置位置については、外構工事完了後に低い位置に移設することにより解消できますが、待ち時間の短縮については、施設の安全性確保のため難しいので、納品する者と職員が、今まで以上にコミュニケーションをとるよう指導してまいります。

最後に、6点目の、配送業務の課題は何かについてお答えします。

新給食センターの配送業務については、シルバー人材センターに委託しております。現在まで遅延等は発生しておりませんので、特に大きな問題は発生しておりません。引き続き、定刻

までに、安全に、確実に給食を各学校や保育所に届けてまいります。

○議長(倉持松雄君) 6番飯野良治君。

○6番(飯野良治君) ありがとうございました。今の教育長の答弁でもあったんですけども、御飯がね、おいしいということ、それと、味つけは旧センターと同じようにやっているんで、新しくなっても、前とそんなには変わらないというのと、少し、スチームですか、コンベンションシステムっていうのがあって、蒸すとかね、そういうメニューがね、増えたということで、子供たちにとっては、比較的好評だというような話がありました。

私もね,この間,たまたまお休みの職員があったときに,給食センターに行って,石神所長にね,それを1人あいてんのがあるということで,食べさせていただきました。非常に,量も味もあって,私もね,これだったら,子供たちも満足するっていうか,おいしいだろうなという感じは持ちました。

そこで、お聞きします。いわゆる食べ残しですね。子供たちが給食を食べるときに、量が多かったり、嫌いなものがあったときには、多分、完食する生徒ばっかりじゃなくて、残す人もいると思うんで、その残渣の量、以前と比べて増えたのか減ったのか、残渣がね。その残渣は、どういう形で処理をなさっているのか。まず、そこをお願いします。

○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。学校給食センター所長石神 和喜君。

○学校給食センター所長(石神和喜君) ただいまの飯野議員の質問にお答えいたします。まず、残渣—食物、給食の残渣の量なんですが、これはですね、残食、調理—特に汁物等ですね、万が一に備えて、多少多目につくってございます。その分と、学校から返って、保育所から返ってきます、毎日のいわゆる食べ残しですね、残食、それを合わせたのが、データをとってございまして、給食センター、御存じのように、本格的に始まったのは2学期、9月2日からでございますので、その分を入れますと、9月が、データ入れますと、1日平均が376キロございました。これがですね、12月には269キロ—1日平均ですね。約28.5%ほど減っております。これ当初は、やっぱり、炊飯ラインが初めての運用ということで、万が一、ミスとかお焦げとかありますと、出せませんので、その分で多少余分につくった面もございますので、その辺で多少多かったんですが、現在はだんだん、3割ほど減っていると。多少、当然、その日の献立の組み合わせによって前後はいたしますが、資源の無駄にならないように、給食費の有効効率を図るためにも、削減に努めております。

旧センター時との比較でございますが、当然、詳しいデータ、ちょっと手元に持ってませんが、おそらく、その当時よりは、大分増えているのは事実でございますが、それは御飯ですね。 何回も言います、重複しますが、子供たちが、せっかくの炊きたての御飯ですので、御飯をど んどんおかわりしていただくために、お米を十分炊いておりますので、その辺で増えてございます。

以上であります。

- ○議長(倉持松雄君) 6番飯野良治君。
- ○6番(飯野良治君) ありがとうございます。残渣の量で、そのおいしさをはかる。うまくないから食べ残しがあるということではなくて、当然、今、石神所長が言ったように、おかわりもできるように多目につくったりして、これは当然ね、そういうことでの残りはあると思います。

1日300キロ近くのね、減ったとはいえ、そういう食べ残しはね、どうしてもこれは自然発生的に発生するわけで、これの処理方法っていうか、この活用ですね、改めてリサイクルをして、土に返すとか、いろいろ方法は考えられると思うんですけれども、そこを、やっぱりこれからは、あれだけ先進的な設備を持った給食センターなんで、最後まで、またそれが土に返るように、まあ、いわゆる結末としてそこまで行かないと、なかなかね、完結しないと思うんで、そこをどういうことを考えているか、そこだけをお聞きします、この点についてはね。よろしくお願いします。

- ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。学校給食センター所長石神和喜君。
- ○学校給食センター所長(石神和喜君) 先ほど、ちょっと答弁漏れまして、現在はですね、全て残食分につきましては、残念ながら、毎日クリーンセンターに全て廃棄している状況でございます。さらに、今、御指摘の質問の件でございますが、当然、食品リサイクル法等に鑑みまして、リサイクル等、昨年度からですが、調査研究いたしております。昨年度、埼玉県の所沢市に視察行かしていただきまして、ここは全ての給食の残渣を肥料化、民間工場に持ち込みまして、リサイクル化してございます。あと、最近調べた例ですと、豚のえさですね。それにも有効活用って、農水省のほうで推奨している例が、仙台のほうで、仙台の生協のほうでやっているところで、その辺の調査研究を来年度に向けてさらに進めて実現化したいと思います。

以上でございます。

- ○議長(倉持松雄君) 6番飯野良治君。
- ○6番(飯野良治君) ありがとうございます。ぜひですね、今言ったような、肥料とか飼料に再活用してですね、それがまた作物を育て、家畜を育て、そしてまた人間がそれを食べるという形で、無駄のないような、理想的なね、システムに育てていってほしいということをお願いします。

それと、御飯の種類がですね、今回のセンターで一番のね、町長がやっぱり新しい給食セン

ターをつくる上で、ここが売りだっていうかね、特徴に上げた米飯ラインですね。御飯が炊き 方が、初めはやっぱり機械のシステムになれないで、うまくはなかったけど、最近はうまいと。 この御飯の種類は何種類ぐらい、今つくってますか。

- ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。学校給食センター所長石神 和喜君。
- ○学校給食センター所長(石神和喜君) ただいまの質問にお答えします。議員御質問の内容 の確認なんですが、種類というのは米の種類の、コシヒカリのことですか。
- ○6番(飯野良治君) いや, 白米とか……。
- ○学校給食センター所長(石神和喜君) わかりました。白米ですね。白米いわゆる御飯ですね、御飯。麦御飯ですね、麦御飯が一番多うございます。あと、ワカメ御飯ですね、まぜ御飯。あと、先週、この間初めてやったんですが、ちらしずしですね。今まで、委託ですと、そういうのができませんでしたが、これから自前で全て調理できますので、ひな祭りに合わせた献立ということで、ちらしずしとかドライカレーとかですね、そういうレパートリーが、主菜とともに増えている傾向でございます。今後も調査研究、栄養士といたしまして、レパートリーをどんどん広げて、さらに拡大したいと考えております。

以上でございます。

- ○議長(倉持松雄君) 6番飯野良治君。
- ○6番(飯野良治君) 和食の比率を高めるというやつに、一番この御飯がね、主食が影響してくるわけで、種類の多さもさることながら、その季節感を取り入れて御飯がね、調理できるようになったというのは、すごいね、子供たちにとっては幸せだし、あつあつの炊きたて御飯が食べられるっていうのはね、楽しみにもなってくると思うんですね。この間、食べたときも、非常に御飯がね、ふっくらしておいしかったんで、このシステムをね、本当に宣伝してね、子供たちに、阿見の給食センターは本当にすばらしいんだっていうことをね、自覚してもらってください。

それで、その炊きたてやみそ汁の調理されたものが、シルバー人材センターのトラックで学校まで届けられるんですけど、その間の、いわゆる容器が、この間、私も見させていただきました。非常にね、コンパクトなのに驚いたんですよ。もっと大きいもので、ばっと持っていくのかと思ったら、意外とコンパクトで、しかも二重になってて、で、あのできたときの温度と運んだときの温度差ってのは、どのくらいあるんですか。

- ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。学校給食センター所長石神 和喜君。
- ○学校給食センター所長(石神和喜君) ただいまの質問にお答えいたします。給食は全てで

すね、中心温度85度以上になるように、ノロウイルス対策等食中毒防止のために調理を行って おりますが、残念ながら、学校・保育所に届いた時点での温度の測定はいたしておりませんの で、正確なデータはありませんが、まあ、二重食缶で、温かいものは温かく、冷たいものです ね、上に保冷剤、夏等、サラダ等は乗せまして、冷たいサラダ等はそのまま冷たくおいしくい ただけるように配慮はしてございます。

以上でございます。

- ○議長(倉持松雄君) 6番飯野良治君。
- ○6番(飯野良治君) 教育と医療はね、やっぱり、余り経済で、高い安いで物事を判断して やっちゃいけないというのは、私は鉄則だと思うんですね。だから、いいものを本当にそのこ とにかけるのが、今、天田町長が言っている人づくり。やっぱり給食は、やっぱり体をつくる っていうのがもちろん大原則ですけども、やっぱり食べることによって、アグリカルチャーで すから文化ですから、文化の原点だから、やっぱりその原点をね、大切にする気持ちを給食で 育んでもらいたいということを、すごく感じています。

2番目の、定期的な意見交換の場を設ける用意はあるかっていうことで質問したんですけども、毎日ね、給食評価表を出しているということで、食べ終わった後のアンケート調査ですね。味、量について。これは非常にね、効果的だと思うんですね。食べてすぐっていうのは、やっぱり食感が、食味が残っているときに、やっぱり今日の給食はどうだったのかっていうのを、文字にしてやったり、ちょっとね、表現をしてもらったらいいと思うんですよ。ただ丸つける、おいしい、おいしくないじゃなくて、どういうおいしさがあったらいいのか。それ表現だから、いやいやこれはね、ちょっと口の中でとろけるような食感があったとか、いろいろ表現の仕方はあるんで、それをね、評価方法に、単なるアンケートのマル・バツじゃなくて、ちょっと意見もね、書けるようにしてもらったら、なおかついいのかなと、そういうことも思いますけど、そういうことできますか。

- ○議長(倉持松雄君) 学校給食センター所長石神和喜君。
- ○学校給食センター所長(石神和喜君) ただいまの御質問でございますが、御説明漏れまして、その点に関しましては、既に実施してございます。具体的に、各学校の給食指導の先生に御意見集約していただきまして、率直な感想ですね、文章で、アンケートっていうか、率直な感想を。例えば、組み合わせがいいばかりじゃなくて、味と量、あと組み合わせ等に関しましての、毎日の感想をいただいております。

以上でございます。

- ○議長(倉持松雄君) 6番飯野良治君。
- ○6番(飯野良治君) 石神所長,本当にね,私も行くとね,熱心だなと思って,感心はして

ますけども、細かいところに、やっぱり目を配って、子供たちのね、動向を、これからもね、 見続けていってもらいたいなというふうに思っています。

この間,3月の1日ですね,「あみまちを食べよう」シンポジウムが医療大学で開かれて, 東京大学の小泉先生の講演がありました。私も給食の質問をするんで,これは聞きに行かなく ちゃいけないと思って,聞きに行きました。このとき,小泉先生が言われたことをね,ちょっ と確認したいんですけども,和食の効果は何だと思うか,ちょっと教育長にお聞きします。小 泉先生が言われた和食の効果とは何だ。講演行かれましたよね。

- ○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。
- ○教育次長(竿留一美君) お答えします。私も一生懸命メモをとりましたので。1つ思い出は、医食同源というのがありましたね。これは中国のですね、薬食同源の思想から来てるっちゅう、日本の俗語っちゅう形でありまして……。あ、思い出しました、はい。
- ○議長(倉持松雄君) 答弁者交代いたします。
- ○教育次長(竿留一美君) じゃ、かわります。
- ○議長(倉持松雄君) 教育長青山壽々子君。
- ○教育長(青山壽々子君) 人間は大きく分けると2つの遺伝子を持っていて、1つは民族からの遺伝子、もう1つは家族から受け継がれた遺伝子を持っていて、和食の効果というのは、その日本人の遺伝子の免疫力を高める。お肉とかそういうものをたくさん食べると免疫力が高まらない。その遺伝子を傷つけてしまう。だから、肉を食べるときは、必ず野菜を食べなさい。日本人は草食系の遺伝子を受け継いできているので、そういう遺伝子で民族が成り立っているから、できるだけ野菜をたくさん食べなさいというようなことでいいんですか。
- ○議長(倉持松雄君) 6番飯野良治君。
- ○6番(飯野良治君) 思い出してもらってありがとうございました。これが一番ね、小泉先生が言いたかったと思うんですよね。今、家庭で、普通は和食としてね、当たり前におかずが出てたものが、今、冷凍食品でチンが多くなってきて、なかなか素材からつくることが少なくなってきたという中で、子供たちの現状はどうかということを、先生もやっぱり一番危惧してたんですよね。堺市で、前、O157が大発生したときに、かかった子供とかからなかった子供を系統的に追跡調査、家庭まで行ったら、かからなかった子供の特徴は、やっぱりA157にかからなかったがらなかったっていうね、検査結果が、これは出ています。今、いろんなウイルスね、ありますけども、これ全体平均に誰もが吸ってるんだけど、かかる人はかかる、かからない人はかからない。その差は何かっていうと、やっぱり食べ物だっていうふうな規定の仕方も出てくるんですね。

私はいつも思うんですけども、家庭の中で忙しくて、だんだん食生活がね、変化してきてい

るし、それはやむを得ないんだけども、だからこそ、給食の果たす役割は、非常に大きくなっていると。家庭料理にはかえられないけども、1日1回ですね、きちっとした、やっぱり調理師さんがつくった、しかもしっかりとした地元の野菜や米を使って調理したものを学校でみんなで楽しく食べると、おいしく。そのことが、子供たちの健康にどんなふうにね、プラスに影響してくるか。これはね、ぐっと新しく給食センターになってから、例えば3年とか5年スパンで、ちょっとね、いろんな意味で統計っていうか、健康的な面での見直しをしてったら、これは面白いものが出て来るなと思っているんです。だから、ぜひですね、教育委員会も、そういう統計をね、専門家の人が、栄養士さんもいらっしゃるし、こういうものをぐっとこうメニューの中で食べさせ続けていることによって、こういう効果が出てきましたって、すぐにぱっと変わるわけじゃないけども、やっぱり、5年、10年のスパンで、多分ね、いろんなプラスの効果が出てくると思います。

小泉先生の貴重なね、講演を、やっぱりどう活かすかは、やっぱりそこに、阿見に住んでる 人たちだし、どんな立派なシステムを持ってても、それを運営するのは、そこに住んでる人た ち、阿見の職員の人たちだし、それを食べる子供たちなんだから、そこをね、きちっと皆さん がよく認識をして、これからそれを活かしていくということで、もっともっと阿見町がね、す ばらしい食文化を持っている町だというふうに言われるように、努力していっていただきたい というふうに思います。

4つ目の質問ですが、納入業者、生産者との話し合いを持たれているかっていうのは、地産地消で、JAとか阿見町有機センターですね、からも米や野菜を入れてる。それと納品業者ですね。市場から入れてるものもあります。その業者との話し合いは持たれているかっていうことは、あるという、先ほどもね、言ってたけども、これは、なぜこういうことを言ったかっていうと、つくる人、納品する人と、あそこで働く栄養士さんや現場の人と、信頼関係――素材を納める人とそれを調理する人の信頼関係がないといけないんで、できる限りね、あそこでただ待っている――確かに寒いときに待ってるの、みんな大変なんですよ、外で。だから、そういうときにも、何かコミュニケーションがあったりすると、随分信頼関係が違うのかなと思うんで、先ほどね、信頼関係をつくる上で、そういうコミュニケーションをと、その待ってる時間にね、言われましたけど、ぜひそれは、職員の方にも徹底してやってもらってください。

そのときに、生産者とつくる人、で、食べる人はどうかというと、子供たちですよね。子供たちも、給食費は払ったから、自動的に給食が運ばれてくるという単純な認識ではないことは、もちろん、いろんな食育でわかっているんだけど、その思いをはせるね、いわゆる、雪のときに雪をかき分けてニンジンを掘って、納品に間に合わせると。私もそれ1日やりましたけど、いや、ここまでしてやんだなと、自分でもしみじみ思いましたけど、そして、それを洗って調

理する人、それをシルバー人材の人が、事故のないように時間に届ける。そういった人たちの連携があって、自分たちの命が支えられていると。そこのところにね、思いをはせるっていうことが……。南国市って、小泉先生が紹介されましたね。日本で一番、食育っていうか給食で進んでいる市は南国市だから、阿見は南国市に見に行ってきたらどうですかっていう話もありましたけど、南国市見たら、やっぱりね、南国市がすばらしいのはね、システムは阿見のほうがすばらしいけども、その意識がね、やっぱり皆さんが思いをはせてるっていうところにすばらしいところがあるんだなと。だから、小泉先生が日本一だっつったのは、そうだと思うんですね。その可能性は、阿見は一番秘めてるんで、ぜひこれから、小泉先生が講演の中で、阿見を見に行ってきなさいと、ほか行ってね、言うくらいに高めていってもらいたいというふうに思いました。

それと、5番目ですけど、インターホンで内部との意思の疎通ができないと。いわゆる稼働 後の施設の改善点はないのかっていうことで、当然、幾らすばらしい設計でも、使ってみれば、 現場と設計との違いは必ず生まれますからね。不具合もあるし、細かいスイッチの位置の場合 もあるし。私は、これは納入生産者の1人として、あそこへ行って、持ってって、いや持って きたよっていうことを、中にいる職員の人に知らせるときに、知らせる手だてがなかったんで すね。向こうのほうへぐるっと,玄関のほうへ回ってって,初めはやってたんだけど,こっち 行ったら、高い位置にインターホンがあるんだけど、1回、台の上、この上に上がって、それ で押さないといけないところにある。一番使う野菜や業者の人が納品するところにはインター ホンがなかった。これは非常にね、設計上ね、見落としたのかなんかわかんないけども、わか らない。一度聞いたらば、ぐるっと入ってくるときに、窓があって、職員の人が事務をとって いる。その窓から目視で入ってきたのを見て、職員の人が、あ、来たなっつって、こっちに出 てくるんだっていう説明だったんですけど、実際には、窓の位置が高くて、軽自動車なんか入 ってきてもね、窓から目視でできないんですね。2トン車の大きなやつだったら、それはわか るでしょうけども。だから、そこには、すぐに……。密閉性が要求されるのは十分わかります し、あけたらすぐ閉めると。これがね、給食センターにとっては命だと思うんで、外と中の意 思疎通のためのインターホンは、そんなに費用もかからないので、ぜひ、早急におつけをいた だきたいと。つけてくれるって教育長も言ってましたから,それをお願いいたします。

6番目のね,配送業務の課題は見えてきたかっていうことで、シルバー人材センターがこれを担っているわけですけども、前はね、調理器具が、いわゆるお魚焼いたり何かするのに、その焼く器具が余り古くなっちゃってうまくなくって、その焼き物のときだけは、必ずおくれたそうですよ。これ実穀小学校に行って聞いたんですけども。今度はそれがなくなったと。当然、先ほどのあれで。だから、おくれは今のところないし、この間、雪のときも、きちっと事故も

なくて、届けていただいたということで、今、スムーズにね、配送業務がいってるなっていう のはわかりました。

ただ、あの配送車のイラストがね、私からするとね、誰がゴーサインを与えたのか知らないけど、いまいちちょっとと思ったんですね。何とかなんねえのかなって、今さらどうこうも言わないけども、あれはちょっとセンスの問題だから、いろいろね。あれでいいって言う人もいるし、いや、あれはちょっとおかしいなという……。何か魚屋さんみたいなんだもの、あのイラストは。そういう声もあったことをお知らせしときます。

1点目はですね、こういうことで、一連の私も給食センターに働く人や子供たち、学校の現場、話を聞いたりしてやって、稼働が半年されてもね、非常に高い理念でね、給食センターをつくられて、これからね、その高い理念が本当に体現できるように、これから、頑張っていただきたいなと。それには、生産者、調理をする人、運ぶ人、多くの人の上に立って、子供たち、自分たちの命を、これは子供たちばっかしじゃなくて、大人も本当はね、そこに心を運ばなくちゃいけないんだけど、どうしてもね、お金で解決するっていうふうになって、コンビニ行って、24時間、例えば、お金出せば、いつでも手に入ると思って、こんなばかな話はないんで、あそこまで形を変えるのには、相当な人が御苦労なさっているっつうことをね、現場の人はわかるんだけど、意外とわかんないことが多い。それを子供たちの時代から、やっぱりそこに思いをはせてもらうと。そのために、食育があると。で、うら谷津にも来てもらうと。で、今やってます田植えもね、小学校の学校で落花生をつくったりね、そんなことで現場に行ってもらいたい。これは非常に大人になってから役に立つんで、それをやってもらいたいということをお願いをして、1点目にしたいと思います。

- ○議長(倉持松雄君) では、2点目の質問に入ってください。6番飯野良治君。
- ○6番(飯野良治君) それでは、2点目に入りたいと思います。
 - 2点目はですね、朽ちるインフラの整備と問題であります。

2012年12月2日ですね、中央自動車道の笹子トンネルで天井が落下して、悲惨な結果を生みましたね。これは、金属附属物が34年間取り替えられていなかたっていうことが判明して、基本原因は金属疲労、老朽化っていうことになりましたね。

古くなっているインフラは、道路、橋、水道、下水道、学校、公民館、公営住宅など、全てのインフラが、同じような、だんだん老朽化になっているっていうのは、これは誰しもが認めるところであります。今回ですね、最初、冒頭、専決処分の報告がありました、7つ。これはね、道路の路肩が壊れて、車輪がね、壊れたと。こういうことは、これからも起こり得ることとして対処しなくちゃいけないということだと思います。

そこで、お尋ねします。

全域ですね,これは町全域です。それと,校区,これは小中学校区ですね。住区,これは66 区ですね。に分けた,町としてのマネジメントはできているのか。これは分け方の問題で,私 はそういう分け方でこれから整理していったらいいんではないかということで,そこを1番目 です。

2番目は、インフラの改修費用と延命効果について、非常にこれ抽象的なんですけども、前もって言っとくと、いわゆる今回みたいに、いわゆる穴があいちゃってから補修するのか、それとも、穴のあく前に、メンテナンスっていうか、それをやって延命効果を図ったらいいのか、そこですね。

3番目に、体育館の屋根塗装の時期についてということで、これは非常に具体的で、実穀小学校の体育館の屋根。これも、もう少し早ければ、多分、もちも費用も少なくて済んだんだけど、かなりね、赤さびが表面を覆ってしまって、あれを塗装しても、また下からさびが出て来るんじゃないかと。これもやっぱりインフラの費用。前もってやることが費用の軽減につながると。もうだめだって思ってからやると、もっと費用がかかる。その費用の、どっちが安くですね、維持補修管理ができるか。そのことも含めてお願いします。

それと4つ目。広域化、多機能化、ソフト化ということで、不動産、建物が余ってくるんで、これをこういう形で、1つのものを利用してくれば、多分ね、そんなに必要がなくなってくると。そのときの、そういった不動産の有効活用についての考えはあるのかということです。

よろしくお願いします, 町長。

○議長(倉持松雄君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君,登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長(天田富司男君) これが最後の質問ということで、飯野議員の、朽ちるインフラの整備と課題についての質問にお答えいたします。

まず、1点目の、全域、校区、住区に分けたマネジメントはできているのかについてお答え いたします。

我が国において,道路や橋梁を初めとする社会資本,インフラについては,その多くが高度 経済成長期に整備され,建設から40年,50年がたち,耐用年数の目安を超えるものが大量に生 じつつあります。こうしたインフラの老朽化が進む中,安定成長下にある現状において,限ら れた財源の中で,一時期に集中する更新需要に対応できないことが全国的に懸念されておりま す。

このような課題に対して、町では、町全体の視点に立ったインフラの維持、更新をマネジメ

ントしていくことが必要になると考えます。これにより、予算執行の平準化を図り、限られた 予算のもと、インフラの適切な維持管理を通じた安全な供用を実現するものとなります。

しかしながら、現時点では、こうしたマネジメント体制が構築されているとは言いがたい状況にあります。

御質問にありますように、町全域から住区単位といった空間的な広がりを区切ったマネジメントするものとなるかは別となりますが、町としてマネジメントの体制を整えていくことについて、今後取り組んでいくことが必要であると考えております。

次に、2点目の、インフラの改修費用と延命効果についてであります。

多種多様かつ大量のインフラを抱える町の現状にあって、今後見込まれる改修費用や延命効果、これらを全体として把握しているものではありません。したがいまして、ここでは学校施設を例にとり、これまでの耐震化事業に要した費用と今後の考え方について、質問に対する答弁とさせていただきます。

厳しい財政状況の中で、老朽化した学校施設の改修につきましては、校舎を全面的に建て替えるのではなく、耐震補強工事を行った後、施設の寿命を延ばすための改修工事を行う計画でおります。

耐震化事業に要した経費ですが、平成21年度から25年度までで8億8,167万円、平成26年度 分の3億4,045万円を合わせると12億2,212万円となります。

今後の考え方ですが、文部科学省の制度に、40年程度で建て替えるのではなく、建て替えと 同程度の機能を確保しつつ、工事費を4割程度削減でき、施設の寿命を70年から80年に延ばす ための改修工事に補助するものがありますので、今後、これらを活用することを前提に、学校 施設の改修計画を立てていきたいと考えております。公共施設の改修や統廃合、長寿命化など、 計画的に行うことは、財政負担の軽減や平準化につながるものであり、今後、公共施設等総合 管理計画を策定し、公共施設等の最適な配置や長寿命化に取り組んでいきたいと考えておりま す。

3点目の、体育館の屋根塗装の時期についてであります。確かに、先ほど飯野議員が言われたとおり、この時点でやればよかったということは言えますけど、なかなかそれには財源が伴うので、やっぱり、時期はどうしてもおくれたりするということが公共の施設の場合はあるのではないかなと思いますね。

小中学校の体育館屋根の老朽化を改善するため、平成21年度より体育館や武道場の屋根塗装を順次実施してまいりました。平成26年度には、実穀小体育館と吉原小体育館の屋根工事を行う予定となっております。

最後に、4点目の、広域化、多機能化、ソフト化、不動産の有効活用についての考えはある

のかについてであります。

我が国全体の人口が減少する時代にあって、行政サービスの維持及び向上は、町に与えられた課題であると認識しております。こうした課題に対し、周辺市町村との連携による相互利用や、町施設において、異なる用途の合築等による多機能化などについては、議員御指摘のとおり、サービスの維持及び向上を図る上で有効な手段と考えております。

これまでの取り組みの一例となりますが、稲敷市、河内町及び美浦村の近隣市町村との公の施設の相互利用に関する協定書に基づき、町民が他市町村の公共施設を活用することを通じた行政サービスの拡大を実現してきました。これについては、公共施設の建設等、多額の費用をかけることなく町民サービスの向上を図るものとなります。

今後の町政における施策、事業に当たっては、このような取り組みを図ることができないか、 有効に活用できないか、これらを常に意識するとともに、効果が見込まれるものについては積 極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長(倉持松雄君) 6番飯野良治君。

○6番(飯野良治君) ありがとうございました。町長、首長の立場に立てば、行政サービスは落とさないようにしながら、いわゆる維持補修をしていく。これを両方やってくってのは、非常に至難の技に近いんですよね、実際のところ。町民の多様な要望ってのは、財源が厳しくなろうと減ることはなくて、増えてくわけですね。そういうときに、じゃあ、どちらかを町民に、いや、今の懐具合はこれなんだから、少し我慢してくれと言うことをきちっとやっぱりそこは説明をしてね、納得してもらって進めていかないと、両方にいいほうには行かないんじゃないかということは、私も思います。

さっき言った全域っていうのは、自治体全体に効果を及ぼして、通常1つしかないもの、これを全域と。町役場、中央図書館、体育館、センターホール、こういうものですね。こういうものは、どういった形でやってくかっていうのは、今日、難波議員のほうからも、文化のね、ことでもあったけども、阿見単独でワンセットでそういうものを持つということを捨てて、いわゆる広域化――近隣の自治体と共有できるものは、お互いに利用し合うということをしていく必要性が必ずこれは出てくるだろうなと。あそこで建てたから、じゃあうちも建てようという時代は、もうとっくに過ぎちゃったということですね。

それと、校区ですね、小学校単位。いわゆる小中学校、保育所、幼稚園、児童館、老人福祉施設、公民館。ここはですね、先ほども、やっぱりこれも言われてましたけど、多機能化ですよね。小学校がもし統廃合なんかで、そこがもし廃校とか使えなくなったときに、それを多機能っていうか、いろんなものに使えるようにしていくと。本当は、最初から、今度、町長が言われているオルティエ本郷に建てられる本格的な木造の小学校ということであれば、小学校が

確かに目的だけにつくれば、そういうつくり方にもなるんですけども、そこがもし、数十年して減ったときに、そこに、もし減ったときのことを想定してつくれば、公民館とか老人施設とか、いろいろ、図書館とか、そこに併用して活用できる。その中にテナントとして入れる。そういう方式が、文科省の学校施設の在り方の検討にもね、2012年の8月に提言されてますけど、それは御存じですか。そういうつくり。2012年8月ですね、文科省の学校施設の在り方の検討、このこと。あ、間違った。ごめんなさい。

○議長(倉持松雄君) 町長天田富司男君。

○町長(天田富司男君) どうにしろ、今、多機能化ということで言われたんでしょうけど、まあ、新しい小学校の問題は、今後、その地域の人たちや、そういう新しい小学校に対しての、どういうものを建てていくかという、そういう委員会とか、そういうものができるわけですし、今後どういう形にしていくかは、今ここでどうのこうのっていう話はありません。ただ、木をね、木の小学校っていうわけじゃない。木を、木材を多く使った小学校で、やはり気持ちが休まるような、そういう小学校にしていきたいということです。

○議長(倉持松雄君) 6番飯野良治君。

○6番(飯野良治君) これは私の具体的なね、こういう小学校をつくれっちゅうんじゃなくて、いわゆる考え方、そういう施設をつくってく上で、当然ね、コンセプトというか考え方を、やっぱり幅広く持っていかないと、これから、今までのような箱物づくりでは、将来ね、ツケを残すということもあるんで、そういうときに、ほかにも使えるような多機能化ですね、それはぜひですね、首長になった天田時代に、やっぱりそういうものが考えられたんだというふうに、後の阿見の住民がね、評価できるように心がけておいてほしいなというふうに思います。

それで、先ほど言った、いわゆる現状は、維持管理は事後保全原則、道路に穴があいたら、穴が後で塞ぐと、この考え方が、結果的に事後保全費用を肥大化させ、財政負担を圧迫するということなんですけども、今の考え方、新しい考え方、予防保全という考え方で、穴があいてから補修するのではなく、穴があかないように管理する方式。予防保全費用は必要になるが、それ以上に、事後保全費用を圧迫することがなくなると。指定管理者と3年から5年の協定を結んで、委託業務の責任を持ってもらうと。日常的に監視が必要になるため、逆に言えば、地元の企業がそういうものに参加できる優位性があると。ほかの大手なんかは現場わかんないですからね。地元の人は、いつもそこ歩いたりなんかして、よくわかってる。自治体は、さっき出てきた長期包括的なマネジメントによって、税金の負担を削減すると。こういう方式を、ぜひですね、考慮にいただいて、今までのような事後から予防という考え方に。これは予防医学の考え方と発想は似てるんですね。悪くなってから、やっと費用が大きくかさむんだけど、予防的にやると、やっぱり建物も同じだという考え方なんで、ぜひ、その考え方を。

1つ最後に、そのことの感想を聞いて、私の質問を終わります。

- ○議長(倉持松雄君) 総務部長坪田匡弘君。
- ○総務部長(坪田匡弘君) はい、お答えいたします。まず、道路に関しましては、26年度予算で、道路ストック総点検委託料を計上してます。これは国の点検要領に従って点検してって、その後の維持管理も考えてくという内容だと思います。

それと、公共施設も、公共施設のマネジメントということで、ちょっと町のほうの対応、おくれてましたけども。今度、その管理計画、これも国で、つくりなさいというような指針がありましたので、これで取り組んでいきたいというふうに思ってます。その中では、今いろんな議論、お話出ましたように、維持管理それから長寿命化、それと総量を、やっぱり削減していくというような考え方。これは龍ケ崎のほうでも早目に出してますけども、やっぱりそういったことも検討していかなければいけない。それと、多機能化、そういったものを、もろもろのものを、この中で検討していきまして、やはりサービスを低下させないようなことで持っていきたいと考えております。

- ○議長(倉持松雄君) 6番飯野良治君。
- ○6番(飯野良治君) ありがとうございます。今言ったことは、負担は減っても、機能は落とさない。そのことがね、根底にあるやり方なんで、ぜひ、そこを実践をしてもらいたい。

この間、事故の、専決処分のあった、西大通りから実穀に抜ける通りなんですけども、非常に水はけが悪くてごぼごぼしてたのが、今回ですね、きれいになって、あそこを通るたびに、いや、すごいなと。あれがこっちまで行けば、もっと、まあ、そこ通りが激しいもんでね。ぜひ、そういうことで、これからもよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長(倉持松雄君) これで、6番飯野良治君の質問を終わります。

休会の件

○議長(倉持松雄君) 次に、日程第2、休会の件を議題といたします。

委員会審査及び議案調査の都合により、3月6日から3月17日までを休会にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(倉持松雄君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

散会の宣告

○議長(倉持松雄君) 以上で本日の日程は全て終了しました。 本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後 5時22分散会

第 4 号

[3月18日]

平成26年第1回阿見町議会定例会会議録(第4号)

平成26年3月18日(第4日)

○出席議員

1番 倉 持 松 雄 君 2番 藤平竜也君 3番 野 口雅弘君 井 義 一 君 4番 永 5番 野 海 隆 君 6番 飯 野 良 治 君 7番 平 岡 博 君 8番 久保谷 充 君 9番 川畑秀慈君 10番 難 波 千香子 君 紙 井 和 美 11番 君 柴 原 成 一 君 12番 浅 野 栄 子 君 13番 14番 藤井孝幸君 16番 吉 田 憲 市 君 17番 幸明君 佐 藤 18番 実 君 諏訪原

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町 長 天 田 富司男 君 育 長 山 壽々子 君 教 青 総 務 部 長 坪田匡弘君 原尚彦君 町 民 部 長 篠 保健福祉部長 横田健一君 生活產業部長 篠崎慎一君 都市整備部長 横 田 充 新 君 教育委員会教育次長 竿 留 美 君 防 川村忠 男 君 会計管理者兼 本 寛 宮 則 君 会 課 計 長 生活産業部次長 大 野 利 明 君 総 務 課 長 野 利 明 君 飯 企画財政課長 湯 原 幸 徳 君 児童福祉課長 君 岡 田 稔 商工観光課長 鹿志村 浩 行 君 恭 廃棄物対策課長 野口 男 君 都市施設管理課長 柳 生 典 昭 君 下 水 道 課 長 君 菊 池 彰 水 道 課 長 坪 田 博 君 学校教育課長 黒 井 寛 君 生涯学習課長兼 佐藤吉一君 中央公民館長 農業委員会事務局長 大 塚 康 夫 君 糠賀 消防本部予防課長 利 明君

○議会事務局出席者

 事 務 局 長 青 山 公 雄

 書 記 大 竹 久

平成26年第1回阿見町議会定例会

議事日程第4号

平成26年3月18日 午前10時開議

追加日程第1 藤井孝幸議員の議員辞職勧告決議

日程第1 議案第8号 阿見吉原地区企業誘致条例の制定について

日程第2 議案第9号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について

議案第10号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する 条例の一部改正について

議案第11号 阿見町工場誘致条例の一部改正について

議案第12号 阿見町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例の一部改正について

議案第13号 阿見町下水道事業審議会条例の一部改正について

議案第14号 阿見町水道事業給水条例の一部改正について

議案第15号 阿見町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

議案第16号 阿見町社会教育委員に関する条例の一部改正について

議案第17号 阿見町青少年問題協議会設置条例の一部改正について

議案第18号 阿見町火災予防条例の一部改正について

議案第19号 阿見町手数料徴収条例の一部改正について

議案第20号 阿見町学校施設耐震化基金条例の廃止について

議案第21号 阿見町震災復興まちづくり基金条例の廃止について

日程第3 議案第22号 平成25年度阿見町一般会計補正予算(第4号)

議案第23号 平成25年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

議案第24号 平成25年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)

議案第25号 平成25年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算(第2 号)

議案第26号 平成25年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4 号)

議案第27号 平成25年度阿見町介護保険特別会計補正予算(第3号)

議案第28号 平成25年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

日程第4 議案第29号 平成26年度阿見町一般会計予算

- 議案第30号 平成26年度阿見町国民健康保険特別会計予算
- 議案第31号 平成26年度阿見町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第32号 平成26年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算
- 議案第33号 平成26年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第34号 平成26年度阿見町介護保険特別会計予算
- 議案第35号 平成26年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第36号 平成26年度阿見町水道事業会計予算
- 日程第5 議案第37号 町道路線の廃止について
 - 議案第38号 町道路線の認定について
- 日程第6 請願第1号 「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進する ための法律の制定を求める意見書」の採択を求める請願
- 日程第7 請願第2号 要支援者を介護予防給付から切り離すことに反対の請願
- 日程第8 請願第3号 オーケストラと歌おうinAmiの存続を求める請願
- 日程第9 意見書案第1号 容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書(案)
- 日程第10 議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査に ついて

午前10時00分開議

○議長(倉持松雄君) おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御 了承願います。

これより議事に入ります。

- ○12番(柴原成一君) 動議。
- ○議長(倉持松雄君) 12番柴原成一君。
- ○12番(柴原成一君) 動議を提出いたします。動議の内容は、藤井孝幸議員の議員辞職勧告決議の動議を提出いたします。
- ○議長(倉持松雄君) ただいま、12番柴原成一君から、藤井孝幸議員の議員辞職勧告決議の 動議が提出されました。

動議については、会議規則第16条の規定により、1名以上の賛成者が必要でありますが、賛成者はありますか。

[「賛成」と呼ぶ者あり]

○議長(倉持松雄君) 賛成者がありますので、この動議は所定の賛成者がありますので、成立しました。

ここで暫時休憩といたします。

午前10時01分休憩

午前10時12分再開

○議長(倉持松雄君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま, 8番久保谷充君が出席いたしました。したがいまして, ただいまの出席議員は17 名です。

藤井孝幸議員の議員辞職勧告決議

○議長(倉持松雄君) 藤井孝幸議員の議員辞職勧告決議の動議を日程に追加し、追加日程第 1として直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(倉持松雄君) 御異議なしと認めます。

追加日程第1,藤井孝幸議員の議員辞職勧告決議の動議を議題といたします。 ここで地方自治法第117条の規定により、14番藤井孝幸君の退場を求めます。

[14番藤井孝幸君退場]

○議長(倉持松雄君) 提出者から,動議提出の説明を求めます。 12番柴原成一君,登壇願います。

[12番柴原成一君登壇]

○12番(柴原成一君) 皆さん、おはようございます。

ただいま議長から報告がありました藤井孝幸議員に対する辞職勧告決議(案)を、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

藤井孝幸議員に対する辞職勧告決議(案)。

藤井孝幸議員の平成25年10月25日発行の「あみ議会だより」第138号の19ページの記事において掲載された企業より、弁護士を通じて、名誉毀損を行ったことに対して、阿見町議会宛てに内容証明が送られてきました。

藤井孝幸議員は、この記事に関して、議員個人は記事の掲載に対して一切の責任を負わない とし、責任は議会がとるべきであると主張しています。

国家賠償法という法律が憲法第17条を具体化しているが、幾つかの問題も残されています。 もし、この記事の件が裁判になり賠償を求められたときは、地方公共団体――阿見町に賠償責任が生じる。しかし、国民の側は、故意、過失があったことを証明することは難しく、ほとんどが泣き寝入りとなる。

藤井孝幸議員は、法的責任を問われなければよいとしており、この記事掲載に対して具体的な証拠を提示し説明することもなく、自らの正当性を主張するだけである。また、藤井孝幸議員は、議会だよりの記事については、過去、幾度にもわたり、実際の質問をより拡大し誤解を招くような記事を載せようとしてきました。

この記事掲載の件は、法的責任の前に道義的責任が生じる。すなわち、法的責任が問われな くとも道義的責任は問われる。

過日の全員協議会では、厳重注意を受けたにもかかわらず、真摯に受け入れることもなく、 反論を繰り返し自分を正当化しようとしたことは、阿見町議会の品位を著しく落とし、議会を 軽視している。

よって、阿見町議会は、藤井孝幸議員に対して、相手企業に謝罪し、議会だより編集委員を辞職し、自ら阿見町議会議員の職を辞することを勧告する。

平成26年3月18日。

○議長(倉持松雄君) 以上で説明は終わりました。

ここで、14番藤井孝幸君から、地方自治法第117条ただし書きの規定によって、会議に出席 し発言したいとの申し出があります。

お諮りいたします。これを許すことに御異議ございませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長(倉持松雄君) 御異議がありますので……。

[「話すこともできない, 弁明もさせないって, とんでもない話だよ, こんなの」と呼ぶ者あり]

○議長(倉持松雄君) 御異議がありますので、起立によって採決します。

[「それはおかしいよ」と呼ぶ者あり]

○議長(倉持松雄君) 発言を許すことに賛成の諸君は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長(倉持松雄君) 起立少数であります。

[「民主主義が冒涜されているよ」と呼ぶ者あり]

○議長(倉持松雄君) よって、申し出に同意することは否決されました。

[「ナンセンスだ」「阿見町議会として, 恥だよ, これは」「議長経験者がこんなに名前つら ねちゃって」と呼ぶ者あり〕

○議長(倉持松雄君) これより質疑に入ります。

質疑を許します。

5番海野隆君。

- ○5番(海野隆君) これはね、提案者柴原成一さんにね、お伺いしたいと思います。ここにですね、まず――いいですか、何件かこれ質問していいですか。まずね、憲法第17条を具体化しているがって書いてあるけれども、この憲法17条を具体化しているっていうのは、どういう意味ですか。教えてください。
- ○議長(倉持松雄君) 12番柴原成一君。
- ○12番(柴原成一君) 詳しくはわかりませんが……。

[「冗談じゃないよ、あんた、冗談じゃないよ」と呼ぶ者あり]

○12番(柴原成一君) 結局,国家賠償法というのは曖昧なところがあるというところでございます。すいません。

[「それじゃ答えになってません」「冗談じゃないよ、本当に」と呼ぶ者あり]

○12番(柴原成一君) すいません, ちょっとね……。

[「つくってきた文章, 意味わかんない」「人に聞いてんじゃねえよ」「とんでもないよ」と

呼ぶ者あり〕

○12番(柴原成一君) すいません。国家賠償法という法律は、公務員が違法な行為によって損害を与えたというだけではだめであって、故意または過失によって違法に他人に損害を加えたときに初めて国や地方公共団体が賠償するとしています。国民の側で、故意とか過失があったことを証明するのは容易なことでなく、国民は損害を受けてもなお泣き寝入りになりがちですということですね。

「「全然答えになってないじゃないか」「川畑さん,じゃ自分で答えろ」と呼ぶ者あり〕 ○12番(柴原成一君) 17条を読みます。国及び公共団体の賠償責任,何人も公務員の不法 行為により損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国または公共団体にその賠償を 求めることができるというのが17条です。

[「賠償問題だけじゃないでしょう、その前にあるんでしょう……」と呼ぶ者あり]

- ○議長(倉持松雄君) 5番海野隆君。
- ○5番(海野隆君) 憲法17条,わかりました。

それとですね、お聞きしたいのはですね、これは全協でも、ずっとこの間、この藤井孝幸議員のですね、「あみ議会だより」第138号、19ページの記事においてね、名誉毀損、名誉毀損って。しかし、阿見町のですね、顧問弁護士である黒田先生はですね、この記事は名誉毀損に当たらない、それから、議会が前面に立ってやらなきゃならない、こういうアドバイスをね、議会は受けているんですよ。何で、その阿見町の顧問弁護士が、名誉毀損に当たらない、議会が前面に立たなければいけないと言っているものを、議会が何で、これ名誉毀損に当たる、名誉毀損に当たると言っているんですか。理由を言ってください。どういう理由なんですか。誰の判断なんですか。

- ○議長(倉持松雄君) 12番柴原成一君。
- ○12番(柴原成一君) この19ページの記事というのは、あくまで、官製談合をにおわせて、100%入札率おかしいよという記事です。入札率100%というのは、おかしくも何ともないんですね。今は入札辞退とか、皆さん、あの金額ではできないと、そういうのは、もう当然な時代なんです。
- ○5番(海野隆君) 全然答えになってないよ。
- ○12番(柴原成一君) それが19ページに載っている。これは長い目で見れば……。
- ○5番(海野隆君) 顧問弁護士が名誉毀損じゃないと言ってる……。
- ○12番(柴原成一君) 黙っててください。
- ○議長(倉持松雄君) 海野隆君に申し上げます。発言を禁じます。
- ○12番(柴原成一君) ですから、これはね、私が思うには、結局、町長を責めるための材

料をたくさん藤井議員はつくってるんですね。なおかつ、この入札問題はおかしいよ、官製談合じゃないかというような言い方をして、町民に対して、何かこう、作為をもって、町長を責めてる。そういう形であると私は感じられます。

- ○9番(川畑秀慈君) 動議。
- ○議長(倉持松雄君) 9番川畑秀慈君。
- ○9番(川畑秀慈君) 質疑終結の動議を申し入れます。

[「反対」「賛成」と呼ぶ者あり]

○議長(倉持松雄君) ただいまの動議に……。

[「まだ質疑されてない、つくされてない」と呼ぶ者あり]

○議長(倉持松雄君) 賛成の諸君,いますか,ただいまの動議。

[「横暴だ」「……誰も言ってないよ」「まだ質疑が完全になされていない」「言論の府である議会もちゃんと……」と呼ぶ者あり]

○議長(倉持松雄君) 9番川畑秀慈君の動議に対する賛成者はございますか。

[「こんなの多数決でやったら大変だよ」「強引だ。議会運営は反対だ」「議員の地位にかかわることを、こんな多数決でやったら大変だよ」「賛成」「強引な採決はしないように」「採決してくれよ」「きちんと」「まだ発言したい」「論議を聞いてよ、論議を。議会は言論の府だよ。しかもこれ、議員の地位にかかわることだよ。こんなことを、質疑打ち切りだなんつって決議しちゃったら、大変なことだよ、これ」と呼ぶ者あり〕

○議長(倉持松雄君) 9番……。指名されてない方は黙ってください。 9番川畑秀慈君の動議に賛成の諸君いますか。

[「賛成」と呼ぶ者あり]

○議長(倉持松雄君) 賛成がございますので、この動議を……。

[「議会が死んじゃうよ」と呼ぶ者あり]

○議長(倉持松雄君) この動議は成立しました。

質疑打ち切りに賛成の諸君は、起立願います。

「替成者起立〕

[「まだ議論が尽くされてないでしょう。何やってんだよ」「議員の地位にかかわることを、 考えたら大変だよ、これ」と呼ぶ者あり〕

○議長(倉持松雄君) 起立多数でございます。

[「横暴だよ、それは」と呼ぶ者あり]

○議長(倉持松雄君) 起立多数です。

よって、本案は採択されました。

質疑を終結いたします。

〔「そんな強引な運営はだめでしょうよ」と呼ぶ者あり〕

○議長(倉持松雄君) これより討論に入ります。

討論なしと認めます。

[「討論あり」「討論封鎖する気ですか」と呼ぶ者あり]

○議長(倉持松雄君) いや、討論は聞きましたよ。手が挙がってないから。

[「……言ったじゃないですか」と呼ぶ者あり]

- ○議長(倉持松雄君) 4番永井義一君の討論を許します。
- ○4番(永井義一君) 私は、この決議に反対する討論をいたします。

その前に、まず、質問をちゃんと答えてなく、まだ質問が残っているのに緊急に終わらすということ自体、これは言論の府としての議会を冒涜するものである。私はそう思います。ですから、先ほどの緊急動議も、私はおかしいと思います。

この反対討論をしますけれども、この中で、全協の中では何回もやりました。これはもう皆さんもわかってることだと思います。先ほど海野議員も言ったように、この問題に関しては顧問弁護士もそういった判断をしています。なのに、この議案提案という形で1人の議員の辞職を求めるというのは余りにもひどすぎる。これは民主主義に反する。なおかつ、その議員の発言もさせない。これはまさしく、この阿見町の議会で、これは議会が消滅するようなもんですよ、はっきり言って。我々の議員としての行動が何もできなくなってしまう。そういったものですよ、これは。ですから、私は、この藤井さんの辞職勧告決議案には断固反対いたします。

- ○議長(倉持松雄君) 5番海野隆君。
- ○5番(海野隆君) 私も反対討論をさせていただきます。

私の質問に対して、打ち切りという形でね、終わってしまいましたけれども、全然答えてないんですよ。これはね、顧問弁護士がですね、名誉毀損には全く当たらないと、こういうふうに判断をしてですね、議会にアドバイスをしてるんですよ。にもかかわらず、何でここで藤井議員の辞職勧告決議案が出るんですか。なおかつ、藤井議員の弁明もさせない。こんなのは、これ、議会が死んでしまいます。私も議会経験長いけれど、こんなね、強引で、しかも議会自ら自分たちの首を絞める、こういう行動をするっていうのは、まことに恥ずかしい。しかも、ここに提案者に載っているメンバーには、議長の経験者が何人もいる。これはね、議会というものをね、理解してない証拠だと思いますよ。私は断固反対。

- ○議長(倉持松雄君) 6番飯野良治君。
- ○6番(飯野良治君) 私は賛成の立場で討論したいと思います。

今回,今,海野議員からも言われましたけど,顧問弁護士が名誉毀損に当たらないというこ

とは、一方的なこちらからの主張であって、最終的に法的に、これは法廷で争われなければならない、そういうことになります、その件に関してはね。その件に関しては、延々とやり続けるようなことは、これはあってはならないというふうに思います。

今まで議員、全員協議会で、この件に関しては何回も、藤井議員と議会との関係も、明確に皆さんの前で、こちらも要求してきたし、本人も責任をとって謝罪をするなり、議会に謝るべきだということでやってきました。しかし、前回の全員協議会でも、議長が出された厳重注意の勧告に対しても、藤井議員は、逆に開き直って、議長を訴えると言うまで、今回の責任を議会に押しつけようとしている。これは、議員個人が言ったこと、やったことに対して、何の責任もとらないでやりっ放しということが、この件をね、はっきりさせないと、今後、議会がね、こういうことが許されてしまうんです。今回きちっと議員辞職勧告決議案を、皆さんの合意で決議をして、こういうことが議員活動にあってはならないんです。だって、根拠のないものをもとに、4通の手紙をもとに、一般質問したり、そういうことが、相手を追及するための手段としてやってはいけないことだっていうのは、議員として絶対ね、そこは前提として持つべきもんであります。

私は、今回、この件に関して、皆さんの議員辞職勧告決議案を決議して、こういうことはこれから絶対ね、阿見の議会がないように、もっともっとみんなが勉強して、議員の質を高めて、議会の質を、品位を高めるために、今回の動議は、非常に重要なことだと、私は受けとめています。

私は、柴原議員のこの動議は、非常に、阿見町の議会の歴史にとっても大きなことではない かというふうに思っています。私は、そういう意味で賛成です。

○議長(倉持松雄君) これをもって討論を終結いたします。

これより、起立により採決いたします。

藤井孝幸議員の議員辞職勧告決議の動議に賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(倉持松雄君) 起立多数であります。

よって、藤井孝幸議員の議員辞職勧告決議の動議は可決されました。

ここで,藤井孝幸君の入場を許します。

[14番藤井孝幸君入場]

議案第8号 阿見吉原地区企業誘致条例の制定について

○議長(倉持松雄君) 日程第1,静粛に願います。

日程第1,議案第8号,阿見吉原地区企業誘致条例の制定についてを議題といたします。

本案については、去る3月3日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、 委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告 を求めます。

産業建設常任委員会委員長難波千香子君、登壇願います。

[産業建設常任委員会委員長難波千香子君登壇]

○産業建設常任委員会委員長(難波千香子君) 皆さん、おはようございます。

それでは、命によりまして、産業建設常任委員会に付託されました議案につきまして、審査 の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、3月12日午後2時に開会し、午後3時14分まで慎重審議を行いました。出席委員は全員の6名で、議案説明のため、執行部より天田町長を初め関係職員14名、議会事務局2名の出席をいただきました。

初めに、議案第8号、阿見吉原地区企業誘致条例の制定について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ,企業誘致の予定はどこにあるのかとの質問があり,それに対し,パンフレットをつくって売り込みをしていますが,現在のところありませんとの答弁でした。

次に、仮に3年間、企業に固定資産税等を奨励すると、町の持ち出しはどのくらいになるのかとの質疑に対し、土地に賦課された固定資産税相当額は、全部売れた場合は、3年奨励金を交付すると、約3億円ということで見込んでいますとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第8号、阿見吉原 地区企業誘致条例の制定については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長(倉持松雄君) 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(倉持松雄君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。 これより採決いたします。

議案第8号についての委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(倉持松雄君) 御異議なしと認めます。

よって議案第8号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第9号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について

議案第10号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 の一部改正について

議案第11号 阿見町工場誘致条例の一部改正について

議案第12号 阿見町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条 例の一部改正について

議案第13号 阿見町下水道事業審議会条例の一部改正について

議案第14号 阿見町水道事業給水条例の一部改正について

議案第15号 阿見町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

議案第16号 阿見町社会教育委員に関する条例の一部改正について

議案第17号 阿見町青少年問題協議会設置条例の一部改正について

議案第18号 阿見町火災予防条例の一部改正について

議案第19号 阿見町手数料徴収条例の一部改正について

議案第20号 阿見町学校施設耐震化基金条例の廃止について

議案第21号 阿見町震災復興まちづくり基金条例の廃止について

○議長(倉持松雄君) 次に、日程第2、議案第9号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、議案第10号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第11号、阿見町工場誘致条例の一部改正について、議案第12号、阿見町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例の一部改正について、議案第13号、阿見町下水道事業審議会条例の一部改正について、議案第14号、阿見町水道事業給水条例の一部改正について、議案第15号、阿見町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、議案第16号、阿見町社会教育委員に関する条例の一部改正について、議案第17号、阿見町青少年問題協議会設置条例の一部改正について、議案第18号、阿見町大災予防条例の一部改正について、議案第19号、阿見町手数料徴収条例の一部改正について、議案第20号、阿見町学校施設耐震化基金条例の廃止について、議案第21号、阿見町震災復興まちづくり基金条例の廃止について、以上13件を一括議題といたします。

本案については、去る3月3日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、 委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告 を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長吉田憲市君、登壇願います。

[総務常任委員会委員長吉田憲市君登壇]

○総務常任委員会委員長(吉田憲市君) 皆さん、おはようございます。

それでは、命によりまして、総務常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定によりまして、御報告申し上げます。

当委員会は、平成26年3月11日午前10時に開会し、午前10時25分まで慎重審議を行いました。 出席委員は5名で、議案説明のため、執行部より天田町長を初め関係職員17名、議会事務局2 名の出席をいただきました。

初めに、議案第9号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正についてのうち、総務常任委員会所管事項について、質疑を許しましたところ、外部評価委員会というのが出ておりますが、事業仕分け分から外部評価委員会で事業の評価を行うということですけれども、どういう方が、何名ぐらい、いつごろなのか、その予定とかもあれば教えていただきたいという質疑に対し、昨年度は、事業仕分け、外部事業の一指標として、事業仕分け、24年、25年とやらせていただきました。その中で、事業仕分けは一定の成果があったというふうに判断しておりますので、これからは外部評価委員会を立ち上げて、第三者の目線で町の事務事業を評価していこうというふうな考えでございます。

委員会の、まず人数ですけれども、6名以内ということで、今考えてございます。県内の市町村で12市町村の外部評価をやってるところがあるんですが、大体5名から6名程度でその委員会を立ち上げているというようなこともありまして、6名程度になってございます。

委員の構成につきましては、その12市町村ほとんどが、見識を有している方、それから経済人、弁護士、あるいは税理士、会計士、一般町民、NPO等の団体の代表者の方というふうになっておりますので、そういった方の中から人選をして、外部評価委員会を組織していきたいなというふうに考えてございます。

スケジュールでございますけれども、今回予算に計上した委員会の回数は6回計上させていただいております。次年度の予算にその評価を反映していくためには、10月末ぐらいまでには一定評価を終えたいというふうなところでございますので、7月から10月ぐらいにかけて委員会を開催していきたいというふうに考えてございますとの答弁がありました。

ほかに質疑はございませんでしたので、質疑を終結し、討論に入りました。討論なし。討論 を終結し、採決に入りました。

議案第9号,阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正についてのうち,総務常任委員 会所管事項は、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に,議案第10号,阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の 一部改正についてのうち,総務常任委員会所管事項について,質疑を許しましたところ,質疑 なし。質疑を終結し、討論に入りました。討論なし。討論を終結し、採決に入りました。

議案第10号,阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてのうち,総務常任委員会所管事項は,全委員が賛成し,原案どおり可決いたしました。

次に、議案第18号、阿見町火災予防条例の一部改正について、質疑を許しましたところ、議案第18号の説明資料のほうで、検定対象機械器具等の範囲が一部改正とありますが、これはどのように改正されたのでしょうかという質疑に対し、消防法施行令第37条のほうに、検定対象機械器具の名称が載っているんですけども、その中で、消防用ホースと消防用ホースに係る金具と吸管につなぐ金具、それがちょうど4号、5号、6号なのですけれども、削除されまして、その次に載っております火災感知機の関係の7号、それから7の2号、7の3号が、それぞれ4号、5号、6号と条ずれとなっていますので、その改正をしたものでございますとの答弁がありました。

ほかに質疑はなし。

質疑を終結し、討論に入りました。討論なし。討論を終結し、採決に入りました。

議案第18号,阿見町火災予防条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第19号、阿見町手数料徴収条例の一部改正についての質疑を許しましたところ、 質疑なし。質疑を終結し、討論に入りました。討論なし。討論を終結し、採決に入りました。 議案第19号、阿見町手数料徴収条例の一部改正については、全委員が替成し、原案どおり可

次に、議案第21号、阿見町震災復興まちづくり基金条例の廃止についての質疑を許しました ところ、この条例、この5,200万円を全部使ったという意味だと思いますけれども、何種類ぐ らいの項目に分けられるのか。それから、大きな主なるものは何か出してくださいとの質疑が ありました。

それに対して、震災復興まちづくり基金、皆さんも御承知かと思いますけれども、東日本大震災からの復興事業を円滑に実施するために、国から茨城県に140億円もらったものでございます。24年に、その半分70億円を市町村に配分したということで、阿見町は5,200万円でございます。

24年度につきましては、町防災計画の策定が395万8,000円、それから、町内各小学校の防災 倉庫の整備、16施設で2,968万4,000円で、24年度分で3,364万2,000円ということになります。

25年度につきましては、防災計画の策定を後期分として599万6,000円、それから、町内各小中学校の防災井戸の整備でございます。防災井戸につきましては、小学校が8校と中学校が3

校――11校です。全部の小中学校でございます。井戸は10校ということでございます。阿見小は、耐震性の貯水槽があるので、阿見小を除く他の小中学校ということでございます。

25年度分が,事業費として充当したのが1,835万8,000円ということで,合わせて5,200万円ということになりますとの答弁がありました。

ほかに質疑がありませんでした。

質疑を終結し、討論に入りました。討論なし。討論を終結し、採決に入りました。

議案第21号, 阿見町震災復興まちづくり基金条例の廃止については, 全委員が賛成し, 原案 どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長(倉持松雄君) 次に、民生教育常任委員会委員長諏訪原実君、登壇願います。

[民生教育常任委員会委員長諏訪原実君登壇]

〇民生教育常任委員会委員長 (諏訪原実君) おはようございます。

それでは、命によりまして、民生教育常任委員会に付託されました議案につきまして、審査 の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告を申し上げます。

当委員会は、3月11日午後2時に開会し、午後2時53分まで慎重審議を行いました。出席委員は全員の6名で、議案説明のため、執行部より天田町長を初め関係職員18名、議会事務局2名の出席をいただきました。

初めに,議案第9号,阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正についてうち,民生教育常任委員会所管事項について,審査の経過と結果を御報告申し上げます。

質疑を許したところ、本郷新小学校建設検討委員会というものが新設され、新しい小学校の基本計画をつくるということですが、住民から、こういったものを盛り込んでほしいとの陳情や要望があった場合、それが反映されるような形になっているのかとの質疑があり、住民の要望というのは大変重要なことですので、要望等があった場合は検討することになると思うとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。採決に入り、議案第9号、阿 見町附属機関の設置に関する条例の一部改正についてうち、民生教育常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第10号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する 条例の一部改正についてうち、民生教育常任委員会所管事項について、審査の経過と結果を御 報告申し上げます。

質疑を許したところ、本郷地区新小学校建設検討委員の報酬、日額5,300円というのは、どういう形で決めているのかとの質疑があり、阿見町では、非常勤特別職の通例の委員会の賃金

については、報酬が日額5,300円ということになっておりましたので、その通例に従いまして、 本郷地区の検討委員会も5,300円というふうに決定しておりますとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。採決に入り、議案第10号、阿 見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてうち、 民生教育常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

議案第16号,阿見町社会教育委員に関する条例の一部改正について,審査の経過と結果を報告申し上げます。

質疑を許したところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論な し。採決に入り、議案第16号、阿見町社会教育委員に関する条例の一部改正については、全委 員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第17号、阿見町青少年問題協議会設置条例の一部改正について、審査の経 過と結果を御報告申し上げます。

質疑を許したところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論な し。採決に入り、議案第17号、阿見町青少年問題協議会設置条例の一部改正については、全委 員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして,議案第20号,阿見町学校施設耐震化基金条例の廃止について,審査の経過と結果を御報告申し上げます。

質疑を許したところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論な し。採決に入り、議案第20号、阿見町学校施設耐震化基金条例の廃止については、全委員が賛 成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

○議長(倉持松雄君) 次に,産業建設常任委員会委員長難波千香子君,登壇願います。

〔產業建設常任委員会委員長難波千香子君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長(難波千香子君) それでは、議案第11号、阿見町工場誘致条例 の一部改正について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、この条例の対象は阿見東部工業団地ですが、阿見吉原地区に対しても、見学コースをつくった場合、後日、別の条例をつくるのかとの質問があり、それに対して、阿見吉原のほうは土地の固定資産税だけですが、阿見東部のほうは、家屋とか償却資産も固定資産税の中に入り、また、雇用の促進奨励金というもので、地元雇用の場合の優遇がありますので、そういう面を状況に応じて追加してパワーアップする内容を検討したいとの答弁がありました。

次に、工場見学施設の設置奨励金はどのくらいになるのかとの質問があり、それに対し、1 回限りということで300万円を限度としています。工場見学になじまないというような業種もあり、所要額が幾らになるかはっきりするものではないとの答弁がありました。

次に、東部工業団地企業誘致を紹介する不動産業者に紹介料が県から払われると思うが、今までに何社分支払われたのかとの質疑に対し、いろんなルートを使って土地を探したりする関係もあって、複数が同時期に申請したりということもあり、町内に紹介制度でもらったということはないようですとの答弁がありました。

続いて、紹介料を出すという制度が、阿見吉原地区にはないので、県に対しての制度の要望がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第11号、阿見町工 場誘致条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第12号、阿見町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例の一部改正について申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、 採決に入り、議案第12号、阿見町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する 条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第13号、阿見町下水道事業審議会条例の一部改正について申し上げます。 質疑を許しましたところ、第4条の2項の中に、町長を加えて委員が欠けた場合、補欠の委 員を町長が委嘱または任命することができるとしたほうがわかりやすいと思うがどうかとの質 疑があり、他の審議会等の例規の書き方と照合して、このような書き方になっていますとの答 弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第13号、阿見町下 水道事業審議会条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第14号、阿見町水道事業給水条例の一部改正について申し上げます。

質疑を許したところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採 決に入り、議案第14号、阿見町水道事業給水条例の一部改正については、全委員が賛成し、原 案どおり可決いたしました。

続きまして,議案第15号,阿見町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について申し上 げます。

質疑を許したところ,第3条に,給水人口が4万3,400人,1日最大給水量が1万5,700立方メートルとありますが,現状はどのようになっているのかとの質問があり,それに対し,平成24年末の決算統計では,給水人口は3万9,907人,1日最大給水量は1万3,947立方メートルで

す。給水人口は、整備等も行っており右肩上がりですが、給水量は大口が使われないということで、今年度は減るだろうと予想していますとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第15号、阿見町水 道事業の設置等に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたし ました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長(倉持松雄君) 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

4番永井義一君。

○4番(永井義一君) 私は、この中で、議案第19号、阿見町手数料徴収条例の一部改正について反対討論を行います。

この議案の説明資料を見ますと、消費税率の引き上げに伴い、地方公共団体の手数料の基準に関する政令とあるように、消費税率引き上げに伴う手数料の引き上げの議案です。去年の12月議会でもお話ししましたように、市町村の一般会計には、消費税法第60条で課税は免除されています。あえて町の手数料を引き上げることはありません。よって、この議案には反対いたします。

○議長(倉持松雄君) ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(倉持松雄君) これをもって討論を終結いたします。

それでは、御異議がありますので、順次採決いたします。

初めに、議案第9号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第9号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(倉持松雄君) 御異議なしと認めます。よって議案第9号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第10号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第10号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(倉持松雄君) 御異議なしと認めます。よって議案第10号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第11号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第11号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(倉持松雄君) 御異議なしと認めます。よって議案第11号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第12号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第12号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(倉持松雄君) 御異議なしと認めます。よって議案第12号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第13号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第13号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(倉持松雄君) 御異議なしと認めます。よって議案第13号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第14号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第14号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(倉持松雄君) 御異議なしと認めます。よって議案第14号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第15号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第15号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(倉持松雄君) 御異議なしと認めます。よって議案第15号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第16号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第16号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(倉持松雄君) 御異議なしと認めます。よって議案第16号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第17号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第17号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(倉持松雄君) 御異議なしと認めます。よって議案第17号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第18号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第18号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(倉持松雄君) 御異議なしと認めます。よって議案第18号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第19号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第19号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長(倉持松雄君) 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(倉持松雄君) 起立多数であります。

よって議案第19号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第20号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第20号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(倉持松雄君) 御異議なしと認めます。よって議案第20号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第21号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第21号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(倉持松雄君) 御異議なしと認めます。よって議案第21号は、原案どおり可決することに決しました。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は11時15分からとします。

午前11時03分休憩

午前11時15分再開

○議長(倉持松雄君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第22号 平成25年度阿見町一般会計補正予算(第4号)

議案第23号 平成25年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

議案第24号 平成25年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)

議案第25号 平成25年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)

議案第26号 平成25年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)

議案第27号 平成25年度阿見町介護保険特別会計補正予算(第3号)

議案第28号 平成25年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

○議長(倉持松雄君) 日程第3,議案第22号,平成25年度阿見町一般会計補正予算(第4号),議案第23号,平成25年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算(第4号),議案第24号,平成25年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号),議案第25号,平成25年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号),議案第26号,平成25年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号),議案第27号,平成25年度阿見町介護保険特別会計補正予算(第3号),議案第28号,平成25年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号),以上7件を一括議題といたします。

本案については、去る3月3日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、 委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告 を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長吉田憲市君、登壇願います。

[総務常任委員会委員長吉田憲市君登壇]

○総務常任委員会委員長(吉田憲市君) それでは、先ほどに引き続きまして、議案第22号、

平成25年度阿見町一般会計補正予算(第4号)のうち、総務常任委員会所管事項について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、交通安全対策事業で、本年度予算は32万予算を立てているんで、 2人乗用自転車、毎年何台ぐらいの購入者があって、補助は幾らなのかとの質疑に対し、例年 4件から5件を見込んで計上させていただいております。今年度分は、執行済みが3件という ことでございます。上限で1件分4万円ということで見込みさせていただいておりますとの答 弁がありました。

次に、災害対策費なんですが、このところ、急傾斜の崩壊ですね、負担金ありますけれども、 急傾斜の崩壊したのは雪ですか、それとも、いつ、どこのところに負担したのでしょうかとい う質疑がございました。

それに対しまして、こちらの事業は、阿見町の中の追原地域の中で急傾斜に指定をされている地域でございます。その急傾斜を解消するために、県の事業なんですけれども、県のほうでその測量をいたしまして、その事業を整備するという、そのうちの負担金の部分の補正ということになります。今回の分は、事業を進めるに当たりまして、測量をして、その範囲を決定するというような中の一部でございます。新年度予算のほうには、その工事費が逆に1割分盛り込まれているということでございますという答弁がありました。

次に、非常備消防費、団員教育訓練費といったところが大幅に減額になっています。バス代から補助金から、大会に出場しなくて減額になったのか、それとも、行ったんだけれども、そこまでかからなかったのか、どうなんでしょうかという質疑に対して、今年度、操法大会地区大会及び県の中央大会がございました。それで、県の中央大会までの費用を組んでおりましたが、地区大会で敗退いたしまして、中央大会出場できなかった分が減額となっておりますとの答弁がありました。

そのほか質疑なし。質疑を終結し、討論に入りましたが、討論なし。討論を終結し、採決に 入りました。

議案第22号,平成25年度阿見町一般会計補正予算(第4号)のうち,総務常任委員会所管事項は,全委員が賛成し,原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長(倉持松雄君) 次に、民生教育常任委員会委員長諏訪原実君、登壇願います。

[民生教育常任委員会委員長諏訪原実君登壇]

○民生教育常任委員会委員長(諏訪原実君) 先ほどに続きまして,議案第22号,平成25年度阿見町一般会計補正予算(第4号)うち,民生教育常任委員会所管事項について,審査の経過と結果を御報告申し上げます。

質疑を許したところ、アスリートスポーツ教室事業の今年度の内容、回数と費用の内訳を教えてくださいとの質疑があり、今年度は、野球、陸上、剣道、ソフトテニスの4回行っております。その費用の内訳は、野球が38万9,048円、陸上が25万円、剣道が5万円、ソフトテニスが10万円ですとの答弁がありました。

次に、1回の費用は、野球でも40万円弱なので、もう1回ぐらいできたのではないかとの質疑があり、本年度は、当初4回ということで計画をしておりました。結果的には少し金額が余りましたが、年度計画で決めておりますので、それ以上はできなかったというのが現状です。来年度は検討してみたいとの答弁がありました。

次に、介護給付費繰出金119万8,000円について質疑があり、介護特別会計予算の介護給付費の増額に伴う一般会計からの繰出金ですとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。採決に入り、議案第22号、平成25年度阿見町一般会計補正予算(第4号)うち、民生教育常任委員会所管事項については、 全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第23号、平成25年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。採決に入り、議案第23号、平成25年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして,議案第27号,平成25年度阿見町介護保険特別会計補正予算(第3号)について, 審査の経過と結果を御報告申し上げます。

質疑を許したところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論な し。採決に入り、議案第27号、平成25年度阿見町介護保険特別会計補正予算(第3号)につい ては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして,議案第28号,平成25年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について,審査の経過と結果を御報告申し上げます。

質疑を許したところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。採決に入り、議案第28号、平成25年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願いを申し上げ、委員長報告といたします。 ○議長(倉持松雄君) 次に、産業建設常任委員会委員長難波千香子君、登壇願います。

[產業建設常任委員会委員長難波千香子君登壇]

○産業建設常任委員会委員長(難波千香子君) 続きまして,議案第22号,平成25年度阿見町

一般会計補正予算(第4号)うち、産業建設常任委員会所管事項について申し上げます。

質疑を許しましたところ、38ページ、環境整備費で、1118の地球温暖化対策事業の委託料の 減額内容についての質疑に対し、屋根貸し事業に伴うプロポーザル設計業務委託を職員が直接 実施したことによる委託業務の減額ですとの答弁でした。

次に、41ページ、道路新設改良事業で、都市再生整備計画の計画業務委託料374万2,000円の 減額理由についての質疑に対し、社会資本整備総合交付金がありますが、5カ年の目標値を掲 げて、どれだけ増進したかという資料をつくります。今回は職員でやったということで、委託 業務の減額ですとの答弁でした。

次に、42ページ、1117の公共交通推進事業の県バス運行対策費補助金34万1、000円の内容についての質問があり、それに対し、県のバス運行対策費補助金で、赤字補填で、県が2分の1、対象になる市町村が2分の1補助するものです。25年度、阿見町が関係するのは、関東鉄道バスの荒川沖東口駅から医療大学まで9キロということで、土浦市が1.8キロ、阿見町が7.2キロ、その負担額の補正計上ですとの答弁がありました。

次に、37ページ、1113のごみ減量化対策事業300万3、000円の減額補正の要因についての質問があり、それに対し、資源ごみステーション方式回収業務の契約差金です。委託先は阿見中地区が三広、朝日地区がカスミ衛生、竹来中地区が丸宮運輸ですとの答弁でした。

次に、36ページ、霞クリーンセンターとさくらクリーンセンターの維持管理について、あと何年で使えなくなるのかとの質疑に対し、さくらクリーンセンターは、あと11年はもつ計算で算出しています。霞クリーンセンターは、平成40年までの補修計画を予定していますとの答弁でした。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第22号、平成25年 度阿見町一般会計補正予算(第4号)うち、産業建設常任委員会所管事項については、全委員 が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして,議案第24号,平成25年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)について申し上げます。

質疑を許しましたところ、7ページ、霞ヶ浦湖北流域下水道事業負担金237万7,000円の増額理由についての質問がありました。

それに対し、国の経済対策の補正予算を受けて、霞ヶ浦湖北流域の事業を前倒しで行う増額 補正で、国・県・霞ヶ浦湖北流域に下水道を流している5市町村で負担していますとの答弁で した。

次に、7ページ、公共財産購入費の土地購入費について、これはどこかとの問いに対し、荒川本郷地内の調整池の用地で、274.91平方メートルですとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第24号、平成25年 度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)については、全委員が賛成し、原案どお り可決いたしました。

続きまして,議案第26号,平成25年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号) について申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、 採決に入り、議案第26号、平成25年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)に ついては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

○議長(倉持松雄君) 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(倉持松雄君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。 これより採決いたします。

議案第22号から議案第28号までの7件についての委員長報告は原案可決であります。本案7件は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(倉持松雄君) 御異議なしと認めます。

よって議案第22号から議案第28号までの7件は、原案どおり可決することに決しました。

議案第29号 平成26年度阿見町一般会計予算

議案第30号 平成26年度阿見町国民健康保険特別会計予算

議案第31号 平成26年度阿見町公共下水道事業特別会計予算

議案第32号 平成26年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算

議案第33号 平成26年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算

議案第34号 平成26年度阿見町介護保険特別会計予算

議案第35号 平成26年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算

議案第36号 平成26年度阿見町水道事業会計予算

○議長(倉持松雄君) 次に、日程第4、議案第29号、平成26年度阿見町一般会計予算、議案

第30号,平成26年度阿見町国民健康保険特別会計予算,議案第31号,平成26年度阿見町公共下水道事業特別会計予算,議案第32号,平成26年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算,議案第33号,平成26年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算,議案第34号,平成26年度阿見町介護保険特別会計予算,議案第35号,平成26年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算,議案第36号,平成26年度阿見町水道事業会計予算,以上8件を一括議題といたします。

本案については、去る3月3日の本会議において、予算特別委員会に付託いたしましたが、 委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告 を求めます。

予算特別委員会委員長佐藤幸明君, 登壇願います。

〔予算特別委員会委員長佐藤幸明君登壇〕

○予算特別委員会委員長(佐藤幸明君) それでは、命によりまして、予算特別委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、3月6日、7日、10日の3日間にわたり、議案説明のため、執行部より天田町長を初め関係職員の出席をいただき、慎重審議を行いました。

審査の結果につきましては、まず初めに、議案第29号、平成26年度阿見町一般会計予算については、反対討論が1件ありましたが、賛成多数により、原案どおり可決いたしました。

続きまして,議案第30号,平成26年度阿見町国民健康保険特別会計予算については,反対討論が1件ありましたが,賛成多数により,原案どおり可決いたしました。

続きまして,議案第31号,平成26年度阿見町公共下水道事業特別会計予算については,全委員が賛成し,原案どおり可決いたしました。

続きまして,議案第32号,平成26年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算については,全 委員が賛成し,原案どおり可決いたしました。

続きまして,議案第33号,平成26年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算については,全 委員が賛成し,原案どおり可決いたしました。

続きまして,議案第34号,平成26年度阿見町介護保険特別会計予算については,反対討論が 1件ありましたが,賛成多数により,原案どおり可決いたしました。

続きまして,議案第35号,平成26年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算については,反対 討論が1件ありましたが,賛成多数により,原案どおり可決いたしました。

続きまして,議案第36号,平成26年度阿見町水道事業会計予算については,反対討論が1件ありましたが,賛成多数により,原案どおり可決いたしました。

なお、審議の詳細につきましては、全議員が当委員会の委員でありますので、割愛させてい

ただきます。

当委員会の決定に対して、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。 ○議長(倉持松雄君) 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

4番永井義一君。

○4番(永井義一君) 私は、この議案第29号、平成26年度阿見町一般会計予算、議案第30号、平成26年度阿見町国民健康保険特別会計予算、議案第34号、平成26年度阿見町介護保険特別会計予算、議案第35号、平成26年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算、議案第36号、平成26年度阿見町水道事業会計予算に反対をいたします。

まず,反対の理由なんですけれども,まず,一般会計ですけれども,この間に関しては,特別会計の操出金をもっと増やす,また,財政調整基金ですとか,そういったところで,国保税とか水道会計に回すということで,この高い国保税の引き下げですとか,水道料金の見直し,引き下げができるんじゃないかということです。

また,これは予算特別委員会の中でもお話ししましたけれども,今,安倍内閣が国家安全保 **障会議というところでですね、憲法9条の改定から始まり、集団的自衛権の問題、また、先週** 12日には、武器輸出三原則の全面的な見直しを行うと発表しました。安倍首相としては、昨年 から今年にかけて、中近東とかアフリカ諸国に外遊で行っていますが、その中で、軍事産業の 三菱重工ですとか、日立製作所、そういったところを12社ですね、同行させてですね、各国と の会談で防衛交流が行われてきていると。まさに武器輸出先への安倍首相のトップセールスを 行っているわけですね。これは、政府の右傾化の動きの中で、今回、この予算の中でのゼロ戦 の模型の製作費, これが1,000トンで42万5,000円。掩体壕の建設費用, これが2,662万2,000円。 こういうとこがありまして、これは予算委員会でも述べましたけれども、やはり事業内容の中 でも、兵器ということが書かれている中で、やはりこれは右傾化の先取りではないかというこ とで、これらのことからですね、平成26年度の阿見町一般会計予算に対して反対をいたします。 続きまして、国民健康保険特別会計と介護保険特別会計、水道事業会計、この3点について ですが、来月から消費税が上がる中、年金等で暮らしているお年寄りの方々は大変な思いをし ていると思います。そういった中で、ゼロ戦とか掩体壕でお金を使うのではなく、そういった 人たちに、少しでも負担感をなくすということが、今、求められているのではないでしょうか。 そういったことで、この平成26年度の阿見町国民健康保険特別会計予算、平成26年度阿見町 介護保険特別会計予算,平成26年度阿見町水道事業会計予算に反対をいたします。

最後に、後期高齢者医療制度ですが、これに関しましては、共産党としましても、高齢者に

対する差別医療だということで、制度そのものに反対をしております。よって、この制度の撤 廃を求めて、この平成26年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算にも反対をいたします。 以上です。

○議長(倉持松雄君) ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(倉持松雄君) なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

反対討論がございましたので、順次採決いたします。

初めに、議案第29号を採決します。

本案についての委員長報告は原案可決であります。議案第29号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長(倉持松雄君) 御異議がありますので、起立によって採決いたします。 本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長(倉持松雄君) 起立多数であります。

よって議案第29号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第30号を採決します。

本案についての委員長報告は原案可決であります。議案第30号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長(倉持松雄君) 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(倉持松雄君) 起立多数であります。

よって議案第30号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第31号を採決します。

本案についての委員長報告は原案可決であります。議案第31号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(倉持松雄君) 御異議なしと認めます。

よって議案第31号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第32号を採決します。

本案についての委員長報告は原案可決であります。議案第32号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(倉持松雄君) 御異議なしと認めます。

よって議案第32号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第33号を採決します。

本案についての委員長報告は原案可決であります。議案第33号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(倉持松雄君) 御異議なしと認めます。

よって議案第33号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第34号を採決します。

本案についての委員長報告は原案可決であります。議案第34号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長(倉持松雄君) 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長(倉持松雄君) 起立多数であります。

よって議案第34号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第35号を採決します。

本案についての委員長報告は原案可決であります。議案第35号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長(倉持松雄君) 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長(倉持松雄君) 起立多数であります。

よって議案第35号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第36号を採決します。

本案についての委員長報告は原案可決であります。議案第36号は、委員長報告どおり可決す

ることに御異議ございませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長(倉持松雄君) 御異議がありますので、起立によって採決いたします。 本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長(倉持松雄君) 起立多数であります。

よって議案第36号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第37号 町道路線の廃止について

議案第38号 町道路線の認定について

○議長(倉持松雄君) 次に、日程第5、議案第37号、町道路線の廃止について、議案第38号、町道路線の認定について、以上2件を一括議題といたします。

本案については、去る3月3日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、 委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告 を求めます。

産業建設常任委員会委員長難波千香子君、登壇願います。

[產業建設常任委員会委員長難波千香子君登壇]

〇産業建設常任委員会委員長(難波千香子君) 続きまして,議案第37号,町道路線の廃止について申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、 採決に入り、議案第37号、町道路線の廃止については、全委員が賛成し、原案どおり可決いた しました。

次に、議案第38号、町道路線の認定について申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、 採決に入り、議案第38号、町道路線の認定については、全委員が賛成し、原案どおり可決いた しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長(倉持松雄君) 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(倉持松雄君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。 これより採決いたします。

議案第37号から議案第38号までの2件についての委員長報告は原案可決であります。本案2件は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(倉持松雄君) 御異議なしと認めます。

よって議案第37号から議案第38号までの2件は、原案どおり可決することに決しました。

請願第1号 「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するため の法律の制定を求める意見書」の採択を求める請願

○議長(倉持松雄君) 次に、日程第6、請願第1号、「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の採択を求める請願を議題といたします。

本案については、去る3月3日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、 委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告 を求めます。

産業建設常任委員会委員長難波千香子君、登壇願います。

[產業建設常任委員会委員長難波千香子君登壇]

○産業建設常任委員会委員長(難波千香子君) 先ほどに続きまして,請願第1号,「容器包装リサイクル法を改正し,発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の採択を求める請願について,審査の経過と結果を報告申し上げます。

初めに、紹介議員より説明を求め、その後、質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、請願第1号、「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の採択を求める請願については、全委員が賛成し、原案どおり採択いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長(倉持松雄君) 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(倉持松雄君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

請願第1号についての委員長報告は採択であります。本案は、委員長報告のとおり採択することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(倉持松雄君) 御異議なしと認めます。

よって請願第1号は、原案どおり採択することに決しました。

請願第2号 要支援者を介護予防給付から切り離すことに反対の請願

○議長(倉持松雄君) 次に、日程第7、請願第2号、要支援者を介護予防給付から切り離す ことに反対の請願を議題といたします。

本案については、去る3月3日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、 委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告 を求めます。

民生教育常任委員会委員長諏訪原実君、登壇願います。

[民生教育常任委員会委員長諏訪原実君登壇]

○民生教育常任委員会委員長(諏訪原実君) 先ほどに続きまして,請願第2号,要支援者を介護予防給付から切り離すことに反対の請願について,審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、紹介議員より説明を求め、その後、質疑を許したところ、質疑なし。質疑を終結し、 討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、請願第2号、要支援者を介護予防給付か ら切り離すことに反対の請願については、賛成者少数により、不採択といたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長(倉持松雄君) 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

4番永井義一君。

○4番(永井義一君) 今の委員会採択での不採択に対する反対討論という形でよろしいわけですかね。青山さん、いいかい。はい。

私も紹介議員としてやらさせていただいたんですけども、この要支援者を介護予防給付から切り離すことに反対する請願ですね。

○議長(倉持松雄君) 4番永井義一君。

- ○4番(永井義一君) はいはい。
- ○議長(倉持松雄君) 賛成なんで、逆じゃないんですか。切り離すことに反対なの。
- ○4番(永井義一君) いや、だから、うん、私もちょっと確認したかったんですけども、委員会採択で、委員会で反対になったよ。

[「この請願に対しての」と呼ぶ者あり]

- ○4番(永井義一君) あ,じゃあ。
- ○議長(倉持松雄君) 請願に対して,切り離すことに。
- ○4番(永井義一君) 委員会採択とは関係なく。
- ○議長(倉持松雄君) 切り離すことを反対するんでしょ,これ。だから,これに反対することは……。
- ○4番(永井義一君) わかりました。じゃあ、この請願に対して賛成という形なんですけど も。
- ○議長(倉持松雄君) 賛成なわけですね。
- ○4番(永井義一君) はい、請願に対してね。
- ○議長(倉持松雄君) はい、いいですよ。
- ○4番(永井義一君) いいですか。すいません。

この請願に対してですね、私は請願を賛成する立場から話させてもらいます。

昨年,国会のほうでプログラム法案というのができまして,医療の問題,福祉の問題,また教育の問題,いろいろ切り捨てられてきます。この間ですね,要支援者1,2ということを,介護予防給付から切り離すということは,予防介護の観点からも,やはりこれはよくないことではないかと。やはり、介護にかかってしまう人をなるべく少なくしようという観点から,やっぱり予防介護というのはあるんじゃないかと思うんで,そういったところからですね,この要支援者を介護予防給付から切り離すことに反対の請願に対して賛成をいたします。

以上です。

○議長(倉持松雄君) ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(倉持松雄君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。 これより採決いたします。

請願第2号についての委員長報告は不採択であります。本案を採択することに御異議ございませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長(倉持松雄君) 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり採択することに賛成の諸君は、起立願います。

[「切り離すことに反対に賛成」「請願に賛成ね」と呼ぶ者あり]

○議長(倉持松雄君) 切り離すことを反対に賛成。

[賛成者起立]

○議長(倉持松雄君) 起立少数であります。

よって請願第2号は、不採択とすることに決しました。

請願第3号 オーケストラと歌おうin Amiの存続を求める請願

○議長(倉持松雄君) 次に、日程第8、請願第3号、オーケストラと歌おうin Amiの存続を 求める請願を議題といたします。

本案については、去る3月3日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、 委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告 を求めます。

民生教育常任委員会委員長諏訪原実君、登壇願います。

[民生教育常任委員会委員長諏訪原実君登壇]

○民生教育常任委員会委員長(諏訪原実君) 先ほどに続きまして,請願第3号,オーケストラと歌おうin Amiの存続を求める請願について,審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、紹介議員より説明を求め、その後、質疑を許したところ、どのくらい費用がかかっているのか。また、年何回活動しているのかとの質疑があり、町の予算で300万円確保してもらっている。本番は1回ですが、3カ月ぐらい前から練習を週3日のサイクルで行っていますとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、練習は何回かされているということですが、年1回の公演で300万というのは、正直高い。もう少し形を変えて、多くの町民に参加できるような環境をつくることが必要なのではないかと思うので、反対しますとの反対討論がありました。

討論を終結し、採決に入り、請願第3号、オーケストラと歌おうin Amiの存続を求める請願については、賛成者少数により、不採択といたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長(倉持松雄君) 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

2番藤平竜也君。

○2番(藤平竜也君) 委員会で述べたとおりではございますが,反対の討論をさせていただきます。

やはり、1回の公演に対し300万円という予算は、少し大きいのではないかと思います。やはり、回数を増やすなど、形を少し変えまして、もっと多くの町民の方が参加できる、そういう環境をつくることが大事だと思い、反対をさせていただきます。

○議長(倉持松雄君) ほかにございませんか。 13番浅野栄子君。

○13番(浅野栄子君) オーケストラと歌おうin Amiの存続を求める請願に賛成討論をさせていただきます。

この企画は、現町長が平成23年5月31日、第1回の阿見町芸術・文化のまちづくり研究会が発足し、そこで、指揮者、声楽家、二期会会員でもある佐藤宏之氏が会長に、そして私が副会長となりました。ここで私、責任の一端ありと感じました。

阿見町の文化・風土を活かしながら、地域に根ざした特色ある芸術・文化を創造するとともに、優れた芸術・文化を身近に鑑賞できるようにするまちづくり。文化の薫り高いまちづくりを目指しているものです。町長の目指すまちです。そこで、オーケストラと歌おうin Amiが誕生したわけです。この誕生には、いろいろな経過があり、佐藤宏之氏が、他市町村――例えば明野町で、この音楽を通して、町の活性化に多大な貢献をした明野町が歌を通して町民の盛り上がり、活気が出て、文字どおり文化の薫り高い町へと変わっていったということで、天田町長が、我が町も文化の薫り高いまちへという願いがあり、芸術・文化のまちづくりとして、阿見町の実現になったわけであります。

しかして、明野町の予算は3,000万、人口2万人として。そうすると、4万7,000人の阿見町は7,000万となるそうです。

オーケストラ,この文化の薫り高い,格調高い響き,東京でオーケストラを見つけて依頼したら,楽団と交渉し,実現するまで,どれだけの日程と費用がかかるでしょうか。その目当てが町内にあるという,こんな幸運はないでしょう。一流のオーケストラが一流のホールを一晩借りるだけでも150万から250万はかかるそうです。それ以上に負担が大きいのが,楽団員の給与で,日本音楽ユニオンの2003年調査によると,最高額はN響の年額1,000万,45.3歳,次いで読売日響の767万と,大変高い値段がついております。

また、指揮者は、音楽に関する高度な知識や技術ばかりでなく、卓越した芸術感覚が何より も必要、必須条件として、音楽と楽器に対する深い理解は言うまでもありませんが、作曲家の 意図を酌む想像力や、演奏家たちの才能を引き出す指導性・カリスマ性、団員を圧倒する音楽 性、また、プロデューサーとしてオーケストラを率いる忍耐力など、全ての能力を備えている ことが不可欠だと言われています。このようなことから、総理大臣になるより指揮者として成功するほうが難しいとも言われております。こういうすばらしい人材が阿見にいるわけです。世界、イタリア、フランスなど、世界の国々で指揮者として活動されている佐藤氏のもとで、高尚なオーケストラが身近に聞ける、そして一緒に歌えるとなれば、歌に関心のある町民は、本当に幸せ気分です。

この企画がなくなってしまうのは、本当に残念です。続けてほしいという方も数多くおり、署名運動もあり、400名以上の署名が集まったと聞いております。県知事も大変音楽への造詣が深く、水戸芸術館館長には、かの有名な指揮者小澤征爾氏を任用し、水戸から世界へ、より一層芸術文化を発信してまいりますと宣言しました。阿見町も全国へ向かって芸術文化を発信したらいかがでしょうか。ぜひ、音楽で文化の薫り高い町をつくろうとした原点を思い出し、存続してほしいと思いますので、請願の賛成討論といたします。

○議長(倉持松雄君) ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(倉持松雄君) なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。 これより採決します。

請願第3号についての委員長報告は不採択であります。本案を採択にすることに御異議ございませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長(倉持松雄君) 御異議がありますので、起立によって採決いたします。 本案を原案どおり採択することに賛成の諸君は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長(倉持松雄君) 起立少数であります。 よって請願第3号は、不採択とすることに決しました。

意見書案第1号 容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書(案)

○議長(倉持松雄君) 次に、日程第9、意見書案第1号、容器包装リサイクル法を改正し、 発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書(案)を議題といたします。

本案に対する趣旨説明を求めます。

10番難波千香子君, 登壇願います。

[10番難波千香子君登壇]

○10番(難波千香子君) 先ほどに続きまして,意見書案第1号,容器包装リサイクル法を 改正し,発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書(案)を提出に当たり, 経過と趣旨について御説明いたします。

この意見書(案)につきましては、去る3月12日、産業建設常任委員会で審議した結果、本会議に提出することとなり、本日提案するものであります。

提出者、阿見町議会議員難波千香子。賛成者、阿見町議会議員平岡博、同じく柴原成一、同じく飯野良治、同じく永井義一、同じく野口雅弘。

提案理由は、意見書(案)の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意 見書(案)。

容器包装リサイクル法――「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」は、リサイクルのための分別収集・選別保管を税負担で行うことになっているため、上位法である循環型社会形成推進基本法の3Rの優先順位に反して、リサイクル優先に偏っています。

このため、家庭から出されるごみ総排出量の減量は不十分で、環境によいリユース容器が激減し、リサイクルに適さない容器包装がいまだに使われているのが社会の実態です。

根本的な問題は、自治体が税負担で容器包装を分別収集しているため、リサイクルに必要な 総費用のうち約8割が製品価格に内部化されていないことにあります。このため、容器包装を 選択する事業者には、真剣に発生抑制や環境配慮設計に取り組もうとするインセンティブ―― 誘因が働かず、ごみを減らそうと努力している町民に、負担のあり方について不公平感が高まっています。

今日, 気候変動防止の観点からも, 資源の無駄遣いによる環境負荷を減らすことは急務であり, デポジット制度の導入を初めとした事業者責任の強化が不可欠となっています。

よって、阿見町議会は、我が国の一日も早い持続可能な社会への転換を図るため、政府及び 国に対し、以下のとおり、容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するため の法律を制定することを強く求めます。

記

- 1. 容器包装の拡大生産者責任を強化し、リサイクルの社会的コストを低減するため、分別収集・選別保管の費用について製品化価格への内部化を進めること。
- 2. レジ袋使用料を大幅に削減するため、有料化などの法制化について検討を進めること。
- 3. リユースを普及するため、2Rの環境教育を促進されるようさまざまな環境を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月18日。茨城県阿見町議会。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、環境大臣、経済産業大臣、農林水産大臣、厚生労働大臣、財務大臣、内閣府特命担当大臣一消費者及び食品安全担当であります。

議員各位の御賛同をお願いを申し上げ、御説明といたします。

○議長(倉持松雄君) 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(倉持松雄君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第1号については、会議規則第39条第2項の規定により委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(倉持松雄君) 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(倉持松雄君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。意見書案第1号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(倉持松雄君) 御異議なしと認めます。

よって意見書案第1号については、原案どおり可決することに決しました。

案文の「案」の文字の削除をもって、可決された意見書の配付といたします。「案」の文字 の削除を願います。

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査について

○議長(倉持松雄君) 次に、日程第10、議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の 閉会中における所管事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長並びに特別委員会委員長から閉会中における

所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。本件に御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(倉持松雄君) 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

閉会の宣告

○議長(倉持松雄君) これで本定例会に予定されました日程は、全て終了しました。

議員各位には、終始熱心に審議を尽くされ、ここにその全てを議了し、滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位並びに町長初め執行部各位の御協力に深く感謝申し上げるとともに、この上とも御自愛、御健勝を祈念いたします。

これをもちまして、平成26年第1回阿見町議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。 午後 0時13分閉会 地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 倉 持 松 雄

署名員 紙井和美

署名員 柴原成一

参考資料

平成26年第1回定例会 議案付託表

	議案第9号	阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について 内 総務常任委員会所管事項
	 議案第10号	阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に
	H420/C/10 1 0	関する条例の一部改正について
		内総務常任委員会所管事項
総務常任委員会	議案第18号	阿見町火災予防条例の一部改正について
	議案第19号	阿見町手数料徴収条例の一部改正について
	議案第21号	阿見町震災復興まちづくり基金条例の廃止について
	議案第22号	平成25年度阿見町一般会計補正予算(第4号)
	成米分44万	一一
		P1 松扬市任安良云房目事项
	議案第9号	阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
		内 民生教育常任委員会所管事項
	議案第10号	阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に
		関する条例の一部改正について
		内民生教育常任委員会所管事項
	議案第16号	阿見町社会教育委員に関する条例の一部改正について
	議案第17号	阿見町青少年問題協議会設置条例の一部改正について
	議案第20号	阿見町学校施設耐震化基金条例の廃止について
民生教育	議案第22号	平成25年度阿見町一般会計補正予算(第4号)
常任委員会	MAZIC / VIII V	内民生教育常任委員会所管事項
	議案第23号	平成25年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算(第4
	HX/K/120/J	号)
	議案第27号	⁷ / 平成25年度阿見町介護保険特別会計補正予算(第3号)
	議案第28号	平成25年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3
	HAXVXX170 /J	号)
	請願第2号	ダケ 要支援者を介護予防給付から切り離すことに反対の請願
	請願第3号	女人版名を介設了的相内からの分配することに及れる間隔 オーケストラと歌おうinAmiの存続を求める請願
	HUWX/VIO /J	

	議案第8号	阿見吉原地区企業誘致条例の制定について				
	議案第11号	阿見町工場誘致条例の一部改正について				
	議案第12号	阿見町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制				
		に関する条例の一部改正について				
	議案第13号	阿見町下水道事業審議会条例の一部改正について				
	議案第14号	阿見町水道事業給水条例の一部改正について				
	議案第15号	阿見町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について				
	議案第22号	平成25年度阿見町一般会計補正予算(第4号)				
		内 産業建設常任委員会所管事項				
産業建設	議案第24号	平成25年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算(第4				
常任委員会		号)				
	議案第25号	平成25年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算(第				
		2号)				
	議案第26号	平成25年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算(第				
		4号)				
	議案第37号	町道路線の廃止について				
	議案第38号	町道路線の認定について				
	請願第1号	「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促				
		進するための法律の制定を求める意見書」の採択を求める				
		請願				
	議案第29号	平成26年度阿見町一般会計予算				
	議案第30号	平成26年度阿見町国民健康保険特別会計予算				
	議案第31号	平成26年度阿見町公共下水道事業特別会計予算				
	議案第32号	平成26年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算				
予算特別委員会 	議案第33号	平成26年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算				
	議案第34号	平成26年度阿見町介護保険特別会計予算				
	議案第35号	平成26年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算				
	議案第36号	平成26年度阿見町水道事業会計予算				

閉会中における委員会(協議会)の活動

平成25年12月~平成26年3月

1. 委員会(協議会)の活動

委員会名	月 日	場所	事件
議会運営委員会	2月24日	第2委員会室	・第1回定例会会期日程について ・その他
民 生 教 育常任委員会	2月5日	常陸大宮市牛久市	・学校再編について・新設学校の見学について(ひたち野うしく小学校)
産業建設常任委員会勉強会	1月21日	第2委員会室	・阿見町土砂等による土地の埋立て、盛 土及びたい積の規制に関する条例の改 正について
議会だより編集委員会	12月26日	第2委員会室	・議会だより第139号の発行について ・その他
	1月10日	第2委員会室	・議会だより第139号の発行について・その他
全員協議会	2月7日	全員協議会室	・平成26年度阿見町予算内示について・その他
	2月10日	全員協議会室	・平成26年度行政組織機構の見直しについて・平成25年度阿見町事業仕分けの結果に対する町の方針について・防犯灯LED化整備事業について・阿見町工場誘致条例の一部改正につい

全員協議会	2月10日	全員協議会室	て ・阿見吉原地区企業誘致条例の制定について ・阿見町太陽光発電公共施設屋根貸し事業について ・阿見町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例の一部改正について ・地方公営企業会計制度改正について ・その他
	2月27日	全員協議会室	・議会だより第138号に対する内容証明郵便の対応について・その他

2. 一部事務組合議員活動状況

組合名	月 日	事件	議決結果等	出席者
龍ヶ崎地方衛生	2月5日	出納検査		平岡博
組合	2月25日	第1回定例会 ・龍ヶ崎地方衛生組合議会議長選挙について ・龍ヶ崎地方衛生組合監査委員の選任について ・龍ヶ崎地方衛生組合公平委員会委員の選任について ・平成25年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計補正予算(第2号) ・平成26年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計予算	龍ヶ崎 寿 田 寿 田 村 銀 田 新 田 野 田 野 田 野 田 町 修 決 原案 可 決	平岡博
牛久市·阿見町 斎場組合	2月13日	第1回全員協議会 ・平成26年第1回組合議会定例 会提出予定案件について		佐藤幸明 吉田憲市 川畑秀慈
	2月13日	第1回定例会 ・牛久市・阿見町斎場組合斎場 の設置及び管理に関する条例 の一部を改正する条例につい て ・平成25年度牛久市・阿見町斎場組合一般会計補正予算(第2号) ・平成26年度牛久市・阿見町斎	原案可決 原案可決 原案可決	佐藤幸明 吉田憲市 川畑秀慈

牛久市・阿見町	2月13日	場組合一般会計予算	佐藤幸明
斎場組合			吉田憲市
			川畑秀慈

平成 26 1.件 名 茨生 城場 浅野 場り 年 2 3 5 月 促進するための法律の制定を求める意見書」の採択を求め 整ブ 郡生 阿活 ※ 子 郡生 阿活	整理番号	受年 月 理日	件 名 お よ び 要 旨	提 出 者	紹介議員名	議決結果
21日 名・主 音 容器包装リサイクル法(「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」) は、リサイクルのための分別収集・選別保管を税負担で行うことになっているため、上位法である循環型社会形成推進基本法の3Rの優先順位に反して、リサイクル優先に偏っています。このため、家庭から出されるごみ総排出量の減量は不十分で、環境によいリユース容器が激減し、リサイクルに適さない容器包装が未だに使われているのが社会の実態です。 根本的な問題は、自治体が税負担で容器包装を分別収集しているため、リサイクルに必要な総費用のうち約8割が製品価格に内部化されていないとにあります。このため、容器包装を選出する本者には、真剣に発生抑制や環境配慮設計に取組もうとするインセンティブ(誘因)が働かず、ごみを減らそうと努力している町民には、負担の在り方について不公平感が高まっています。 今日、気候変動防止の観点からも、資源の無駄遣いによる環境負荷を減らすことは急務であり、デポジット制度の導入をはじめとした事業者任の強化が不可欠となっています。ついては、私たちの社会が一日も早く持続可能な社会へ転換するため、下記の事項について請願致します。 (請願事項) 地方自治法第99条の規定に基づき、次の事項を基本とする「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」を、国会及び関係行政庁に提出すること。 1. 容器包装の拡大生産者責任を強化し、リサイクルの	1	成 26 年 2 月 21	「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の採択を求める請願 2.主 旨 容器包装リサイクル法(「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」)は、リサイクルのための分別収集・選別保管を税負担で行うことになっているため、上位法である循環型社会形成推進基本法の3Rの優先順位に反して、リサイクル優先に偏っています。このため、家庭から出されるごみ総排出量の減量は不十分で、環境によいリユース容器が激減し、リサイクルとされるでの容器の表が表がでありまが、表にありまが表がである。とにありまが表に使われているのが社会の実態です。根本的な問題は、自治体が税負担で容器包装を分別収集しているおりまが表にありまが表にあれていないことにあります。このため、リサイクルに必要な総費のます。このため、リサイクルに必要な総費のます。このため、リサイクルをであります。このため、アープを選が表には、真剣に発生抑制や環境配慮設計に取組もうと努力していないことには、負担の在り方についてみを減らそうと努力している町民には、負担の在り方について不公平感が高まっています。今日、気候変動防止の観点からも、資源の無駄遣いによる環境を減らすことは急務であり、デポジッとな可能による環境を減らした事業者任の強化が不可欠とな可能なの事項について請願するにあり、下記の事項について請願すします。 (請願事項) 地方自治法第99条の規定に基づき、次の事項を基本とする「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」を、国会及び関係行政庁に提出すること。	茨城県稲敷郡阿見町鈴木 25 - 127 生活クラブ生活協同組合茨城まち阿見準備会 代表 川口 久美子 他218	野	

		社会的コストを低減するため,分別収集・選別保管の費用		
		について製品価格への内部化を進めること。		
1		2. レジ袋使用量を大幅に削減するため,有料化などの法制		
1		化について検討を進めること。		
		3. リユースを普及するため、2Rの環境教育を促進される		
		よう様々な環境を整備すること。		

請願文書表

平成26年第1回定例会

整理番号	受年 月 理日	件名および要旨	提出 者	紹介議員名	議決結果
2	平成26年2月24日	1.件名 要支援者を介護予防給付から切り離すことに反対の請願 2.主 旨 日頃から,住民のいのちと暮らしを守るために御奮闘されていることに敬意を表します。また,私どもの活動に対するご協力に感謝申し上げます。 早速ですが,昨年8月6日に「社会保障制度改革国民会議の報告」が出され,昨年末に「プログラム法」が成立し,通常国会で「法制上の措置」がなされようとしています。特に応じた要支援者にの支援の見直し」をするとも、利用者の多実情に応じた要支援者に介護の見直し」をするとして、これまでの要支援者に介護予防給付のうち,利用者の多援者でおこなうとしています。2015年度から3年かけまでおこなうとしています。2015年度から4年を教量でおこなうとしています。2015年度から6年を教量でおこなうとしています。の種類や価格を裁量でおいます。要支援者に対する介護給付が地域支援事業に移行されたられるため、給付内容で市町村間の格差がつき,介護給付の低下などが懸念されます。今後、高齢者が増える中で、安心して介護給付が受けられるためには、要支援者に対することが必要と考えます。そのため、貴議会として、以下の要請項目を、国に対して、信請願事項) 1.要支援者に対する給付を地域支援事業に移行せず、今までどおり介護予防給付でおこなうよう国に要請してください。	茨城県水戸市城南3‐15‐24 箕輪ビル3F 民医連内 茨城県社会保障推進協議会 代表委員 瀧澤利行 山川文男 榊原徹	永井 義一	

請願文書表

平成26年第1回定例会

整理番号	受年 月 理日	件 名 お よ び 要 旨	提 出 者	紹介 議 員名	議決結果
3	平成26年2月24日	1.件 名 オーケストラと歌おうinAmiの存続を求める請願 2.主 旨 阿見町では「芸術文化のまちづくり」として「オーケストラと歌おうinAmi」の演奏会を4年にわたり開催してきました。 町民の参加も毎回百数十名を超え、会場も満席となり、他の市町村からも聴きに来るまでになっています。また、子供達にも大きな影響を与え、音楽への関心も高まっています。 参加者同士の新しい交流も生まれ、友達もでき「生活に潤いをもたらし、特色ある芸術文化の魅力ある町」になろうとしています。また、これまでの演奏会で培った合唱団の声は、阿見町の友好都市との交流にも大きな役割をはたすことにもなります。 来年度以降もこの演奏会を中止にせず、継続発展させるようここに440筆の署名を添えて請願いたします。 (請願事項) 1.オーケストラと歌おうinAmiを来年以降も継続して実施すること。	茨城県稲敷郡阿見町岡崎2‐11‐1 福田 正	永井 義一・浅野 栄子	